

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
1	静岡地裁	平2(ワ)263号		潜水艇支援調査船沈没事件	潜水艇支援調査船沈没事故により死亡した乗組員らの遺族ら	造船業者	潜水艇支援調査船沈没事故により死亡した乗組員らの遺族らは本件船の建造上の欠陥により生じたものであるとして、造船業者に対して損害賠償を求めた事案。	①本件遭難時の具体的状況。 ②本件遭難の原因及びこれに対する造船業者の責任の有無。	①本件遭難時の具体的状況について遺族らの主張は認められない。 ②遺族ら主張に係る本件遭難の具体的状況を前提とする造船業者の責任は認められない。	総額:87,727,000 原告X1: 54,207,000 原告X2及び同3: 各16,760,000	請求棄却	平成8年3月29日	控訴	0	判例時報1595号 110頁 ウエストロー・ジャパン(1996WLJ PCA0329 0016)	
2	大津地裁	平3(ワ)392号		大津自動車事故負傷事件	自動車運転者及び自動車所有者	自動車製造業者及び自動車販売業者	自動車の衝突事故について、同自動車の運転者及び所有者が、本件自動車の製造業者に対しては製造物責任としての損害賠償を求め、自動車販売業者に対しては整備上の過誤があったとして損害賠償を求めた事案。	①本件自動車の走行中に異常が発生したか否か。 ②ナット等が本件事故当時に本件自動車から脱落していたか否か。	①本件自動車の走行中に異常が発生したとは認められない。 ②ナット等が本件事故当時に本件自動車から脱落していたとは認められない。	総額:5,176,347 原告自動車運転者:762,356 原告自動車所有者:4,413,991	請求棄却	平成8年2月9日	控訴	0	判例タイムズ918号186頁 判例時報1590号127頁 ウエストロー・ジャパン(1996WLJ PCA0209 0002)	
3	大阪地裁	平3(ワ)1716号		テレビ出火炎上事件(大阪市)	テレビからの出火による火災事故で死亡した被害者の両親2名	テレビ製造業者	テレビからの出火による火災事故で、娘と財産を失った両親が、製造業者に対し、製造物責任等に基づき損害賠償を求めた事案。	①製造業者の債務不履行責任の有無(製造業者との間で契約責任が認められるか否か)。 ②不法行為責任(製造物責任)の有無。	①本件両親と製造業者との間に直接の契約関係はなく、安全配慮義務違反も認められないから、債務不履行責任は認められない。 ②本件テレビの通常有すべき安全性とは、通常の合理的利用期間内に通常の方法で利用している限り発火事故を起こさないような安全性を意味するところ。本件テレビは、本件両親が、その合理的利用期間内に通常の使用法で使用していたにもかかわらず出火し、その結果本件火災に至ったといえるから、本件テレビは通常有すべき安全性を欠如していたといえ、製造業者には安全性確保義務違反の過失が推認され、同推認は覆らないとして、不法行為責任を認めた。	総額:95,650,646 原告父: 52,494,878 原告母: 43,155,768	一部認容	平成9年9月18日	控訴	総額:22,000,000 原告X1及び同2: 各11,000,000	判例タイムズ992号166頁 ウエストロー・ジャパン(1997WLJ PCA0627 0003)	
4	名古屋地裁	平4(ワ)774号		歩行型耕種機胸郭部圧迫死亡事件	農業用機械を使用した女性の遺族3名	農業用機械製造販売会社	女性が歩行型耕種機を使用して農作業に従事中、後退を停止させる装置である主クラッチバーを事前に引いて「切」に合わせようとしたが合わせることができず、後退を続ける本件機械と木の間に身体を挟まれ、本件機械の金属製バー部分による身体圧迫により胸部挫傷等の傷害を負って死亡したため、本件機械は、緊急時において十分機能しうる停止装置を備えておらず、通常有すべき安全性を欠如しているなどとして、死亡女性の遺族が本件機械の製造販売会社に対して不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件機械は、緊急時において十分機能しうる停止装置を備えておらず、通常有すべき安全性を欠如しているか否か。 ②本件機械の危険性、明瞭な操作方法などを記載した取扱説明書の作成及び警告ラベルの表示等をなすべき注意義務の有無。	①本件機械に設置された停止装置を機能させて本件事故発生を回避することは容易であって、停止装置が備えられた本件機械について通常の安全性を欠如したとはいえず、本件機械の製造会社において緊急停止装置設置の措置を採るべき注意義務があったといえることはできない。 ②死亡女性は本件機械の後退使用時における危険性を認識しており、また、本件機械の取扱説明書には使用上の注意に関する記述があったことなどによれば、本件機械の製造会社が取扱説明書の記述を超えた警告表示等の措置を採るべき注意義務があったといえることはできない。	総額:31,120,200 原告1~3:各 10,373,400	請求棄却	平成11年9月10日	控訴	0	判例時報1718号 108頁 ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0091 00002)	
5	東京地裁	平4(ワ)1523号		薬害事件(L-トリプトファン事件)	製薬会社(ドイツ法人)	原材料供給業者	原材料供給業者が製造するエル・トリプトファンの供給を受け、これを原材料として医薬品を製造・販売していたドイツ法人である製薬会社が、本件原材料含有医薬品等を摂取した消費者に肝臓球増加筋肉症候群(EMS)が発生するなどして損害を被ったとして、本件供給業者に対し、損害賠償を求めた事案。	(主位的-債務不履行) ①準拠法はドイツ法か日本法か。 ②製造方法開示義務、製造工程変更通知義務につき合意、義務違反の有無。 ③義務違反と病発生との因果関係の有無。 ④供給業者の過失の有無。 (予備的-不法行為) ①準拠法はドイツ法か日本法か。 ②ドイツ民法823条による不法行為に基づく請求の要件該当性。	(主位的-債務不履行) ①契約責任の要件、立証責任はドイツ法が準拠法となり、表見証明、一応の推定の理論の適用は日本法が準拠法となる。 ②製造方法開示義務につき合意はないが、製造工程変更通知義務については合意が認められ、供給業者の同義務違反が認められる。 ③EMSの症状発現に直接関与するとされる汚染物質が本件原材料に混入する原因と推認される製造工程の変更につき、供給業者が通知したとしても、製薬会社が本件原材料の利用を停止したとはいえず、通知義務違反と損害との間の因果関係はない。 ④は判断せず。 (予備的-不法行為) ①不法行為要件につき、ドイツ法及び日本法の各要件充足が必要。 ②製造工程変更通知義務違反は不法行為法上の危険回避義務違反に当たるもの、同義務違反と損害との間の因果関係はないから、不法行為は成立しない。	44,386,614.26(マルク)	請求棄却	平成10年5月27日	控訴	0	判例時報1668号89頁 ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0527 0007)	
6	東京地裁	平4(ワ)11828号		ワープロ出火事件	火災被害者及び被害会社	ワープロ製造会社、販売会社及び接続コード製造会社	火災被害者会社の代表者である火災被害者及び被害会社が、被害者自宅兼被害会社事務所で使用していたワープロにつき、同ワープロの販売会社、製造会社、接続コード製造会社に対し、接続コードの破損損傷によるショート、ワープロ本体内部のフライバックトランス等の異常により出火したとして、共同不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	本件火災の出火箇所は本件接続コード又は本件ワープロ本体であるか否か。	火災被害者の本件火災発生時の状況に関する供述、出火原因調査、複数の鑑定意見書等から判断すると、本件火災の出火箇所が本件接続コード又は本件ワープロ本体であると認めるとはできない。	総額:100,000,000 原告被害者: 20,000,000 原告被害会社: 80,000,000	請求棄却	平成11年3月29日	控訴	0	判例時報1677号82頁 ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA03290 003)	訴訟リストNo.42の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
7	福島地裁郡山支部	平6(ワ)278号・平5(ワ)473号		機の横転による死亡事件	死亡した幼児の両親	家具製造業者及び家電販売業者	家電販売店に設置された機が横転し、その下敷きとなり死亡した幼児の両親が、機の製造業者及び機を店舗内に設置していた家電販売業者に対して、それぞれ損害賠償を求めた事案。	①本件機に安全性上の欠陥があったか否か。 ②家電販売業者に安全管理上の過失があったか否か。	①本件機の安全性上の欠陥はなく、また、本件機の製造業者に、本件機の使用方法等についての警告、指示、説明義務があったとは認められずして製造業者の責任を否定した。 ②家庭用電機製品の販売店舗内において通常予想される事態を超えた事態まで想定した上で、本件機を固定して横転の危険性を回避すべき義務まであったとはいえないとして、家電販売業者の責任を否定した。	総額:26,484,722 原告父:13,242,361 原告母:13,242,361	請求棄却	平成7年7月25日	控訴	0	判例タイムズ893号205頁 判例時報1552号103頁 ウエストロー・ジャパン(1995WLJ PCA0725 0001)	
8	東京高裁	平5(ホ)475号		自動車事故負傷事件	自動車運転者(一審原告)	自動車製造業者(一審被告)	自動車事故を起こした運転者が、同車の自動速度制御装置及びブレーキ倍力装置の欠陥があったとして、自動車製造業者に対して損害賠償を求めた控訴審の事案。	①自動速度制御装置に瑕疵があったか否か。 ②エンジン負担利用補助倍力装置にサーボ故障(ブレーキ倍力装置の欠陥)があったか否か。	①自動速度制御装置に瑕疵はない。 ②ブレーキ倍力装置に欠陥はなかった。	30,000,000	控訴棄却	平成8年2月29日	確定	0	判例タイムズ924号228頁 ウエストロー・ジャパン(1996WLJ PCA0229 0008)	
9	大阪地裁	平5(ワ)12535号・平8(ワ)4262号		混合ワクチン(MMR)予防接種禍事件	甲事件原告:乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMR)予防接種しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMR)の予防接種の副作用により死亡した被害児1、2の各両親 乙事件原告:MMR予防接種の副作用により後遺障害を負った被害児及びその両親	各事件被告:ワクチン製造者及び国	乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMRワクチン)の予防接種を受け、副反応により死亡した被害児1、2の各両親、重篤な後遺障害を残した被害児及びその両親が、国及びワクチン製造者に対し、損害賠償等を求めた事案。	①ワクチン接種と患者の各症状との間の因果関係の判断基準。 ②MMRワクチン接種と死亡被害児1及び2の死亡との各因果関係の有無。 ③MMRワクチン接種と後遺障害被害児の病態との因果関係の有無。 ④製造者及び国の過失の有無。 ⑤損失賠償の可否。 ⑥消滅時効の成否。	①訴訟上の因果関係の立証は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるものであることを必要とし、かつそれで足り、その判断には記録上現れた一切の事情を総合考慮すべきであり、具体的には各被害児らのMMRワクチン接種までの生体状況、MMRワクチン接種後の状況、MMRワクチン接種の副反応等に関する専門的知見等を総合考慮すべきである。 ②死亡被害児1は、母親等から感染したインフルエンザに起因するライ症候群により死亡したから、同人の死亡とMMRワクチン接種との間に因果関係は認められないが、死亡被害児2については、MMRワクチンの接種と病変及び死亡との間に経験則上高度の蓋然性を認めざるを得ないとして、因果関係を認めた。 ③MMRワクチン接種の14日後の異常発生、その後の重篤な病変発生について、後遺障害被害児の髄液からワクチン株由来のムンプウイルスが検出されたこと等から、後遺障害被害児にはMMRワクチン接種によりその病変が生じたことの高度の蓋然性が認められるとして、因果関係を認めた。 ④製造承認を受けた製造方法と異なる製造方法で生ワクチンであるMMRワクチンを製造するという危険な行為をした製造者には、副反応の発生及び重篤結果につき予見可能性があると認め、過失責任を認め、また、国は、ワクチン製造者が薬事法により承認を与えた製造方法を遵守してワクチンを製造するよう監督する条項上の義務を怠り、指導監督義務を尽くさなかったとして、指導監督義務違反による副反応の発生による被害の結果につき予見可能性を認め、過失責任を認めた。 ⑤は判断せず。 ⑥予防接種法16条1項の規定による厚生大臣から受けた認定は、予防接種の違法性とは関係がないから、同認定時点から消滅時効の進行が開始されたとはいえないとして、消滅時効を否定した。	総額:350,000,000 原告死亡被害児1両親及び同被害児2両親:各50,000,000 原告後遺障害被害児130,000,000 原告後遺障害被害児両親:各10,000,000	一部認容	平成15年3月13日	一部確定、控訴	総額:169,328,144 原告死亡被害児1両親:各2 原告死亡被害児2両親:各17,270,350 原告後遺障害被害児:123,787,444 原告後遺障害被害児両親:各5,500,000	裁判所ウェブサイート 判例タイムズ1152号164頁 判例時報1834号62頁 ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0313 0003)	訴訟リストNo.109の第一審。
10	名古屋地裁	平7(ワ)1034号・平6(ワ)4181号		たばこ喫煙害毒事件(1)	受動喫煙によって健康被害等を負ったとする10名	たばこ製造販売業者	たばこ業者がたばこの有害性を十分認識しながらたばこを販売した行為は生命、身体の健康、幸福追求権(人格権)の侵害に当たるとして、受動喫煙によって健康被害等を負ったとする被害者らが、主目的にたばこの製造販売禁止、不法行為に基づく損害賠償を求め、警告表示の欠陥は製造物責任法上の欠陥に当たるとして、予備的に適切な警告表示等を求めるよう求めた事案。	(主目的請求に係る争点) ①受動喫煙の身体に対する影響の有無。 ②差止請求、損害賠償請求の可否。 (予備的請求に係る争点) ①警告表示請求の成否。	(主目的請求について) ①現時点で、受動喫煙が原因で肺がん等が発症するとは必ずしも明確でなく、受動喫煙の健康への影響については今後の研究課題である。 ②間接喫煙による被害者らの被害の程度等によれば、たばこの製造等を差し止めなければ間接喫煙を防止できないとか重大な生命等の被害を防止できないとはいえず、受動喫煙の被害は受動喫煙内であるから、差止請求及び損害賠償請求は理由がない。 (予備的請求について) ①被害者らの受動喫煙による被害は、妨害予防請求権を行使できる程度の被害とか、同被害を受けるおそれがあるものとは認め難く、人格権侵害の立証がないから、製造物責任法の規定等による権利侵害を根拠にする警告表示請求は理由がない。	総額:11,000,000 原告X1～X10:各1,100,000	請求棄却	平成11年3月15日	控訴	0	判例タイムズ1001号205頁 判例時報1674号98頁 ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0315 0001)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
11	東京地裁	平6(ワ)24472号		冷凍庫発火事件	レストラン経営者及びその家族の3名	電気機器製造会社	電気機器製造会社(本件冷凍庫製造者)が製造販売した業務用冷凍庫(本件冷凍庫)から発火し、レストラン店舗兼居室が半焼したとして、レストラン経営者らが、本件冷凍庫製造者に対し、損害賠償を求めた事案。	①本件冷凍庫の欠陥の有無。 ②本件冷凍庫製造者の過失の有無。	①本件冷凍庫は、鋼鉄製であり、本来外部からの火で燃える蓋然性の低いものであるのに冷凍庫それ自体が焼損していること等の間接事実から、本件火災は本件冷凍庫を発生源とすることを推認でき、推認を覆すに足りる反証がされていない上、食材の冷凍保存という本来の使用目的に従って使用されていたにもかかわらず発火したものであるから、本件冷凍庫は、本件火災当時、通常有すべき安全性を有していたといえる上、特段の事情も認められないから、本件冷凍庫製造者により本件冷凍庫が流通に置かれた時点において欠陥が存在していたものと推認すべきである。 ②本件冷凍庫製造者が調査、研究を尽くしてもなお本件火災による損害の発生を予見できなかったと認めるべき特段の事情は存しないから、本件冷凍庫製造者は本件火災による損害の発生について予見可能であったと認められ、本件冷凍庫について流通に置かれた時点において欠陥が認められる以上、本件冷凍庫製造者が本件冷凍庫を流通過程に置くに際して、安全性確保義務の逸失があったものと推定でき、推定を覆すに足りる特段の事情は認められないから、本件冷凍庫製造者には安全性確保義務に違反した過失がある。	総額:32,827,500 原告1:19,513,750 原告2:8,913,750 原告3:4,400,000	一部認容	平成11年6月31日	確定	総額:9,022,500 原告1:3,131,044 原告2:2,959,357 原告3:2,932,099	判例タイムズ1013号81頁 判例時報1687号39頁 金融・商事判例1060号36頁 ウエストロー・ジャパン(1989WLJ PCA00310002)	
12	札幌地裁	平7(ワ)749号		湯沸器不完全燃焼一酸化炭素中毒死事件	湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒で死亡した者の相続人	湯沸器製造販売業者、ガス供給業者、湯沸器設置点検業者2社及びアパート賃貸人	アパートの賃借人が湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒で死亡した事故に関し、その相続人が、湯沸器の製造販売業者に対しては製造物責任に基づき、ガス供給業者及び湯沸器の設置点検業者2社に対しては使用者責任に基づき、賃貸人に対しては賃貸借契約に基づく安全配慮義務違反、民法709条又は同法717条に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件製造業者の責任の有無。 ②本件供給業者の責任の有無。 ③本件点検業者らの責任の有無。 ④本件賃貸人の責任の有無。	①もともと本件湯沸器は、強制排気装置が作動しない場合に排気ふれ防止装置により燃焼が停止される仕組みであったから、本件湯沸器のはんだづけ部分にはんだ割れが生じたことをもって販売時の瑕疵とはいえず、また、販売時から、追加配線が施されていたわけではなく、本件追加配線が施工されることが予想できたとも認められないから、追加配線されたことをもって本件湯沸器の販売当時の瑕疵とは認められないとして、本件製造業者の責任を否定した。 ②本件供給業者は本件湯沸器の使用のため同湯沸器の安全性を確認点検する注意義務を負っていたにもかかわらず、本件湯沸器に追加配線がされていることや、コントロールボックスの制御基板のはんだづけ部分にはんだ割れが生じ、ないし、生じるおそれがあることを発見できなかった過失により本件事故を生じさせたといえるから、本件供給業者は賠償責任を負う。 ③本件点検業者のうち1社は本件湯沸器を設置したものであるが、設置当時本件湯沸器に瑕疵があったとは認められず、その後、同社が本件改造に関与し、あるいは本件改造を発見できたとの事実も認められない上、残る1社が本件湯沸器の設置や修理点検に関係した事実も認められないから、本件点検業者2社に賠償責任は認められない。 ④本件賃貸人は、本件賃貸人に対して賃貸した本件居室における安全配慮義務(安全配慮義務)を負うものの、点検を依頼した専門業者の点検に疑問があると認識できるような特段の事情がない本件では、ガス設備に関する専門業者に依頼することでガス設備に関する安全性を確保する義務は履行されたといえるから、本件賃貸人に過失は認められず安全配慮義務違反による賠償責任は認められない上、本件湯沸器は土地の工作物とはいえず、本件賃貸人の占有物と認められるから、民法717条の責任もない。	87,857,782	一部認容	平成10年7月28日	控訴	54,018,136	判例タイムズ1040号247頁 ウエストロー・ジャパン(1989WLJ PCA07280009)	訴訟リストNo.30の第一審。
13	東京地裁	平7(ワ)2328号		菓子袋の角による目の負傷事件	未開封の菓子袋の角が目に入った者	菓子製造販売業者	乳児が手にしていた未開封の菓子袋の角が原告の右目に当たって負傷したことに伴って損害賠償を求めた事案。	菓子袋としての安全性を欠いた欠陥の有無。	本件袋は、乳児が袋を手を持って遊ぶことを通常予想して製造販売されるものとはいえないのみならず、本件袋が消費者の手で開封されるまでの間に、菓子袋本来の用法とは無関係の事態を予想して包装の材質・形状を工夫したものでなければ、安全性を欠いた欠陥はないとして、菓子製造業者の責任を否定した。	5,000,000	請求棄却	平成7年7月24日	控訴	0	判例タイムズ903号168頁 ウエストロー・ジャパン(1995WLJ PCA07240002)	
14	東京地裁	平9(ワ)468号・平7(ワ)3446号		ハチンコ店火災事件	第1事件原告:ハチンコ経営会社 第2事件原告:損害保険会社	各事件被告:総合電機製造会社	第1事件:ハチンコ店において発生した火災事故は総合電機製造会社が製造した空調機内部からの出火が原因であるとして、ハチンコ経営会社が、製造会社に対し、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。 第2事件:ハチンコ経営会社が製造会社に対し結果を不法行為に基づき損害賠償請求権を保険会社が保険代位により行使した事案。	本件火災の出火原因(本件火災は本件空調機内部から出火したか否か)。	消防署作成の出火原因判定書が、本件火災の原因につき空調機内部から出火したものと判定したことについては、合理性を欠く一方、本件火災が、天井に設置されたダウンライト等の短絡出火により発生したものであるとの製造会社の推論は、その可能性を肯定すべき合理性を有する上、実験結果と関係者の供述を基にした本件火災の状況を比較すると、本件火災が本件空調機内部から出火したものであるということについては、通常人が疑いを差し挟む余地が十分にある。	第1事件請求額:402,884,007 第2事件請求額:379,591,656	請求棄却	平成14年1月16日	0	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA01160008)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
15	新潟地裁長岡支部	平7(ワ)287号	平成7年12月24日	紙バック容器負傷事件	レストラン経営者	ストレートティー製造会社、バック製造会社	レストラン経営者が業務用ストレートティーを開ける際に、その抽出口で左手親指にカミリで切ったような長さ15ミリ、深さ1〜2ミリの傷を負ったとして、ストレートティー製造会社及びバック製造会社に対し、共同不法行為及び製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①製造物責任法の適用の有無。 ②本件容器による受傷の有無。 ③本件容器及び本件商品の欠陥の有無、共同不法行為の成否。	①本件経営者が主張する本件受傷に係る本件容器のうちの1個(当該容器)の引渡し時期は製造物責任法施行日前といえるから、当該容器の欠陥につき、製造物責任法は適用されない。 ②本件経営者が受傷した事実は認められるもの、鑑定などによれば、当該容器により本件経営者が受傷したとは推定できないことなどから、本件経営者の怪我と本件容器との関連性、因果関係を認めることはできず、本件容器により受傷したとは認められない。 ③は判断せず。	910,000	請求棄却	平成11年9月8日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0908 6006)	訴訟リストNo.45の第一審。
16	山口地裁下関支部	平8(ワ)20号		漁船ソイルタンク中毒死亡事件	漁船所有会社及び船舶用浄化槽製造会社	ソイルタンク修理中に硫化水素中毒により死亡した被害者の遺族ら2名	ソイルタンク修理中に硫化水素中毒により死亡した被害者の遺族らが、漁船の所有会社及び本件ソイルタンクを設計、製造した製造会社に対し、主目的に共同不法行為に基づく損害賠償を、予備的に、所有会社に対し、安全配慮義務違反による損害賠償を求めた事案。	①本件事故の原因。 ②所有会社及び製造会社の責任。 ③過失相殺の可否。	①本件事故は、本件船舶の消毒室排気弁、接触酸化槽排気弁及び仕切弁の各取替による本件ソイルタンクの不具合に起因するもので、同タンク内の汚泥水から致死量の硫化水素ガスが発生したことにより被害者がガス中毒によって死亡したものである。 ②本件事故は、硫化水素発生危険性につき本件船舶の安全担当者に十分な安全教育を施さなかった所有会社の組織としての落ち度と安全担当者の不適格性があり生じたものであるとして、同社の不法行為責任を認める一方、本件ソイルタンク自体に当初から設計・構造上の欠陥があったとはいえないなどとして、製造会社の不法行為責任を否定した。 ③異常事態発生にもかかわらず、担当者に報告をせず漫然と作業を継続しようとして本件事故に遭遇した被害者にも若干の過失があったとして、10%の過失相殺を相当とした。	総額:83,156,292 原告X1及び同2:各41,578,146	一部認容	平成13年4月23日	控訴	総額:54,926,938 原告X1及び同2:各27,463,469	判例時報1767号 ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0423 0006)	
17	横浜地裁	平8(ワ)982号		血液製剤移植片対宿主病(GVHD) 対症薬投与死亡事件	手術等に際して輸血を受けた患者の遺族ら3名	血液製剤の供給等を行う法人Y1、患者が手術を受けた病院を開設、経営する医療法人Y2及び医療法人Y2の理事長Y3	冠動脈バイパス手術等に際して輸血を受けた患者が手術から25日後に移植片対宿主病(GVHD)により死亡したことについて、患者の遺族らが、輸血として投与された濃厚血小板に放射線照射をしなかったことによりGVHDが発生し、これが原因で患者が死亡したものであるとして、放射線照射をしない血液製剤を供給した法人Y1に対し不法行為責任、照射をしない血液製剤を輸血した医療法人Y2及び医療法人の理事長Y3に対し診療契約上の債務不履行ないし不法行為責任に基づく損害賠償をそれぞれ求めた事案。	①血液製剤供給法人Y1について輸血に供給される血液製剤に放射線を照射すべき義務の有無。 ②医療法人Y2及びその理事長Y3について輸血に供給される血液製剤に放射線を照射すべき義務の有無。 ③血液製剤供給法人Y1について輸血後GVHDに関する警告表示義務の有無。	①血液製剤に放射線照射をすべきか否かは、医療行為として医療現場における担当医師の判断に任せられるべきであるから、Y1において、血液製剤に放射線照射すべき法的義務及びY2に照射をした血液を供給すべき法的義務があるとはいえない。 ②少なくとも本件患者のようなハイリスク患者に輸血をされる際は、放射線照射を実施すべきか否かを判断すべき注意義務があるところ、本件患者の主治医は本件手術当時、本件放射線照射の必要性の判断を怠った過失があり、その結果、放射線照射が実施されない血液製剤が本件患者に輸血されたことにより患者が死亡したから、主治医の過失と本件患者の死亡との間には相当因果関係があり、Y3は主治医の使用を受けて、又は死亡患者の遺族らと診療契約を締結した当事者として、またY2は、債務を承継したものととして、遺族らに対し損害を賠償する義務を負う。 ③Y2及び主治医は、輸血後GVHDの危険性及びその予防法につき十分な知見と認識を有していたにもかかわらず同医師の判断で本件患者の輸血血液に放射線照射をしなかったのであるから、Y1が輸血後GVHDの危険性についての警告表示義務を怠ったとはいえないのみならず、義務違反があったとしても、これによって本件輸血後GVHD発症との因果関係も認められない。	総額:69,044,540 原告1:34,152,270 原告2:17,446,135 原告3:17,446,135	一部認容	平成12年11月17日	確定	総額:50,154,144 原告1:25,077,072 原告2:12,538,536 原告3:12,538,536	判例時報1749号70頁 ウエストロー・ジャパン(2000WLJ PCA1117 0004)	
18	名古屋地裁	平8(ワ)1180号		たばこ喫煙者毒害事件(2)	能動喫煙又は受動喫煙によって健康被害等を受けたとする4名	たばこ製造販売業者	たばこ業者がたばこの害悪を警告せず、喫煙者をたばこ依存症に陥らせた行為は生命、身体、健康、幸福追求権(人格権)の侵害に当たるなどとして、能動喫煙又は受動喫煙によって健康被害等を受けたとする被害者らが、主目的にたばこの製造販売禁止及び損害賠償を求め、たばこには警告表示の欠陥という製造物責任法上の欠陥があるとして、予備的に適切な警告表示を求めた事案。	(主目的請求に係る争点) ①たばこの有害性。 ②被害者らの権利侵害の有無。 (予備的請求に係る争点) ③警告表示請求の成否。	(主目的請求について) ①長期間の能動喫煙が身体、健康に対して各種の悪影響を及ぼす危険性があるとの認識は、ほぼ一般化しているものと認められる一方、受動喫煙は現状まだ十分にその危険性が解明されておらず、被害者ら主張のたばこ依存症が疾病として一般に認知されているとはいえないとした。 ②各被害者らの疾病とたばこ煙の関係は不明であり、たばこ依存症なる疾病に患して禁煙が達成できない事実も認められないから、因果関係は認められない。 (予備的請求について) ①たばこ業者による被害者らの権利侵害が立証されない以上、製造物責任法等の各規定や法理等から何らかの請求権の発生を認めるべき余地はない。	総額:4,000,000 原告X1:1,000,000 原告X2:1,000,000 原告X3:1,000,000 原告X4:1,000,000	請求棄却	平成10年11月13日	控訴	0	判例タイムズ1025号247頁 ウエストロー・ジャパン(1998WLJ PCA1113 0006)	
19	さいたま地裁	平9(ワ)1719号・平8(ワ)1197号		集塵機出火炎上事件	本訴原告:PL保険契約を締結した保険会社 反訴原告:PL保険契約上の被保険者の地位を取得した機械製造販売業者	本訴被告:PL保険契約上の被保険者の地位を取得した機械製造販売業者 反訴被告:PL保険契約を締結した保険会社	機械製造販売業者が製造販売した集塵機の納入先で発生した火災事故につき、同事故発生原因として中小企業PL保険契約に基づく保険金請求が発生しているが客がその権利、保険会社が本件業者に対して債務不存在確認を求めた(本訴)、本件業者が保険会社に対して保険金の支払を求めた(反訴)事案。	①本件火災が本件集塵機の内部からの発火により発生したものであるか否か。 ②本件集塵機の内部発火は本件集塵機の欠陥によるものか否か。 ③本件保険契約に基づく保険金請求の要件充足の有無。	①本件火災は、本件集塵機の内部発火の原因として発生したものであると認める余地はない。 ②③は判断せず。	本訴請求額:0 反訴請求額:300,000,000	本訴請求認容、反訴請求棄却	平成13年9月28日	確定	本訴認容額:0 反訴認容額:0	裁判所ウェブサイトに判例タイムズ1088号230頁 ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0928 0013)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
20	名古屋地裁	平8(ワ)1423号・平7(ワ)4179号		航空機墜落事故死傷事件	死亡した乗客・乗員の遺族及び生存被害者1名の計236名	事故機運航会社(台湾法人)及び事故機製造会社(フランス法人)	台北から出発した旅客機が目的地である名古屋空港への着陸降下中、同空港誘導路付近着陸帯内に墜落して機体が大破し、乗客及び乗員が死傷し、手荷物等が滅失した事故について、死亡した乗客及び乗員の遺族並びに生存被害者1名が、事故機運航会社(台湾法人)に対しては、ワルソー条約17条、18条による損害賠償請求権又は不法行為に基づき、事故機製造会社(フランス法人)に対しては、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件運航会社に対する国際裁判管轄の有無。 ②本件製造会社に対する国際裁判管轄の有無。 ③本件運航会社のワルソー条約17条、18条に基づく責任の有無。 ④本件運航会社の不法行為責任の有無。 ⑤本件事故機の設計の欠陥の有無。 ⑥本件事故機の警報の欠陥の有無。	①本件事故被害者の本件運航会社との運送契約につき、ワルソー条約の適用があり日本以外の国が管轄地となる場合であっても、本件運航会社にとって、併合審判がされることで多くの国で応訴する負担が減少することからすれば、ワルソー条約は併合管轄の原因とする国際裁判管轄につき一般の国際裁判管轄法理に委ねているといえるから、民訴法上の併合請求の裁判管轄が日本にあり、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという民訴訴訟の基本理念に合致する事情のある本件では、日本の裁判所に国際裁判管轄があるといえることができる。本件運航会社との運送契約につきワルソー条約の適用がない場合であっても、不法行為地は日本であるから、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという民訴訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情のない本件では、日本の裁判所に国際裁判管轄があるといえる。 ②本件製造会社に対する訴えは本件事故機に欠陥があったとして製造物責任に基づく損害賠償を請求するものであり、不法行為に関する訴えに該当するところ、本件における不法行為地は日本国内であるから、裁判管轄は日本にあると認められ、わが国の国際裁判管轄を認めることによりかえって当事者間の公平、裁判の適正・迅速といった民訴訴訟の理念に反する結果を生ずることとなるような特段の事情は認められないとして、国際裁判管轄を認めた。 ③本件事故による損害は、本件運航会社乗員の無謀かつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為により生じたことと認められるから、改正ワルソー条約25条の適用により、本件運航会社は本件事故により生じた損害全額を賠償する責任がある。 ④本件運航会社との間の運送契約に改正ワルソー条約の適用がない場合であっても、本件事故は本件運航会社乗員の無謀かつ損害の生ずるおそれがあることを認識して行った行為によって生じたものであることが認められるのであるから、本件運航会社の過失及びその過失と損害との因果関係は当然に認められ、本件運航会社は不法行為責任を負う。 ⑤本件事故機に設計の欠陥があるといえるか否かについては、資格を有する者であれば当然有する操縦に関する最低限の基本的知識及び技能に基づいて操縦されることを前提にして、通常有すべき安全性を欠いているかどうかによって判断すべきところ、本件事故機の採用する設計が内包するアウトオブトリムの状態を招くような危険は、航空機の意図する重大な結果を生ずる可能性のあるもの、そのような重大な結果に至る弊害は極めて低く、通常は、操縦に関する最低限の基本的知識及び技能を有する者であれば重大な結果を防止することも可能であるから、本件設計が欠陥であるといえることはできない。 ⑥本件事故機は、操縦軸の重さがアウトオブトリムの状態の発生を示すものであるところ、アウトオブトリムの状態を知らせる方法としては十分なものであるというべきであり、また、操縦軸の重さがアウトオブトリムの状態を操縦士に知らせる最も直接的で有効な警告であるといえることから、本件事故機は通常有すべき安全性を有しており、本件事故機について、機体がアウトオブトリムに陥るような危険な状態を操縦士に的確に伝達する機能が欠けているという欠陥は認められない。	総額：19,617,692,964円 当事者多数につき内訳省略	一部認容	平成15年12月26日	控訴	総額：5,032,974,414円 当事者多数につき内訳省略	判例時報1854号63頁 ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA1226 0002)	訴訟リストNo.115の第一審。
21	名古屋地裁	平8(ワ)1433号		航空機墜落死亡事件	航空機墜落事故で死亡した者の妻子	航空会社及び航空機製造会社	墜落して大破した航空機に搭乗して死亡した者の妻子が、航空会社に対しては、事故機の乗員の過失により墜落したとして不法行為に基づく損害賠償を、航空機製造会社に対しては、本件事故機には欠陥があるとして製造物責任に基づく損害賠償を求めた事案。	①製造会社に対する訴えの国際裁判管轄の有無。 ②航空会社の不法行為責任の有無。 ③改正ワルソー条約22条の責任制限規定の適用の有無。 ④製造会社の責任の有無。	①不法行為地が我が国であることは明らかであり、わが国の国際裁判管轄を認めることかえって当事者間の公平、裁判の適正・迅速といった民訴訴訟の理念に反する結果を生ずるような特段の事情は認められないとして、製造会社に対する訴えにつき我が国の国際裁判管轄を認めた。 ②航空会社及び本件乗員らが、損害防止に必要なすべての措置をしたこと又は同措置をすることが不可能であったことを証明したとはいえないから、ワルソー条約17条所定の過失推定は覆らないとした上で、本件事故及び損害は、副操縦士の運転行為により生じたとして因果関係を認め、航空会社の不法行為責任を認めた。 ③副操縦士の運転行為は、無謀にかつ損害の生ずるおそれがあることを認識して行った行為といえ、改正ワルソー条約25条が適用されるから、同条約22条の責任制限規定は適用されない。 ④本件設計は他の採りうる設計と比較しても不合理的とはいえず、最も直接的で有効な警告機能も認められることなどから、本件事故機に欠陥は認められない上、製造会社としては、本件副操縦士がしたような異常で無謀な過失行為の発生まで考慮して航空機の安全を確保するよう設計、製造をすべき義務はないとして、同社の責任を否定した。	総額：335,879,170円 原告X1：170,484,585円 原告X2：165,394,585円	一部認容	平成16年9月27日		総額：177,088,636円 原告X1：83,068,028円 原告X2：94,020,608円	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン(2004WLJ PCA0527 9001)	
22	東京地裁	平8(ワ)8323号		テレビ出火炎上事件(足立区)	火災で子供を亡くした両親2名及び家財保険契約を締結した保険会社	テレビ製造業者及び販売業者	マンション屋上の火災により子供を亡くし家財等を焼失した両親及び保険会社が、本件火災は製造業者が製造し販売業者が販売したテレビによる発火が原因で生じたとして、損害賠償を求めた事案。	①テレビが出火原因か否か。 ②製造業者及び販売業者の注意義務違反による債務不履行責任の有無。 ③製造業者及び販売業者の安全確保義務違反による不法行為責任の有無。	①本件テレビ自体が発火した差延性が高いとは認められない上、本件テレビの取付付近で遊んでいた亡くした子の弄火により本件火災が発生したと窺わせる諸事情が認められるから、本件火災が本件テレビの発火によるものとは推認できない。 ②③は判断せず。	総額：115,964,552円 原告X1：56,220,782円 原告X2：54,729,230円 原告X3：5,014,540円	請求棄却	平成10年3月23日	控訴	0	判例時報1651号92頁 ウエストロー・ジャパン(1988WLJ PCA0323 0006)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
23	津地裁四日市支部	平9(ワ)1号		自動車エンジン発火炎上事件	自動車所有会社及び同自動車運転者	自動車販売業者	自動車所有会社が自動車販売業者から購入した自動車につき、運転者がエンジンをかけたまま仮眠したところ、同車から出火したため、所有会社と運転者が損害賠償を求めた事案。	①本件車に欠陥があり、販売業者に債務不履行責任、不法行為責任があるか否か。 ②販売業者は説明・警告義務違反による債務不履行責任、不法行為責任を負うか否か。	①本件火災は、運転者が飲酒のうエンジンをかけたまま運転席で寝込んでしまったという異常な使用に起因するものであるから、本件車に欠陥は認められないとして、販売業者の各責任を否定した。 ②飲酒のうエンジンをかけたまま寝込んだ場合、危険であることは明らかであるから、販売業者が警告すべき義務を負うものではないとして、販売業者の各責任を否定した。	総額:10,000,000 原告所有会社: 7,000,000 原告運転者: 3,000,000	請求棄却	平成10年9月29日	確定	0	金融商事判例1057号46頁ウエストロー・ジャパン(1989WLJ PCA0929 0001)	
24	大阪地裁堺支部	平9(ワ)28号	平成9年1月16日	学校給食O157食中毒死亡事件	学校給食を喫食して死亡した児童の両親	市	市の設置管理する小学校に在学していた児童が、学校給食を喫食した結果、病原性大腸菌O157に感染して死亡したとして、死亡した児童の両親が市に対して製造物責任法3条、債務不履行責任、国家賠償法1条ないし民法29条3項の類推適用に基づく責任等を原因として、損害の賠償を求めた事案。	市の責任原因の有無。	学校給食が学校教育の一環として行われ、児童側にこれを食べない自由が事実上なく、何らかの瑕疵等があれば直ちに生命・身体へ影響を与える可能性があること等からすれば、学校給食について、児童が何らかの危険の発生を甘受すべきとする余地はなく、学校給食には極めて高度な安全性が求められており、学校給食の安全性の瑕疵によって食中毒を始めとする事故が起れば、給食提供者の過失が強く推定されること、本件児童に提供された給食は提供時点においてO157に汚染されており、その安全性に瑕疵があり、それを喫食したことによって本件児童は死亡したのであるから、市には過失が推定され、他に過失の推定を覆すに足りる証拠はないとして、市に国家賠償責任を認めた。	総額:77,704,204 原告父: 38,852,102 原告母: 38,852,102	一部認容	平成11年9月10日	確定	総額:45,379,352 原告父: 22,689,676 原告母: 22,689,676	判例タイムズ1025号66頁ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0910 0001)	
25	和歌山地裁	平9(ワ)26号	平成9年1月22日	プロパンガス漏れ火災事件	全焼した自宅所有者	プロパンガス装置設置供給業者	ガスボンベ工事における過失により、ガスコンロに点火したところ元栓口付近から火が広がり、戸外ガスボンベが爆発して自宅が全焼したとして、自宅所有者が、本件工事を行ったプロパンガス装置設置供給業者に対し、債務不履行責任、製造物責任等のいずれかに基づく損害賠償を求めた事案。	①火災原因。 ②債務不履行責任の有無。 ③土地工作物責任の有無。 ④製造物責任の有無。 ⑤使用者責任の有無。	①本件火災は、ガス漏れの詳細こそ不明であるが漏れたガスに引火して生じたものと認められる。 ②ガス漏れ警報器とガスメーターに関する本件工事をした訴外会社は本件装置設置供給業者の履行補助者であり、訴外会社の担当者の不注意により本件火災が発生したと推定されるから、本件装置設置供給業者は債務不履行責任を負う。 ③土地工作物に瑕疵があったとの主張を裏付ける証拠はないとして本件装置設置供給業者の土地工作物責任を否定。 ④製造物責任を認めるに足る的確な証拠はないとして本件装置設置供給業者の製造物責任を否定。 ⑤本件担当者は本件装置設置供給業者の下請けである訴外会社の従業員として本件工事をしたものであるところ、注文者である本件装置設置供給業者に民法716条但書所定の過失があったことの主張立証はなく、本件工事の施工の際、同担当者が民法716条所定の「業務の執行」についてなしたことの立証もないとして、本件装置設置供給業者の使用者責任を否定した。	25,000,000	一部認容	平成12年10月17日	控訴	17,000,000	ウエストロー・ジャパン(2000WLJ PCA1017 6003)	訴訟リストNo.60(控訴審)、訴訟リストNo.78(上告審)の第一審。
26	仙台地裁	平9(ワ)65号・平9(ワ)379号	平成9年1月22日 平成9年4月10日	生ウニ食中毒事件	平9(ワ)65号事件原告:飲食店経営会社 平9(ワ)379号事件原告:食材納入同族会社	各事件被告:水産物卸会社、食品輸入会社	飲食店経営会社(本件経営会社)が、その経営の飲食店において、食品輸入会社(本件輸入会社)が中国から輸入し、水産物卸会社(本件卸会社)が入手して食材納入同族会社(本件納入会社)に販売し、同社から納入を受けた生ウニを来客に提供したところ、客23人が腸炎ビブリオ菌による食中毒に罹患したことから、本件生ウニは本件納入会社の買付け時点で既に食中毒を誘発するような状態にあり食品としての瑕疵、欠陥があったとして、本件経営会社が、本件卸会社に対しては、不法行為に基づき、本件輸入会社に対しては、不法行為、製造物責任に基づき、損害賠償を求め、また、本件納入会社が、本件卸会社に対しては、不完全履行もしくは瑕疵担保責任に基づき、本件輸入会社に対しては、不法行為及び製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件食中毒事故の発生原因及び本件卸会社、本件輸入会社の責任の有無。	本件食中毒事故の原因となった食品は、本件生ウニにであると推定されること、本件生ウニの輸入経路、輸送過程、本件生ウニと一緒に輸入された他の生ウニから腸炎ビブリオ菌が検出されていないことなどによれば、本件生ウニが本件納入会社に引き渡された時点で通常に食した場合に食中毒を誘発するような状態にあったとか、食品として欠陥ないし瑕疵があったとは認められないとして、本件卸会社、本件輸入会社の責任を否定した。	平9(ワ)65号事件 請求額: 31,953,023 平9(ワ)379号事件 請求額: 34,953,023	請求棄却	平成11年2月25日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0225 6015)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
27	浦和地裁熊谷支部	平9(ワ)328号・平11(ワ)192号	平成9年8月8日	食品容器裁断機リフト頭蓋(がい)底骨折死亡事件	各事件原告:油圧裁断機による裁断作業に従事していた際に死亡した女性の内縁の夫とその子供ら	甲事件被告:油圧裁断機製造業者 乙事件被告:死亡した女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売業者	プラスチック製食品容器を裁断して自動搬送する油圧裁断機による裁断作業中、女性が食品容器を積み重ね搬送するリフト上のコンベアと天井部分との間に頭部を挟まれ死亡した事故につき、同人の内縁の夫とその子供ら、油圧裁断機製造業者に対しては製造物責任法3条に基づく損害賠償を求め(甲事件)、同女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売業者に対しては債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を求めた(乙事件)事案。	①本件裁断機における製造物責任法所定の欠陥の有無。 ②本件事故における雇用手続きの安全配慮義務違反ないし不法行為上の過失の有無。 ③過失相殺の可否。	①本件裁断機につき、荷崩れを直す対策があること等からすると、直ちに欠陥があるとはいえないこと、また、リフト付近にセンサーを設置などすることまで本件製造業者に法的に要請されていたとはいえないこと、さらに、本件取扱説明書は、表示ないし警告上の安全性を欠くとはいえないことからすると、本件裁断機は通常有すべき安全性を欠くとはいえないとし、製造物責任法上の欠陥を否定した。 ②本件雇用会社には、荷崩れについて事前対策を十分せず、対処方法、安全教育等について作業者に十分な指導・教育をしていなかった注意義務違反(過失)が認められ、同過失が一因となり本件事故が発生したとして、本件雇用会社の不法行為責任を認めた。 ③本件事故は、被害女性が本件リフトの上昇直前に同リフト上に上半身を入れた行為と本件雇用会社の過失が重畳的に作用して生じたものであること、被害女性は本件リフトの上昇につき当然熟知していたと推認されるから上半身を入れないよう注意すべきであったことなどから、7割の過失相殺を認めた。	各事件請求額:総額:57,120,000円 内縁の夫:18,700,000円 子1:19,210,000円 子2:19,210,000円	甲事件請求棄却、乙事件一部認容	平成12年6月29日	控訴	甲事件認容額:0円 乙事件認容額:総額:14,927,724円 内縁の夫:3,885,456円 子1:5,521,134円 子2:5,521,134円	ウエストロー・ジャパン(2000WLJPCA06296006)	訴訟リストNo.56(控訴審)、訴訟リストNo.66(上告審)の第一審。
28	千葉地裁	平9(ワ)1510号		人工心肺装置ポンプチューブ亀裂事件	脳機能障害等の後遺障害を負った男性患者	市及び装置製造販売会社	市が設置した病院において心臓の手術を受けた際、使用されていた人工心肺装置を構成する送血ポンプ内チューブに亀裂が生じ、そこから空気が血液に混入して脳梗塞を引き起こし脳機能障害等の後遺障害を負ったのは、ポンプを操作していた病院の臨床工学技士の注意義務違反と装置の製造販売会社の過失が競合した結果であるとして、障害を負った男性患者が損害賠償を求めた事案。	①本件ポンプ製造販売会社の過失の有無。 ②本件ポンプを操作していた市立病院の臨床工学技士の責に帰すべき事由の有無。	①本件ポンプ製造販売会社はその安全性の確保について高度の注意義務を負っており、チューブに亀裂が生じ得ることが予測できたのであるから、亀裂が生じにくいものに改良する等すべき注意義務があったにもかかわらず、本件ポンプの構造に何ら改良を加えることなく放置した結果、本件事故を招来したものと注意義務違反を認め、本件ポンプ製造販売会社の責任を肯定した。 ②本件事故を発生させた原因として、チューブに亀裂が生じることがあることを予見して、そうした事態が生ずることがないようチューブ等を操作することを期待することは極めて困難であり、臨床工学技士に責任は認められないとして市の責任を否定した。	163,093,144円	一部認容	平成13年3月30日	控訴	126,457,762円	判例時報1755号 108頁 ウエストロー・ジャパン(2001WLJPCA03300008)	訴訟リストNo.67の第一審。
29	大阪地裁	平9(ワ)5064号		自動車エアバッグ非作動事件	車両を運転中に死亡した者の妻	自動車輸入販売会社及びその正規ディーラー	自動車を運転中にハンドル操作を誤って電柱に衝突して重傷を負い、その後死亡した者の相続人である妻が、本件事故の際、同車両に装備されていたエアバッグシステムが作動しなかったことにつき、当該エアバッグシステムが通常有すべき安全性を欠き、また、自動車の輸入販売会社及びその正規ディーラーが保証した性能を欠いていたなどとして、本件車両の輸入販売会社に対しては不法行為責任(製造物責任・不実表示責任)及び契約責任(保証責任)に基づき、本件車両を販売したディーラーに対しては、契約責任(債務不履行責任)に基づき、損害賠償を請求した事案。	①本件車両の輸入販売会社の責任の有無。 ②本件車両を販売したディーラーの責任の有無。 ③本件エアバッグシステムが作動しなかったことと本件車両の運転者の受傷・死亡との因果関係。 ④過失相殺の可否。	①本件エアバッグシステムが、本件のような事故の際に発生する減速度では作動しない設計となっていたことをもって、本件エアバッグシステムを怠めて本件車両が通常有すべき安全性を欠いていたと認めることはできないとして、本件車両の輸入販売会社の製造物責任を認めず、不実責任、保証責任についても過失を否定した。 ②本件妻が本件車両の販売会社に対して、本件エアバッグシステムの欠陥に基づき惹起された損害の賠償を請求するたため、販売会社と亡き本件車両運転者との間に、エアバッグシステムが通常有すべき安全性を超える安全性を本件エアバッグシステムが具備することを保証する旨の特約の合意(特約)があり、かつ、同特約はこれにより約束された安全性が欠けるとしては欠陥に基づき惹起された損害賠償に応じる趣旨であったことが認められ、更に本件事故態様が特約の前提となる作動条件を満たしていたことが認められなければならないところ、本件ではそのような事情は認められないとして、本件ディーラーの責任を否定した。 ③④は判断せず。	99,957,746円	請求棄却	平成15年3月31日		0円	交通事故民事裁判例集36巻2号481頁 ウエストロー・ジャパン(2003WLJPCA03310016)	
30	札幌高裁	平10(ホ)319号		湯沸器不完全燃焼による一酸化炭素中毒死亡事件	湯沸器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒で死亡した者の相続人(一審原告)を相続した者ら4名	湯沸器製造販売業者、ガス供給業者、湯沸器の設置点検業者2社及びアパート賃貸人(一審被告ら)	アパートの賃借人が、湯沸器の不完全燃焼により一酸化炭素中毒死亡した事故に関し、その相続人が、湯沸器の製造販売業者、ガス供給業者、湯沸器の設置点検業者2社、賃貸人に対して損害賠償を求めたことにつき、本件供給業者以外の責任を否定した第一審に対する控訴審の事案。	①本件製造業者の責任の有無。 ②本件供給業者の責任の有無。 ③本件点検業者らの責任の有無。 ④本件賃貸人の責任の有無。	①本件湯沸器は別会社製造であり、本件製造業者は販売しただけであるから製造物責任は問題とならず、本件湯沸器の販売当時瑕疵があったとは認められないから同社に販売者としての賠償責任はない。 ②稼働が停止した場合におけるガス供給自動遮断装置の設置につき実質的な点検・調査義務を負っていた本件供給業者は、極めて容易に確認できる点検を怠っており過失があるから、賠償責任が認められる。 ③設置当時に本件湯沸器の強制排気装置に不作為の瑕疵があったとは認められず、また、本件湯沸器の設置点検に関係した事実もないから、本件点検業者らに賠償責任はない。 ④本件賃貸人に、使用期間が長期であることを理由として当然にガス器具買替義務があるとはいえず、本件供給業者の点検が不十分であることを認識できた等の特段の事情がない本件では、入居者が変わったことを本件供給業者に連絡し、同社に点検・調査してもらうことによって安全配慮義務を尽くしているといえるから、本件賃貸人に賠償責任はない。	総額:87,857,782円 控訴人X1:43,928,891円 控訴人X2~同3:各4,642,964円 控訴人X4:14,642,963円 (第一審請求額:87,857,782円)	原判決一部変更	平成14年2月7日		総額:57,018,134円 控訴人X1:28,509,068円 控訴人X2~同4:各9,503,022円 (第一審認容額:54,018,136円)	裁判所ウェブサイトにウエストロー・ジャパン(2002WLJPCA02079003)	訴訟リストNo.12の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
31	名古屋地裁	平10(ワ)664号	平成10年2月25日	たばこ喫煙被害事件(3)	能動喫煙又は受動喫煙によって健康被害等を負ったと主張する20名	たばこ輸入販売会社	喫煙者及び非喫煙者らが、たばこの能動喫煙又は受動喫煙によって現に健康被害を受け、又は、将来健康被害を受けおそれがあるとして、たばこ輸入販売会社に対し、主位的に、人格権に基づき0.4ミリグラムから1.2ミリグラムのニコチンを含有するたばこの販売の差止めを求めるとともに、慰謝料の支払を求め、予備的に、製造物責任法等に基づき、たばこの販売に際してたばこには常習性があり、肺がん、心臓病、肺炎腫瘍の原因となり、周囲の人に強い毒素を与える」という警告文を表示することを求めた事案。	①たばこの有害性の有無。 ②本件喫煙者及び非喫煙者らの健康被害等及びたばこ輸入販売会社によるたばこ販売の違法性の有無。 ③たばこの販売差止め請求権の有無。 ④本件警告文の表示請求の可否。	①長期間の能動的喫煙が喫煙者の身体に対し悪影響を及ぼす危険があるとの認識はほぼ世界的に共通のものとなっているが、たばこ依存症が疾病あるいは喫煙から生ずる不可避的な症状であるとはいえることができず、また、受動喫煙については、それが原因で呼吸器疾患等が発症する高度の蓋然性があるという程には明確となっていない。 ②本件喫煙者及び非喫煙者らがたばこの喫煙による健康被害を受けている事案も、たばこ輸入販売会社の販売するたばこを喫煙した事実も認められず、また、非喫煙原告(受動喫煙者)らが患した疾病が受動喫煙によるものとは認められない。 ③人格権侵害を理由とするたばこの販売の差止め請求権は認められない。 ④本件喫煙者及び非喫煙者らは将来重大な回復し難いような健康被害を受けるおそれがあることについて立証しておらず、私法上の権利としての妨害予防請求権を行使するに足りる程度の権利侵害を認めることはできないから、警告文の表示請求は認められない。	総額:2,000,000 原告1~20:各100,000	請求棄却	平成14年1月31日	控訴	0	裁判所ウェブサイトウェブサイトウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0131 9013)	訴訟リストNo.79(控訴審)、訴訟リストNo.89(上告審)の第一審。
32	東京地裁	平10(ワ)9424号		コンクリートポンプ車ブーム折損負傷事件	コンクリートポンプ車の運転手に保険金を支払った保険会社の管財人	コンクリートポンプ車の製造会社	コンクリートポンプ車のブームが折損して落下し作業員が受傷する事故が発生したため、保険契約に基づき、同車の運転手が作業員に対して負担すべき損害賠償金を支払った保険会社の管財人が、本件車の製造会社に対し、求償金を求めた事案。	本件ブームが折損したことにつき、これを製造した本件製造会社に民法709条の過失があるか否か。	本件ブームが折損したのは溶接の欠陥が原因である蓋然性が高い上、もともとコンクリートポンプ車のブームが製品としての安全性を備えていると期待されていることによれば、折損した本件ブームを製造した本件製造会社には、民法709条の過失がある。	14,027,392	認容	平成14年4月24日		14,027,392	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0424 0018)	
33	京都地裁	平10(ワ)1801号		水上ジェットスキー暴走衝突事件	水上オートバイ(水上ジェットスキー)の無人暴走により負傷した海水浴客ら2名	水上ジェットスキーの製造業者及び販売業者	製造物責任法施行前に製造・販売された水上ジェットスキーが無人で暴走し、これにより負傷した海水浴客らが、水上ジェットスキーの製造業者及び販売業者に対し、損害賠償を求めた事案。	①ジェットスキーの構造的・機能的欠陥の有無。 ②販売者(販売代理店)がスロットルレバーを交換・改造してユーザーに販売するに際しての、製造業者らの安全配慮義務、監督義務の有無並びにその内容及び同義務違反の有無。	①本件暴走の原因は、本件ジェットスキーのスロットルレバーが改造レバーに取り替えられていたことにより、本件ジェットスキーのワイヤー、スロットル、エンジン等に構造的・機能的欠陥が存在したとは認められない。 ②改造レバーの販売状況、本件改造レバーと同種危険が存在する製品のレバー交換割合が不明であること、本件ジェットスキーの利用方法、本件暴走に至るまで一つの暴走事例の報告もなかったこと等によれば、純正品から本件改造レバーへの交換が危険であることを販売店や消費者に警告、指導すべき義務が製造販売業者らにあったとははいえない。	総額:90,409,582 原告X1:54,662,819 原告X2:35,746,763	請求棄却	平成12年3月27日	控訴	0	判例タイムズ1107号252頁ウエストロー・ジャパン(2000WLJ PCA0327 7001)	訴訟リストNo.59の第一審
34	名古屋地裁	平10(ワ)2443号	平成10年5月15日	異物混入ジュース嚥下(うとう)部負傷事件	購入したジュースを飲んで傷を負った女性	飲食物製造販売(ファーストフード)会社	オレンジジュースを飲んだ際、その中に入っていた異物によって喉に傷を負ったとする女性が、製造物責任、債務不履行(売買契約における安全配慮義務違反)、不法行為に基づいて、ジュースの製造販売会社に対して損害賠償を求めた事案。	①本件ジュースを飲んだ女性は、喉頭部を負傷したか。 ②本件ジュースを飲んだ女性の受傷は本件ジュースを原因とするものか。	①吐血を訴えた直後の本件女性を診察した医師が、救急車を呼んで国立病院に受診するよう勧めていること、国立病院の医師も、喉頭ファイバースコープで粘膜の下に出血を認め診断書を書いていることから、本件女性は診断書記載の喉頭出血の受傷をしたと認められる。 ②本件受傷は本件ジュースに混入していた異物を原因としており、本件ジュースを飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたということはジュースが通常有すべき安全性を欠いていたということであるから、本件ジュースには製造物責任法上の「欠陥」があると認められる。	400,000	一部認容	平成11年6月30日	控訴	100,000	判例時報1882号106頁金融・商事判例1071号11頁消費者法ニュース41号69頁ウエストロー・ジャパン(1999WLJ PCA0630 0001)	和解リストNo.12の第一審。
35	青森地裁	平10(ワ)207号	平成10年6月23日	コンピュータープログラムミス税金過払事件	食品製造会社	コンピュータープログラム開発会社、事務機器賃貸会社	他社製オフィスコンピューターにコンピュータープログラム開発会社作製に係る販売管理システムを導入して使用していた食品製造会社が、欠陥のあるプログラムを搭載した販売管理システムを使用して決算を行ったところ、売掛金の過剰計上が生じ、法人税等の過納納付をして損害を被ったとして、コンピュータープログラム開発会社及びオフィスコンピューターのリース業者である事務機器賃貸会社に対し、それぞれ債務不履行、製造物責任又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件システムに搭載されていた現在合計プログラムの内容につき、本件開発会社が債務不履行等の責任を負うか。	現在合計プログラムは、本件システムの構成プログラムとして提供されたものではない上、本件過剰計上の原因は、現在合計プログラム自体の欠陥ではなく、本件開発会社が現在合計プログラム実行前に地方発送上月報の出力処理を怠ったことにあるから、本件開発会社に責任はない。	13,924,200	請求棄却	平成13年2月13日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0213 6003)	訴訟リストNo.63の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
36	東京地裁	平10(ワ)23176号	平成10年7月21日	化粧品指示・警告上欠陥事件	皮膚障害を負った女性	化粧品製造会社、化粧品販売会社及び化粧品販売百貨店	化粧品製造会社及び販売会社が製造、販売している化粧品を購入した女性が、化粧品の使用により、その顔面などに接触性皮膚炎を生じたため、化粧品に指示・警告上の欠陥が存在したなどとして、化粧品製造会社及び販売会社に対しては製造物責任法又は不法行為に基づき、化粧品販売百貨店に対しては不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案。	①本件皮膚障害は、本件化粧品の使用によって生じたものか。 ②本件化粧品の指示・警告上の欠陥の有無、化粧品製造会社及び販売会社の不法行為責任の成否 ③化粧品販売百貨店の不法行為責任又は債務不履行責任の成否。	①本件皮膚障害の原因の全てが本件化粧品の使用によるものとはいえないとしても、少なくとも、本件化粧品の使用は顔面の皮膚の症状を発生させ、増悪させる因子の一つとして働いたものと認められ、その限度で、本件化粧品の使用と本件皮膚障害との間に因果関係があることは否定できない。 ②本件化粧品自体が通常有すべき安全性を欠いていたこととはできないし、本件化粧品に添付されている注意書き及び添付書様などによれば、指示・警告上の欠陥を認めることはできないとして、化粧品製造会社及び販売会社の製造物責任及び不法行為責任を否定。 ③本件化粧品自体が通常有すべき安全性を欠いていたと認められることも、本件化粧品の指示・警告に欠陥があったと認められることもできないとして、化粧品販売百貨店の責任を否定。	6,601,684	請求棄却	平成12年5月22日	確定	0	判例時報31718号3頁 ウエストロー・ジャパン(2000WLJ PCA0522 0001)	
37	名古屋地裁	平10(ワ)4064号	平成10年10月8日	輸入漢方薬腎不全事件(1)	医薬品等輸入販売業者が輸入した医療用漢方薬を服用した主婦2名	医薬品等輸入販売業者	主婦らが、内科医から処方された冷え性患者に効果があるという漢方薬を服用したところ、慢性腎不全に罹患したとして、同漢方薬を輸入販売した医薬品等輸入販売業者に対し、主体的に製造物責任に基づき、予備的に不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	①製造物責任法上の責任の有無。 ②不法行為責任の有無。	①本件主婦らに対する本件製造物の漢方薬の投与期間の日数比率は低いから、本件主婦らが腎不全に罹患したことが本件製造物の服用のみに起因するとはいえず、本件製造物を服用しなかった腎不全に罹患しなかったもい難いとして、本件製造物の服用と腎不全の罹患との間の因果関係を認めず、製造物責任法上の責任を否定した。 ②本件業者は、本件主婦らによる漢方薬服用開始時までに、同漢方薬の服用による腎機能障害の発生につき有効な調査・研究をせず、長期使用による腎機能障害の発生可能性につき添付文書に記載するなどの指示・警告もしておらず、予見義務及び結果回避義務を尽くしなかったといえるから、本件主婦らが服用した漢方薬を輸入・販売するに当たり、安全性確保義務を怠ったといえ、不法行為責任が認められる。	総額:81,607,773 原告X1:46,610,493 原告X2:34,997,280	一部認容	平成14年4月22日	控訴	総額:33,531,644 原告X1:16,379,241 原告X2:17,152,403	裁判所ウェブサイ フ 判例時報1866号108頁 ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0422 0002)	和解リストNo.22の第一審。
38	大阪地裁	平10(ワ)12790号	平成10年11月27日	ガスファンヒーター火災事件	ガスファンヒーターを使用した夫婦	ガス事業等会社及び家庭用ガス機器販売等会社	使用中のガスファンヒーターからの出火により家屋が全焼したなどと主張する夫婦が、ガス事業等会社に対しては不法行為に基づき、家庭用ガス機器販売等会社に対しては債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案。	火災原因は、ガスファンヒーターの欠陥によるものか否か。	事故時、相当大きな音が発生したことなどによれば本件火災が本件ガスファンヒーターによって燃やされたスプレー缶の破裂により生じたものと考えても不合理でないこと、本件ガスファンヒーターは燃焼中にガスが漏れ出し、燃焼が起すことではないこと、本件ガスファンヒーターの風引に燃焼のスプレー缶が置かれていた可能性を否定できないこと、本件ガスファンヒーターに山状燃焼痕があることをもって同ヒーターから出火、爆発が生じたことの裏付けにはならないこと、夫婦の一部供述に信用性が無いことなどによれば、本件ガスファンヒーターが本件火災の出火原因であるとする十分な根拠はない。	総額:98,558,588 原告夫:60,910,806 原告妻:37,647,782	請求棄却	平成13年4月25日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0425 6003)	訴訟リストNo.64の第一審。
39	東京地裁	平12(ワ)24997号・平12(ワ)1851号・平11(ワ)3321号	平成11年2月15日(第1事件) 平成12年2月1日(第2事件) 平成12年11月28日(第3事件)	輸入瓶詰オリーブ食中毒事件	第1事件原告:レストラン客 第2事件原告:レストラン客 第3事件原告:レストラン(法人)	第1事件被告:オリーブ輸入会社、レストラン経営者 第2及び3事件被告:オリーブ輸入会社	レストランにおいて瓶詰オリーブを食した客らがボツリヌス中毒に罹患したため、客の1人がレストラン経営者及びオリーブ輸入会社に対し、債務不履行又は製造物責任法に基づき(第1事件)、レストラン客及びレストラン経営者らが、輸入会社に対し、製造物責任法に基づき(第2事件)、レストランが、輸入会社に対し、製造物責任法に基づき(第3事件)、損害賠償を求めた事案。	①本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は、本件瓶の開封前から存在していたのか、本件瓶の開封後に混入したのか。 ②レストラン経営者の注意義務違反の有無。	①酸素があるが増殖できないあるいは死滅するというボツリヌス菌の特徴や、本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌は我が国ではほとんど検出されていないことなどを考慮すると、本件オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は、本件瓶の開封後に混入したのではなく、本件瓶の開封前から存在していたものと推認するのが相当であり、本件オリーブは、食品として通常有すべき安全性を欠いていたといえる。 ②レストラン経営者は一応の注意を払った上で本件オリーブの提供に臨んだことが認められ、レストラン客はレストラン経営者の注意義務違反を基礎付ける具体的事実について、何ら主張立証していないから、注意義務違反は認められない。	第1事件請求額:1,497,240 第2事件請求額:総額:13,211,507 当事者多数につき内訳省略 第3事件請求額:17,199,491	一部認容	平成13年2月28日	確定	第1事件認容額:997,240 第2事件認容額:号181頁 総額:7,210,728 当事者多数につき内訳省略 第3事件認容額:3,500,000	判例タイムズ1068 ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0228 0016)	
40	長崎地裁	平11(ワ)92号	平成11年3月12日	土壁内竹組害虫発生事件	竹材を使って建てた家屋の所有者2名	竹材販売会社	新築建物の所有者らが、同建物に害虫が大量発生し被害が発生したのは、本件建物の土壁の下地とされた竹材である竹丸に原因があるとして、同丸材に竹材を販売した竹材販売会社に対し、製造物責任等に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件竹材における製造物責任法2条の「製造物」該当性。 ②本件竹材における製造物責任法2条の「欠陥」の有無。 ③債務不履行責任の有無。	①本件会社では、保管している竹材に、カビ止めや防虫のため丸竹状態に山積みしたまま薬剤を散布等しており、本件竹材に加工したといえるから、本件竹材は製造物責任法2条所定の製造物といえる。 ②本件会社では、竹材を野ざらしで置いており、防虫対策としては丸竹を山積みそのまま薬剤を散布等するだけであるなど、竹材販売業者に通常要求される防虫対策としては不十分といえるから、本件竹材には一般の社会通念に照らして竹材に要求される防虫対策が講じられておらず、竹材に当然備わっているべき安全性を欠いているといえるとして、製造物責任法2条の欠陥を認めた。 ③は判断せず。	総額:19,130,000 原告X1:14,347,500 原告X2:4,782,500	認容	平成14年5月29日	控訴	総額:19,130,000 原告X1:14,347,500 原告X2:4,782,500	消費者法 ニュース 53号101 頁、判例時報1934号55頁、ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0529 6003)	訴訟リストNo.87の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
41	金沢地裁	平11(ワ)273号	平成11年5月25日	子ども靴前歯損傷事件	けがをした女兒	子ども靴製造販売会社	子ども靴製造販売会社製造の靴を履いていた当時1歳5カ月の女兒が、母親と帰宅した際、玄関先で靴が不意に脱げため転倒し、顎(あご)を打ちつけ、前歯1本を折る事故が発生したことにつき、当該靴は通常有すべき安全性を欠いていたとして、本件会社に対し、製造物責任法3条及び民法709条に基づき損害賠償を求めた事実。	①本件靴の欠陥の有無。 ②本件靴と本件転倒事故との因果関係の有無。	①本件靴が脱げないよう足をホールドする基本的構造部分である本件甲ミム位置は、同機能を果たさないとはいえないから欠陥の存在は認められず。また、付随的に足をホールドする機能を有するに過ぎない面ファスナーが両側に存在する構造をもって、同ファスナーに同機能を果たさないような欠陥があるとは認められないから、本件靴に、足が脱げないようホールドする機能に欠陥があるとはいえないとして、製造物責任を否定した。 ②は判断せず。	1,040,410	控訴棄却	平成13年7月17日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0717 6010)	
42	東京高裁	平11(ホ)2798号		ワープロ出火事件	火災被害者及び被害会社(一審原告ら)	ワープロ製造会社、販売会社及び接続コード製造会社(一審被告ら)	火災被害会社の代表者である火災被害者及び被害会社が、被害者自宅兼被害会社事務所で使用していたワープロにつき、同ワープロの販売会社、製造会社、接続コード製造会社に対し、接続コードの被覆損傷によるショート、ワープロ本体内部のフライバックトランス等の異常により出火したとして、共同不法行為に基づく損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事実。	本件火災の出火箇所は本件接続コード又は本件ワープロ本体か否か。	本件接続コードは種機能がなく、同コードの断線部に発火した火災がコードを燃え広げたことで本ワープロ本体に延焼したとはいえないこと、本件ワープロ本体内部のフライバックトランス等から発火して本ワープロ本体に燃え移ったとする主張は、同主張の根拠となる鑑定等を採用できず理由がないことなどから、本件火災が本件接続コードなしに本ワープロ内部のフライバックトランス等から発火して発生したとは認められず、不法行為責任は認められない。	総額:30,000,000 控訴人被害者:15,000,000 控訴人被害会社:15,000,000 (一審請求額:総額:100,000,000 一審原告被害者:20,000,000 一審原告被害会社:80,000,000)	控訴棄却	平成15年1月30日	確定	(一審認容額:0)	判例タイムズ1153号210頁判例時報1824号31頁ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0130 0008)	訴訟リストNo.6の控訴審。
43	東京地裁	平11(ワ)16886号・平12(ワ)2711号・平12(ワ)15139号	平成11年7月29日	資源ゴミ分別機械上腕部切断事件	甲事件原告:飲料缶選別機のローラーに巻き込まれ右腕部を切断した一般廃棄物処理業者の乙事件本訴原告:飲料缶選別機を製造納入した一般廃棄物処理業者の乙事件反訴原告:飲料缶選別機を購入した一般廃棄物処理業者	甲事件被告兼乙事件反訴被告:飲料缶選別機を製造納入した一般廃棄物処理業者の乙事件本訴被告:飲料缶選別機を購入した一般廃棄物処理業者	甲事件:飲料缶選別機のローラーに付着した異物を手で除去しようとしてローラーに巻き込まれ右腕部を切断した一般廃棄物処理業者の乙事件:飲料缶選別機を製造納入した一般廃棄物処理業者の乙事件:飲料缶選別機を製造納入した一般廃棄物処理業者の乙事件:飲料缶選別機を購入した一般廃棄物処理業者の乙事件:飲料缶選別機を購入した一般廃棄物処理業者	①本件機械に製造物責任法3条の欠陥があるか。 ②残代金の弁済期が到来したか(本件機械の稼働が確認されたか)。 ③本件機械に「瑕疵」があるか。	①稼働中の本件機械の掃除口に手を挿入して回転中のローラーに付着した異物を手で除去しようとした本件元役員による本件原告使用は、通常予見しうる使用形態、すなわち、本件機械の特性やその使用形態に照らして合理的に予見可能な範囲の誤用使用とはいえず、本件事故は、本件機械が通常有すべき安全性を欠いていたことにより生じたものとはいえないことなどから、本件機械に製造物責任法3条の欠陥は認められない。 ②本件廃棄物処理業者従業員による実習指導の終了日には、本件元役員が被害者所定の双方立会いの上、本件機械が良好な状態にあることを確認したといえるから、同日、本件機械の稼働確認を終了したと認められ、弁済期が到来したといえる。 ③本件機械が、取上り、一般に期待される品質、性能を欠いていると認められることなどからすると、本件機械に「瑕疵」があると認められない。	甲事件請求額:124,106,631 乙事件本訴請求額:10,620,750 乙事件反訴請求額:1,929,250	甲事件請求棄却 乙事件本訴請求認容 反訴請求棄却	平成14年2月26日	控訴	甲事件認容額:0 乙事件本訴認容額:10,620,750 乙事件反訴認容額:0	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0226 0008)	訴訟リストNo.82の第一審。
44	大阪地裁	平11(ワ)8053号	平成11年7月30日	米国製キャンピングカー雨漏り事件	自動車を購入した夫婦	自動車製造会社、自動車改造会社	外国人である自動車製造会社が製造し、同じく外国人である自動車改造会社が改造したキャンピングカーを購入した夫婦が、同車での外出時に湿度が雨漏りかしたため、修理に出したものの、終了検査の際も内部に水漏れが生じたことから、同車には雨漏りが生じる欠陥があるとして、各社に対し、製造物責任法3条及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事実。	国際裁判管轄の有無。	製造物責任に関する訴えの管轄については民法5条9号に準じて考えるべきところ、同号の不法行為地には結果発生地も含まれると解すべきであるから、本件自動車に雨漏りが生じた地である日本もこれに当たるもの、本件夫婦は本件自動車の本件欠陥により生命、身体又は財産が侵害された旨の主張をしていないから、製造物責任法3条に基づき請求は主張自体失当であること、また、不法行為に基づく請求については各社にいかなる過失があるかにつき本件夫婦が具体的な立証をしていないことからすると、民法5条9号を根拠として、各社に我が国の裁判所で応訴させることは当事者間の公平の理念に反する上、本件のような主観的併合の場合には、民法7条を根拠に我が国に国際裁判管轄を認めるのは相当でないとして、国際裁判管轄を否定した。	総額:2,496,669 原告夫:1,946,669 原告妻:550,000	却下	平成13年4月17日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0417 6006)	別訴において、原告が債権会社に自動車購入代金の一部を支払い、所有権を得ることで和解成立。
45	東京高裁	平11(ホ)5289号	平成11年9月22日	紙パック容器負傷事件	ストレートティー製造会社(一審原告)	ストレートティー製造会社(一審被告)、パック製造会社(一審被告)	レストラン経営者が業務用ストレートティーを開ける際に、その抽出口で左手親指にカミシで切ったような長さ15ミリ、深さ1〜2ミリの傷を負ったとして、ストレートティー製造会社及びパック製造会社に共同不法行為及び製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事実。	①製造物責任法の適用の有無。 ②本件容器による受傷の有無。 ③本件容器及び本件商品の欠陥の有無、共同不法行為の成否。	①原告同様、本件に製造物責任法は適用されないとした。 ②原告同様、本件受傷が本件容器によって生じたとは認められないとした。 ③は判断せず。	(一審請求額:910,000)	控訴棄却	平成12年2月29日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2000WLJ PCA0229 6013)	訴訟リストNo.15の控訴審。
46	東京地裁	平11(ワ)25327号・平14(ワ)2070号		治療薬投与虚血性心不全死亡事件	第1事件:死亡男性が治療を受けた病院 第2事件:死亡男性の担当医及び治療薬開発製造会社	第1事件:死亡男性が治療を受けた病院 第2事件:死亡男性の担当医及び治療薬開発製造会社	虚血性心不全で死亡した男性の妻及び子供が、治療薬開発製造会社の治療薬には心臓に対する副作用があり、本件男性には心臓等に異常が認められたにもかかわらず、担当医によって本件治療薬を処方されたために本件男性が死亡したとして、担当医に対しては不法行為責任に基づき、本件男性が治療を受けた病院に対しては、担当医の行為についての使用者責任ないし担当医を履行補助者とする債務不履行責任に基づき、治療薬開発製造会社に対しては、治療薬に係る製造物責任ないし不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた事実。	①本件治療薬が本件男性の死亡に影響を与えたか。 ②本件治療薬の投与について担当医、本件病院の不法行為責任ないし債務不履行責任の有無。 ③本件治療薬の開発製造会社について製造物責任ないし不法行為責任の有無。	①本件男性の妻が提出した鑑定意見書の検討、本件治療薬の開発製造会社による治療手続結果、本件男性の身体の状態などからすれば、本件治療薬に心刺激性があり、心筋梗塞を生じさせるものであると認めるに足りる証拠はなく、本件治療薬が本件男性の死亡に影響を与えたとは認められない。 ②本件治療薬が本件男性の死亡に影響を与えたとは認められない上、担当医は、本件男性の妻の立会いの上で本件治療薬投与についての同意書を取っており、本件治療薬の心刺激性及び本件男性の死亡前に心疾患の徴候を認めることはできない以上、担当医による本件治療薬の投与に係る説明について、担当医及び本件病院に不法行為ないし債務不履行責任を認めることはできない。 ③本件治療薬に心筋梗塞を惹起せしめるような心刺激性を認めることはできず、本件男性の死亡との間の関連性を認めることができなから、本件治療薬の開発製造会社に製造物責任ないし不法行為責任を認めることはできない。	第1事件請求額:総額:56,680,962 原告妻:28,330,481 原告子:28,330,481 第2事件請求額:総額:56,680,962 原告妻:28,330,481 原告子:28,330,481	第1事件請求棄却 第2事件請求棄却	平成17年2月24日	確定	第1事件認容額:0 第2事件認容額:0	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0224 0015)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
47	神戸地裁豊岡支部	平11(ワ)97号	平成11年11月18日	車両火災一酸化炭素中毒死事件	死亡した運転者の両親	自動車製造会社	当時25歳の男性が運転していた自動車が火災を起こし、一酸化炭素中毒による急性循環不全により同男性が死亡したため、同人の両親が、本件自動車を製造した自動車製造会社に対し、本件火災はリコール対象とされた同車のスピードカー部の欠陥によるものであるとして、不法行為責任に基づく損害賠償を求めた事案。	本件車の炎上原因は、スピードカー部の欠陥によるものか否か。	実況見分の結果、積荷部位及び程度、目撃証言などによれば、本件事故は、本件男性が飲酒と睡魔の複合的影響により緑道を擦過する事故を起こしたものの、現状認識が不十分なまま、なお本件車を進行させようとしてエンジンを吹かし続けた結果、マフラー部の過熱によるドラム缶内の燃焼のため一酸化炭素中毒に陥り、さらに、カブリンタンクの過熱によるカブリンの噴出等から火災に至ったものとして認められるから、本件事故原因はスピードカー部の欠陥にあるとはいえず、自動車製造会社に責任はない。	総額:115,887,724 原告父及び母:各57,943,862	請求棄却	平成15年7月15日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0715 6001)	
48	仙台地裁	平11(ワ)1774号	平成11年12月17日	フロントガラスカバー金属フック左眼突刺重傷事件	フロントガラス等の凍結防止カバーを自動車に装着しようとして左眼を負傷した者	フロントガラス等の凍結防止カバー製造業者	凍結防止カバー製造業者が製造販売したフロントガラス等の凍結防止カバーを自動車に装着しようとして左眼を負傷した者が、本件製造業者に対し、損害賠償を求めた事案。	①本件製品上の欠陥の有無。 ②過失相殺の可否。	①本件製品の設計には、フックが使用者の身体に当たって傷害を生じさせる事態を防止するための配慮はほとんどされておらず、本件製品は設計上の問題として通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法3条の欠陥を有しているといえる。 ②被害者は、フックの装着具合を確認するためかんだ手でゴムひもを触ったところ、たまたまゴムひもを上から下に押す形になったもので、通常の予測の範囲を超えた行為に出たものとは認められないとして、過失相殺を否定。	40,840,173	一部認容	平成13年4月26日	控訴	28,556,560	判例時報1754号 ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0426 0009)	和解リストNo.17の第一審。
49	東京地裁	平11(ワ)28522号	平成11年12月21日	エステ施術重度アトピーリ患事件	エステ施術を受けて皮膚障害をおこした女性	エステティックサロン経営会社	エステ会社製造の美容器具を使った顔面エステ施術を受けたアトピー性皮膚炎のり患歴を有する女性が、重度のアトピー性皮膚炎に罹患したとして、エステ会社に対し、不法行為、債務不履行又は美容器具の欠陥に対する製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①不法行為責任の有無。 ②製造物責任の有無。 ③安全配慮義務違反又は説明義務違反による債務不履行責任の有無。 ④過失相殺の可否。	①本件女性のアトピー性皮膚炎の発症及び悪化の原因は、本件会社のエステ施術を継続的に受けたためであり、同社従業員は、エステ施術の際に本件女性が皮膚障害を発症、悪化させることのないよう配慮すべき注意義務に違反し、過失による不法行為責任を負うから、本件会社は使用者責任を負う。 ②③は判断せず。 ④本件女性は、初回のエステ施術翌日に顔面の皮膚障害を発見した時点で前日のエステ施術が原因であると疑ったのであるから、直ちにエステ施術を中止して医師の診察を受けるべきであったにもかかわらず、エステ施術を継続してアトピー症状を悪化させたとして、30%の過失相殺を認めた。	25,000,000	一部認容	平成13年5月22日	控訴	4,400,883	判例タイムズ1120号210頁 判例時報1765号67頁 ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA0522 0005)	和解リストNo.18の第一審。
50	広島地裁	平11(ワ)2010号	平成11年12月27日	自動販売機火災展示物焼失事件	自動販売機を隣接設置していた玩具資料館経営者	自動販売機購入業者、自動販売機無償貸与業者	玩具等の資料館経営者が、資料館に隣接して設置されていた自動販売機から出火した火災により資料館の展示物等が焼失したとして、自動販売機製造業者から同自動販売機を購入した業者及び同購入業者から同自動販売機の貸与を受けて本件経営者に無償貸与していた業者に対し、民法415条、709条、717条ないし製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件火災は本件自動販売機からの出火が原因か。 ②製造物責任(製造物責任法3条)の成否。 ③債務不履行責任(民法415条)及び不法行為責任(民法709条)の成否。 ④工作物責任(民法717条)の成否。	①本件自動販売機の外箱の積荷状況及び炎の拡大経過等に照らせば、本件自動販売機は内部からの出火によって焼損したものと推認され、同推認を覆すに足りる証拠はない。 ②本件経営者が本来の用法に従って使用していたにもかかわらず本件自動販売機内部から出火しているから、特段の事情が認められない本件では、本件自動販売機には通常有すべき安全性を欠く内部発火を惹起する瑕疵があったといえるもの、本件自動販売機の既存性能維持のための整備・点検や新たな場所への設置は、製造物責任法上の製造又は加工にあらず。また、本件自動販売機が同法施行日以降に製造・加工されたものとは認められないから、本件自動販売機には同法の適用がないとして、製造物責任を否定した。 ③本件貸与業者は、本件購入業者の缶飲料を継続的に販売するという継続的売買契約ないし本件自動販売機の使用貸借契約付随義務として、取壊しのない安全な自動販売機を使用させる配慮義務を負っていたものの、本件購入業者及び本件貸与業者はいずれも製造業者でなく、機械の仕組みや部品の不良の有無につき整備・点検能力を有しておらず、整備業者に重整備させようから火災の兆候も見られなかった以上、本件自動販売機が内部出火したことにつき過失は認められず、配慮義務違反や点検・整備すべき注意義務は認められないとして、債務不履行責任及び不法行為責任を否定した。 ④本件自動販売機は、資料館の敷地に隣接して固定的に設置された土地の工作物にあたるもの、民法717条1項の「他人」とは、工作物の所有・占有関係の外にある第三者を指し、工作物の占有者自身は「他人」ではないから、本件自動販売機の主要な部分を支配・管理し本件自動販売機の直接占有者にあたる本件経営者、間接占有者にあたる本件貸与業者、再間接占有者兼所有者にあたる本件購入業者に民法717条は適用されないとして、工作物責任を否定した。	14,722,500	請求棄却	平成14年5月29日	控訴	0	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0529 8006)	訴訟リストNo.85の第一審。
51	東京地裁	平12(ワ)471号	平成12年1月13日	カテーテル破裂脳梗塞(こうそく)障害事件	カテーテルを用いた塞栓手術をして後遺障害が生じた男性	カテーテル輸入販売業者、病院設置大学	大病院で脳動脈瘤(AMV)の塞栓手術中、カテーテル輸入販売業者の販売したカテーテルが破裂したため、脳梗塞による後遺障害を負ったとして、被害男性が、同輸入販売業者に対しては製造物責任に基づき、本件病院の設置大学に対しては使用者責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①病院の過失の有無。 ②本件カテーテルの欠陥の有無。	①本件破裂事故直前において、本件カテーテルが異常屈曲していた状態にあったとは認め難いから、カテーテルの異常屈曲発生を前提とする担当医らの注意義務違反の事実は認められず。また、本件破裂事故は、特段の事情がないのに、経路上体得した通常とされる使用形態を越え、あえて過剰な加圧を施してはならないという注意義務に違反した事実もないとして、病院の過失を否定した。 ②本件破裂箇所は、術者が経験上体得した通常予想される使用形態を越え、あえて過剰な加圧でもしない限り、破損しないような強度を備えていなかったと推認されるから、本件カテーテルには通常有すべき安全性を欠いた欠陥が存在していたといえる。	158,348,693	一部認容	平成15年9月19日	控訴	116,928,873	判例タイムズ1159号202頁 判例時報1843号118頁 ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0919 0005)	訴訟リストNo.104の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
52	広島地裁	平12(ワ)117号	平成12年1月24日	車両制御不能崖下(がいかり)転落事件	自動車運転者及び同乗者2名	自動車製造販売会社	自動車運転者らが自動車に乗車して走行中、自動車の欠陥によってハンドル制御が利かなくなり崖下に転落する事故が発生したとして、自動車製造販売会社に対し、製造物責任法 3条に基づき、損害賠償を請求した事案。	①自動車運転者は本件自動車を通常の用法に従って使用していたか。 ②本件自動車は欠陥によりハンドル制御不能になったのか。	①本件事故当時、道路には積雪があったためにスリップ状態が継続したものであり、自動車運転者の運転方法上の問題により本件事故が発生したといふべきである。 ②本件事故による修理やリコールの実施によって交換を行った部品には、本件事故による傷が認められた以外に本件事故の原因となるような異常があったとは認められないから、本件事故が本件自動車の欠陥によるハンドル制御不能に起因して発生したとは認められない。	総額: 5,535,680 原告運転者: 3,030,460 原告同乗者1: 1,250,000 原告同乗者2: 1,255,220	請求棄却	平成13年12月19日	確定	0	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2001WLJ PCA1219 9008)	
53	徳島地裁	平12(ワ)73号	平成12年2月10日	磁気活水器養殖ヒラメ全滅事件	ヒラメ養殖業者と業者	磁気活水器製造業者	ヒラメ養殖業者が、磁気活水器製造業者の製造販売する磁気活水器を養殖池の給水管に設置したところ、同池の養殖魚が全滅したことから、本件装置に欠陥があったとして、本件装置の製造販売会社に対して製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件養殖業者の生け簀で養殖されていたヒラメが全滅したことと本件装置との間に因果関係があるか否か。 ②本件装置の欠陥の有無。	①本件装置を給水管に取り付けた結果、その磁力の作用によって水質に変化が生じ、それがヒラメの生態に強く影響して生け簀で養殖されていた全てのヒラメを死に至らしめたという因果関係を事実上推定することができる、これを覆すに足る証拠はないとして、因果関係を肯定。 ②本件装置には海水使用の場合に安全性を欠いており、いわゆる設計上の欠陥があると認められ、また、本件装置は安全性について厳格なテストを行わないまま商品として実用化されて流通に置かれていたものであって、海水使用の場合に生体に悪影響を及ぼすおそれがあったのにこれを看過し、その点の注意、警告がまったくなされていないことから、警告上の欠陥があることが明らかである。	8,253,700	一部認容	平成14年10月29日	控訴	6,700,000	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2002WLJ PCA1029 9010)	和解リストNo.26の第一審。
54	神戸地裁 明石支部	平12(ワ)68号		プール消毒液皮膚炎事件	学校行事のプール清掃作業の際に、プール掃除に使用した塩素系薬剤によって両腕等を負傷した小学生	市及び塩素系薬剤製造販売会社	市が設置管理する小学校在校中にプールの清掃作業を行った小学生が、塩素系薬剤製造販売会社が製造販売する水溶液によってプール清掃の際に右手首から肘にかけて右肘と膝の傷害を負ったとして、その損害賠償を請求した事案。	①負傷した小学生の症状は本件塩素系薬剤の中毒症状か。 ②本件塩素系薬剤の製造販売会社の責任の有無。 ③市の責任の有無。	①負傷した小学生の症状は基本的には本件塩素系薬剤による接触性皮膚炎であるが、本件小学生の体質及び金たわしで患部付近を擦ったことが影響している可能性が大きい。 ②本件塩素系薬剤の製造販売会社は一定の皮膚に対する有害性を備えていると考えられるから、皮膚が敏感な者等にとってはより重大な影響を及ぼす可能性があり、本件製造販売会社はプール清掃の場合の水溶液の使用法について製品の袋若しくは製品自体に付属する説明書・注意書きにより警告すべき注意義務があると考えられるところ、本件製造販売会社は警告・注意を行うべき義務を怠ったとして、同社の製造物責任を認めた。 ③本件塩素系薬剤の比較的高濃度の水溶液に直接素手で触ることが皮膚に影響を与えることは予見可能性があると見え、プール清掃の適切な方法についても、本件製造販売会社から配布されているリーフレットをプール講習会参加者に配る正式な書面に加えるなど周知徹底させるべきであったが、市はその実施を怠ったとして、市の賠償責任を認めた。	5,500,000	一部認容	平成15年3月26日	確定	1,200,000	判例タイムズ1212号26頁 ウエストロー・ジャパン (2003WLJ PCA0326 0020)	
55	福岡地裁 小倉支部	平12(ワ)666号	平成12年6月16日	カラオケ店立体駐車場脳挫傷(ざしょう)死亡事件	カラオケ店経営会社	立体駐車装置の製作販売会社	立体駐車装置を購入したカラオケ店経営会社が、車の方向を変えるための回装置内のレレットの回転により被害者がレレットと壁面の支柱との間に頭部を挟まれ脳挫傷により死亡したという事故につき、同装置には必要なる人的センサがないなどの欠陥がある上、同装置の製作販売会社から本件装置を購入時にその旨の説明をされなかったなどとして、製造物責任法及び売買契約上の債務不履行責任(説明義務違反)に基づき、カラオケ店経営会社が本件死亡事故の被害者へ相続人らに支払った和解金等の損害賠償を求めた事案。	①本件装置に欠陥があるか否か。 ②本件装置の製作販売会社に売買契約上の説明義務違反があるか否か。 ③過失相殺の可否。	①は判断せず。 ②本件装置は負傷若しくは本件のような死亡事故が発生する危険性があるから、本件装置の構造について特別の知識を有しないカラオケ店経営会社に本件装置を販売する製作販売会社は、本件装置の危険性及びその安全装置であるセンサの内容等について、カラオケ店経営会社に具体的に説明すべき債権者上の義務があったにもかかわらず、本件装置の危険性と同危険性を回避又は軽減するためのセンサの内容等について説明せず、注意義務違反があったと認められる。 ③本件取扱説明書には本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと等の安全上の注意事項が記載され、カラオケ店経営会社はその説明を受けていたにもかかわらず、同社では採用後間もない従業員に対して本件装置の操作方法や注意事項を指導する従業員も定めなかったなどの事情に照らせば、カラオケ店経営会社側に重大な過失があるとして、損害の3分の2につき過失相殺による減額を認めた。	41,000,000	一部認容	平成14年10月29日	確定	13,926,667	裁判所ウェブサイト 判例時報1808号90頁 ウエストロー・ジャパン (2002WLJ PCA1029 0005)	
56	東京高裁	平12(ホ)4148号	平成12年7月19日	食品容器裁断機リフト頭蓋(が)底骨折死亡事件	油圧裁断機による裁断作業中に死亡した女性の内縁の夫とその子供ら(一審原告)、油圧裁断機製造業者(一審被告)	油圧裁断機製造業者(一審被告)	合成樹脂成型加工販売業者に雇用され、油圧裁断機を操作して、プラスチック製の食品容器(フードバック)の裁断作業に従事していた女性が、裁断したフードバックを積み重ねて搬送するリフト上のコンベアとその天井部分に頭部を挟まれて死亡した事故につき、同人の内縁の夫と子供が、油圧裁断機製造会社に対しては製造物責任法に基づき、死亡女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売業者に対しては債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を求めたことにつき、油圧裁断機製造業者に対する請求を棄却し、合成樹脂成型加工販売業者に対する請求については不法行為責任を認めたものの、死亡女性にも過失があったとして7割の過失相殺を認めた第一審に対する控訴審の事案。	①油圧裁断機製造会社の製造物責任の有無。 ②死亡女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売会社の責任の有無。 ③過失相殺の可否。	①本件油圧裁断機で予定されていた荷前れ品の排除策は不適切であり、機械を停止せず、作業効率を犠牲にせずに、しかも安全に荷前れ品を排除することは、十分に可能であったものと認められるところ、適切な排除策が講じられていなかった点で本件機械は通常すべき安全性を備えておらず、欠陥があったものと認められるのが相当であって、仮に考てみても、本件のような不適切な排除策を前提に本件機械を設計しておきながら、リフト上と身体が入ったときに本件機械が自動的に停止するような対策が講じられていなかった点で、本件機械には欠陥があったものと認めることができるとして、製造物責任を肯定。 ②死亡女性に本件機械の操作に従事させるにあたって、荷前れに関する事前対策を十分行わず、その対処方法、安全教育については十分な指導・教育を施さなかった注意義務違反があるとして、死亡女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売会社の責任を肯定。 ③死亡女性にも、本件機械を停止させず、作動したままのリフト上に身体を入れて、荷前れしたフードバックを取り除こうとした過失等があることから、死亡女性の過失割合を5割と認定。	(一審請求額: 総額: 57,120,000 内縁の夫: 5,750,000 子1: 9,168,557 子2: 9,168,557 子3: 19,210,000 子4: 19,210,000)	総判決変更	平成13年4月12日	上告受理申立	総額: 24,087,114 内縁の夫: 1,773号45頁 子1: 9,168,557 子2: 9,168,557 子3: 19,210,000 子4: 19,210,000 (一審請求額: 総額: 14,927,724 内縁の夫: 3,885,456 子1: 5,521,134 子2: 5,521,134)	判例時報1773号45頁 ウエストロー・ジャパン (2001WLJ PCA0412 0004)	訴訟リストNo.27(第一審)、訴訟リストNo.66(上告審)の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
57	奈良地裁	平12(ワ)513号	平成12年8月10日	給食食器破片視力低下事件(2)	落とした給食食器の破片を眼に受け負傷した女児(8歳)	食器製造会社、食器販売会社及び園	当時、国立小学校の3年生に在学していた女児が、給食食器片づけの際、落とした強化耐熱ガラス製ボウルの破片を右眼に受けて角膜炎、外傷性白内障などを負い、視力が0.1まで低下したため、同食器の製造会社及び販売会社に対しては製造物責任に基づき、園に対しては、本件傷害等は小学校又は教諭の過失、公の営造物である本件食器の設置又は管理の瑕疵によるものであるとして、園賠法上の責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①事故態様。 ②本件食器の欠陥の有無及び本件事故との因果関係の有無。 ③本件小学校の教職員の過失の有無。 ④公の営造物の設置・管理の瑕疵の有無。 ⑤過失相殺の可否。	①本件女児の落とした本件食器が破損した際、破片が広範囲に飛散し、そのうちの一つが本件女児の右眼を直撃したことにより、本件傷害が生じたと推定される。 ②本件食器につき、設計上における安全面での構造的な問題は認められないから、設計上の欠陥は認められない。各社は商品カタログや取扱説明書等において、本件強化耐熱ガラス製の食器が陶磁器より丈夫で割れにくいといった点を特長として、強調し、掲載する等であり、併せて、それと連動して、本件事故後、割れた場合の具体的な態様や危険性の大きさを記載する等として、消費者に対し、商品購入の是非についての的確な選択をなしたり、また、本件強化耐熱ガラス製の食器の破損による危険を防止するために必要な情報を積極的に提供すべきである。しかし、本件強化耐熱ガラス製の食器が破損した場合の態様等につき、取扱説明書等に十分な表示をしなかったから表示上の欠陥が認められ、同欠陥のために本件強化耐熱ガラス製の食器の危険性が十分認識されないまま給食食器として採用され使用されるに至ったから、表示上の欠陥と本件事故発生の結果との間に相当因果関係が認められる。 ③本件小学校が本件食器の採用に際して行った調査は、事前調査としては十分であり、同情報をもとに同時点でなし得る十分な検討をし、本件食器が安全であると判断して採用・導入を決定したから、小学校及びその教諭等は安全な給食用食器を選択し、採用・導入すべき義務違反はないなどとする。本件事故後、本件女児に必要に応じて適切な治療を受けさせる義務を怠った過失が認められるもの、同過失と本件受傷等の間に相当因果関係は認められないとして、園賠法上の責任を否定。 ④園は、本件事故のような態様の事故発生の予見可能性及び回避可能性を欠いていたといえるから、本件食器を給食用食器として使用したことをもって、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。 ⑤本件事故態様及び本件女児の年齢等の事情に照らすと、本件食器の表示上の欠陥の内容と対比した場合に、本件女児に過失相殺しなければ公平を失するといえるまでの事情はないとして、過失相殺を否定した。	14,407,847	一部認容	平成15年10月8日	確定	10,376,556	判例時報1840号49頁ウエストロー・ジャパン(2003)WLJ PCA1008(0001)	
58	大阪地裁	平12(ワ)10247号	平成12年9月20日	中古車出火焼損事件	中古車運転者及び同乗者	自動車製造販売会社	中古車を購入した者が同車両を運転していた際、突然、同車両右前部が発火し、同車両が焼損したとして、運転者及び同乗者が自動車製造販売会社に対し、不法行為責任、製造物責任又は債務不履行責任に基づく損害賠償を請求した事案。	①自動車製造販売会社は不法行為責任又は製造物責任を負うか。 ②自動車製造販売会社は債務不履行責任を負うか。	①本件車両の構造上、当然に異物の混入を防止すべきであったとはいえないし、また、本件車両はたとえ異物が混入したとしても、異物を取り除くことが容易な構造であったと認められるから、本件車両に「欠陥」があったといえることはできないし、本件においては、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定に高度な確率し、及び「欠陥」の存在を「応」で推定することはできないとして、自動車製造販売会社の製造物責任又は不法行為責任を否定。 ②警告灯の点灯の不具合及び異音の発生は本件発火とは直接関係がなく、その原因となる異常を示すものではないから、自動車部分品販売修理会社(自動車製造販売会社の補助参加人)が本件車両を整備する際に修理義務を尽くさなかったとは認められないとして、自動車製造販売会社の債務不履行責任を否定。	総額:9,124,380 原告運転者:8,574,380 原告同乗者:550,000	請求棄却	平成14年9月24日	確定	0	判例タイムズ1129号174頁ウエストロー・ジャパン(2002)WLJ PCA0924(0010)	
59	大阪高裁	平12(ホ)1681号		水上ジェットスキー暴走衝突事件	水上オートバイ(水上ジェットスキー)の無人暴走により負傷した海水浴客ら2名(一審原告)	水上ジェットスキーの製造業者及び販売業者(一審被告)	製造物責任法施行前に製造・販売された水上ジェットスキーが無人で暴走し、これにより負傷した海水浴客2名が、水上ジェットスキーの製造業者及び販売業者に対し、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①ジェットスキーの構造的・機能的欠陥の有無。 ②販売者(販売代理店)がスロットルレバーを交換・改造してユーザーに販売するに際しての、製造業者らの安全配慮義務、監督義務の有無並びにその内容及び同義務違反の有無(本件製造業者らが、本件改造レバーの装着及び本件運転者の運転形態に起因する本件事故を予見できたか否か)。	①本件事故は本件ジェットスキーのスロットルレバーの改造と本件運転者の通常とは異なる運転とが結合して生じたものであるから、本件製造業者がテーコードキルスイッチを装備する設計をしなかったからといって、本件ジェットスキーに設計上の欠陥があるとはいえず、構造的・機能的欠陥は認められない。 ②本件事故前に、本件製造業者らが本件事故発生の機序と手順で暴走実験を行うことに思い至ることは著しく困難であるのに加え、そもそも海辺の波打ち際で、操縦者が船体にもたがることなく脇からハンドルを握ってエンジンを始動させスロットルレバーを強く握るといった使用方法は、ジェットスキーの通常の使用方法ではない極めて危険なものであり、本件製造業者によれば、本件製造業者は、本件改造レバーの装着及び運転態様についての予見可能性は認め難い。	(一審請求額:総額:90,409,582 一審原告X1:54,682,819 一審原告X2:35,746,763)	控訴棄却	平成12年11月21日	確定	(一審認容額:0)	判例タイムズ1107号249頁ウエストロー・ジャパン(2000)WLJ PCA1121(0012)	訴訟リストNo.33の控訴審。
60	大阪高裁	平12(ホ)3975号・平13(ホ)745号	平成12年11月1日 平成13年3月1日附帯控訴	プロパンガス漏れ火災事件	控訴人:プロパンガス装置設置供給者(一審原告) 附帯被控訴人:附帯控訴人:附帯控訴人:全焼した自宅所有者(一審原告)	被控訴人:全焼した自宅所有者(一審原告) 附帯被控訴人:プロパンガス装置設置供給者(一審被告)	ガス設備工事の不手際によるガス漏れのため火災が発生し、家屋が焼失したとして、焼失した家屋の所有者が、プロパンガス装置設置供給者に対し、損害賠償を求めたことにつき、一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①本件火災の原因。 ②プロパンガス装置設置供給者の責任原因。	①プロパンガスの特性、本件自宅所有者やその妻が供述する本件火災の状況を前提としても、その原因がガス漏れによるものであるとは直ちに認め難いし、当時のガスの利用状況も証拠上明らかとはいえないから、本件火災の原因がガス漏れであるとは認められない。 ②本件火災の原因はガス漏れではないとして、プロパンガス装置設置供給者の責任を否定。	(第一審請求額:25,000,000)	原判決取消、附帯控訴棄却	平成13年12月20日	上告受理申立	(第一審認容額:17,000,000)	0 裁判所ウェブサイトウエストロー・ジャパン(2001)WLJ PCA1220(9004)	訴訟リストNo.25(第一審)、訴訟リストNo.78(上告審)の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
61	東京地裁	平13(ワ)7978号・平12(ワ)26357号	平成12年12月13日	ピアノ防虫防錆剤(ぼうせいざい)液状化事件	本訴原告:ピアノ用防虫防錆剤販売業者 反訴原告:ピアノ用防虫防錆剤製造業者	本訴被告:ピアノ用防虫防錆剤製造業者 反訴被告:ピアノ用防虫防錆剤販売業者	ピアノ用防虫防錆剤製造業者から納入を受けた本件錠剤を販売していたピアノ用防虫防錆剤販売業者が、本件錠剤にはピアノ/内部で使用中に液状化するという設計上の欠陥及び液状化の可能性についての指示・警告上の欠陥があったとして、ピアノ用防虫防錆剤製造業者に対して、製造物責任法に基づき損害賠償を求めるとともに、同欠陥は債務不履行に該当するから、債務不履行に基づき売買契約を解除したとして、原状回復請求として支払済み売戻代金等の返還を求めた(本訴)のに対して、ピアノ用防虫防錆剤製造業者が、本件錠剤販売業者に対して、売買契約に基づき本件錠剤の売掛残代金及び本件錠剤納入以前から納入していた商品の代金の支払を求めた(反訴)事案。	①本件錠剤には、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥があったか。 ②ピアノ用防虫防錆剤製造業者の製造物責任法4条2号の抗弁(部品の抗弁)の当否。 ③ピアノ用防虫防錆剤製造業者の同条1号の抗弁(開発危険の抗弁)の当否。 ④ピアノ用防虫防錆剤製造業者の権利濫用の抗弁の当否。 ⑤ピアノ用防虫防錆剤製造業者の過失相殺の抗弁の当否。	①本件錠剤の性質からすれば、本件錠剤が故障の原因になるおそれが十分あったにもかかわらず、本件製造業者が設計段階において本件錠剤の液状化を防止するための工夫等を施した形跡は窺われなから、本件錠剤は、設計上、通常有すべき安全性を欠いた製品であったと認めるのが相当であり、また、本件製造業者は効用との関係で除去し得ない危険性の発現による事故を防止・回避するに適切な措置を怠らなかつたといえるから、本件錠剤には、指示・警告上の欠陥があったものと認められる。 ②本件販売業者は納入された本件錠剤を化粧箱に入れて商品化するだけであり、化粧箱に入れることは「製造」にも「加工」にも該当しないから、化粧箱に入れたものを本件錠剤とは別個の他の製造物ということではできないとして、部品の抗弁を否定。 ③ソルビトを76～87パーセント含有する本件錠剤が空気中の水分を吸い、溶けて液状化するというのが、本件製造業者が本件販売業者に本件錠剤を引き渡した当時の科学技術水準では知悉し得ない事実であるとは認められないとして、開発危険の抗弁を否定。 ④富利を目的とする企業において、ある商品を販売できなくなった場合に代替品を販売すること等は当然であり、これが本件製造業者に賠償を請求することを妨げるほどの事情とはならないとして、権利濫用の抗弁を否定。 ⑤本件販売業者が本件錠剤の液状化が発覚した後、湿熱と事態を放置してはいは認められず、被害拡大について本件販売業者が過失があったと認めることはできないとして、過失相殺の抗弁を否定。	本訴請求額:5,584,122 反訴請求額:899,690	本訴一部認容、反訴請求棄却	平成16年3月23日	控訴	本訴認容額:2,416,476 反訴認容額:0	判例時報1908号 143頁 ウエストロー・ジャパン(2004WLJ PCA0323 0005)	和解リストNo.37の第一審。
62	神戸地裁	平13(ワ)117号	平成13年1月26日	缶入り野菜ジュース下痢症状事件	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3名	缶入り野菜飲料製造会社	夕食後、缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3人が、カビらしき異物があったため気分が悪くなり、下痢症状等が数日続いたなどとして、缶入り野菜飲料製造会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①流通開始時の製造物の欠陥の有無。 ②本件欠陥による身体の侵害の有無。	①本件異物はリゾプス風のカビであるところ、本件会社の生産体制、本件ジュース製造当時の設備・工程等に異常がないこと、同時期製造のジュースにつき異物混入のクレームがあったのは本件ジュースのみであること、本件ジュース缶にある打痕などによれば、本件異物が本件会社の製造過程において混入した可能性は低く、かえって納品後の流通過程において打痕部の亀裂からカビが混入した可能性がうかがわれるから、本件ジュースに流通開始時の欠陥はない。 ②リゾプス風のカビは少量摂取しても通常は疾病にかかることはなく、健康者に悪影響を及ぼすおそれのあるカビではない上、本件家族3名は医師の診断を受けていないことなどから、本件家族3名主張に係る身体の侵害が生じたか否かは定かでない。	総額6,600,000 原告父、母及び子:各2,200,000	請求棄却	平成14年11月20日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA1120 6006)	訴訟リストNo.92の第一審。
63	仙台高裁	平13(ホ)114号	平成13年2月23日	コンピュータープログラムミス税金過払事件	食品製造会社(一番原告)	コンピュータープログラム開発会社(一番被告)	他社製オフィスコンピューターにコンピュータープログラム開発会社作製に係る販売管理システムを導入して使用していた食品製造会社が、欠陥のあるプログラムを搭載した販売管理システムを使用して決算を行ったところ、売掛金の過剰計上が生じ、法人税等の過納納付により損害を被ったとして、本件開発会社等に対し、債務不履行、製造物責任又は不法行為に基づく損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	本件システムに搭載されていた現在合計プログラムの内容につき、本件開発会社が債務不履行等の責任を負うか。	旧データに係る本件開発会社の退避保存義務、移行義務は認められず、また、地方発送取引に係る売掛金の過剰計上が生じたのは、本件製造会社において現在合計プログラムの実行前に地方発送売上月報の出力処理を行ったことによるものであって、現在合計プログラム自体に欠陥はないから、同プログラムの実行前に地方発送売上月報の出力処理をすべきことが本件製造会社に難きを強いるものであったとしても、それを本件開発会社の責めに帰せしめることはできないなどとして、同社の責任を否定した。	(一番請求額)13,924,200)	控訴棄却	平成14年3月8日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0308 6004)	訴訟リストNo.35の控訴審。
64	大阪高裁	平13(ホ)1891号	不明	ガスファンヒーター出火事件	ガスファンヒーターを使用した夫婦(一番原告)	ガス事業等会社(一番被告)及び家庭用ガス機器販売等会社(一番被告)	使用中のガスファンヒーターからの出火により家屋が全焼し、重度のやけどを負ったと主張する夫婦が、ガス事業等会社及び家庭用ガス機器販売等会社に対し、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審の控訴審の事案。	本件出火の原因は、本件ガスファンヒーターの欠陥によるものか否か。	最初に本件出火を目撃したとされる本件夫の供述や技術士作成の出火原因についての意見書は、全面的に信用できるものでない一方、本件ガスファンヒーターの側にあったスプレー缶の爆発の可能性も否定できないことからすると、本件出火の原因が本件ガスファンヒーターからの出火とは認められない。	(一番請求総額)98,558,588 一番原告夫:609,010,006 一番原告妻:37,647,782)	控訴棄却	平成13年11月30日	確定	0	裁判所ウェブサイトに判例タイムズ1087号209頁ウエストロー・ジャパン(2001WLJ PCA1130 0005)	訴訟リストNo.38の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
65	さいたま地裁	平13(ワ)690号	平成13年4月11日	食肉自動解凍装置バリ付着事件	食肉自動解凍装置製造業者	ポンプ製造業者、バルブ製造業者	食肉自動解凍装置を稼働させた際に解凍食肉に金属異物が付着するという事故に關し、食肉自動解凍装置製造業者が、同装置に使用したポンプ及びバルブに欠陥があるとして、ポンプ製造業者及びバルブ製造業者に對し、製造物責任法3条等に基き、損害賠償を求めた事案。	①本件ポンプ及びバルブの残留バリと解凍食肉に付着していた金属異物との同一性。 ②本件ポンプ及びバルブにおける製造物責任法上の欠陥の有無。	①食肉自動解凍装置(本件装置)の解体洗浄を行っても金属異物の流出が止まらなかったのに、本件ポンプ及び本件バルブの残留バリを除去したところ金属異物の流出が止まったことなどによれば、本件金属異物のいつかは、解凍液に混入した本件ポンプ及び本件バルブの残留バリであると推認される。 ②本件ポンプ及び本件バルブを異物の混入が許されない食品加工工程にそのまま使用することは社会通念上想定されておらず、本件ポンプ及び本件バルブを異物除去の措置をとらずにそのまま食肉解凍装置である本件装置に用いるという本件使用形態は、社会通念上想定されている合理的な使用形態ではない上、本件ポンプ及び本件バルブに付着していた残留バリは汎用品ポンプや汎用品バルブの機能を阻害するものではないから、本件ポンプ及び本件バルブに本件で認められる程度の残留バリが存在しても、汎用品のポンプ及びバルブとして通常有すべき安全性を欠いた欠陥があるとはいえないとして、本件ポンプ製造業者及び本件バルブ製造業者の製造物責任法上の責任を否定した。	346,618,800	請求棄却	平成15年10月31日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA1031 6002)	訴訟リストNo.110(控訴審)、訴訟リストNo.137(上告審)、訴訟リストNo.138(上告審)の第一審。
66	最高裁判所 二小法廷	平13(受)1042号	平成13年4月24日	食品容器製造機リフト頭蓋(がい)底骨折死亡事件	油圧裁断機製造業者(被控訴人兼控訴人(一審被告))	油圧裁断機による裁断作業に従事していた際に死亡した女性の内縁の夫とその子供ら(控訴人兼被控訴人(一審原告))	油圧裁断機による裁断作業従事中に女性が死亡した事故につき、同人の内縁の夫とその子供ら、油圧裁断機製造業者に対しては製造物責任法3条に基づき、同女性を雇用していた合成樹脂成型加工販売業者に対しては債務不履行ないし不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を求めたことにつき、油圧裁断機製造業者の製造物責任を否定する一方、合成樹脂成型加工販売業者の注意義務違反を認め、第一審、油圧裁断機製造業者の製造物責任を認めるとともに、合成樹脂成型加工販売業者の注意義務違反を認めるとした控訴審に対する上告審の事案。	①市の責任の有無。 ②製造販売会社の責任の有無。	(一審・控訴審請求額: 総額:57,120,000円 内縁の夫: 18,700,000円 子1:19,210,000円 子2:19,210,000円)	不受理決定	平成14年6月28日	確定	(控訴審認容額: 総額:24,087,114円 内縁の夫: 5,750,000円 子1:9,168,557円 子2:9,168,557円 第一審認容額: 総額:14,927,724円 内縁の夫: 3,885,456円 子1:5,521,134円 子2:5,521,134円)	ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0628 8008)	訴訟リストNo.27(第一審)、訴訟リストNo.56(控訴審)の上告審。	
67	東京高裁	平13(ホ)2193号		人工心肺装置ポンプチューブ亀裂事件	脳機能障害等の後遺障害を負った男性患者(一審原告)、装置製造販売会社(一審被告)	脳機能障害等の後遺障害を負った男性患者(一審原告)、装置製造販売会社(一審被告)	市立病院で心臓手術を受けた患者が、人工心肺装置中の送血ポンプのチューブの亀裂、破損により脳梗塞を発生し、脳機能障害等の後遺障害を負ったとして、市に対しては臨床工学技士の操作過誤を、ポンプを製造した装置製造販売会社に対しては安全な製品の製造を怠った過失等を主張して損害賠償を求めたことにつき、人工心肺装置の製造に過失があったとして本件製造会社に対する請求のみ一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①本件技術による本件ポンプへの当初のチューブ設定の仕方がチューブ亀裂等の原因になったと推認でき、同人の本件設定行為は患者血流への空気流入の危険を招くものであって安全性保持義務違反に当たり、また、同義務から生ずる本件ポンプを含む人工心肺装置等の機器監視義務違反、交換用チューブの備え付けを怠ったことにつき被害拡大防止義務違反も認め、市の債務不履行責任を認めた。 ②本件ポンプに通常有すべき安全性が欠如していたとはいえないが、製造販売会社が事故発生時の具体的な危険を指摘する説明、警告をしていれば本件技術士の過誤を防止し得たといえるから、製造販売会社には具体的な危険を指摘する説明ないし警告をすべき注意義務違反が認められるとして、同社の不法行為責任を認めた。	(一審請求額: 163,093,144円)	原判決一部変更、一部控訴棄却	平成14年2月7日	確定	(一審認容額: 126,457,762円)	判例タイムズ1136号208頁 判例時報1789号78頁 ウエストロー・ジャパン(2002WLJ PCA0207 0002)	訴訟リストNo.28の控訴審。	
68	東京地裁	平13(ワ)21942号・平13(ワ)9930号	平成13年5月16日	ガラスコーティング剤白濁事件	本訴原告:ガラスコーティング剤を販売した自動車用品販売会社 反訴原告:工業薬品等輸出入会社	本訴被告:工業薬品等輸出入会社 反诉被告:ガラスコーティング剤を販売した自動車用品販売会社	ガラスコーティング剤を工業薬品等輸出入会社から購入したと主張するガラスコーティング剤販売会社が、ガラスコーティング剤に瑕疵があったとして、工業薬品等輸出入会社に対して、主目的に売主としての債務不履行責任、予備的に不法行為責任ないし製造物責任に基づき、損害賠償を求めた(本訴)のに対し、工業薬品等輸出入会社が、本件コーティング剤以外の商品取引に係る売掛金の支払を求めた(反訴)事案。	①工業薬品等輸出入会社が売主の立場にあったか否か(主目的主張:債務不履行責任の有無)。 ②工業薬品等輸出入会社が自らを製造業者であるかのように詐称して本件コーティング剤販売会社に本件コーティング剤を供給したか否か(予備的主張:不法行為責任の有無)。 ③工業薬品等輸出入会社が本件コーティング剤の製造業者の立場にあったか否か(予備的主張:製造物責任の有無)。	本訴請求額: 165,500,411円 反訴請求額: 3,462,480円	本訴請求棄却、反訴請求認容	平成15年9月4日	控訴	0 反訴認容額: 3,462,480円	ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0904 0005)	訴訟リストNo.103の第一審。	
69	神戸地裁	平13(ワ)1220号・平13(ワ)1898号・平14(ワ)1252号	平成13年6月8日	骨接合プレート折損事件	甲事件原告:上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性 乙事件参加人:骨接合手術をした医療法人 丙事件反訴原告:上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性	甲事件被告:プレート輸入販売業者 乙事件相手方:上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性 丙事件反訴被告:骨接合手術をした医療法人	医療法人が開設する病院で、骨折した左腕上腕骨に上肢用プレートを装着する骨接合手術を受けた男性が、金属疲労により同プレートが折損したため再手術を余儀なくされたとして、同プレートの輸入販売業者(本件輸入販売業者)に對し、製造物責任に基づき損害賠償を求めたこと(甲事件)、本件医療法人に對し、診療契約の債務不履行に基づく損害賠償を求めた(丙事件)と、同、本件医療法人が、本件男性及び本件輸入販売業者に對し、本件プレートの破損につき損害賠償債務の不存在確認を求めた(乙事件)事案。	①本件輸入販売業者の製造物責任の有無。 ②本件医療法人の債務不履行責任の有無。	①本件プレートが、要求される程度の強度を欠くとは認められず、むしろ当該製造物の通常予見される使用形態に従ったものでなかった本件男性の使用方法により本件プレートが折損したと認められるから、同プレートに製造上の欠陥は認められない。また、本件プレートの使用方法、注意書につき、本件輸入販売業者が患者に直接交付すべき警告文書を作成しなかったからといって警告上の欠陥に当たるとはいえず、本件輸入販売業者は、医師に対して必要な使用上の注意、警告を過不足なく提供しており、警告としては必要十分なものを示しているから警告上の欠陥はないとして、本件輸入販売業者の製造物責任を否定した。 ②相当医に手術前の説明義務違反の事実はなく、本件プレートの耐用を確保したことをもって医師の技術選択の誤りともいえず、医師らによる指示説明は患者に対する指示説明としては十分であった文書で指示しなかったことを術後の説明不十分の過失があるともいえない上、担当医が術後の処置を理学療法士に任せきりにしたとはいえず、本件男性が他院に転院したと考て診察等を中止したのはやむを得ない措置といえるから、過失はないとして、医療法人の債務不履行責任を否定した。	甲事件請求額: 3,783,806円 乙事件請求額: 3,783,806円 丙事件請求額: 3,783,806円	甲事件請求棄却、乙事件請求認容、丙事件請求棄却	平成15年11月27日	控訴	0 乙事件認容額: 0円 丙事件認容額: 0円	裁判所ウェブサイ ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA1127 9013)	訴訟リストNo.113の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
70	東京地裁	平14(ワ)4375号・平13(ワ)11973号	平成13年6月8日	パナソニック電源火災事件	甲事件原告:遊技機器製造販売業者 乙事件原告:電源製造者表示業者	甲事件被告:電源開発業者・電源製造者表示業者及び電源納入業者 乙事件被告:遊技機器製造販売業者	電源開発業者及び電源製造者表示業者の製造に係るパナソニック機用の電源に欠陥があり、そのために本件電源を使用したパナソニック機火災が生じたとして、電源納入業者から本件電源の納入を受けた遊技機器製造販売業者が、主位的に、電源納入業者、電源開発業者及び電源製造者表示業者に対して債務不履行に基づき、予備的に、電源開発業者及び電源製造者表示業者に対して、遊技機器製造販売業者の協力会社に交換用の電源を納入した同電源製造者表示業者が、本件電源に欠陥がない以上、同遊技機器製造販売業者は交換用電源を無償で取得できる法律上の根拠はないなどとして、同遊技機器製造販売業者に対し、納入された電源の売買代金相当額の不当利得返還を求めた(乙事件)事案。	(甲事件) ①本件電源について電源開発業者、電源製造者表示業者の債務不履行の有無。 ②本件電源について電源開発業者、電源製造者表示業者の説明義務違反の有無。 ③電源製造者表示業者の債務不履行と遊技機器製造販売業者の損害との因果関係の有無及び過失相殺の可否。 ④電源開発業者及び電源製造者表示業者の債務不履行しない本件電源の欠陥についての電源納入業者の責任主体性の有無。 ⑤本件電源について製造物責任法上の欠陥の有無。 ⑥本件電源の欠陥と遊技機器製造販売業者の損害との因果関係の有無。 (乙事件) ⑦交換用電源について無償提供の合意の有無。	①遊技機器製造販売業者と電源開発業者及び電源製造者表示業者との間の本件電源の特性に関する合意内容は、過電流保護機能に係る本件特性を前提とする受領用仕様書及び最終サンプルどりの内容であったとすべきであるから、本件電源が本件特性を有することが電源開発業者らの債務不履行に当たるとはいえない。 ②遊技機器製造販売業者内に、電源知識保有者がいたと推認されることを前提とすれば、電源製造者表示業者による本件電源に関する情報提供の内容及び態様に照らすと電源開発業者が遊技機器製造販売業者に対する説明義務を果たしていないといふことはできないなどとして、電源開発業者らの説明義務違反を否定した。 ③は判断せず。 ④電源開発業者らに債務不履行がなく、かつ、本件電源に欠陥が認められない以上、電源納入業者には責任主体性は認められない。 ⑤本件電源は通常予見される使用形態とはいえない形態で使用されており、また、本件特性は電源の過電流保護機能としての機能を果たしていることから、本件電源自体が通常有すべき安全性を欠いているとは認められず、本件電源に製造物責任法上の欠陥があるといふことはできない。 ⑥本件電源に欠陥が認められない以上、本件電源の欠陥と遊技機器製造販売業者の損害との因果関係は認められない。 ⑦電源製造者表示業者が遊技機器製造販売業者に対し交換用電源を納入し始めた段階において本件電源に欠陥等があることを電源製造者表示業者が認めしていなかったことを遊技機器製造販売業者が認識していたこと、同遊技機器製造販売業者が交換用電源の大部分について代金を支払っていることなどからすれば、両者の間には交換用電源の無償提供の合意が成立していたと認められることはできない。	甲事件請求額 6,147,743,219 乙事件請求額 34,044,280	甲事件請求棄却、 乙事件認容	平成17年2月8日	控訴	甲事件認容額 0 乙事件認容額 34,044,280	ウエストロー・ジャパン (2005WLJPCA02080003)	訴訟リストNo.139の第一審。
71	甲府地裁	平13(ワ)261号	平成13年6月13日	自動車用燃料添加剤エンジン不調事件	運送業を営む者	電子材料セラミックス製造販売会社	所有していた軽自動車に、電子材料セラミックス製造販売会社製の自動車用燃料添加剤を使用したところ、同車のエンジン不調といった故障が生じ、燃料タンクの交換が必要になったとして、運送業を営む者が、本件会社に対し、製造物責任法又は瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めた事案。	本件車のエンジンの故障は本件添加剤が原因か及び本件添加剤は通常有すべき安全性を欠いていたか。	本件車のエンジン不調は全気筒のボア内壁及び金ピストンリングの異常摩耗によるものと認められ、投入された本件添加剤が、一定条件の下、異常摩耗に関与していたと推定できるところ、本件会社が、類回の長距離走行では本件添加剤によりエンジン不調をもたらすことがある旨警告していなかった以上、本件異常摩耗を原因とするエンジン不調の発生は、本件添加剤が長距離走行に耐え得る性能を有していなかったからといえ、本件添加剤は自動車燃料添加剤として通常有すべき安全性を欠いていたとして、製造物責任を認めた。	205,941	一部認容	平成14年9月17日	控訴	205,941	ウエストロー・ジャパン (2002WLJPCA09176002)	訴訟リストNo.25の第一審。
72	東京地裁	平13(ワ)1267号	平成13年6月19日	インガキダイ料理食中毒事件	食中毒を発症した8名	割烹(かつぼう)料亭経営者	料亭で料理されたインガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患し、下痢、嘔吐等の症状が生じた客らが、料亭経営者に対し、製造物責任法又は瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めた事案。	①製造物責任(製造物責任法3条)の成否。 ②瑕疵担保責任(民法634条2項)の成否。	①本件調理行為は製造物責任法上の「加工」に該当し、本件調理は加工された動産として製造物に該当するところ、食品は無条件的な安全性が求められる製品であるから、本件料理がシガテラ毒素を含んでいたことは製造物の欠陥に当たると、既存の文献を調査すれば判明するような事項については開発危険の抗弁による免責を認める余地はないことなどから、製造物責任を認めた。 ②は判断せず。	総額:38,159,906 原告X1:5,262,500 原告X2:6,123,735 原告X3:7,418,588 原告X4:5,215,306 原告X5:3,494,616 原告X6:2,67,052 原告X7:5,940,022 原告X8:4,438,087	一部認容	平成14年12月13日	控訴	総額:12,167,279 原告X1:1,732,803 原告X2:2,195,465 原告X3:3,075,804 原告X4:1,791,034 原告X5:1,204,616 原告X6:182,032 原告X7:1,086,508 原告X8:898,997	裁判例データベース ウェブサイ 判例タイムズ1109 号285頁 判例時報 1805号14 頁 ウエストロー・ジャパン (2002WLJPCA12130001)	訴訟リストNo.94の第一審。
73	東京地裁	平13(ワ)13266号	平成13年6月26日	カーオーディオスイッチ設計欠陥事件	音響機器製造販売業者	電化製品・機械部品製造販売業者	音響機器製造販売業者が電化製品・機械部品製造販売業者の製造するFTスイッチを使用してカーオーディオを製造、販売したところ、本件FTスイッチの一部が常時短絡して通電するようになり、これに起因して本件FTスイッチ使用のカーオーディオ製品を設置した自動車のバッテリーが上がるなどの事故が多発したとして、製造物責任法又は不法行為に基づき、本件機械部品製造販売業者に対して損害賠償を請求した事案。	本件FTスイッチの通常有すべき安全性の有無。	本件FTスイッチは仕様書記載の保証範囲の範囲内で短絡事故を発生し、その原因は銀マイグレーション現象によるものであって、短絡マイグレーション現象自体はよく知られた現象であり、接点の銀メッキを金メッキにするなどすれば本件短絡事故は発生しなかつたのであるから、本件FTスイッチは設計上の欠陥のために通常有すべき安全性を有していなかったものと認められる。	57,297,125	一部認容	平成15年7月31日	控訴	57,051,312	判例タイムズ1153号106頁 判例時報1842号84頁 ウエストロー・ジャパン (2002WLJPCA07310009)	訴訟リストNo.34の第一審。
74	札幌地裁	平13(ワ)2083号	平成13年9月27日	車両噴射ポンプ欠陥衝突事件	自動車運転者及び自動車同乗者	自動車製造業者	自動車運転者が先行車2台を追い越すために加速して対向車線に出た追越しを行ったところ、本件自動車のアクセルレバーが全開状態となる等の異常が発生し、本件自動車は、安定性を失いながら減速し、最終的には進行方向と逆方向の形になったところで対向車と衝突したため、自動車運転者及び同乗者が、自動車の製造業者及び販売業者に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①過失相殺の可否。 ②自動車販売業者が製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を負うか(同販業者が同法2条3項3号に定める実質的な製造業者に当たるか。)	①本件運転者が法定速度を大幅に超える速度で追越しを開始したとか、無謀な追越し行為を行ったなどの事実は認めるところが、できないし、本件事故を惹起した最大の原因は、本件自動車のワックスレバーが破断して、エンジンが高回転を続けるような状態が一定時間持続するなどといった異常事態の発生によること、こうした非常事態に直面した本件運転者の運転操作がとりたてて不適切であったとは言えないなどとして、過失相殺の適用を否定。 ②自動車販売業者が本件自動車の実質的な製造業者(製造物責任法2条3項3号)に該当すると認めるに足りる証拠はなく、同社は製造物責任法3条の損害賠償責任を負わない。	総額:15,547,118 原告自動車運転者:9,714,229 原告自動車同乗者:5,832,889	一部認容	平成14年11月22日	控訴	総額:2,288,150 原告自動車運転者:2,288,150 原告自動車同乗者:0	裁判例データベース ウェブサイ 判例時報 1824号90 頁 ウエストロー・ジャパン (2002WLJPCA11220005)	和解リストNo.27の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
75	東京地裁	平13(ワ)24358号	平成13年11月14日	外国製高級車発火炎上事件	自動車運転していた男性及び同車を所有していた医療法人	自動車輸入会社及び自動車販売会社	リコール2回を含む2回の修理を受けた外国製高級車で高速道路を走行中、オイル漏れのためエンジンルームから発火、炎上し、車両前部が焼失して廃車となり、また、心的外傷後ストレス障害を負ったとして、本件自動車運転者が、本件自動車の輸入会社(本件輸入会社)に対して製造物責任法に基づき、本件自動車の販売会社(本件販売会社)に対して主位的な賠償を請求し、予備的に不法行為に基づき損害賠償を請求し、本件自動車を所有していた法人が、本件輸入会社に対して製造物責任法に基づき、本件販売会社に対して債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案。	①運転者に対して本件販売会社が信義則上本件売買契約に基づく債務不履行責任を負うか。 ②運転者に対して本件販売会社が点検修理の上、瑕疵のない自動車流通に置くという安全配慮義務違反の過失による不法行為責任を負うか。 ③運転者の後遺障害(心的外傷後ストレス障害)の有無、程度。	①本件販売会社は、ドイツ製自動車の正規販売店として本件自動車のリコールによる修理を行っており、その際本件事故の起火原因となったオイル漏れの箇所付近を修理点検していること、本件自動車は法人が所有しているもの、実際には法人の理事長である本件自動車運転者において専用使用しており、本件販売会社もそのことを認識していたことなどの事情に照らせば、本件自動車の收購時である運転者に対して本件自動車の点検・修理等の不具合から生じた損害について債務不履行責任を負う。 ②は判断せず。 ③本件自動車運転者の日常生活及び社会生活、本件事故の際の状況等からすれば、診断書の記載によっても後遺障害としての心的外傷後ストレス障害に患しているとは認め難い。	総額:123,323,866 原告自動車運転者:105,661,766 原告自動車所有 医療法人: 17,662,100	一部認容	平成15年5月28日	控訴	総額:13,275,566 原告自動車運転者:775,566 原告自動車所有 医療法人: 12,500,000	判例時報 1835号94 頁 ウエストロー・ジャパン (2003WLJ PCA0528 0007)	訴訟リストNo.99の第一審。
76	東京地裁	平13(ワ)27744号	平成13年12月26日	人工呼吸器換気不全死亡事件(1)	ジャクソンリース回路と気管切開チューブを接続した呼吸器販売会社、気管切開チューブ輸入販売会社、病院設置地方自治体	ジャクソンリース回路と気管切開チューブを接続した呼吸器販売会社、気管切開チューブ輸入販売会社、病院設置地方自治体	公立病院でジャクソンリース回路に気管切開チューブを接続した呼吸器により男児が換気不全となり死亡したため、男児の高齢が、各器具の欠陥の存在、病院担当者による高齢者の欠陥不確認の過失を主張して、ジャクソンリース回路製造販売会社及びチューブ輸入販売会社に対しては製造物責任又は不法行為責任に基づき、病院設置自治体に対しては不法行為責任又は債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①2社の製造物責任の有無。 ②2社の不法行為責任の有無。 ③自治体の不法行為責任又は診察契約上の債務不履行責任の有無。	①本件ジャクソンリースと本件気管切開チューブ(本件チューブ)には、使用者に対し、本件ジャクソンリースと本件チューブ等の呼吸補助用具との接続箇所閉塞が起きる組合せがあることを明示し、同組合せで本件ジャクソンリースを使用しないよう指示警告する等の措置を十分に採らなかった点で指示・警告上の欠陥があったとして、2社の製造物責任を認めた。 ②は判断せず。 ③ジャクソンリース回路と呼吸補助用具の組合せを使用する医師は、各器具の基本的部分を理解して各器具を選択し、相互に接続された状態で安全に機能するかという事前点検注意義務を負うところ、本件担当医師が各器具の構造上の基本的特徴を理解し認識していれば、同担当医師は本件事故発生を見でき、安全点検を行えば本件組合せ使用を中止することで本件事故を回避できたと認められるから、安全点検を怠って本件組合せ使用をした本件担当医師には過失が認められるとして、自治体に使用者責任を認めた。	総額:82,035,357 原告父: 41,677,619 原告母: 40,357,738	一部認容	平成15年3月20日	控訴	総額:50,629,842 原告父: 25,914,921 原告母: 24,714,921	裁判所 ウェブサイ バー 判例タイム ズ1133 号97頁 判例報 1846号62 頁 ウエストロー・ジャ パン (2003WLJ PCA0320 0004)	和解リストNo.30の第一審。
77	東京地裁	平14(ワ)846号		健康栄養補助食品変質事件	栄養補助食品製造販売会社	医薬品製造販売会社	栄養補助食品製造販売会社が、医薬品製造販売会社によって開発、製造された食品用コンドロイチンを原料として健康栄養補助食品を製造、販売したところ、原料の品質に問題があったため、本件栄養補助食品に褐色の変色、臭気等の変質が生じ、また、医薬品製造販売会社が本件訴訟前の交渉過程において当該変質の原因につき真実を隠蔽し誑誘により栄養補助食品製造販売会社を解雇したため、同社は本来不要な原因説明の費用を要することに ¹ な ² ったとして、栄養補助食品製造販売会社が医薬品製造販売会社に対して製造物責任及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。	①医薬品製造販売会社の製造物責任の有無。 ②医薬品製造販売会社の不法行為責任の有無。	①各種文献や証拠によれば、医薬品製造販売会社が販売した食品用コンドロイチンが、栄養補助食品製造販売会社が従前使用していた他社の原料に比べて、褐変、異臭といった変質(メーラド反応)を起こしやすい、通常有すべき性状を備えていないとい ¹ う ² は ³ お ⁴ 疑 ⁵ 義 ⁶ があるといわざるをえず、製造物責任法上の欠陥がある ⁷ とい ⁸ は ⁹ ない ¹⁰ として、医薬品製造販売会社の製造物責任を否定した。 ②本件メーラド反応が本件栄養補助食品の原料に含まれる物質を原因とするものであったとしても、本件栄養補助食品に欠陥があったとは認められず、医薬品製造販売会社の製造物責任が認められない以上、本件訴訟前の交渉過程における報告について、医薬品製造販売会社が不法行為責任を負うとはい ¹ い ² 難 ³ い ⁴ 。	85,013,632	請求棄却	平成17年2月3日		0	ウエストロー・ジャ パン (2005WLJ PCA0203 0004)	
78	最高裁第二小法廷	平14(受)485号	不明	プロパンガス漏れ火災事件	全焼した自宅所有者(被控訴人兼附帯控訴人(一番原告))	プロパンガス装置設置供給業者(控訴人兼附帯被控訴人(一番被告))	ガスボンベ工事における過失により家が火災に ¹ あ ² っ ³ た ⁴ として、全焼した自宅所有者が、工事を行ったプロパンガス装置設置供給業者に対し、損害賠償を求めたことにつき、プロパンガス装置設置供給業者の責任を認めた第一審、プロパンガス装置設置供給業者の責任を認めなかった控訴審に対する上告審の事案。			(第一審及び控訴審請求額:25,000,000)	不受理決定	平成15年10月10日		(控訴審認容額:0 第一審認容額:17,000,000)	ウエストロー・ジャ パン (2003WLJ PCA1010 6003)	訴訟リストNo.25(第一審)、訴訟リストNo.60(控訴審)の上告審。
79	名古屋高裁	平14(ワ)24358号	平成14年2月8日	たばこ喫煙者毒害事件(3)	能動喫煙又は受動喫煙によって健康被害を受けた18名(一番原告;一番では20名)	たばこ輸入販売会社	喫煙者及び非喫煙者が、能動喫煙又は受動喫煙によって現に健康被害を受け、又は、将来健康被害を受け ¹ る ² お ³ そ ⁴ れ ⁵ がある ⁶ として、たばこ輸入販売会社に対し、主位的に、不法行為による損害賠償請求に基づき慰謝料等の支払などを求め、予備的に、製造物責任法等に基づき、たばこの販売に際して、警告文を表示することを求めたことにつき、請求をいずれも棄却した第一審に対する控訴審の事案。			(一番請求額総額:2,000,000 一番原告ら各 100,000)	控訴棄却	平成14年9月26日	上告	0	ウエストロー・ジャ パン (2003WLJ PCA0416 6008)	訴訟リストNo.31(第一審)、訴訟リストNo.89(上告審)の控訴審。
80	静岡地裁沼津支部		平成14年2月21日	トラック火災積荷焼失事件	塗装工事会社	自動車製造会社	高速道路を走行中、トラックが炎上し積荷が焼失した。			3,860,000	請求棄却	平成18年12月20日	確定			
81	大阪地裁	平14(ワ)1962号	平成14年3月1日	レンジつまみ過熱事件	主婦	住宅設備会社	住宅設備会社が購入した外国製ガスオーブンレンジを購入した主婦が、同オーブンには金属つまみの過熱により人体にやけどを負わせるような欠陥があり、取扱説明書にも警告がないなど、同社は製品の安全性を確保すべき注意義務にも違反しているとして、同社に対し、製造物責任又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。	本件オーブンの欠陥及び住宅設備会社の過失の存否。	人体が触れることが当然の前提となっている本件オーブンのつまみの温度が消火後に80度に達する点については、火傷の危険があること、日本工業規格によれば金属製のつまみ類の温度は80度以下とされていることによれば、本件オーブンは製品が通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法上の欠陥があるといえ、また、調理時につまみの温度がどの程度になるかの調査は住宅設備会社において容易にできるにもかかわらず、同社は製品の安全性を確保すべき注意義務を怠り、問題点のある本件オーブンを特製の措置を施すことな ¹ 流通 ² に ³ あ ⁴ い ⁵ る ⁶ から、この点で過失が認められる。	8,800,000	一部認容	平成15年4月16日	確定	1,100,000	ウエストロー・ジャ パン (2003WLJ PCA0416 6008)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
82	東京高裁	平14(ホ)1863号	平成14年3月	資源ゴミ分別機上腕部切断事件	飲料缶選別機を購入した一般廃棄物処理業者(一審乙事件本訴被告兼同事件反訴原告)及び飲料缶選別機のローラーに巻き込まれ右上腕部を切断した一般廃棄物処理業者の元役員(一審甲事件原告)	飲料缶選別機を製造納入した廃棄物再生処理業者(一審甲事件被告兼一審乙事件本訴原告兼同事件反訴被告)	飲料缶選別機のローラーに付着した異物を手で除去しようとしてローラーに巻き込まれ右上腕部を切断した一般廃棄物処理業者の元役員が、同機械を製造、納入した廃棄物再生処理業者に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求め(甲事件)、一般廃棄物処理業者が、本件機械の瑕疵を主張して瑕疵により被った損害のうち乙事件本訴で積致の主張をした残代金支払を求めた(乙事件反訴)ことにつき、本件機械には設計上及び指示警告上の欠陥もないなどとして各請求を棄却する旨判断した第一審に対する控訴審の事案。	①本件機械に製造物責任法3条の「欠陥」があるか。 ②残代金の弁済期が到来したか(本件機械の稼働が確認されたか)。 ③本件機械に「瑕疵」があるか。	①通常予見される使用形態とは、製造物の予定された適正な用途、使用態様のみならず、その製造物であれば通常合理的に予期、予見される用途、使用態様も含まれるものであり、使用者の誤使用であっても、通常合理的に予期、予見される使用形態であれば、製造物の欠陥の有無の判断に当たっては適正使用とみられることになる。本件一般廃棄物処理業者は一般廃棄物処理業者を始めたばかりで、元役員の本件機械の使用方法は通常の使用形態を著しく逸脱したものとはいえないし、本件一般廃棄物処理業者は初めて一般廃棄物処理業に携わり、本件機械について専門的知識を有していなかったのであるから、本件廃棄物再生処理業者は本件機械の仕様、性能、危険性について具体的、詳細に説明し、その危険性について警告をすべきである。本件廃棄物再生処理業者がこれを怠ったため本件事故が発生したものであって、元役員の使用ではあるが、なお本件廃棄物再生処理業者によって通常予期、予見される使用形態というべきである。そして、スチール缶が選別機から漏れてアルミ選別機コンベア内に入り、本件ローラーに付着しやすいということありまて、本件機械には製造物責任法に定める「欠陥」があったと認めすることができる。 ②契約当事者である本件一般廃棄物処理業者と本件廃棄物再生処理業者との間で、本件機械の稼働確認を終了した日に、本件機械の残代金の弁済期が到来したと認められる。 ③本件一般廃棄物処理業者が本件機械の瑕疵と主張する箇所について、アルミ缶選別機の欠陥を除いて、瑕疵とは認められない。	総額:126,035,881 控訴人1(元役員):124,106,631 控訴人2(一般廃棄物処理業者):1,929,250	原判決一部変更	平成14年10月31日	確定	総額:37,121,989 控訴人1(元役員):37,121,989 控訴人2(一般廃棄物処理業者):0	ウエストロー・ジャパン(2002WLJPCA10310017)	訴訟リストNo.43の控訴審。
83	鹿児島地裁	平14(ワ)322号	平成14年4月22日	自動車ギア発火炎上事件	乗車していた男性	自動車製造会社、自動車販売修理会社、自動車整備会社	高速道路で運転中に所有自動車自体から出火炎上する事故に遭った被害男性が、自動車製造会社に対しては、不適切なタイヤ交換による車両火災発生可能性につき取扱説明書に記載がないなどとして製造物責任(指示・警告上の欠陥)に基づき、自動車販売修理会社に対しては、タイヤ交換の注意義務を怠ったなどとして債務不履行又は不法行為に基づき、自動車整備会社に対しては、リアデファレンシャルギアが異常過熱しないよう自動車部品を装着すべき契約上の義務に違反したとして、債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案。	①事故原因。 ②本件製造会社の製造物責任(指示・警告上の欠陥)の有無。 ③本件販売修理会社の債務不履行又は不法行為の有無。 ④本件整備会社の債務不履行の有無。	①本件事故は、4輪駆動車の前輪2輪のみタイヤ交換をしたため前後輪間に外径差が生じたことが少なくとも一因となって発生した。 ②本件事故との関係において、4輪とも同一パターンのタイヤを装着し摩耗差の著しいタイヤを使用しないよう旨の記載が取扱説明書になかったことをもって指示・警告上の欠陥があったとはいえず、また、同説明書には不適切なタイヤ交換につき注意書があったから、車両火災の危険につき記述がなかったことをもって指示・警告上の欠陥があったとはいえないなどとして、本件製造会社の製造物責任を否定した。 ③本件販売修理会社が、本件車の前所有者との間の売買契約により、直接の契約関係にない転得者に一定の説明をすべき義務を負うことはないから、債務不履行は認められないが、4輪駆動車の2輪だけタイヤ交換したことの安全性を問われた本件販売修理会社の従業員としては、同質問に対して適切に対応すべき職務上の注意義務を負うから、安全上の問題がある旨警告しなかった本件販売会社の従業員には注意義務違反が認められるとして、同社の使用者責任を認めた。 ④本件整備会社は、本件車の前所有者との契約に基づいて本件自動車部品を装着したのであり、本件男性とは直接の契約関係にないから、同社の債務不履行は認められない。	2,995,765	一部認容	平成17年10月26日	控訴	2,097,036	自動車保険ジャーナル1775号20頁ウエストロー・ジャパン(2005WLJPCA10266004)	和解リストNo.44の第一審。
84	広島地裁	平14(ワ)954号	平成14年6月6日	幼児用自転車バリ製挫傷(れつじょう)事件	幼児用自転車のペダル軸の根元から飛び出していたばりと呼ばれる針状の金属片により右膝関節部裂挫傷の傷害を負い、膝の後部に挫傷が残った事故当時5歳の女兒	自転車製造会社	幼児用自転車に乗っていた事故当時5歳の女兒が、ペダル軸の根元から飛び出していた針状の金属片により膝関節部(しつが)裂挫傷の傷害を負い傷跡が残ったため、自転車の製造会社に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件自転車の設計上の欠陥の有無。 ②本件自転車の指示・警告上の欠陥の有無。	①ペダル軸とギアクランクに硬度差が生じることがやむを得ないこと、ギアクランクのねじ穴の角度とペダル軸の角度の不一致は製造上不可避的に発生すること、製造会社組立マニュアルで明記している締め付けトルクで取り付けていたならば本件事故程度の針状の金属片(ばり)が発生することはないことを総合勘案すると、ばり発生の可能性があったことをもって本件製品に設計、製造上の欠陥があったとまではいえない。 ②製造会社の自転車組立マニュアルには、締め付け過ぎによるばり発生危険につき注意を促し、組立後の点検時にばりを除去するよう指導する記載がなく、同マニュアル交付により同社がなすべき指示、警告の措置を講じたとはいえないから、指示・警告上の欠陥があるとして、製造物責任を認めた。	3,154,200	一部認容	平成16年7月6日	確定	1,224,264	判例タイムズ1175号301頁判例時報1868号101頁ウエストロー・ジャパン(2004WLJPCA07060002)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
85	広島高裁	平14(ホ)289号	平成14年6月10日	自販機出火展示物焼失事件	自動販売機を隣接設置していた玩具資料館経営者(一番原告)	自動販売機購入業者(一番被告)、自動販売機無償貸与業者(一番被告)、自動販売機製造業者(一番被告ら補助参加人)	玩具等の資料館経営者が、資料館に隣接して設置されていた自動販売機から出火した火災により資料館の展示物等が焼失したとして、自動販売機製造業者から同自販機を購入した業者及び同購入業者から同自販機の貸与を受けて本件経営者に無償で貸与していた業者に対し、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①本件で、原審における補助参加人に対して控訴審で損害賠償請求をすることが許されるか。 ②製造物責任法の適用の可否。 ③債務不履行責任の成否。 ④不法行為責任の成否。 ⑤工作物責任の成否。	①ある訴訟に別の相手に対する訴訟を追加して提起する申立は、別の相手に対する関係では新たな訴訟の提起にほかならず、控訴審でこれをなすときは相手方の審級の利益を奪うことになるから相手方の同意がない限り許されないと。本件製造業者は同意しないことを明らかにしていることなどからすると、本件製造業者に対する控訴は許されず、不審法却下すべきである。 ②本件自動販売機が重整備された際、整備の範囲を超えて新しく「風圧調整等」が行われたとは認められず、同自販機の既存性能を維持するための整備・点検は、製造物責任法上の加工に当たらないから、重整備をもって本件自販機に製造物責任法が適用されるとはいえず、また、本件購入業者及び本件無償貸与業者は同法上の製造業者等に該当しないから、同法所定の責任を負わない。 ③本件購入業者が自販機設置前に重整備を完了していること、本件火災に至るまで本件自販機に異常はなかったこと、本件自販機の同型機に異常が生じたとの情報等はなかったこと、本件購入業者が本件自販機の内部構造等について何ら知識を有しておらず、整備・点検能力をそなえていないことなどからすると、本件購入業者が本件自販機について点検・整備等を行わなかったことにつき過失は認め難いから、債務不履行責任は認められない。 ④本件購入業者及び本件無償貸与業者に過失は認められない上、各業者が民法上の不法行為責任の程度を超えて製造物責任に近いあるいは製造物責任以上の責任を負った責任を負わなければならない理由は見出し難いから、不法行為責任は認められない。 ⑤本件では、本件経営者が本件自販機の直接の占有者であると認定でき、工作物の占有者自身は民法717条1項の「他人」に該当しないから、本件経営者は同条の責任を退き得ない。	(一審請求額14,722,500)	一部控訴却下、一部控訴棄却	平成15年3月20日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2003WLJ PCA0320 6002)	訴訟リストNo.50の控訴審。
86	名古屋地裁	平14(ワ)2803号	平成14年7月8日	輸入漢方薬腎不全事件(2)	医薬品等輸入販売業者が輸入した医療用漢方薬を服用した者	医薬品等輸入販売業者	医薬品等輸入販売業者の輸入した医療用漢方薬を服用した女性が、本件漢方薬によって腎不全に罹患したとして、本件漢方薬の輸入販売業者に対して製造物責任法に基づき損害賠償を請求した事案。	①本件漢方薬の欠陥の有無。 ②本件漢方薬服用者が罹患した本件腎障害と本件漢方薬の服用との因果関係の有無。 ③消滅時効の成否。	①本件漢方薬の効能に比し本件漢方薬を長期間服用することによる腎障害という副作用の重篤さは顕著であり、本件漢方薬の輸入販売業者は本件漢方薬に含まれる成分であるアリストロキア酸を漢方薬として使用した場合に腎障害が発生することを知り得たにもかかわらず、本件漢方薬には副作用として腎障害があることが表示されていない上、本件漢方薬の効能はアリストロキア酸を含まない他の漢方薬によって容易に代替できることが認められるから、本件漢方薬は製造物責任法上の欠陥を有する。 ②本件漢方薬服用者が罹患した本件腎障害は、長期間にわたる本件漢方薬の継続的な服用によるものと推認するのが相当であるから、本件漢方薬服用者が罹患した本件腎障害と本件漢方薬の服用との間には相当因果関係があると認めすることができる。 ③本件漢方薬服用者が被った損害のうち、治療費立替分については、医薬品機構から「医薬品の副作用による疾病」を「間質性腎炎」、「副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品」を本件漢方薬であるとして医療費等の支給決定を受けているのであるから、遅くとも本件支給決定時点で本件漢方薬服用者は損害及び賠償義務者を知ったものと認められ、本件漢方薬服用者の治療費立替分に関する損害賠償請求権は本件支給決定時点から3年経過時点で時効消滅している。	60,249,798	一部認容	平成16年4月9日	控訴	33,361,112	裁判所ウェブサイト判例タイムズ1168号280頁判例時報1869号61頁消費者法ニュース59号150頁ウエストロー・ジャパン(2004WLJ PCA0409 0004)	和解リストNo.38の第一審。
87	福岡高裁	平14(ホ)616号	平成14年7月11日	土壁内竹細害虫発生事件	竹材販売会社(一番被告)	竹材を使って建てた家屋の所有者2名(一番原告)	家屋建物に竹材の害虫が大量発生し、本件建物の土壁の下地とされた竹材(下地用竹材)等に被害を与えたため、本件建物の所有者らが、本件下地用竹材の材料である丸竹を販売した竹材販売会社に対して、本件被害が発生した原因があるとして、主位的に製造物責任に基づき、予備的に債務不履行責任(不完全履行)に基づいて損害賠償を求めたことにつき、製造物責任に関する本件建物の所有者らの主張を全面的に認めた第一審に対する控訴審の事案。	①本件丸竹は、製造物責任法2条1項の「加工された動産」に該当するか。 ②本件丸竹には、同法2条2項の「欠陥」があるか。 ③本件丸竹を売り渡した竹材販売会社には、債務不履行責任があるか。	①下地用竹材として販売される竹材は、害虫の発生を防止するための防虫処理が施されており、かかる防虫処理により建築用材として使用し得る竹材としての属性又は価値が付加されるのであるから、本件丸竹は、製造物責任法2条1項の「製造物」に該当すると認められる。 ②竹材販売会社は本件丸竹を建築資材として使用されるものとして本件建物の所有者に売り渡したものの、本件丸竹には十分な防虫処理が行われておらず、また、引渡しに当たっては、防虫処理の状況、程度及び害虫による加害が発生する危険性等について格別警告がなかったことであるから、本件丸竹は建築資材として使用される竹材としての通常有すべき安全性を欠いており、製造物責任法2条2項の「欠陥」を有すると認められる。 ③は判断せず。	(第一審請求額総額:19,130,000 原告1:14,347,500 原告2:4,782,500)	控訴棄却	平成17年1月14日	確定	(第一審認容額総額:19,130,000 原告1:14,347,500 原告2:4,782,500)	判例タイムズ1197号289頁判例時報1934号45頁ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0114 0001)	訴訟リストNo.40の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
88	東京地裁	平14(ワ)15646号	平成14年7月18日	電気ストープ化学物質過敏症事件	ストープ使用者及びその両親	ストープ販売会社	ストープ販売会社が販売した電気ストープから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症し化学物質過敏症になったとするストープ使用者が、両親とともに、同社に対し、不法行為、債務不履行又は製造物責任法に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件使用者の症状と本件ストープ使用の因果関係の有無。 ②ストープ販売会社の不法行為責任の有無。 ③ストープ販売会社の債務不履行(不完全履行)責任の有無。 ④ストープ販売会社の製造物責任の有無。	①本件使用者の症状が、そもそも化学物質の曝露(ばく露)による中枢神経機能障害・自律神経機能障害さらにはこれに伴う化学物質過敏症であるか疑問があるうえ、同人の症状と本件ストープから発生する化学物質との因果関係を認めるに足りる証拠もない。 ②③④は判断せず。	総額:500,000,000円 ストープ使用者の両親:各10,000,000円 ストープ使用者主目的請求額:480,000,000円(準備的請求額:203,109,930円)	請求棄却	平成17年3月24日	控訴	0	判例時報1921号96頁 ウエストロー・ジャパン(2005)WLJ PCA0324 0015)	訴訟リストNo.145(控訴審)、訴訟リストNo.159(上告審)の第一審。
89	最高裁		平成14年10月7日	たばこ喫煙害毒事件(3)	不明(控訴人:能動喫煙又は受動喫煙によって健康被害等を受けたと主張する18名(一審原告:一審では20名))	たばこ輸入販売会社	喫煙者及び非喫煙者らが、能動喫煙又は受動喫煙によって現に健康被害等を受け、又は、将来健康被害を受けるおそれがあるとして、たばこ輸入販売会社に対し、主目的に、不法行為による損害賠償請求権に基づき慰謝料等の支払などを求め、準備的に、製造物責任法等に基づき、たばこの販売に際して、警告文を表示することを求めたことにつき、請求を棄却した第一審、控訴を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			不明(控訴審請求額不明) 一審請求額総額:2,000,000円 一審原告ら各100,000円)	上告棄却	平成15年2月27日		0	訴訟リストNo.31(第一審)、訴訟リストNo.79(控訴審)の上告審。	
90	和歌山地裁		平成14年10月11日 平成16年11月10日(独立当事者参加申立)	収納箱児童窒息死事件	被参加事件原告:収納箱の中での窒息死した子の両親 独立当事者参加人:収納箱輸入業者	被参加事件被告:収納箱輸入業者から営業及び商号の譲渡を受けた会社 独立当事者事件被告:収納箱の中での窒息死した子の両親	自宅の居間に置かれていた収納箱の中で窒息死した子の両親が、本件事故は本件箱に製造物責任法にいう欠陥があったために発生したとして、本件箱を輸入した会社から営業及び商号の譲渡を受けた会社に対し、損害賠償を求めた(被参加事件)と。同輸入会社が、本件事故について、製造物責任法に基づく損害賠償債務を負わないことの確認を求めて独立当事者参加した(独立当事者参加事件)事案。			不明(被参加事件控訴総額:173,044,548円 控訴人父・母・各86,522,274円 独立当事者参加事件控訴審請求額:0円)	請求棄却(被参加事件)、認容(独立当事者事件)	平成17年3月2日	控訴	被参加事件認容額:0円 独立当事者参加事件認容額:0円	訴訟リストNo.141(控訴審)、訴訟リストNo.156(上告審)の第一審。	
91	大阪地裁	平14(ワ)5702号		パワーリフトプラットホーム傾斜負傷事件	5トトラックのパワーリフト使用中にプラットホームが突然傾斜したためプラットホームから落下して負傷した被害者	パワーリフト製造会社及び修理業者	5トトラックのパワーリフトを使用中に同リフトのプラットホームが突然傾斜し負傷した被害者が、同リフトの製造会社に対しては同リフトの安全性確保義務違反を主張して、不法行為に基づき、また、本件事故前に本件リフトを修理した修理業者に対しては、修理瑕疵上の注意義務違反を主張して、債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案。	①事故原因。 ②製造会社の責任原因。 ③修理業者の責任原因。	①被害者が傾斜地で本件パワーリフトのプラットホームを下降、上昇させたために、カムピンがカム頭部の角部に接した状態となっていたところ、本件事故原因は、カム頭部の角部分が摩耗して変形しカムピンがカム頭部から外れやすくなっていたため、傾斜地で本件パワーリフトのプラットホームを上下させたこと、先述荷重かつ片荷重であったことも相まってプラットホームの下降直後にカムピンがカム頭部から外れてプラットホームが傾いたことであると推定できる。 ②カム等に対する定期的な点検整備をせず、傾斜地において先述荷重かつ片荷重の状態でも本件パワーリフトを作用させた被害者の利用方法は合理的利用の範囲外であるから、本件パワーリフトが、社会通念上製造に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険であったとは評価できず、また、同リフトのカム部分の構造自体に設計上の欠陥があったとか製造会社に安全性確保義務違反があったとは認められないとして、同社の責任を否定した。 ③修理業者は本件プラットホームが突然傾いた原因に気づかず、他の事象を原因と判断、軽信し、調整等を行ったのみで被害者に引き渡し、結果、本件事故が発生したから、修理業者は修理義務を尽くしたとはいえないとして賠償責任を認める一方、本件事故の発生には、被害者が定期的な点検整備を怠ったこと、被害者による問題のある利用方法が寄与しているとして5割の過失相殺をした。	19,997,160円	一部認容	平成16年6月14日		6,743,626円	交通事故民事裁判例集37巻3号178頁 ウエストロー・ジャパン(2004)WLJ PCA0614 6001)	
92	大阪高裁	平14(ネ)3902号	平成14年11月28日	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3人が、カビだらけの異物があつたため気分が悪くなり、下痢症状等が数日続いたなどとして、缶入り野菜飲料製造会社に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3名(一審原告)	缶入り野菜飲料製造会社(一審被告)	夕食後、缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3人が、カビだらけの異物があつたため気分が悪くなり、下痢症状等が数日続いたなどとして、缶入り野菜飲料製造会社に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①本件ジュース缶の欠陥及び流通過程での包装における欠陥の有無。 ②本件ジュース缶に混入した異物はリゾプス属ではなく、アスペルギルス属であるか否か。	①原判決を引用して、本件缶入りジュースに流通開始時の欠陥はないとしたほか、他会社製造の本件ジュース缶は缶自体の強度に特段の問題はなく、缶が脆弱であることを認めるに足りる証拠はない上、本件会社が施した包装に欠陥があつたとも認められないとした。 ②原判決を引用して本件異物がリゾプス属のカビであるとした。	(一審総額6,600,000円 一審原告父、母及び子:各2,200,000円)	控訴棄却	平成15年5月16日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2006)WLJ PCA0516 6006)	訴訟リストNo.62の控訴審。
93	東京地裁	平14(ワ)22410号		穴掘建柱車オーガスクリュー脱着脱着事故	屋外広告看板製作施工会社	建設機械製造販売会社	屋外広告看板製作施工会社が広告塔を立てるため建設機械製造販売会社製の穴掘建柱車を使用して基礎部分の掘削工事をしていた際、排土作業中の屋外広告看板製作施工会社の作業員が掘削機による傷害を負うとの事故が発生したため、事故の原因を、本件穴掘建柱車の掘削部分の接続部について掘削部分が抜けやすいとするための措置が執られていない欠陥があつたために突然掘削部分が外れたという製造上ないし設計上の欠陥によるものであるとして、建設機械製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件事故の態様。 ②本件穴掘建柱車につき、構造上の欠陥があつたか否か。	①本件穴掘建柱車の構造や事故態様に関する証言などからすれば、本件建柱車の標準シャフトに装着されているオーガスクリューが脱落した事実自体につき疑問があり、本件事故態様は不明であるというほかない。 ②オーガスクリューの排土を行う際には、これを軽(地面)に押し付けて行うことが想定されており、仮にオーガスクリューの脱落を根拠と評価し得るとしても、その想定どおりに作業が行われていれば排土中に本件のような事故が発生することはなく、排土作業に関する限りは本件建柱車が通常有すべき安全性を欠いていない構造上の欠陥があつたとは認められないから、本件事故につき建設機械製造販売会社は製造物責任法に基づく責任を負わない。	37,609,333円	請求棄却	平成18年1月25日		0	ウエストロー・ジャパン(2006)WLJ PCA0125 0005)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
94	東京高裁	平15(ホ)313号・平15(ホ)1487号	平成14年12月24日	イシガキダイ料理食中毒事件	控訴人兼附帯被控訴人: 食中毒を発症した8名(一審原告)(一審被告)	被控訴人兼附帯被控訴人: 料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患し、下痢、嘔吐等の症状が生じた客らが、料亭経営者に対し、製造物責任又は瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めたことにつき、本件料理がシガテラ毒素を含んでいたことは製造物の欠陥に当たる上、既存の文献を調査すれば判明するよう事項については開発危険の抗弁による免責を認め余地はないなどとして、製造物責任を認めた第一審に対する控訴審の事案。	①製造物責任法の適用の可否。 ②製造物責任法2条1項の「加工」該当性。 ③製造物責任法4条1項所定の開発危険の抗弁の可否。	①製造物責任法の適用要件につき、製造物による事故が製造又は加工の複雑化、高度化、技術化によるものに限られるといった解釈を求められた文言はなく、被害者保護を図るという製造物責任法の趣旨からしても、本件に同法の適用を認めるべきではない旨の料亭経営者(本件経営者)の主張は採用できないとした。 ②製造物責任法の加工とは、原材料の本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加することで足りるから、本件調理行為は加工に当たらない旨の本件経営者の主張は採用できないとして、本件経営者の調理行為を製造物責任法上の加工と認めた。 ③製造物責任法及び開発危険の抗弁の趣旨によれば、開発危険の抗弁を広く解釈することは相当でなく、また、開発危険の抗弁は、当該製造物の安全性の判断に影響を与える世界最高水準の科学知識又は技術知識をもってしても、その危険の認識ができなかった場合にのみ製造物責任が免責されるものと解されることなどからすると、本件経営者の製造物責任は免責されない。	(一審請求額: 総額: 38,159,906 一審原告X1(被控訴人兼附帯控訴人): 5,262,500 一審原告X2(被控訴人兼附帯控訴人): 1,924,280 一審原告X3(被控訴人兼附帯控訴人): 2,427,076 一審原告X4(被控訴人兼附帯控訴人): 7,418,588 一審原告X5(被控訴人兼附帯控訴人): 5,215,306 一審原告X6(被控訴人兼附帯控訴人): 3,494,616 一審原告X7(被控訴人兼附帯控訴人): 267,052 一審原告X8(被控訴人兼附帯控訴人): 5,940,022 一審原告X9(被控訴人兼附帯控訴人): 1,081,671 一審原告X10(被控訴人兼附帯控訴人): 4,438,087)	一部控訴棄却、原判決一部変更	平成17年1月26日	確定	総額: 13,177,764 一審原告X1(被控訴人兼附帯控訴人): 1,924,280 一審原告X2(被控訴人兼附帯控訴人): 2,427,076 一審原告X3(被控訴人兼附帯控訴人): 3,225,870 一審原告X4(被控訴人兼附帯控訴人): 1,945,691 一審原告X5(被控訴人兼附帯控訴人): 1,204,616 一審原告X6(被控訴人兼附帯控訴人): 182,052 一審原告X7(被控訴人兼附帯控訴人): 1,186,508 一審原告X8(被控訴人兼附帯控訴人): 1,081,671 (一審認容額: 総額: 12,167,279 一審原告X1: 1,732,893 一審原告X2: 2,195,465 一審原告X3: 3,075,804 一審原告X4: 1,791,034 一審原告X5: 1,204,616 一審原告X6: 182,052 一審原告X7: 1,086,508 一審原告X8: 898,997)	消費者法 ニュース 64号198 頁 ウエスト ロージャ パン (2005WLJ PCA0126 6013)	訴訟リストNo.72の控訴審。	
95	横浜地裁	平15(ワ)818号	平成15年3月5日	トレーラータイヤ直撃死亡事件	走行中に脱落した車輪と衝突して死亡した主婦の母親	車両製造会社及び国(トレーラー所有会社)	走行中の大型トラック(トレーラー)から脱落した車輪が歩行者の主婦に当たり死亡したため、主婦の母が、本件事故車両を製造した車両製造会社に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求め、運輸行政を担う国に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案。	①国が、同種事故に関する情報を独自に入手し、同事故の原因を独自に調査して、車輪と車輪を接続する保安部品である本件D型ハブの欠陥を発見し、製造会社に改善措置を勧告する行政指導をしなかったことは違法か。 ②国が、自動車検査時にハブを検査するよう指示するという行政指導を行わなかったことは違法か。 ③懲罰的賠償。 (なお、本件D型ハブに製造物責任法上の欠陥があったことは争いなし)	①行政指導をなし得る立場にある国のリコール対策室が、本件D型ハブの欠陥による国民の身体・生命に対する危険の切迫を知り又は容易に知り得べかりし状況にあつたとはいえないから、リコール対策室が改善措置を講じなかった不作為は、国家賠償法上違法とは評価できない。 ②リコール対策室は、同種事故の原因が本件D型ハブの欠陥による事故と認識しておらず、走行中の車輪脱落による生命、身体に対する危険が発生していたことを認識していたとは認められないから、国が、新たにハブを自動車検査の検査項目と定めるという案理上の行政指導をしなかった不作為は国家賠償法上違法とは評価されない。 ③民事訴訟における損害賠償の目的は発生した損害の補償であり、事実上慰謝料の効果として制裁的機能や抑制的機能が認められることが否定されるわけではないにしても、処罰を目的とする制裁的慰謝料を認めることは我が国のそもそもの法制と調和しないし、現在において制裁的慰謝料の概念が成熟した裁判規範として受容されているとも認めがたい。したがって、制裁的慰謝料を課すことは認められない。	165,500,000	一部認容	平成18年4月18日(トレーラー所有会社とは平成17年2月22日裁判上和解)	控訴	5,500,000	裁判所 ウェブサイ ト 判例タイ ムズ1243 号164頁 判例時報 1937号 123頁 ウエスト ロージャ パン (2006WLJ PCA0418 0006)	訴訟リストNo.158(控訴審)、訴訟リストNo.172(上告審)、の第一審。 なお、第一審の和解は和解リストNo.29。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
96	大阪地裁	平15(ワ)3583号・平15(ワ)3166号	平成15年4月2日・平15(ワ)3166号事件 平成15年4月14日・平15(ワ)3583号事件	無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件	平15(ワ)3166号事件・健康食品購入者1名 平15(ワ)3583号事件・健康食品購入者1名	平15(ワ)3166号事件・健康食品製造販売会社及び同製品製造販売会社 平15(ワ)3583号事件・健康食品製造販売会社及び同製品製造販売会社	健康食品製造販売会社及び同製品製造販売会社が、健康食品製造販売会社のホームページで各種製品を販売したところ、本件各製品には、食品衛生法5条により食品への添加が認められていないエトキシキンが含まれていたとして、本件各製品の購入者ら、本件各製品の製造販売会社及び通信販売会社に対し、宣伝内容の商品を販売すべき義務があるのに宣伝内容とは異なる本件各製品を販売したことによる債務不履行、宣伝内容の真实性を確かめずに宣伝し、本件各製品を点検すべき注意義務を怠り本件各製品を製造、販売したことによる不法行為及びエトキシキンが含まれた本件各製品を製造したことによる製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件各製品の製造販売会社が不法行為責任を負うか。 ②本件各製品の製造販売会社が債務不履行責任を負うか。 ③本件各製品の製造販売会社が製造物責任を負うか。 ④本件各製品の通信販売会社が不法行為責任を負うか。 ⑤本件各製品の通信販売会社が債務不履行責任を負うか。 ⑥本件各製品の通信販売会社が製造物責任を負うか。	①本件各製品にエトキシキンが含まれていたことにより、本件各製品を摂取した者の身体に障害を与える可能性はなかった上、本件各製品の製造販売会社の調査内容、認識からすれば、本件各製品の製造販売会社が本件各製品を流通に際しエトキシキンの混入につき調査しなかったことが製造者としての食品の安全性の調査義務に違反するとは認められず、また、ホームページ上の記載により、消費者をして本件各製品の購入に判断に影響する事実につき留意させたとはいえないとして本件各製品の製造販売会社の不法行為責任を否定した。 ②本件各製品を含む販売用パンフレット、各製品の代金払込取扱票の加入者名欄等によれば、本件各製品の製造販売会社が本件各製品の売買契約の当事者ではないため、本件各製品の製造販売会社は債務不履行責任を負わない。 ③本件各製品の購入により、購入者らの生命、身体又は財産が侵害された事実はなく、製造物責任法3条の要件を欠くから、本件各製品の製造販売会社が製造物責任法により損害賠償責任を負うことはない。 ④本件各製品の製造販売会社の行為に違法性は認められないから、本件各製品の通信販売会社が本件各製品の製造販売会社との共謀による不法行為責任を負うことはない。 ⑤本件各製品の販売用パンフレットの記載は各種健康食品が、健康に効果があると強調するものであり、本件各製品の購入者も、本件各製品が自然物から作り出されて健康に効果があると認識して購入するものと誤解されることなどから、エトキシキンの混入した本件各製品の引渡しは本旨に従った履行といえず、本件各製品の通信販売会社は債務不履行責任を負う。 ⑥本件各製品の通信販売会社は、本件各製品につき、製造物責任法3条の製造業者等に該当しないから、製造物責任を負わない。	平15(ワ)3166号事件・416,500円 平15(ワ)3583号事件・424,750円	一部認容	平成17年1月12日	控訴	平15(ワ)3166号事件・16,500円 平15(ワ)3583号事件・24,750円	判例タイムズ1273号249頁 判例時報1913号97頁 消費者法ニュース63号119頁 ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0112 0001)	訴訟リストNo.134の第一審。
97	東京地裁	平15(ワ)7915号・平14(ワ)18411号	平成15年4月10日	輸入馬肉O157事件	畜産物販売会社及び食肉加工販売会社	畜産物輸出入会社	畜産物輸出入会社が輸入したカナダ産馬肉を馬刺しに加工製造した食肉加工販売会社及び同馬刺しを販売した販売会社が、同馬刺しの一部からO157(腸管出血性大腸菌)が検出されたため、回収、廃棄、謝罪広告の掲載等の損害を受けたなどとして、輸出入会社に対し、製造物責任に基づく損害賠償を求めた(第2事件)ところ、輸出入会社が、販売会社に対し、馬肉の売買代金の支払を求めた(第1事件)事案。	輸出入会社が販売会社に販売した馬肉がO157に感染していたか否か。	本件馬肉がO157に感染していた事実を認めるに足りる証拠はない。	第1事件請求額: 32,303,567円 第2事件請求額: 473,789,178円 原告X1: 68,564,000円 原告X2: 68,564,000円	第1事件認容、第2事件請求棄却	平成16年8月31日	確定	第1事件認容額: 32,303,567円 第2事件認容額: 各0円	判例時報1891号96頁 ウエストロー・ジャパン(2004WLJ PCA0831 0016)	
98	東京地裁	平15(ワ)11935号	平成15年5月29日	接着剤化学物質回収事件	スプレー接着剤製造販売会社	化学製品製造販売会社	国内で流通後に海外に輸出され、再び輸入された接着剤原液に、行政取締法規で使用が制限されている化学物質PCNを含有する化学製品製造会社製造の合成ゴムが使われていたため、同原液を製して製造した接着剤の販売中止等を余儀なくされたとするスプレー接着剤の製造販売会社が、本件化学製品製造販売会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件PCNの製造・販売と損害との間の因果関係の有無。 ②化学製品製造販売会社が、本件ゴムに本件PCNが含有されている事実を告知・公表しなかったことと損害との間の因果関係の有無。 ③化学製品製造販売会社の製造物責任法に基づく責任の成否。	①無許可輸入したPCNを使用し本件ゴムを製造販売したことは注意義務違反に当たり、同義務違反と本件損害との間には事実的因果関係が認められるものの、同義務違反により惹起される規制リスクは当該PCNの国外流出時点で消滅し、当該PCNが国内に輸入される場合に再び生じる規制リスクは、PCNの国内輸入者により新たにもたらされたリスクであるから、本件損害は本件注意義務違反の射程外のリスクが現実化したものといえ、PCNの製造・販売と損害との間の法的因果関係は認められない。 ②スプレー接着剤製造販売会社による本件原液の輸入開始時、製品安全データシート(MSDS)の作成は法的義務でなく、PCNはMSDSに記載すべき化学物質であるとの合意形成はなかったから、MSDSにPCNの記載がないことをもって告知・公表義務違反とはいえない上、本件原液輸入開始時点の本件ゴムのPCN含有率につき一般的な公表義務は認められないから、本件損害との間の因果関係は認められない。 ③本件ゴムの中のPCN含有が製造上の欠陥、設計上の欠陥に当たると仮定しても、本件損害は本件ゴムの中のPCNの危険性が発現して発生したものではないから、同欠陥と同損害との間の因果関係は認められず、本件で問題となっている本件ゴムのMSDSにはPCNを含有することを記載しており指示・警告上の欠陥は認められないから、製造物責任は認められない。	100,000,000円	請求棄却	平成17年7月19日	控訴	0円	判例時報1916号76頁 ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0719 6001)	訴訟リストNo.148の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
99	東京高裁	平15(ホ)3337号	平成15年6月11日	外国製高級車発火炎上事件	自動車運転していた男性(一審原告)、同車を所有していた医療法人(一審原告)	自動車輸入会社(一審被告)、自動車販売会社(一審被告)	リコール2回を含む8回の修理を受けた外国製高級普通車のエンジンルーム内から火災が発生し廃車となった事故に関し、同車の運転者及び同車を所有していた医療法人が、同車を輸入した自動車輸入会社に対しては製造物責任法に基づき、同車を販売・修理した自動車販売会社に対しては債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めたことにつき、各社の賠償責任を認め各請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①運転者に対して本件販売会社が信義則上本件売買契約に基づく債務不履行責任を負うか。 ②運転者に対して本件販売会社が点検修理の上、十分な整備を流通に置くという安全配慮義務違反の過失による不法行為責任を負うか。 ③運転者の後遺障害(心的外傷後ストレス障害)の有無、程度。 ④懲罰的賠償。	①原判決を引用して債務不履行責任を認めた。 ②引用した原判決では判断していない。 ③原判決掲記の各証拠に照らせば、原判決の事実認定は正当として是認でき、また、鑑定書も、現状では、「心的外傷後ストレス障害の症状がまだ操作的診断可能なほど前奏に出ている」とし、発症を予防すべきとしているから、運転者が既に心的外傷後ストレス障害に罹患しているとは認められない。 ④我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補って、不法行為がなかったとき状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではないから、本件自動車輸入会社らに対して罰金的損害賠償責任を課すべきであるとする主張は採用することができない。	総額:123,257,266 控訴人自動車運転者:105,595,166 控訴人自動車所有医療法人:17,662,100 (一審請求額:総額:123,323,866 105,661,766 一審原告自動車運転者:17,662,100)	控訴棄却	平成15年10月30日	確定	(一審認容額:総額:13,275,566 一審原告自動車運転者:775,566 一審原告自動車所有医療法人:12,500,000)	消費者法 ニュース 59号125 買 ウエスト ロー・ジャ パン (2003WLJ PCA1030 6005)	訴訟リストNo.75の控訴審。
100	東京地裁	平15(ワ)14680号	平成15年6月27日	泡立器金属棒失明事件	泡立器の金属棒が外れ、眼に突き刺さり失明した主婦、その夫	泡立器製造販売株式会社	泡立器製造販売会社の製造した泡立器の金属棒が調理中に外れて眼に突き刺さり失明した主婦が、夫とともに、本件会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	(損害額のみ)	(損害額のみ)	総額:161,526,093 原告妻:137,675,210 原告夫:23,650,883	一部認容	平成19年5月21日	確定	総額:75,166,118 原告妻:66,410,118 原告夫:8,756,000	ウエスト ロー・ジャ パン (2007WLJ PCA0521 8001)	
101	前橋地裁	平15(ワ)99号		踏切電車衝突死亡事件	踏切を自転車で通行しようとした際に電車で衝突して死亡した男児の両親	踏切の設置所有者	当時12歳の男児が踏切を自転車で通行しようとしたところ同所に差し掛かった電車で衝突して死亡した事故に関し、死亡した男児の両親が、同踏切には設置、保存上の瑕疵があるとして、本件踏切設置所有者に対して民法717条1項に基づき損害賠償を求めた事案。	本件踏切の設置、保存上の瑕疵の有無。	本件踏切は、本件事故当時、少なくとも電車が踏切に接近すると警報音を鳴らして電車の接近を警告する警報機を設置するものでなければ、踏切としての本来の機能を全うし得る状況にはなく、本件踏切についての踏切警報機、踏切注意標、線路侵入防止柵等の設置状況を考慮に入れても、警報機の保安設備を欠いていた本件踏切には、本件事故当時、設置上の瑕疵があったものといえるべきである。	総額:82,984,860 原告父:41,492,430 原告母:41,492,430	一部認容	平成16年5月14日	控訴	総額:13,645,986 原告父:6,822,993 原告母:6,822,993	裁判所 ウェブサイ 判例時報 1860号 108頁 ウエスト ロー・ジャ パン (2004WLJ PCA0514 0001)	
102	東京地裁	平15(ワ)20584号	平成15年9月8日	轟音(ごうおん)爆発手指欠損事件	動物駆逐用花火の爆発により右手指の欠損、聴力障害の後遺障害を生じた男性	火薬・花火類製造販売業者	男性が火薬・花火類製造販売業者の製造した動物駆逐用花火を用いたところ、本件花火が右手内で爆発して右手指の欠損、聴力障害の後遺障害が生じたため、事故の原因は本件花火の欠陥にあるとして、本件花火の製造業者に対して製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件花火の製造上の欠陥の有無。 ②本件花火の設計上の欠陥の有無。 ③本件花火の警告上の欠陥の有無。 ④過失相殺の可否。	①本件花火は、設計仕様どおりに約15秒で爆発するように製造されていたから、製造上の観点から見て通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、本件花火に製造上の欠陥を認めることはできない。 ②本件花火の特性や使用形態、使用目的に照らすと、本件花火の設計上、爆発までの残り時間を視覚的に予測することが不可能な構造の導火線が用いられていたとしても、そのことをもって、本件花火が通常有すべき安全性を欠いているということにはならず、本件花火に設計上の欠陥があったと解することはできない。 ③本件花火の製造業者は、本件花火の点火確認後直ちに投げるように注意を促すのみでは足りず、消費者が点火できたかどうか疑問を持って本件花火を手を持ち過ぎることがないよう、点火の確認ができなくても置くに投げるように警告すべきであったから、本件花火は警告上の観点から見て通常有すべき安全性を欠いていたと認められ、本件花火の製造業者は本件男性に対して製造物責任法に基づき責任を負う。 ④本件男性は過去の本件花火の使用経験から点火後爆発までに時間的余裕があると考えて、点火確認の上で遅やかに投げ入れるよう記載された本件取扱説明書記載の警告を無視し、危険な状況を作ってしまったこと等の事情を考慮して、本件男性の過失割合を90%とする過失相殺を認めた。	69,126,275	一部認容	平成16年3月25日	控訴	3,768,133	ウエスト ロー・ジャ パン (2004WLJ PCA0325 0021)	訴訟リストNo.119の第一審。
103	東京高裁		平成15年9月22日	ガラスコーティング剤白濁事件	不明(一審本訴原告兼反訴被告:ガラスコーティング剤を販売した自動車用品販売会社)	不明(一審本訴被告兼反訴原告:工業薬品等輸出入会社)	ガラスコーティング剤を販売した自動車用品販売会社(本件販売会社)が、工業薬品等輸出入会社(本件輸出入会社)が製造した、本件販売会社に供給(販売)したという本件ガラスコーティング剤に瑕疵があったために損害を被ったと主張して、本件輸出入会社に対し、損害賠償を求めた(本訴)のに対して、同社が、本件販売会社に対し、本件コーティング剤以外の商品取引に係る売掛金の支払を求めた(反訴)ことにつき、本訴請求を棄却し、反訴請求を認容した第一審に対する控訴審の事案。			不明(一審本訴請求額:165,500,411 一審反訴請求額:3,462,480)	控訴棄却	平成16年1月21日	確定	不明(一審本訴認容額:0 一審反訴認容額:3,462,480)		訴訟リストNo.68の控訴審。
104	東京高裁		平成15年9月29日	カテーテル破裂脳梗塞(こうそく)障害事件	不明(一審原告:カテーテルを用いた塞栓手術をして後遺障害が生じた男性)	不明(一審被告:カテーテル輸入販売業者、病院設置大学)	カテーテルを用いた塞栓手術をして後遺障害が生じた男性が、本件カテーテルを輸入販売した会社に対しては製造物責任に基づき、本件手術を行った病院を設置運営する大学に対しては使用者責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、病院の過失を否定する一方、本件カテーテルの欠陥を認めて輸入販売業者の損害賠償責任を認めた第一審に対する控訴審の事案。			不明(一審請求額:158,348,693)	取下げ	平成15年10月14日(訴え取下げ日)		不明(一審認容額:116,928,873)		訴訟リストNo.51の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
105	千葉地裁 松戸支部	平15(ワ)872号・平15(ワ)1065号	平成15年10月14日:平15(ワ)872号事件 平成15年12月8日:平15(ワ)1065号事件	折りたたみ自転車転倒傷害事件	購入した折りたたみ自転車搭乗中に転倒し傷害を負った妻(乙事件原告)とその夫(甲事件原告)	折りたたみ自転車製造会社	折りたたみ自転車製造会社製造の折りたたみ自転車に乗車中、前輪がすれハンドルがとられたため転倒し傷害を負った妻とその夫が、本件会社に対し、製造物責任を理由にそれぞれ損害賠償を求めた事案。	①本件転倒事故の発生状況。 ②本件折りたたみ自転車の構造上の欠陥の有無。 ③表示上の欠陥の有無。	①弁論の全趣旨等から、本件転倒事故の発生状況を認定した。 ②本件折りたたみ自転車には、小径車としての欠点はあるものの、走行安定性に欠けずタイヤが横滑りするといった通常有すべき安全性を欠いた構造上の欠陥があると認められない。 ③は判断せず。	甲事件請求額:113,075 乙事件請求額:2,000,000	請求棄却	平成17年1月31日	確定	甲事件及び乙事件認容額:0	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0131 6004)	
106	東京地裁	平15(ワ)21620号・平16(ワ)8944号		IHクッキングヒーター内インバータユニット通信エラー発生事件	韓国法により設立された電子機器製造業者	日本法により設立された住宅機器等製造販売会社	韓国法により設立された電子機器製造業者(本件製造業者)が、日本法により設立された住宅機器等製造販売会社(本件販売会社)に対し、IHクッキングヒーター用のインバータユニット等を渡り渡したなどとして、未払代金の支払を求めた(本訴)のに対し、本件販売会社が、本件製造業者に対し、納品された本件インバータユニットには通信エラーが発生するなどの瑕疵、欠陥があるとして債務不履行、製造物責任、不法行為等に基づく損害賠償を求めた(反訴)事案。	①本件インバータユニットの第1期から第3期の納品分に関する本件製造業者の契約責任(瑕疵担保責任、債務不履行責任)の有無、本件製造業者と本件販売会社間における直接の契約関係の有無及び本件製造業者による本件インバータユニット品質保証の有無。 ②本件インバータユニットの第1期から第3期の納品分に関する本件製造業者の製造物責任又は不法行為責任の有無。 ③本件インバータユニット等の第4期から第7期の納品分に関する本件製造業者の債務不履行責任の有無及び両社間の免責合意による免責の可否。 ④過失相殺の可否。	①合意に従って製造した本件製造業者が債務不履行はないことなどからすると、本件インバータユニットが本件販売会社の詳細試験基準を満たさないとしても、本件製造業者が債務の本旨に従った履行がなかったとはいえないから契約責任は認められないとし、また、本件では、訴外会社と本件販売会社が直接の契約関係にあり、本件製造業者と本件販売会社間で直接契約が締結されたとは認められないとし、さらに、両社間で製品の品質につき協議したことはいないから、本件製造業者が本件インバータユニットについて品質保証したとも認められないとし、 ②本件インバータユニットは、IHクッキングヒーターという一般家庭で利用される調理用器具の部品であって安全性確保が要求されるにもかかわらず、全く過電流防止措置がないために一定の使用形態をとれば過電流が発生して絶縁ゲート・バイポーラ・トランジスタ(IGBT)破壊が発生するのであるから、通常有すべき安全性を欠くものとして製造物責任法2条の「欠陥」があると認め、本件製造業者は製造物責任を負う。 ③第4期、第5期で納品された本件インバータユニットは、過電流防止回路(サブ回路)を装着する際に従前シリアル通信の監視用として使用していた51ピンを使用せず製造されたもので、これは仕様違反に当たるところ、本件仕様違反は過電流防止回路(サブ回路)そのもの問題とは異なるから免責合意の対象とはならないが、第6期納品の本件インバータユニット及び第7期納品のCPUは、両社間で合意した対応策に従った修正をしてもなお通信エラー発生可能性があるところ、その原因は過電流防止回路(サブ回路)そのものに起因するから、本件免責合意の対象となる。 ④もともと試作品の納品を受けた際に過電流が検知されることがあることが判明していたにもかかわらず、量産仕様を決定して本件製造業者が本件インバータユニットを発売した上、IGBT破壊が問題となった後もその原因が未解明の段階で製造を再開させて納品を受けたという本件販売会社の対応が損害拡大を招いたとして、2割の過失相殺を認めた。	本訴請求額:31,300,400 反訴請求額:107,585,188	本訴一部認容、反訴請求棄却	平成19年5月17日		本訴認容額:5,345,337 反訴認容額:0	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0517 8001)	
107	東京地裁	平15(ワ)25672号		ハンドルテカン品質不良事件	ハンドルテカン購入者	ハンドルテカン製造業者	佐のパーツであるハンドルテカン製造業者が製造販売する塗料用18リットル缶のハンドルテカンを購入した購入者が、サヤを縦にして使用した際、約60kgの荷重をかけてもサヤズレが生じないような品質基準が定められていたにもかかわらず、本件業者は同品質基準を満たさないハンドルテカンを製造販売したとして、製品の瑕疵を理由に損害賠償を求めた事案。	販売したハンドルテカンに瑕疵があったか否か(ハンドルテカンが有すべき品質はどのようなものか)。	購入者と製造業者の間で、ハンドルテカンにつき、サヤを縦に使用して約60kgの荷重をかけてもサヤズレを生じさせないような品質基準を定めていたとは認められないから、本件ハンドルテカンに瑕疵があったとはいえない。	10,065,909	請求棄却	平成17年9月30日		0	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0930 8002)	
108	東京地裁	平15(ワ)26253号		オゾン発生歯科機械腐食劣化事件	歯科クリニック運営医療法人	歯科機械製造販売業者	歯科クリニックを営む医療法人が、主的に、歯科機械製造販売業者から購入した除菌装置等は、通常予見される使用形態で使用した場合、発生するオゾンで診療機器等を腐食、劣化させるから製造物として通常有すべき安全性を欠いていたとして、製造物責任に基づき、予備的に、本件業者は、専断的に、売上として買主の財産上の利益等を害しないよう配慮すべき注意義務に違反したとして、債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①製造物の欠陥の有無。 ②売買契約の債務不履行(配慮義務違反)の有無。	①本件機器のいずれにも本件業者が製造業者と認認させるような表示はなかったことなどによれば、本件業者は製造物責任法2条3項2号の表示上の製造業者には当たらず、また、本件業者が実質的な製造業者であるといえる事情は認められないから、製造物責任法2条3項3号の実質的な製造業者にも当たらないとして、製造物責任を否定した。 ②本件機器の売主が本件業者であると認められない以上、本件業者が本件機器につき売買契約の直接の当事者の関係にあるとはいえないとして、債務不履行責任を否定した。	主目的請求額:98,039,089 予備的請求額:91,019,089	請求棄却	平成19年7月9日		0	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0709 8001)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
109	大阪高裁	平15(ホ)1329号・平15(ホ)2975号		混合ワクチン(MMR)予防接種禍事件	控訴人:乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMR)予防接種の副作用により死亡した被害児2の両親及び重篤な後遺障害を残した被害児並びにその両親(一審原告)	被控訴人:国(一審被告)、MMRワクチンの副作用により死亡した被害児2の両親及び重篤な後遺障害を残した被害児並びにその両親(一審原告)	乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMR)の予防接種を受け、副反応により死亡した被害児1,2の両親、重篤な後遺障害を残した被害児及びその両親が、国及びワクチン製造者に対し、損害賠償等を求めたことにつき、死亡した被害児2の両親及び重篤な後遺障害を残した被害児並びにその両親の請求を一部認容し一審に対する控訴審の事案。	①ワクチン接種と患者の各症状との間の因果関係の判断基礎。 ②MMRワクチン接種と死亡被害児1及び2の死亡との各因果関係の有無。 ③MMRワクチン接種と後遺障害被害児の病態との因果関係の有無。 ④製造者の過失の有無。 ⑤国の過失の有無。 ⑥損失賠償の可否。 ⑦消滅時効の成否。	①原判決を引用して、各被害児らのMMRWワクチン接種までの生育状況、MMRWワクチン接種後の病変の発生過程及び状況、MMRWワクチン接種の副反応等に関する医学的ないし専門的知見をそれぞれ認定し、これらを総合して判断する。 ②原判決を引用等して、死亡被害児1の症状が急激に悪化し、死亡に至った病変とMMRWワクチン接種との因果関係は認められないが、死亡被害児2が死亡に至った病変とMMRWワクチン接種との因果関係を認め、 ③原判決を引用等して、後遺障害被害児の病変とMMRWワクチン接種との因果関係を認めた。 ④原判決を引用等して、本件製造者の過失責任を認めた。 ⑤国による本件製造者に対する指導監督は不十分であり、国(厚生大臣)は指導監督義務に違反したと認められ、製造方法の無断変更の危険性が高いことによれば国も薬事法による規制をすべきであり、指導監督義務違反による副反応の発生による被害について予見可能性もあるから、国には、被害児2の死亡、後遺障害を負った被害児の病態等につき、過失責任が認められる。 ⑥原判決と同じ判断せず。 ⑦原判決を引用して、消滅時効の成立を否定した。	一審被告国に対する請求総額:120,000,000 一審原告死亡被害児1両親:各50,000,000 一審原告死亡被害児2両親:各5,000,000 一審原告後遺障害被害児:5,000,000 一審原告後遺障害被害児両親:各2,500,000 総額:350,000,000 一審原告死亡被害児1両親及び同被害児2両親:各50,000,000 一審原告後遺障害被害児:130,000,000 一審原告後遺障害被害児両親:各10,000,000	一部控訴棄却、原判決一部取消	平成18年4月20日	上告	一審被告国に対する請求認容額:0 (一審認容額:総額:169,328,144 一審原告死亡被害児1両親:各17,270,350 一審原告死亡被害児2両親:各123,787,444 一審原告後遺障害被害児両親:各5,500,000)	判例時報1949号38頁 ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0420 0007)	訴訟リストNo.9の控訴審。
110	東京高裁	平15(ホ)6196号	平成15年11月12日	食肉自動解凍装置バリエーション事件	食肉自動解凍装置製造業者(一審原告)	ポンプ製造業者、バルブ製造業者(一審被告ら)	ポンプ製造業者製造のポンプ及びバルブ製造業者製造のバルブを使用して食肉自動解凍装置を製造し食品会社に納入した食肉自動解凍装置製造業者が、解凍食肉に装置の金属異物が付着する事故が発生したため、本件事故は本件ポンプ及びバルブのバリエーションが原因で発生したものであるから同製品は欠陥商品であるとして、同製品の製造業者2社に対し、共同不法行為及び製造物責任に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件事故の原因は本件ポンプ及びバルブのバリエーションであるもの各製品に欠陥は認められないとして各請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①解凍食肉に付着した金属異物と本件ポンプ及び本件バルブのバリエーションとの関係。 ②本件ポンプ及び本件チャッキバルブの製造物責任法2条2項の欠陥の有無。	①本件装置における解凍食肉に付着した金属異物は、ポンプ製造業者の本件ポンプ及びバルブのバリエーションの種類、各製品製造業者らにおける本件ポンプ及び本件チャッキバルブのバリエーションの取付の方法等、また、本件ポンプ及び本件チャッキバルブの内部に配すべき警告が記載されていないことによれば、本件ポンプ及び本件チャッキバルブに切削バリが存在したことは、本件ポンプ及び本件チャッキバルブとして通常有すべき安全性を欠いていたといえるとして、欠陥の存在を認め、製造業者2社の製造物責任を認めた。	(一審請求額)346,618,800	原判決変更	平成16年10月12日	上告、上告受理申立	19,165,669(一審認容額:0)	判例時報1912号20頁 ウエストロー・ジャパン(2004WLJ PCA1012 0004)	訴訟リストNo.65(第一審)、訴訟リストNo.137(上告審)、訴訟リストNo.138(上告審)の控訴審。
111	広島地裁三次支部	平15(ワ)60号	平成15年11月20日	チャイルドシート着用乳児死亡事件	死亡した乳児の両親	加害者の相続人5名及びチャイルドシート製造会社	子を後部座席のチャイルドシートに乗せていた母運転の普通車が、反対車線から逆走してきた加害者運転の普通車と正面衝突した際、子に着用させていたシートベルトの肩ベルトが外れ子が投げ出され死亡し、母も負傷したこと、加害者の相続人らに対し、母が不法行為及び自賠法に基づき発生した損害につき相続人としての損害賠償等を求めるとともに、両親が、本件チャイルドシートには瑕疵があったとして、チャイルドシート製造会社に対し、製造物責任法による損害賠償を求めた事案。	本件チャイルドシートの肩ベルトカバーの欠陥の有無。	日本工業規格に適合するチャイルドシートは、特段の事情がない限り、一応その拘束性において欠陥のない製品であると推測されること、国交省の基準試験の結果とされた事項のみから本件チャイルドシートの肩ベルトカバーの製造・設計に欠陥があったとはいえないことなどによれば、本件推測を覆すに足る特段の事情が認められない本件では、本件チャイルドシートに欠陥があるとはいえない。	総額:147,412,406 原告母:87078,895 原告父:60,333,511	一部認容(チャイルドシート製造会社に対する請求認容額:0(加害者相続人らに対する請求認容額及び内訳省略))	平成19年2月19日	確定	チャイルドシート製造会社に対する請求認容額:0(加害者相続人らに対する請求認容額及び内訳省略)	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0219 6003)	
112	東京地裁	平15(ワ)29477号		皮引き(皮むき器)包装負傷事件	皮引きを包装の台紙から外そうとして、皮むき器の刃で負傷した主婦	皮引き製造会社	主婦が、購入した皮引き製造会社製造の皮引き(皮むき器)の包装に通常有すべき安全性を欠いた欠陥があったため、皮引きを包装の台紙から外そうとした際に皮むき器の刃で指に怪我をしたとして、本件会社に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求めた事案。	本件皮引きの包装形態に通常有すべき安全性を欠いた欠陥があるか。	本件皮引きは、台紙から取り外す際に特異な操作をしなければ傷害を負う危険性を有するとは考えられず、本件皮引きの台紙において外し方につき警告や注意書きがないからといって、包装の欠陥とはいえないから、本件皮引きの包装が通常有すべき安全性を欠くとはいえず、欠陥は認められない。	1,547,882	請求棄却	平成17年6月26日	0	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0026 8002)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
113	大阪高裁	平16(ネ)137号	平成15年12月16日	骨接合プレート折損事件	上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性	プレート輸入販売業者、骨接合手術をした医療法人 (一審甲事件被告:プレート輸入販売業者 一審乙事件相手方:上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性 一審乙事件参加人:骨接合手術をした医療法人 一審丙事件反訴原告:上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性)	上肢用プレートシステムを用いた骨接合手術を受けた男性が、本件プレートが破損したことについて、本件プレートの輸入販売業者に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求めるとともに(一審甲事件)、同手術を施した医療法人に対し、診療契約上の債務不履行に基づく損害賠償を求め(一審丙事件)、同医療法人が、手術を受けた男性及び輸入販売業者との間でそれぞれ損害賠償債務のいかんことの承認を求めた(一審乙事件)ことにつき、一審甲事件及び同丙事件の請求を要却し、一審乙事件の請求を認めた第一審に対する控訴審の事実。	①本件輸入販売業者の製造物責任の有無。 ②本件医療法人における医療契約上の債務不履行責任の有無。	①本件男性に装着されていた本件プレートが、要求される程度の強度を欠くものであったとは認められないこと。本件男性の使用方法は本件プレートの通常予見される使用形態ではなかったこと。本件男性の行動形態の下で、本件プレートに過度な応力が頻回加わり、荷重が繰り返されることで金属疲労を起こし破損に至った可能性が高いことなどによれば、本件プレートが通常有すべき安全性を欠いているから、製造上の欠陥があったとは認められないとし、また、本件プレートは医療器具であるから、医師に対して必要な使用上の注意、警告を与えれば十分であるところ、本件輸入販売業者のパンフレットは本件プレートを処方する医師に過不足なく情報を提供するものであるから警告としては必要十分であり、本件プレートには警告上の欠陥もないなどとして、本件輸入販売業者の製造物責任を否定した。 ②本件プレートによる内固定の方法を試みることは、施術の選択として合理性があるから施術選択の誤りは認められないとし、また、三角巾による緩やかな固定を選択したことには誤りがあるとはいえず、骨癒合が生じにくい可能性や三角巾の使用期間につき説明しなかったことが過失に当たるとする本件男性の主張を退けた上、本件男性に文書で指示しなかったことをもって説明不十分の過失があるとはいえないとし、さらに、医師が術後の処置をリハビリ担当の理学療法士に任せきりにしたとが、リハビリを遅延と進めていたとはいえないことから術後の措置に関する義務違反も否定し、本件医療法人の債務不履行責任を否定した。	3,783,806 (一審甲事件請求額:3,783,806 一審乙事件請求額:0 一審丙事件請求額:3,783,806)	控訴棄却	平成16年6月27日	確定	0 (一審甲事件認容額:0 一審乙事件認容額:0 一審丙事件認容額:0)	ウエストロー・ジャパン (2004WLJ PCA0827 6009)	訴訟リストNo.69の控訴審。
114	東京地裁	平16(ワ)262号		送風機損壊事件	本訴原告:送風機製造販売会社 反訴原告:産業廃棄物処理業者	本訴被告:産業廃棄物処理業者 反訴被告:送風機製造販売会社	産業廃棄物処理業者(本件産廃業者)から注文を受けて焼却プラントに搬入付ける送風機を製造、納入したとして、送風機製造販売会社(本件製造販売会社)が請負代金の支払を求めた(本訴)のに対し、本件産廃業者が、本件送風機の欠陥のため納入後に送風機が損壊して焼却プラントの稼働ができなくなったとして、不法行為又は製造物責任法に基づく損害賠償等を求めた(反訴)事実。	①本件送風機の欠陥及び製造、引渡しに関する本件製造販売会社の過失の有無。 ②相殺の可否。	①本件製造販売会社は、本件送風機が高度の腐食環境下で使用されることを知らなかったことによれば、本件送風機は、腐食環境下で間欠運転がされるといふ本来的な利用態様とは大きく異なる環境下で使用された結果、応力腐食割れにより破損したと解されるから、送風機として通常有すべき安全性を欠いていたとまではいえず、また、本件悪条件下で使用される前提で本件送風機を製造し引き渡したとも認められないから、本件製造販売会社の過失も認められない。 ②は判断せず。	本訴請求額:755,580 反訴請求額:3,780,420	本訴請求認容、反訴請求棄却	平成18年7月19日		本訴認容額:755,580 反訴認容額:0	ウエストロー・ジャパン (2006WLJ PCA0719 0001)	控訴、反訴
115	名古屋高裁	平16(ネ)185号・平16(ネ)723号		航空機墜落事故死傷事件	死亡した乗客の遺族2名(一審原告)及び事故機運航会社(台湾法人)(附帯控訴人:一審被告)	事故機運航会社(台湾法人)(一審被告)、事故機製造会社(フランス法人)(一審被告)及び事故機製造会社に対しては、不法行為に基づき、損害賠償を求めたことにつき、本件運行会社に対する請求を一審認容し、本件製造会社に対する請求を要却した第一審に対する控訴審の事実。	①本件製造会社に対する訴えの国際裁判管轄の有無。 ②本件運航会社のワルソー条約17条、18条に基づく責任の有無。 ③本件製造会社の責任の有無。	①法例11条1項の「その原因たる事実の発生した地」には、当該不法行為による損害の発生地も含まれると解すべきであるから、本件には日本法が適用されるなどとして日本の裁判所に国際裁判管轄を認めた。 ②副操縦士は、着陸のための進入時においてオートパイロットに対する指示と矛盾し、かつ、操縦輪が異常に重い状態であることを押し続けたのであるから、深刻なアウトオブリムに陥ること、その場合に墜落の危険のある状態に至ることを十分認識していたといふべきであって、改正ワルソー条約25条の適用により責任制限はなされず、本件運航会社は本件事故により生じた損害全額を賠償する責任がある。 ③本件製造会社は運航マニュアルの記載等によって危険性の発生を予防すべき義務は果たしており、異常で無謀な行為の発生まで考慮に入れて航空機の安全を確保すべき義務を負うとはいえず、本件製造会社に製造物責任は認められない。	控訴人らの主位的請求額:155,828,868 控訴人ら(一審原告X226及び同帯控訴人)X227:各77,914,434 控訴人らの予備的請求額:12,000,000 控訴人ら(一審原告X228及び同帯控訴人)X227:各6,000,000 (控訴人らの第一審請求額:総額:284,393,558 一審原告X226及びX227:各142,196,779)	控訴棄却、追加請求一部認容、附帯控訴に基つき原判決一部取消	平成20年2月28日	確定	控訴人らの主位的請求認容額:2009号96頁 控訴人ら(一審原告X226及び同帯控訴人)X227:各47,914,434 控訴人らの予備的請求認容額:総額:2,000,000 控訴人ら(一審原告X226及び同帯控訴人)X227:各1,000,000 (控訴人らの第一審請求額:総額:95,828,868 一審原告X226及びX227:各47,914,434)	判例時報 (2008WLJ PCA0228 6004)	訴訟リストNo.20の控訴審。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
116	東京地裁	平16(ワ)2664号	平成16年2月6日	ポンプ欠陥係留船沈没事件	回漕会社代表者	ポンプ製造会社	係留船にたまった雨水等の排水目的で設置したポンプ製造会社製造のポンプにつき、当該ポンプの欠陥又は瑕疵が原因で同ポンプの部品であるナットが外れて排水作動しなかったため、同船が沈没し引き揚げ費用等が発生したとして、回漕会社代表者が、ポンプ製造会社に対し、製造物責任又は不法行為責任に基づく損害賠償を求めた事実。	①設計上の欠陥(設計上の数値がトルク値として不十分)の有無。 ②製造工程上の欠陥(本件ポンプのトルク不足の存在)の有無。 ③指示・警告上の欠陥(六角ナットの緩み止めの指示・警告の不足ないし欠陥)の有無。 ④欠陥と損害の因果関係の有無。 ⑤過失相殺の可否。	①本件ポンプ内の六角ナットが外れたためインペラが脱落し、本件ポンプが作動しなくなって排水されなくなったことが本件船舶の沈没原因と認められるところ、本件六角ナットの設計上のトルク値は合理的な設定がされており、本件ポンプに設計上の欠陥があると認めるに足りる証拠はない。 ②本件六角ナットの実際のトルク値は設計値を満たしておらず、設計値を相当程度下回っていた可能性が強く推認されるから、本件六角ナットには締め付けトルクが不足するという製造工程上の欠陥があったと認められる。 ③は判断せず。 ④本件ポンプにおける六角ナットの締め付けトルク不足という製造工程上の欠陥により、六角ナットが外れインペラが脱落して排水ができず、本件船舶が沈没したと推認されるから、本件欠陥と本件水事事故との因果関係が認められる。 ⑤洗濯用ホースの請求、農業用水を主な対象とする本件ポンプは、回漕会社代表者の使用目的に対し、必ずしも適合しているとは言いがたいとして、2割の過失相殺を認めた。	4,996,500	一部認容	平成17年6月26日	確定	3,997,200	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0826 8003)	
117	岡山地裁	平16(ワ)209号	平成16年3月8日	顔部エステ施術色素沈着事件	エステ施術を受けた主婦	美容器具製造販売会社	美容器具製造販売会社製造の美容器具を使用した顔部エステ施術を受けた主婦が、同施術により水ぶくれの状態となり、その後リング状の色素沈着が残ったとして、同社に対し、製造物責任法3条又は民法709条に基づく損害賠償を求めた事実。	①顔部に水ぶくれのようなものができた本件事故における美容器具製造販売会社(本件会社)の製造物責任法3条に基づく責任の有無。 ②本件事故における本件会社の不法行為責任の有無。	①本件主簿の顔部に生じた水ぶくれは、本件美容機器の電気刺激(火傷)により生じたものと推認され、また、本件会社の従業員から説明されたおりの方法で本件美容機器を使用したにもかかわらず水ぶくれができるなどしたことによれば、本件美容機器には設計上の欠陥があった可能性が認められ、さらに、使用することで火傷が生じるおそれがあった本件美容機器を製造した本件会社には、使用者に対し、書面をもって本件美容機器の使用による火傷のおそれがあることを警告するとともに、火傷が生じないよう使用者が注意すべきことを明らかにする義務があったにもかかわらず、本件美容機器に添付されていた取扱説明書には火傷に関する注意が十分記載されていなかったと推認されるから、本件美容機器は通常有すべき安全性を欠いた欠陥が認められ、本件会社は製造物責任を負う。 ②は判断せず。	2,303,196	一部認容	平成17年10月26日	確定	301,330	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA1026 6005)	
118	東京地裁	平16(ワ)5388号	平成16年3月16日	メッキ装置内ヒーター爆発事件	無電解すずメッキ装置設計製作会社	メッキ装置に使用するヒーターの納入会社	メッキ装置に使用するヒーターを組込んだ無電解すずメッキ装置を顧客に納品した無電解すずメッキ装置設計製作会社が、本件ヒーターが爆発して本件メッキ装置の処理槽等が破損するという事故が発生したとして、本件ヒーターの納入会社に対し、製造物責任法3条、瑕疵担保責任又は債務不履行に基づいて損害賠償を求めた事実。	①製造物責任法が一般消費者の立証責任軽減を意図していることを前提に、法人である本件メッキ装置製作会社に対する製造物責任法の適用可否。 ②本件破損ヒーターの製造上の欠陥の有無。 ③本件ヒーターの納入会社上の免責事由(製造物責任法4条2号)の有無。 ④本件ヒーターの設計は本件メッキ装置製作会社と本件ヒーターの納入会社とが共同で行ったものであり、本件ヒーターの欠陥は専ら本件メッキ装置製作会社の行った設計に関する指示に本件ヒーターの納入会社に従ったことにより生じたものとはいえないから、本件ヒーターの納入会社には免責事由(製造物責任法4条2号)は認められない。	①製造物責任法は損害賠償請求権の主体となり得る被害者につき何ら制限を設けていないし、同法の目的に照らしても、被害者が自然人か法人か、又は消費者か事業者かにより、同法の適用の有無を分けるべき理由は見当たらないから、本件メッキ装置製作会社も被害者として同法に基づく損害賠償請求権の主体となり得る。 ②本件ヒーターには、密閉型の外管にしたという外管の構造上の欠陥が存在し、また、本件ヒーターの外管内部に液体が異常浸入等した場合を想定して、漏電を起すことで電気の供給が停止する構造を採用しなかったという製造上の欠陥があったと認められる。 ③本件ヒーターの設計は本件メッキ装置製作会社と本件ヒーターの納入会社とが共同で行ったものであり、本件ヒーターの欠陥は専ら本件メッキ装置製作会社の行った設計に関する指示に本件ヒーターの納入会社に従ったことにより生じたものとはいえないから、本件ヒーターの納入会社には免責事由(製造物責任法4条2号)は認められない。	9,387,926	一部認容	平成19年4月11日	控訴	5,346,898	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0411 8017)	訴訟リストNo.176(控訴審)、訴訟リストNo.237(上告審)の第一審。
119	東京高裁	平16(ホ)2224号・平16(ホ)2877号	平成16年3月25日	轟音(ごうおん)玉爆発手指欠損事件	不明(一審原告:動物駆逐用火花の爆発により右手指の欠損、聴力障害の後遺障害を生じた男性)	不明(一審被告:火薬・火花類製造販売業者)	動物駆逐用火花が右手内で爆発したために、右手指の欠損、聴力障害の後遺障害を生じた男性が、本件事故の原因は同火花の欠陥にあると主張して、同火花を製造した火薬・火花類製造販売業者に対し、損害賠償を求めたことにつき、本件火花の警告上の欠陥を認めるなどした第一審に對する控訴審の事案。	①本件火花の製造上、設計上の欠陥の有無。 ②本件火花の警告上の欠陥の有無。 ③本件火花の警告上の欠陥と本件事故の発生との因果関係。 ④過失相殺の可否。	①原判決を引用して、本件火花に製造上の欠陥、設計上の欠陥は認められないとした。 ②本件火花の点火確認後直ちに投げるように注意を促すのみでは足りず、点火しても火が導火線を伝って燃え進むのを外観上認識できないことを説明し、点火の確認ができなくても直ちに投げるように警告すべきであったから、本件火花は、警告上の観点からみて、通常有すべき安全性を欠いていたと認められる。 ③本件火花に、外観上導火線が燃え進んでいかなければ、本件事故は発生しなかった蓋然性が高いと認められるから、本件火花の警告上の欠陥と本件事故との間には、相当因果関係があると認められる。 ④本件男性が、本件取扱説明書に記載された警告に反するような行動をとったこと、一定程度の火薬類の知識を有しており、本件火花購入の際に店員から事故例も聞かされていたこと、本件事故発生前までに本件火花を使用した経験を有していること等考慮して、本件男性の過失割合を90%とする過失相殺を認めた。	70,638,339 (一審請求額: 69,126,275)	原判決変更	平成17年1月13日	確定	4,050,000 (一審認容額: 3,768,133)	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0113 6007)	訴訟リストNo.102の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
120	京都地裁	平16(ワ)1837号	平成16年6月30日	介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件	死亡したギャッチベッド使用者の相続人2名	ギャッチベッド製造業者、介護保険居宅介護支援業者を吸収合併した居宅サービス事業者、ギャッチベッド貸与業者	ギャッチベッド製造業者の製造したギャッチベッドを使用した女性が死亡したことについて、本件女性の相続人が、同ベッドに設計上及び指示・警告上の欠陥があり、これにより本件女性が呼吸不全に陥り死亡したとして、ギャッチベッド製造業者に対しては製造物責任及び不法行為(説明義務違反)、介護保険居宅介護支援業者を吸収合併した居宅サービス事業者に対しては製造物責任及び不法行為(安全配慮義務違反・ギャッチベッドの選択義務違反・説明義務違反)、ギャッチベッド貸与業者に対しては債務不履行及び不法行為(いずれも安全配慮義務違反、説明義務違反)に基づいて損害賠償を求めた事案。	①本件ベッドの設計上の欠陥の有無、居宅サービス事業者及びギャッチベッド貸与業者の安全配慮義務違反の有無、並びに、居宅サービス事業者の在宅ケアベッドの選択義務違反の有無 ②本件ベッドの指示・警告上の欠陥の有無及び各業者らの説明義務違反の有無 ③ギャッチベッド製造業者及び居宅サービス事業者の製造物責任の成否 ④本件ベッドの使用と本件女性の高血圧症及び呼吸器疾患発生との間の因果関係の有無	①本件ベッドは、背上げ、腰上げの支点位置が原因で従来型ベッドより利用者の腰部及び胸部を圧迫し、利用者の呼吸器、循環器に悪影響を及ぼすものであるとは認められず、通常有すべき安全性を欠いているとはいえないから、本件ベッドにつき設計上の欠陥は認められず、居宅サービス事業者らは、腹部等を圧迫しないベッドを選定し提供すべき義務(安全配慮義務)に違反したとはいえないし、居宅サービス事業者は、利用者の身体等を害することがないような在宅ケアベッドを選択すべき注意義務(選択義務)の違反があったとも認められない。 ②本件ベッドで背上げを行った場合に利用者が胸部及び腹部に圧迫等を受けることは明白な事実であるものの、介護者の工夫により圧迫等を軽減することは可能であるし、わが国において、本件ベッドが自宅介護用として広く使用され、介護にあたる家族等の負担を軽減しているという現実をふまえると、自分で自由に体位を変えることのできない者は本件ベッドの使用に適さないとはいえず、ギャッチベッド製造業者らは、取扱説明書等によって自ら自由に体位を変えられない者については本件ベッドの利用に適さないことを説明する義務を負っていたとは認められないから、本件ベッドにつき指示・警告上の欠陥は認められず、自らは自由に体位を変えられない者はギャッチベッドの利用に適さないことをギャッチベッド製造業者らが説明する義務を負っていたとする主張は、自ら自由に体位を変えられない者はおよそギャッチベッドの利用に適さないとする点で前提を欠くから採用できず、本件ベッドに指示・警告上の欠陥があることを前提とする各種主張も理由がない。 ③本件ベッドにつき設計上及び指示・警告上の欠陥は認められないから、ギャッチベッド製造業者及び居宅サービス事業者の製造物責任は成立しない。 ④は判断せず。	総額:86,375,154円 原告X1:69,083,577円 原告X2:17,291,577円	請求棄却	平成19年2月13日	控訴	0	裁判所ウェブサイト 賃金と社会保障 1452号59頁 ウエストロー・ジャパン (2007WLJ PCA0213 9006)	和解リストNo.47の第一審。
121	大阪地裁	平16(ワ)7990号・平17(ワ)2207号・平17(ワ)3935号・平17(ワ)7426号	平成16年7月15日・平成17(ワ)7990号事件 平成17年3月7日・平17(ワ)2207号事件 平成17年4月25日・平17(ワ)3935号事件 平成17年7月29日・平17(ワ)7426号事件	肺がん治療薬死亡等事件(大阪)	平16(ワ)7990号事件原告:肺がん抗がん剤輸入販売会社及び園 平17(ワ)2207号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(69歳)の妻及び子ら計4名 平17(ワ)3935号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(77歳)の妻及び子ら計4名 平17(ワ)7426号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(48歳)の妻及び子の計2名	各事件被告:肺がん抗がん剤輸入販売会社及び園	肺がん抗がん剤輸入販売会社が輸入販売した非小細胞肺癌を発生して死した各患者らの遺族及び間質性肺炎を発生した患者本人が、本件会社に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件抗がん剤の有効性の有無 ②本件会社の製造物責任及び不法行為責任の有無 ③国の承認時の義務違反及び承認後の安全性確保義務違反の有無 ④警告表示上の欠陥と、本件各患者らの損害との間の因果関係の有無	①本件抗がん剤承認当時及び現在において、本件抗がん剤はセカンドライン治療及びファーストライン治療における有効性に出して危険性が上回るとはいえないから、有用性が認められる。 ②本件抗がん剤は承認時及び現在において、セカンドライン治療及びファーストライン治療で有用性が認められるから、本件抗がん剤に設計上の欠陥(有用性の欠如)は認められないもの、本件会社は、第1版添付文書の重大な副作用欄の最初に間質性肺炎を記載して注意喚起すべきであったから、注意喚起が認められないまま販売された本件抗がん剤は抗がん剤として通常有すべき安全性を欠き、承認当時の本件抗がん剤には指示・警告上の欠陥があったとして製造物責任を認める一方、本件会社に過失責任はないとして不法行為責任を否定した。 ③薬事法等の各法令の規定、目的などによれば、厚生労働大臣に本件抗がん剤承認時の義務違反や承認後の安全性確保義務違反(規制権限の不行使)は認められない。 ④本件会社が適切な警告をせずに本件抗がん剤を販売したこと、間質性肺炎の発症等による死亡及び間質性肺炎の発症との間の因果関係があるというためには、本件抗がん剤を投与されなかったならば間質性肺炎等の発症等により死亡することはなかったこと又は間質性肺炎等を発症しなかったこと、本件会社による指示・警告がなされていれば本件患者らに対して本件抗がん剤が投与されなかったことという要件が満たされる必要があるところ、本件では各要件を満たすといえるから、損害との間の因果関係が認められる。	総額:104,500,000円 平16(ワ)7990号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)2207号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)3935号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)7426号事件請求額:総額:5,500,000円 当事者多数につき各事件内訳省略	平16(ワ)7990号事件:一部認容 平17(ワ)2207号事件:一部認容 平17(ワ)3935号事件:一部認容 平17(ワ)7426号事件:請求棄却 一部認容	平成23年2月25日	控訴	総額:60,500,000円 平16(ワ)7990号事件認容額:459万円 平17(ワ)2207号事件認容額:29,700,000円 平17(ワ)3935号事件認容額:0円 平17(ワ)7426号事件認容額:1,100,000円 当事者多数につき各事件内訳省略	訟務月報 58巻3号 459頁 ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2011WLJ PCA0225 8001)	訴訟リストNo.262(控訴審)、訴訟リストNo.310(上告審)の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
122	名古屋地裁	平16(ワ)3089号	平成16年8月23日	健康食品呼吸器機能障害愛知事件	健康食品を購入手・摂取した母娘	健康食品製造会社、健康食品販売会社、雑誌発行会社及び記事公表者	雑誌発行会社発行の雑誌上で、健康食品製造会社が製造した健康食品販売会社が販売する健康食品(あまめしば)に関する記事を読んで本件あまめしばを購入・摂取した母娘が、閉塞性細気管支炎等の呼吸器機能障害を発症したとして、健康食品製造会社に対して製造物責任法3条に基づき、健康食品販売会社に対して同法3条又は不法行為に基づき、本件健康食品に関する記事を掲載した雑誌発行会社及び本件記事を公表した者に対して不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案。	①あまめしばの製造物責任法上の欠陥の有無。 ②本件製造会社の開発危険抗弁の有無。 ③本件販売会社の不法行為責任の有無。 ④本件雑誌発行会社の不法行為責任の有無。 ⑤本件記事公表者の不法行為責任の有無。	①本件あまめしばを1回につきスプーン1杯を目安として摂取するという通常予見される使用方法に従って使用した場合にも閉塞性細気管支炎が生じることが認められるし、本件母娘が本件あまめしばを最初に購入した段階以前に、本件製造会社があまめしばにより閉塞性細気管支炎を来した症例を知ることにより、本件あまめしばは通常有すべき安全性を欠いており、製造物責任法上の欠陥を有する。 ②本件母娘が本件あまめしばを最初に購入した段階以前に、各種の医学雑誌において、あまめしばの摂取により閉塞性細気管支炎を来した症例を知ることにより、本件あまめしばの欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識であったということができ、本件製造会社は本件あまめしば引渡し当時、本件あまめしばに欠陥があることを認識できたのであるから、開発危険の抗弁は成立せず、本件製造会社は本件母娘に対して製造物責任法に基づき責任を負う。 ③本件販売会社は、本件あまめしばの製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて本件あまめしばにその実質的な製造業者と認められることができる氏名等の表示をした者に該当し、製造物責任法2条3項3号による製造業者等であると認められる上、本件あまめしばは製造物責任法上の欠陥を有するから、本件販売会社は本件母娘に対して製造物責任法に基づき責任を負う。 ④本件雑誌にはあまめしばの効用のみを強調する内容の記事が掲載され、あまめしばの摂取と閉塞性細気管支炎との関連性は触れられていなかったことからすれば、本件記事は実質的には本件母娘への本件あまめしばの販売を促進し、本件母娘に本件あまめしばの摂取による閉塞性細気管支炎を発症させたと認められるものの、本件雑誌発行会社にはあまめしばの摂取による重篤な肺疾患発症の予見可能性がなかったというべきであるから、本件雑誌発行会社は本件母娘に対して製造物責任法に基づき責任を負わない。 ⑤本件記事はあまめしばの摂取と閉塞性細気管支炎との関連性について触れた部分がないことからすれば、本件記事公表者は本件あまめしばにより健康になることはあっても病気になることはないことと本件母娘に誤信させ、本件母娘への本件あまめしばの販売を促進し、本件母娘に本件あまめしばの摂取による閉塞性細気管支炎を発症させたと認められる上、本件記事公表者は医学博士の肩書をして本件記事を執筆しており、あまめしばの摂取による閉塞性細気管支炎の発症という危険性を考慮し、その危険性を警告することによって本件母娘の閉塞性細気管支炎発症を回避することも可能であることとすれば、本件記事公表者には不法行為責任が認められる。	総額:108,862,388 原告母:40,130,194 原告娘:68,732,194	一部認容	平成19年11月30日	控訴	総額:76,212,783 原告母:22,000,000 原告娘:54,212,783	裁判所 ウェブサイ ト 判例タイム ズ1281 号237頁 判例時報 2001号69 頁 自保 ジャーナ ル1815号 18頁 ウエスト ロー・ジャ パン (2007)WLJ PCA1130 8007)	訴訟リストNo.189(控訴審)及び和解リストNo.52(控訴審)、訴訟リストNo.213(上告審)の第一審。
123	東京地裁		平成16年8月31日	自動車制御不能衝突事件	乗車していた夫婦	自動車輸入販売会社、自動車販売整備会社	パワーステアリング・ポンプ交換の改善対策がされていなかったため、高速道路運転中通常の運転操作を行っていたにもかかわらず制御不能となりガードレールに衝突した。			6,930,000	請求棄却	平成18年10月27日	控訴	0		訴訟リストNo.168の第一審。
124	富山地裁	平16(ワ)289号	平成16年9月9日	焼却炉燃焼爆発工場全焼事件	木製サッシ製造販売会社及び従業員	焼却炉製造販売業者	焼却炉作業中に木製サッシ製造販売会社の従業員が焼却炉製造販売業者製造の焼却炉の灰出し口の扉を開いたところ、焼却炉の欠陥によりバックファイヤー(燃焼爆発)が発生し、本件従業員に火傷を負わせ、舞い上がった火の粉によって火災を発生させたとして、木製サッシ製造販売会社及びその従業員が焼却炉製造販売業者に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件焼却炉の設計上の欠陥の有無。 ②本件焼却炉の指示・警告上の欠陥の有無。	①本件焼却炉は改正基準に適合した焼却炉であり、燃焼中に灰出し口の扉を開けると外気が急激に流入してバックファイヤーが発生し炉外に火花が噴出する可能性があることは、やむを得ないものであるものの、焼却後に灰を取り出すために灰出し口を設置すること自体は必要であるから、燃焼中に灰出し口の扉を開けるとバックファイヤーが発生して火花が炉外に噴出することがあるとしても、これをもって本件焼却炉に設計上の欠陥があるとはできない。 ②本件焼却炉はその取扱いに詳しくない一般の人が使用する場合には燃焼中に灰出し口の扉を開ける可能性も考えられることからすれば、本件製造販売業者が、燃焼中に灰出し口の扉を開けるとバックファイヤーが発生して火花が炉外に噴出する危険性を予見することは可能であったから、本件製造販売業者は木製サッシ製造販売会社に対して同危険性があることを指示、警告する措置を講じる義務があったにもかかわらず、同危険性を指摘したマニュアルを交付せず、口頭で同危険性につき指示、警告すること等もなかったため、本件焼却炉には指示・警告上の欠陥があったといえる。	総額:20,100,000 原告会社:20,000,000 原告従業員:100,000	認容	平成17年12月20日	控訴	総額:20,100,000 原告会社:20,000,000 原告従業員:100,000	裁判所 ウェブサイ ト ウエスト ロー・ジャ パン (2005)WLJ PCA1220 9002)	訴訟リストNo.153の第一審。
125	名古屋地裁	平16(ワ)3427号	平成16年9月11日	軽乗用車出火焼損事件	軽乗用車所有者である女性の夫及び子供2名	自動車製造業者	自動車製造業者製造の軽乗用車が走行中にエンジンルーム内から出火するという事故を起こして損傷したため、本件乗用車を所有していた女性が、本件事故はタオル様の異物が車体下部からエンジンルーム内に入り込んだことが原因であるとして、自動車製造業者に対して製造物責任または不法行為責任に基づき損害賠償を求めたところ、本件女性が本訴訟係属中に死亡したため、夫及び子供らがこれを承継した事案。	①本件車体の走行中に本件異物が車体下部からエンジンルーム内に入り込んだか否か。 ②本件車体の欠陥及び自動車製造業者の注意義務違反の有無。	①本件車体の走行中において路面上の異物が空気の流れに乗ってエンジンルーム内に入り込むことは物理的に考え難く、さらに、本件車体の構造、本件異物が存在していた位置及び本件異物の大きさを考慮すると、本件異物が本件車体の下部から入り込んだとは認め難い。 ②本件車体の走行中に本件異物が車体下部からエンジンルーム内に入り込んだとは認められないのであるから、本件車体に異物混入を阻止する目的でのアンダーカバーが設置されていないことをもって、製造物責任法上の欠陥であるといえることはできず、自動車製造業者が異物混入を阻止する目的でアンダーカバーを設置すべき注意義務を負っているといえることもできない。	総額:1,061,788 原告夫:530,894 原告子1及び子2:265,447	請求棄却	平成18年2月24日		0	裁判所 ウェブサイ ト ウエスト ロー・ジャ パン (2006)WLJ PCA0224 9003)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
126	東京地裁	平16(ワ)19917号		自動車シートエアバック欠陥事件	交通事故の被害女性及び女性を雇用している会社	交通事故の加害者及び自動車製造会社	交差点を直進しようとする被害女性運転の自動車と対向車線から右折する加害者運転の自動車と衝突した事故につき、被害女性が、交通事故の加害者に対しては不法行為に基づき、被害車両である本件自動車の製造会社に対してはシートベルト及びエアバック等に欠陥があったとして製造物責任または黙示の安全保証義務の違反に基づき損害賠償を求め、被害女性を雇用している会社が、交通事故の加害者に対しては不法行為に基づき、同自動車製造会社に対しては製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件自動車のシートベルトのロック機能が正常に作動しない欠陥があったか否か。 ②本件自動車のシートベルト・テンショナー(ETR)及びエアバッグが作動しなかったことが欠陥に当たるか否か。 ③過失相殺の可否。 ④被害女性の後遺障害の程度。	①被害女性は本件事故により右脳腰部の肋骨骨折の怪我を負い、下腹部にシートベルト(腰ベルト)によるものと思われる圧迫痕ないし擦過痕が生じていたところ、それらの形状からすれば、被害女性の下腹部の圧迫痕ないし擦過痕は、本件シートベルトのロック機能が作動し、同部がシートベルト(腰ベルト)で固定され続けたため、加害車との衝突及び歩行者用信号機の支柱との衝突を通じて両重がかり形成されたものと認められるのが相当である。本件シートベルトのロック機能が正常に作動しない欠陥があったとはいえない。 ②本件事故における本件自動車と加害車の衝突形態は前面衝突ではないから、クラッシュ・パルスが基準値に達しなかったためETR及びエアバッグが作動しなかった可能性があり、本件自動車が加害車と衝突したにもかかわらずETR及びエアバッグが作動しなくても、そのことから直ちにETR及びエアバッグに欠陥があるというだけでは不十分であり、本件事故の衝突形態は本件自動車の一部が極端に変形するような衝突の場合にあたるから、ETR及びエアバッグが作動しなくても、そのことから直ちにETR及びエアバッグに欠陥があるということもできず、本件自動車のETR及びエアバッグが作動しなかったことは欠陥にあたりないため、製造物責任は認められない。 ③本件事故の態様からすれば、過失割合は、本件自動車につき20、加害車につき80とするのが相当であるとして、過失相殺を認め、 ④被害女性の後遺障害については、右下眼瞼、鼻孔下部及び鼻背を中心とする線状痕(右顔部の知覚鈍麻を含む。)については後遺障害等級7級12号に該当し、外傷性嗅覚障害については嗅覚喪失に至っているから後遺障害等級12級相当に該当するので、後遺障害の程度はこれらの後遺障害を併せて後遺障害等級併合6級に該当すると認められる。	総額:192,706,796 原告女性: 128,815,194 原告会社: 63,891,602	一部認容	平成23年3月29日	確定	総額:42,236,663 原告女性: 40,353,831 原告会社: 1,882,832	判例タイムズ1375号164頁 自保ジャーナル1850号81頁 ロエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0329 8011)	
127	長野地裁 松本支部		平成16年10月8日	システムバス発火建物焼損事件	システムバスを購入した男性	住宅設備機器製造販売会社	自宅に設置したシステムバスから発火し建物や家財道具が焼損した。			27,210,000	請求棄却	平成19年3月28日	控訴	0		訴訟リストNo.175の第一審。
128	東京地裁	平16(ワ)25016号・平18(ワ)2108号・平20(ワ)24700号	平成16年11月25日:平16(ワ)25016号事件 平成18年2月3日:平18(ワ)2108号事件 平成20年9月3日:平20(ワ)24700号事件	肺がん治療薬死亡事件(東京)	平16(ワ)25016号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(31歳)の父及び姉 平18(ワ)2108号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(55歳)の夫 平20(ワ)24700号事件原告:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(67歳)の長女	各事件被告:肺がん抗がん剤輸入販売会社、同国	肺がん抗がん剤輸入販売会社(本件会社)が輸入販売した肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に死亡した各患者の遺族らが、同社に対しては製造物責任法等に基づく損害賠償を、国に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件抗がん剤の有効性の有無。 ②国の違法な権限不行使の有無。 ③本件会社の製造物責任の有無。 ④本件会社の不法行為責任の有無。 ⑤本件抗がん剤投与と死亡との因果関係の有無。 ⑥消滅時効の可否。	①本件抗がん剤は、承認当時、手術不能又は再発非小細胞肺癌がんについて効能、効果を有するといえ、その効能、効果に基づいて著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないとは認められないから、有用性が認められる。 ②本件添付文書第1版の記載では、本件抗がん剤を使用する医師等に対する間質性肺炎の副作用に係る安全性確保のための情報提供として、本件抗がん剤は副作用による本件抗がん剤の輸入承認に当たり、本件会社に添付文書の記載を改めるよう指導すべく権限を行使すべきであったとあり、他に安全性確保のため十分な措置が講じられたなどの特段の事情も認められない本件では、同大臣の権限不行使は国賠法上違法といえるが、同大臣による本件添付文書第3版のとおり記載する旨の指導により、同権限不行使による違法状態は解消されたとも認められる。 ③原告の知見において、本件抗がん剤は副作用による有害性が著しく有効性を考慮してもなお使用価値がないものとはいえず、設計上の欠陥はないもの、本件添付文書第1版の記載では安全性確保のための情報提供として不十分であるから、本件抗がん剤には指示・警告上の欠陥があり、通常有すべき安全性を欠くとして製造物責任を認め、また、本件添付文書第3版への改訂により、同指示・警告上の欠陥は消滅したとした上、広告宣伝上の欠陥、販売上の指示に関する欠陥は否定した。 ④本件会社は、本件抗がん剤販売開始当時、本件添付文書で有効性及び安全性が確立していない旨の注意を記載しており、このような指示・警告は当時の医学的、薬学的知見に基づくものであったとして、適応限定義務を否定し、また、本件添付文書第3版は安全性確保のための情報提供として十分なものであるから指示・警告義務違反はなく、さらに、本件抗がん剤承認当時では使用可能な医師や医療機関を限定することや、金銭登録調査が必要であったとは認められず、本件添付文書第1版の指示に関する義務はないとした上、本件添付文書第1版の記載は安全性確保のための情報提供としては不十分であったが、本件添付文書第3版の記載は安全性確保のための情報提供としては十分であるから、改訂により本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥は消滅したとして、承認後の指示・警告等の安全性確保義務を否定し、本件会社の不法行為責任を否定した。 ⑤本件添付文書第1版時に本件抗がん剤を投与された患者については、本件抗がん剤投与と本件抗がん剤の副作用である間質性肺炎による死亡との間の因果関係を認められることができるが、第3版改訂後に本件抗がん剤投与を開始した患者については、医師から本件抗がん剤による間質性肺炎が致死性的となり得ることの説明を受けた上で本件抗がん剤による治療に同意していたと認められるとして、投与と死亡との間の因果関係を否定した。 ⑥消滅時効の起算点は、遺族が、患者の死亡事実のほか、同患者が本件抗がん剤による間質性肺炎で死亡した事実を認識したこととを要するところ、本件では、本件患者が本件抗がん剤による間質性肺炎で死亡した事実を本件遺族が知った時点によれば、消滅時効期間は経過していないとして、消滅時効を否定した。	総額:77,000,000 平16(ワ)25016号事件請求額:総額:38,500,000 平16(ワ)25016号事件原告父:33,000,000 平16(ワ)25016号事件原告姉:5,500,000 平18(ワ)2108号事件請求額:総額:5,500,000 平18(ワ)2108号事件原告夫:5,500,000 平20(ワ)24700号事件請求額:総額:33,000,000 平20(ワ)24700号事件原告長女:33,000,000	平16(ワ)25016号事件一部認容、平18(ワ)2108号事件原告父、2108号事件請求棄却、平20(ワ)24700号事件一部認容	平成23年3月23日	控訴	総額:17,600,000 平16(ワ)25016号事件認容額:総額:8,800,000 平16(ワ)25016号事件原告父:2124円 平16(ワ)25016号事件原告姉:202円 平18(ワ)2108号事件認容額:総額:8,800,000 平18(ワ)2108号事件原告夫:8,800,000 平20(ワ)24700号事件認容額:総額:8,800,000 平20(ワ)24700号事件原告長女:8,800,000	松務月報 56巻3号 事件認容額:総額:528頁 判例時報 2124号 202頁 ロエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0323 6001)	訴訟リストNo.264(控訴審)、訴訟リストNo.275(上告審)及び訴訟リストNo.276(上告審)及び訴訟リストNo.277(上告審)の第一審。
129	奈良地裁		平成16年12月7日	卓球台転倒受傷事件(1)	負傷した女性	卓球台輸入会社、地方自治体	折りたたんだ状態の卓球台を開こうとしたところ、卓球台が倒れこんで足で足を挟まれ、中足骨骨折など受傷した。			4,900,000	一部認容	平成21年5月26日	確定	1,150,000		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
130	大阪地裁	平16(ワ)13827号	平成16年12月8日	焼肉店ダクト・低温発火事件	損害保険会社	厨房機器類製造販売会社	保険契約を締結していた焼肉店の店主に火災保険金を支払った保険会社が、本件火災原因はダクトに接する根太の低温発火であり、同発火は無煙ロースターの廃棄ダクトの設置方法によるものであるとして、無煙ロースターを設置した厨房機器類製造販売会社に対し、代位請求した事案。	①本件火災の出火原因。 ②本件ロースターの欠陥の有無。 ③本件製造販売会社の債務不履行責任ないし不法行為責任の有無。	①本件出火原因は、根太の低温発火とは認められず、焼肉店のメンテナンス不良の結果、本件ロースターのダクト内部から出火したものと認められる。 ②排気ダクトにつき、設置状況にかかわらず常に断熱材による被覆が必要とはいえず、可燃物がダクト周囲に設置されることが当然に予定されていたとも認められないから、ダクト設置時点において、本件製造販売会社がダクトに断熱材を巻かなかったことと本件ロースターが通常有すべき安全性を欠いていたとは認められず、製造物責任はない。 ③排気ダクトに常に断熱材を巻かなければならないものではなく、本件ダクト設置時には周囲に可燃物はなく、可燃物がダクトに近接して設置されることが当然予定されていたともいえないから、本件製造販売会社に注意義務違反はなく、債務不履行責任及び不法行為責任は認められない。	67,400,517	請求棄却	平成18年10月20日	確定	0	判例時報1982号125頁ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA1020 6001)	
131	奈良地裁		平成16年12月20日	卓球台転倒受傷事件(2)	負傷した女性	卓球台輸入会社、地方自治体	折りたたんだ状態の卓球台を動かしたところ、卓球台が倒れこんで足首を挟まれて負傷した。			2,900,000	一部認容	平成21年5月26日	確定	380,000		
132	東京地裁	平16(ワ)27460号	平成16年12月24日	光モジュール出力劣化事件	電気通信装置等開発製造販売会社	光学電子部品開発製造米国人、光学電子部品開発製造台湾法人	光学電子部品開発製造台湾法人(台湾法人)が製造し、光学電子部品開発製造米国人(米国人)の旧商号を表示するロモマークが付された光モジュール(電気信号と光信号を相互に変換するための電子部品)を組み込んだ自社製品を販売していた電気通信装置等開発製造販売会社が、本件モジュールに搭載されたレーザーダイオード(LD)に活性層の結晶欠陥という隠れた瑕疵が存在し、これにより光出力劣化を生じており保証品質を備えていないとして、台湾法人に対しては、瑕疵担保責任、製造物責任等に基づき、米国人に対しては、製造物責任等に基づき、損害賠償を求めたところ、各法人が本件訴訟の管轄は我が国の裁判所にないとする本案前の答弁を主張した中間判決の事案。	各請求について我が国の裁判所に管轄が認められるか。	我が国の裁判所に管轄を肯定するために必要な客観的事実関係及び併合請求の裁判籍を検討するとして、電気通信装置等開発製造販売会社の台湾法人に対する各請求につき国際裁判管轄を認めるとともに、米国人法人は、自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標、その他の表示をした者又は当該製造物にその製造業者と認識させるような氏名等の表示をした者に当たるとして、電気通信装置等開発製造販売会社の米国人法人に対する請求についても国際裁判管轄を認めた。	549,117,203(終局判決では476,920,391)	認容(中間判決)	平成18年4月4日	(終局判決では0)	判例タイムズ1233号332頁判例時報1940号130頁ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0404 0001)	訴訟リストNo.133(第一審終局判決)、訴訟リストNo.236(控訴審)の第一審中間判決。	
133	東京地裁	平16(ワ)27460号	平成16年12月24日	光モジュール出力劣化事件	電気通信装置等開発製造販売会社	光学電子部品開発製造米国人、光学電子部品開発製造台湾法人	光学電子部品開発製造台湾法人(台湾法人)が製造し、光学電子部品開発製造米国人(米国人)の旧商号を表示するロモマークが付された光モジュール(電気信号と光信号を相互に変換するための電子部品)を組み込んだ自社製品を販売していたレーザーダイオード(LD)の製造工程に起因する瑕疵ないし欠陥により自社製品の瑕疵が生じたとして、台湾法人に対して、瑕疵担保責任、債務不履行責任、製造物責任及び不法行為責任に基づき、米国人法人に対して、製造物責任、台湾法人の代表者との共同不法行為、及び台湾法人の法人格否認の法理に基づき、損害賠償を求めた事案。	①契約責任(債務不履行責任及び瑕疵担保責任)の準拠法。 ②本件LDの光出力劣化の原因は本件台湾法人の製造工程に起因するか否か。 ③本件開発製造販売会社と本件台湾法人との間の契約関係の有無。 ④本件台湾法人の品質保証違反又は不完全履行の有無。 ⑤本件台湾法人の瑕疵担保責任の有無。 ⑥本件LDの製造物責任法上の欠陥の有無。 ⑦本件米国人法人の製造物責任法上の氏名等の表示の有無。 ⑧本件台湾法人の不法行為の有無。 ⑨本件米国人法人と本件台湾法人との共同の不法行為の有無。 ⑩本件米国人法人に対する法人格否認法理の適用の可否。	①は判断せず。 ②本件台湾法人に責任原因が存在するといえるためには、本件LDの光出力劣化が本件台湾法人の製造工程に起因するものであることが必要であるところ、本件LDの光出力劣化の原因は活性領域における転移網の増殖によるものと認められるものの、増殖原因については、デバイスプロセスにおけるオーバーエッチングなど相当事象の種類が原因とはいえず、また、本件LDの光出力劣化の原因ないし増殖を科学的に特定することは困難といわざるを得ない上、本件LDの組み込まれたメディアコンバータからの過熱が本件LDの光出力劣化原因である可能性を排除できないことからすれば、本件LDの光出力劣化の原因が本件台湾法人の製造工程に起因すると認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。 ③ないし⑩は判断せず。	476,920,391	請求棄却	平成22年3月23日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0323 8021)	訴訟リストNo.132(第一審中間判決)、訴訟リストNo.236(控訴審)の第一審終局判決。
134	大阪高裁	平17(ホ)432号	平成17年1月20日 平成17年1月25日	無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件	健康食品購入者2名(一審原告)、製品通信販売会社(一審被告)	健康食品製造販売会社(一審被告)、同製品通信販売会社(一審被告)、健康食品購入者2名(一審原告)	健康食品製造販売会社製造の本件各製品を同製品通信販売会社から通信販売で購入した者らが、同製品には、食品衛生法が案により食品への添加が認められていないエトキシキンが含まれていたとして、各社に対し、製造物責任等に基づく損害賠償を求めたことにつき、製造販売会社の製造物責任を否定する一方、通信販売会社の債務不履行を認めるなどした第一審に対する控訴審の事案。	①本件製造販売会社の不法行為責任の有無。 ②本件製造販売会社の債務不履行責任の有無。 ③本件製造販売会社の製造物責任の有無。 ④本件通信販売会社の不法行為責任の有無。 ⑤本件通信販売会社の債務不履行責任の有無。 ⑥本件通信販売会社の製造物責任の有無。	①本件購入者らが本件各製品を摂取し、エトキシキンが体内に入ったことにつき、発がん性などの危険性は認められないから、本件製造販売会社に不法行為責任は認められない。 ②本件製造販売会社とは本件各製品の販売に関して同一体とはいえず、本件製造販売会社が本件購入者らに本件各製品を販売したとは認められないから、同社に債務不履行責任は認められない。 ③製造者が製造物責任を負うには、引き渡した製造物についての欠陥により他人の生命、身体等を侵害したことを要するところ、エトキシキンを混入している本件各製品の摂取により本件購入者らに発がんなどの危険性が生じたとは認められないから同入らの身体を侵害した事実はなく、また、たとえ精神的苦痛が発生したにせよ身体への侵害があったとはいえないから、本件製造販売会社に製造物責任は認められない。 ④本件製造販売会社に不法行為責任が認められない以上、同社との共謀を前提とする本件購入者らの主張は採用できず、本件通信販売会社に不法行為責任は認められない。 ⑤本件購入者が健康に効果があると認識して本件各製品を購入するものと思料されることと認められる以上、同入らは、債務の本旨の履行としてエトキシキンの混入していない商品の引渡しを請求できるところ、同入らが購入した製品は当時出荷停止及び製造中止となっており、同債務の履行をすることは社会通念上不可能であったから、本件通信販売会社は債務不履行責任を負い、本件購入者らは債務不履行による損害賠償を請求できる。 ⑥本件製造販売会社に製造物責任が認められない以上、同社との共謀を前提とする本件購入者らの主張は採用できず、本件通信販売会社に製造物責任は認められない。	(平15(ワ)3166号事件・416,500円15(ワ)3583号事件・424,750)	控訴棄却	平成17年10月14日	確定	(平15(ワ)3166号事件・16,500円15(ワ)3583号事件・24,750)	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA1014 8002)	訴訟リストNo.96の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
135	東京地裁	平17(ワ)1560号	平成17年1月31日	死亡事故後リコール判明事件	自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親	自動車製造業者、同輸入業者及び同販売業者	自動車で行中、対向車線上で対向車両と正面衝突した自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親が、本件事故は本件自動車のハンドル操作システムの機能不全という欠陥があったために、本件自動車が対向車線に侵入した際に、自車線に戻ることができなくなって生じたなどとして、本件自動車の製造業者、同輸入業者及び同販売業者に対し、製造物責任法3条及び不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件自動車のハンドル操作システムの機能不全の有無。 ②各業者の製造物責任、不法行為責任の有無。	①本件自動車は、本件事故前に本件道路の中央線を越えて対向車線に入った後、本件事故直前に急ブレーキをかけたが急激に大きく左旋回のハンドル操作を行い、その結果、本件自動車が左に向きを変えたものと推認される。これらの点からみて、本件自動車のハンドル操作システムは正常に機能していた蓋然性が高く、本件事故は、運転者が衝突直前に急ブレーキをかけるのと同時に急激で大きな旋回のハンドル操作を行ったが、間に合わず、対向車線上で対向車両と衝突するに至った可能性が高く、また、本件事故前後にリコールがされたとの一事をもって、本件事故時に本件リコール不具合が原因となって本件自動車のハンドル操作システムが突如機能不全となったと推認することはできないから、本件事故時に本件自動車のハンドル操作システムに機能不全があったとは認められない。 ②本件事故時に本件自動車のハンドル操作システムに機能不全があったとは認められないから、本件自動車にハンドル操作システムの不具合という欠陥があるとはいえず、各業者は製造物責任や不法行為責任を負わない。	総額:360,662,744 子:347,662,744 夫婦の各両親:各3,300,000	請求棄却	平成20年12月24日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA1224 8003)	訴訟リストNo.210(控訴審)、訴訟リストNo.244(上告審)の第一審。
136	京都地裁	平17(ワ)167号	平成17年1月26日	折りたたみ足場台脚座屈傷害事件	足場台から落下して傷害を負った男性	足場台製造会社、足場台販売会社	足場台販売会社から購入した足場台製造会社製の折りたたみ足場台の上で修理作業をしていた男性が、突然足場台脚座屈下の機が座屈したため転落し、外傷性気胸及び肋骨(ろっこづ)骨折の傷害を負ったとして、販売会社に対しては瑕疵担保責任に基づき、製造会社に対しては製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件足場台の瑕疵の有無。	男性が本件足場台購入後、同足場台を通常の用法に従い使用していたと推定される一方で、本件製造会社による納入当時等、本件足場台に本件変形の原因となる不具合があったと推定されることなどからすれば、本件足場台には製造物責任法上の欠陥及び隠れたる瑕疵があったと認められる。	1,499,809	一部認容	平成18年11月30日	控訴	1,495,609	裁判所ウェブサイト判例時報1971号146頁自保ジャーナル1833号181頁消費者法ニュース70号211頁ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA1130 9009)	訴訟リストNo.169(控訴審)、訴訟リストNo.180(上告審)の第一審。
137	最高裁第一小法廷	平17(オ)179号・平17(受)204号・平17(受)699号	不明	食肉自動解凍装置バリ付着事件	ポンプ製造業者(被控訴人(一審被告))	食肉自動解凍装置製造業者(控訴人(一審原告))	食肉自動解凍装置を稼働させた際に解凍食肉に金属異物が付着するという事故に關し、食肉自動解凍装置製造業者が、同装置に使用したポンプ及びバルブに欠陥があるとして、ポンプ製造業者及びバルブ製造業者に対し、製造物責任法3条等に基づいて損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、本件ポンプ及びバルブが通常有すべき安全性を欠いていたとした控訴審に対する上告審の事案。			(一審・控訴審請求額:346,618,800)	上告棄却、不受理決定	平成17年5月16日		(控訴審認容額:19,165,669 一審認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0516 6002)	訴訟リストNo.65(第一審)、訴訟リストNo.110(控訴審)の第一審。なお、別件上告審(訴訟リストNo.138)あり。
138	最高裁第一小法廷	平17(受)205号・平17(受)206号	不明	食肉自動解凍装置バリ付着事件	バルブ製造業者(被控訴人(一審被告))	食肉自動解凍装置製造業者(控訴人(一審原告))	食肉自動解凍装置を稼働させた際に解凍食肉に金属異物が付着するという事故に關し、食肉自動解凍装置製造業者が、同装置に使用したポンプ及びバルブに欠陥があるとして、ポンプ製造業者及びバルブ製造業者に対し、製造物責任法3条等に基づいて損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、本件ポンプ及びバルブが通常有すべき安全性を欠いていたとした控訴審に対する上告審の事案。			(一審・控訴審請求額:346,618,800)	不受理決定	平成17年5月16日		(控訴審認容額:19,165,669 一審認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA0516 6003)	訴訟リストNo.65(第一審)、訴訟リストNo.110(控訴審)の上告審。なお、別件上告審(訴訟リストNo.137)あり。
139	東京高裁	平17(ホ)1321号	平成17年2月16日	ハチスロ機電源火災事件	遊技機器製造販売業者(一審甲事件原告兼一審乙事件被告)	電源開発業者(一審甲事件被告)、電源製造業者(一審甲事件被告兼一審乙事件原告)、電源納入業者(一審甲事件被告)	電源開発業者及び電源製造業者表示業者の製造に係るハチスロ機用の電源を使用したハチスロ機に火災が生じたことにつき、ハチスロ機等の遊技機器製造販売業者が、電源納入業者、電源開発業者及び電源製造業者表示業者に対し、損害賠償を求め(甲事件)、ハチスロ機故障事故の発生を受けて同遊技機器製造販売業者の協力会社らに交換用の電源を納入した同電源製造業者表示業者が、本件電源に欠陥がない以上、遊技機器製造販売業者は交換用電源を無償で取得できる法律上の根拠はないなどとして、不当利得の返還を求めた(乙事件)ことにつき、甲事件の請求を棄却し、乙事件の請求を認容した第一審に対する控訴審の事案。	①本件電源について電源開発業者及び電源製造業者表示業者の債務不履行の有無。 ②同債務不履行と遊技機器製造販売業者の損害との因果関係の有無。 ③過失相殺の可否。 ④電源納入業者との覚書に基づく損害賠償請求の可否。 ⑤交換用電源に係る無償提供の合意の有無。	①原判決を引用するなどしたほか、電源開発業者及び電源製造業者表示業者と遊技機器製造販売業者との間の契約内容、本件電源開発に係る経緯、本件電源が荷電保護機能に係る本件特性を備えていたことと本件事故との因果関係が明らかでないことから、本件電源が通常有すべき安全性を欠いているともいえないなどとして、電源開発業者らの債務不履行を否定した。 ②③判断するまでもないとした原判決を引用して判断せず。 ④電源開発業者らの債務不履行が認められないから判断するまでもないとして否定した。 ⑤原判決を引用して無償提供の合意の成立を否定した。	(一審甲事件請求額:6,147,743,219 一審乙事件請求額:34,044,280)	控訴棄却	平成18年1月18日	確定	(一審甲事件認容額:0 一審乙事件認容額:34,044,280)	ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0118 6009)	訴訟リストNo.70の控訴審。
140	東京地裁	平17(ワ)3364号	平成17年2月23日	工作機械出火焼損事件	金型製造販売会社	工作機械製造販売会社	工作機械製造販売会社の製造した工作機械を使用していた金型製造販売会社が、同機械の欠陥により同機械から出火して火災が発生し工場内備品機械等を焼損するなど損害を受けたとして、工作機械製造販売会社に対して製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件機械の設計上・構造上の欠陥の有無。 ②本件機械の警告上の欠陥の有無。	①金型製造販売会社のプログラムミスにより工具ホルダーと加工材料が干渉し、これによる摩擦熱が原因で発火し、切削油ミストに引火して本件機械全体に燃え広がって本件火災の出火原因となった可能性があるから、金型製造販売会社が通常想定される使用形態とはいえない使用形態で本件機械を動作させていたことが本件火災の出火原因となった可能性があるとして、本件機械の設計上・構造上の欠陥は認められないとした。 ②本件機械の取扱説明書及び安全銘板の記載等により、本件機械を夜間無人運転する際には、火災防止のため、不燃性の切削油を使用すべき旨の警告がなされており、火災防止のための警告としての機能を十分果たし得るものであったし、取扱説明書及び安全銘板の記載方法や安全銘板の取付方法を含めた警告の方法等についても欠陥があったとはいえないから、本件機械の警告上の欠陥は認められない。	49,447,640	請求棄却	平成19年2月5日	確定	0	判例時報1970号60頁ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0205 6001)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
141	大阪高裁	平17(ホ)981号	平成17年3月17日	収納箱児童窒息死事件	収納箱の中で窒息死した子の両親(被参加事件一審原告・独立当事者参加事件一審被参加人)	収納箱輸入業者から営業及び商号の譲渡を受けた会社(被参加事件一審被告・独立当事者参加事件一審被参加人)	児童が自宅の居間に置かれていた収納箱に入って遊んでいるうちに、蓋が閉まった際に留め金がかかり、その中で窒息死したのは、本件箱に製造物責任法の構造上の欠陥及び表示上の欠陥があったためであるとして、死亡した児童の両親が収納箱輸入業者及び同社から営業及び商号の譲渡を受けた会社に対して、商法26条1項により、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件箱に製造物責任法という欠陥があったとはいえないとして請求を棄却した第一審に対する控訴審の事実。	本件箱には構造上の欠陥及び表示上の欠陥があったか否か。	本件児童はかくれんぼ遊びのため本件箱に自ら入ったこと、本件箱の本来の使用用途、本件箱の大きさや性状からして児童が誤って本件箱に入るとは通常考え難いこと、本件箱の現実の使用状況等を勘案すると、本件児童がかくれんぼ遊びのために本件箱の中に自ら入ったことは、通常予見される使用形態を超え、その用法を逸脱して使用したものであって、通常人がかかる使用形態を合理的に考案することができたとはいえず、本件箱は通常予見すべき安全性を欠いていたとは認められない。本件箱について、子どもが本件箱の中に入った際に蓋が閉まると内側から開けられなくなり、短時間で酸欠に陥って窒息死するという客観的危険性があり、それを設計、製造の段階で容易に除去しうるとして、ただちに製造物責任法の欠陥に当たるとはいえない。	総額:173,044,548 控訴人父及び母:各86,522,274 (被参加事件請求額) 総額:173,044,548 一審原告父及び母:各86,522,274 独立当事者参加事件請求額:0)	控訴棄却	平成18年2月16日	上告、上告受理申立	(被参加事件認容額:0 独立当事者参加事件認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0216 0006)	訴訟リストNo.90(第一審)、訴訟リストNo.156(上告審)の控訴審。
142	仙台地裁	平17(ワ)693号	平成17年6月2日	携帯電話低温やけど事件	携帯電話低温やけどを患った女性	携帯電話製造会社	携帯電話製造会社製造の携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて使用していた女性が、同携帯電話は電話のリチウムイオン電池の発熱により大腫(たいしゅ)部にやけどを負ったとして、同社に対し、製造物責任法又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事実。	①本件発熱の原因。 ②本件携帯電話(本件リチウムイオン電池を含む。)の欠陥及び本件会社の過失の有無。	①本件携帯電話は本件発熱事故当時正常作動していたこと、正常作動時の本件携帯電話と同機種である本件型携帯電話は低温発熱を発生し得る温度に達しなかったこと、本件発熱はこたつへの発熱を原因とする可能性が高いこと、本件事故発生状況に係る男性の主張の信憑性に重大な疑問があること等によれば、本件発熱が本件携帯電話又は本件電池の発熱により生じたことが高度の蓋然性をもって証明されたとはいえない。 ②本件携帯電話及び本件電池が本件発熱の原因とは認められない以上、本件携帯電話に設計上、製造上又は警告表示上の欠陥は認められず、本件携帯電話を製造、出荷したことにつき本件会社に過失も認められない。	5,457,370	請求棄却	平成19年7月10日	控訴	0	判例時報1981号66頁 ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA0710 6001)	訴訟リストNo.179(控訴審)、訴訟リストNo.240(上告審)の第一審。
143	神戸地裁	平17(ワ)2410号		トラック欠陥放置事件	産業廃棄物等の収集運搬業者	トラック等の開発製造会社	本件自動車会社製造のトラック18台を本件販売会社から購入した産業廃棄物等の収集運搬業者が、本件各車両には各欠陥が存在する。本件自動車会社及び本件販売会社は本件各車両について設計、製造及び修理等を適切に行わず、また、本件欠陥を認識していたにもかかわらず適切な対策をとらなかったなどとして、本件自動車会社及び本件販売会社の権利・義務を承継したトラック等の開発製造会社に対し、不法行為又は売買契約に付随する安全確保義務若しくは修理契約に基づく適正修理義務の債務不履行に基づく損害賠償を求めた事実。	①本件各車両における不具合の有無。 ②本件各車両における本件各欠陥の存在の有無。 ③不法行為の消滅時効の成否。 ④本件各車両を購入した産業廃棄物等の収集運搬業者(本件産廃業者)と本件販売会社との間の車両修理契約に基づく(同社の適正修理義務違反の有無。 ⑤本件産廃業者、本件販売会社間の売買契約に基づく同社の安全確保義務違反の有無。 ⑥債務不履行の消滅時効の成否。	①本件産廃業者主張の不具合の一部を認めた。 ②上記①で認めた不具合のうち、リコールの対象車両における同リコールの不具合とは、同一メーカーが想定する欠陥に基づくものであることが強く推認できるとして、同車両には製造物が通常予見すべき安全性を欠くものというべき欠陥があるとした。 ③本件製造会社が製造、販売する車両に関するクレーム情報をユーザーに知り得る形で公開し、又は、同情報にに基づきリコール届出を行い、かつ、本件産廃業者が同情報を知った時点と起算点とする消滅時効は完成していない。 ④本件製造会社の行為は、同社の修理義務違反(債務不履行)を認めた。 ⑤本件産廃業者のいう本件販売会社の安全確保義務違反に基づく損害賠償請求における債務不履行及び損害の内容は、不法行為に基づく損害賠償請求における販売上の過失及び損害の内容と共通するから、不法行為に基づく損害賠償請求における認容額を超えるものではない。 ⑥本件販売会社による債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、本訴提起時点で消滅時効が完成している。	77,374,896	一部認容	平成21年1月27日	控訴	2,494,585	判例タイムズ1302号180頁 ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0127 7001)	
144	名古屋簡裁	平17(少)344号	平成17年6月29日	ロスカツ食中毒事件	惣菜製造販売店で購入したロスカツを食べた男性	惣菜製造販売店	惣菜製造販売店からロスカツを購入して食べた男性が、腹痛、発熱及び下痢を起こしたのは本件カツが加熱不足のまま販売したことよるとして、本件製造販売店に対して、一次的に製造物の欠陥による損害賠償を求め、二次的には、本件カツは本件男性がその父を使者として購入したものであり、本件製造販売店は本件男性と契約関係にあるから互いに双方の生命・身体を安全を害さないように注意する信義則上の義務があるとして、同義務の不履行に基づく損害賠償を求めた事実。	本件カツが加熱不足のまま販売したことと本件カツを食べた男性が急性大腸炎を発生したこととの間の因果関係の有無。	本件カツの一部や本件男性に対するのとほぼ同時刻頃に別の顧客に販売されたロスカツ等の検体の検査結果からすると、本件男性が自宅で喫食していた本件カツの一部から検出された黄色ブドウ球菌及びセレウス菌は本件男性方で保管中に付着したものと考えるのが合理的であること、検出された黄色ブドウ球菌及びセレウス菌は食中毒を発生させる毒素を産生しない毒素非産生株であったこと、本件男性が腹痛等を発生したのは、本件カツを食べたから24時間近く経過した後であることからすれば、本件カツが加熱不足のまま販売されたことと本件男性が急性大腸炎を発生したこととの間に因果関係は認められず、本件カツについて製造物の欠陥があったと認めることはできない。	300,000	請求棄却	平成17年11月29日	確定	0	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン(2005WLJ PCA1129 9008)	
145	東京高裁	平17(ホ)2723号		電気ストーブ化学物質過敏症事件	ストーブ使用者及びその両親(一審原告)	ストーブ販売会社(一審被告)	ストーブ販売会社が販売した電気ストーブから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発生し化学物質過敏症になったとするストーブ使用者が、両親とともに、同社に対し、不法行為、債務不履行又は製造物責任法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件使用者の症状と本件ストーブから発生する化学物質との因果関係を否定して請求を棄却した第一審に対する控訴審の事実。	①本件使用者の症状と本件ストーブ使用の因果関係の有無。 ②本件販売会社の不法行為責任の有無。 ③本件販売会社の債務不履行(不完全履行)責任の有無。 ④本件販売会社の製造物責任の有無。	①本件使用者の本件症状は、本件ストーブから発生した化学物質により生じたものであり、同人は、慢性症状として化学物質に対する過敏症を獲得したと認められる。 ②本件販売会社には、化学物質発生に関する予見義務及び検査確認義務を尽くし、本件同型ストーブを購入する顧客に対し、使用により健康被害が生じないよう結果発生を回避すべき義務があったにもかかわらずこれを怠り、特段の対応を怠ったのであるから、本件使用者の本件症状発生につき注意義務違反による過失があるとして、不法行為責任を認めた。 ③両親の債務不履行責任の主張につき、契約当事者でないか、慰謝すべき精神的損害が発生していないとして、本件販売会社の同人にに対する債務不履行責任を否定した。 ④両親の製造物責任の主張についても、慰謝すべき精神的損害は認められないとして、本件販売会社の同人にに対する製造物責任を否定した。	総額:100,000,000 ストーブ使用者の両親:各10,000,000 ストーブ使用者:80,000,000 (一審請求額:総額:500,000,000 ストーブ使用者の両親:各10,000,000 ストーブ使用者:480,000,000(準備的請求額:203,109,930))	原判決一部変更、一部控訴棄却	平成18年8月31日	上告	総額:5,543,771 ストーブ使用者の両親:各0 ストーブ使用者(一審請求額:総額:500,000,000 ストーブ使用者の両親:各0 ストーブ使用者:0)	判例時報1959号3頁 消費者法ニース71号217頁 ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0831 0016)	訴訟リストNo.88(第一審)、訴訟リストNo.159(上告審)の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
146	大阪地裁	平17(ワ)11270号・平17(ワ)11964号・平18(ワ)4748号		旋回ベアリング取付ボルト折損クレーン旋回台落下事件	A事件原告:下請会社から請け負った工事中にクレーンの旋回台が台車から落下するという事故にあった孫請会社 C事件原告:本件事故による損害を賠償した元請会社に求償金を支払った下請会社	A事件被告:クレーン製造業者 B事件被告:下請会社 C事件被告:下請会社から請け負った工事中にクレーンの旋回台が台車から落下するという事故にあった孫請会社 C事件原告:本件事故による損害を賠償した元請会社に求償金を支払った下請会社	孫請会社が、下請会社から発注された基礎工事にクレーン製造業者製のクレーンを使用していたところ、同クレーンの旋回台と台車を結合している旋回ベアリング取付ボルトが全て折損し、旋回台が台車から落下する事故が生じたため、クレーン製造業者に対し、製造物責任に基づく損害賠償を求め、(A事件)とともに、下請会社に対し、請負代金の支払及び本件事故による孫請会社の債務不存在確認を求め(Ｂ事件)、本件事故による損害を賠償した元請会社に求償金を支払った下請会社が、孫請会社に対し、求償金の支払を求めた(Ｃ事件)事案。	①本件事故時の本件クレーン使用形態は通常で見られる使用形態に否かな。 ②本件クレーンに欠陥が生じたか否か。 ③本件事故につき孫請会社に過失事由が存在したか否か。	①孫請会社は、本件事故時、過負荷状態が警告されていたにもかかわらず、これを無視して過負荷状態で頻発、連続する条件下で本件クレーンを継続的に使用していたから、孫請会社の本件クレーン使用形態は「通常で見られる使用形態」ではなかったといえる。 ②本件クレーンの使用形態が定格総重量を遵守した「通常で見られる使用形態」であれば、本件ボルトの破断という本件事故は発生せず、本件事故は、定格総重量を超えた使用を間断なく連続し、本件ボルトが規定トルクよりも緩んだ状態となったことと相まって発生したと認められるから、本件クレーンには設計上の欠陥も、指示・警告上の欠陥もない。 ③本件事故は、孫請会社が定格総重量を超えた使用を間断なく連続し、本件ボルトが規定トルクよりも緩んだ状態となっていたことと相まって発生したものであるから、もっぱら孫請会社の過失事由により発生したものである。	A事件請求額:18,931,006円 B事件請求額:1,885,905円 C事件請求額:683,806円	A事件請求棄却、B事件一部認容、一部却下、C事件一部認容	平成20年6月25日	控訴	A事件認容額:0円 B事件:2,569,711円を超える債務の存在 C事件認容額:683,806円	自保ジャーナル1827号160頁 ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0625 6010)	
147	東京地裁	平17(ワ)14843号	平成17年7月21日	廃食用油軽油代替燃料精製装置残留メタノール事件	軽油代替燃料精製装置販売会社	軽油代替燃料精製装置開発製造会社 軽油代替燃料中の残留メタノール量が多いという欠陥があるなどとして、軽油代替燃料精製装置販売会社が本件装置開発製造会社に対して製造物責任法3条に基づき、同会社の代表取締役、国立大学法人、軽油代替燃料精製装置販売代理店、軽油代替燃料精製装置販売財団法人	①本件装置に製造物責任法上の欠陥があるか否か。 ②(本件装置に欠陥があった場合)本件装置の欠陥と本件装置で精製したBDF(NERO)を使用した車両に生じたトラブルとの因果関係の有無。 ③国立大学法人は製造物責任法上の製造業者等に該当するか否か。 ④軽油代替燃料精製装置販売代理店及び軽油代替燃料精製装置販売財団法人は、軽油代替燃料精製装置販売会社に対して、それぞれ本件装置1号機、2号機について瑕疵担保責任を負うか否か。 ⑤軽油代替燃料精製装置販売代理店は軽油代替燃料精製装置販売会社に対して、本件装置1号機について債務不履行責任を負うか否か。 ⑥軽油代替燃料精製装置開発製造会社の代表取締役、国立大学法人助教、軽油代替燃料精製装置販売代理店の社員に共同不法行為が成立するか否か。 ⑦軽油代替燃料精製装置開発製造会社の代表取締役は取締役の第三者に対する責任に基づく損害賠償責任を負うか否か。	①本件燃料製造販売会社がBDF事業者等である本件においては、BDFが通常有すべき安全性については本件装置が引き渡された時点におけるBDF事業者等のBDFの安全性に関する認識を基準として判断すべきところ、本件燃料製造販売会社が一般消費者ではなくBDFを一般消費者に販売する事業者であるという本件事情の下では、本件装置から精製されたBDF(NERO)が0.2質量%以上の0.51質量%から2質量%のメタノールを含むことが通常有すべき安全性を欠いているということではできず、通常有すべき安全性を欠いていないNEROを精製する本件装置には欠陥があるとは認められない。 ②NEROを使用した車両のトラブルの原因につき、本件燃料製造販売会社が主張する2質量%程度のメタノールが残留することが原因であったと認めすることはできず、仮にNEROに0.51質量%から2質量%程度のメタノールが残留することが製造物責任法上の欠陥に該当するとしても、この欠陥とNERO使用車両に生じたトラブルとの間に因果関係があるといえることはできないから、製造物責任は認められない。 ③は判断せず。 ④本件装置に瑕疵があるといえることはできないので、本件装置1号機について本件装置販売代理店は瑕疵担保責任を負わず、また、本件装置2号機について本件装置販売財団法人は瑕疵担保責任を負わない。 ⑤本件装置の導入に当たり、本件燃料製造販売会社と本件装置販売代理店との間で、メタノールの残留量を指定した装置を提供するなどの合意があったとは認められないことからすれば、廃食用油からBDFを製造する欠陥のない装置が引き渡されている本件では債務の本旨に従った履行があったといえるべきであり、本件装置販売代理店は本件装置1号機について債務不履行責任を負わない。 ⑥本件装置に欠陥があったということではできない、本件燃料製造販売会社主張の欠陥とNERO使用車両トラブルとの間に因果関係があったといえることもできないから、本件装置開発製造会社の代表取締役、国立大学法人助教、本件装置販売代理店の社員に共同不法行為は成立しない。 ⑦本件装置開発製造会社の代表取締役に不法行為が成立するとはいえず、本件装置に欠陥があるともいえないのであって、同代表取締役に取締役の善管注意義務違反があったと認められることはできないから、同代表取締役が取締役の第三者に対する責任に基づく損害賠償責任を負わない。	244,871,523円	請求棄却	平成20年4月24日	控訴	0円	判例時報2023号77頁 ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0424 8005)	訴訟リストNo.194の第一審。	
148	東京高裁		平成17年8月2日	接着剤化学物質回収事件	スプレー接着剤製造販売会社(一審原告)	化学製品製造販売会社(一審被告)	国内で流通後に海外に輸出され、再び輸入された接着剤原液を使用してスプレー接着剤を製造、販売したスプレー接着剤製造販売会社が、同原液に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に違反して化学製品製造販売会社が製造・販売した合成ゴムが使用されていたことから、接着剤原液及びこれを基に製造されたスプレー接着剤に同法の規制する化学物質が含まれることとなったため、経済産業省による行政指導を受け、製品の出荷停止及び回収等を余儀なくされたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額:100,000,000円)	控訴棄却	平成18年1月19日	確定	0円		訴訟リストNo.98の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
149	東京地裁	平17(ワ)16076号	平成17年8月5日	電気ストーブ化学物質過敏症別訴事件	ストーブ使用者及びその両親	ストーブ輸入販売会社	ストーブ輸入販売会社(本件会社)が輸入した電気ストーブから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症した化学物質過敏症になったとするストーブ使用者が、両親とともに、本件会社に対し、製造物責任又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件使用者の本件症状と本件ストーブ使用との因果関係の有無。 ②本件ストーブの欠陥(製造物責任)の有無。 ③本件会社の過失(不法行為)の有無。 ④清滅時効の可否。 ⑤過失相殺の可否。	①本件使用者が本件ストーブから揮発(ばくろ)した有害化学物質の量は、人体に影響を生じ得る程度の量であったと認められるから、同人の本件症状は、本件ストーブより発生した化学物質を原因とするものと推認される。 ②本件ストーブは、ガード部分が加熱されることで有害な化学物質が発生させるものであったと認められるから、通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法上の欠陥が認められる。 ③本件会社の過失に関する主張は製造物責任法4条1項の主張とみる余地があるところ、本件会社は、本件ストーブから有害化学物質が発生し健康被害を引き起こす可能性を認識し得たと認められ、本件ストーブ引渡時における科学又は技術に関する知見によれば、当該製造物に欠陥があると認識できなかったとはいえないから、製造物責任が認められる。 ④本件会社は、発症要因を本件ストーブの使用と判断できるとした意見書を出した医師による最初の診断時から、時効が進行すると主張するものの、同時点で同医師は断定的な話をしていなかったから、消滅時効の主張は採用できない。 ⑤本件使用者に損害の拡大に寄した運送的要因や身体的要因があったとは認められない上、本件使用者は本件ストーブを使い続けるうちに同ストーブの異変が気にならなくなったのであり、同一に使用中止や換気をする義務があったとは認められないから、過失相殺は認められない。	総額:100,163,799 ストーブ使用者:10,000,000 両親:各80,163,799	一部認容	平成20年6月29日	確定	総額:272,566 ストーブ使用者の両親:各0 ストーブ使用者:272,566	判例タイムズ1313号256頁 判例時報2031号71頁 ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0829 8007)	
150	東京地裁	平17(ワ)16509号		外装用ガラス破損脱落落下事件	建築材料製造販売会社	板ガラス製造販売業者及び板ガラス販売輸入業者	ビルに使用されていた板ガラス製造販売業者製作の外装用ガラスが破損し、その破片が脱落、落下するという事故が発生したため、本件事故の原因は本件ガラス製造販売業者が過失により外装用ガラスとして欠陥のあるガラスを製作したか、同ガラスが製造物責任法2条2項(以下通常有すべき安全性を欠いていること)にあるとして、本件ガラスの落下防止のための安全対策費用等を支出するなどした建築材料製造販売会社が、本件ガラス製造販売業者に対して、主位的には不法行為責任に、予備的には製造物責任法に基づいて損害賠償を求め、また、板ガラス販売輸入業者に対して、本件ガラス製造販売業者が欠陥のあるガラスを供給等しないことを誓約させるよう関係者に助言すべき注意義務に違反したことを理由とする不法行為責任に基づいて、損害賠償を求めた事案。	①本件ガラス製造販売業者の不法行為責任の有無。 ②本件事故の原因及び本件事故と建築材料製造販売業者の損害との因果関係の有無。 ③本件ガラス製造販売業者の製造物責任の有無。 ④本件ガラス販売輸入業者の不法行為責任の有無。	①JIS規格に合致していなければ直ちに工業製品として欠陥があるということにはならないし、耐熱強度、対風圧強度に準拠している倍強度ガラスというためには、JIS規格の定める圧縮応力値の範囲内にあることが当然であるといふことできないことだから、本件ガラス製造販売業者が本件ガラスを製造・供給するにあたって、本件ガラス中にJIS規格に適合しないものが含まれていたことを理由として、倍強度ガラスの表面圧縮応力値基準を逸脱しない製品を製造・供給すべき注意義務の違反があったということではできず、同義務違反を理由とする本件ガラス製造販売業者の不法行為責任は認められない。 ②本件事故においてガラスが破損、脱落、落下した原因については証明されていないといわざるを得ない上、仮に、本件ガラスが倍強度ガラスとしての十分な性能を有しなかったために本件事故に至ったとしても、第1次的に損害を受けるのはビル発注会社であり、訴外JVからガラス等が構成されるカーテンウォールの施工を請け負った建築材料製造販売会社が直ちに損害を受ける関係にはなく、本件ガラス製造販売業者に対して直接不法行為責任を追及することはできない。 ③倍強度ガラスが通常有すべき安全性の基準としてJIS規格を根拠とすることはできないから、JIS規格違反を前提とする本件ガラス製造販売業者の製造物責任は認められない。 ④本件ガラス販売輸入業者は本件ガラス製造販売業者が欠陥のあるガラスを供給等しないことを誓約させるよう関係者に助言すべき注意義務等を負っていたと認められることではできないから、同義務違反を理由とする不法行為責任は認められない。	288,805,440	請求棄却	平成19年11月27日		0	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA1127 8013)	
151	東京地裁	平17(ワ)21169号・平19(ワ)4744号		焼肉店無煙ロースターダクト発火事件	本訴原告: 燃焼器具販売業者 反訴原告: 韓国料理経営会社	本訴被告: 韓国料理経営会社 反訴被告: 燃焼器具販売業者	韓国料理経営会社(本件会社)が経営する焼肉店で発生した火災の修理工事等を請け負った燃焼器具販売業者(本件業者)が、工事代金の支払を求めた(本訴)のに対し、本件会社が、本件火災は本件業者が製造販売設置したダクト式無煙ロースターの欠陥等により発生したとして、製造物責任法又は不法行為に基づく損害賠償を求めた(反訴)事案。	①出火原因。 ②製造物責任の有無。 ③不法行為責任の有無。	①本件火災の出火原因は、本件会社が本件ロースターの点検清掃を怠ったことによりロースターのダクト部・蒸気口及びダクト内に大量の油脂が付着し、当該ダクト内の防火ダンパーが正常に機能せず、吸い込まれた炭化物が付着した油脂に着火してできた火災が防火ダンパーで遮断されずにダクト内を火炎伝送したことによるものと認められる。 ②本件火災の出火原因は本件会社が本件ロースターの点検清掃を怠ったことあり、同ロースターやダクト等の附属設備の欠陥によるものではないから製造物責任は認められない。 ③本件火災は本件ダクト又は防火ダンパーの瑕疵により発生したものである以上、本件会社主張の本件業者の故意又は過失と本件火災の発生との間にはそもそも因果関係がないから、本件業者は不法行為責任は認められない。	本訴請求額: 4,350,150 反訴請求額: 21,097,182	本訴請求認容、反訴請求棄却	平成20年6月30日		本訴認容額: 4,350,150 反訴認容額: 0	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0630 8003)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
152	東京地裁	平17(ワ)25047号	平成17年11月30日	軽貨物車燃料ホースクラック出火事件	運送業者	自動車製造業者	運送業者の従業員が運転していた自動車のエンジンルーム付近から出火する事故につき、運送業者が自動車製造業者に対して、不法行為あるいは製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	自動車製造業者の過失の有無。	①本件燃料ホースは、定期点検における交換が予定されていない部品であること、本件燃料ホースのクラックの発生は、燃料もれを起こしたり、もれた燃料に引火するなどして容易に本件事故のような火災の原因ともなりうるものであることなからすれば、自動車製造業者には、本件車両全体の耐久期間内の合理的な使用という範囲内において高度の安全性を実現する義務があること、本件燃料ホースはその安全性を実現するに足る性能を備えていないのであるから、自動車製造業者は同義務に違反し、過失が認められる。	3,000,000	一部認容	平成19年4月24日	控訴	300,000	判例時報1994号65頁 消費訴訟法ニユース72号241頁 ウエストロー・ジャパン(2007WLJPCA04248008)	和解リストNo.49の第一審。
153	名古屋高裁 金沢支部	平18(ホ)36号	平成18年1月5日	焼却炉燃焼爆発工場全焼事件	焼却炉製造販売業者(一審被告)	木製サッシ製造販売会社(一審原告)	焼却作業中に焼却炉製造販売業者製造の焼却炉の灰出し口の扉を開いた際、同焼却炉の設計上の欠陥又は指示・警告上の欠陥による燃焼爆発(バックファイヤー)により火の粉が飛散し、木製サッシ製造販売会社所有工場を全焼させ、同社作業員に火傷を負わせたとして、同社及び同作業員が、本件業者に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を全部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①本件焼却炉の指示・警告上の欠陥の有無。 ②本件焼却炉の欠陥と本件火災との因果関係の有無。 ③過失相殺の可否。	①本件業者は、本件会社が従前の焼却炉の使用方法に従って本件焼却炉燃焼中に灰出し口の扉を開いてバックファイヤーを招く危険性を予見し、燃焼中に灰出し口を開けてはならないこと及び開けた場合の危険性につき指示、警告する必要があるにもかかわらずこれを怠ったから、指示・警告上の欠陥が認められる。 ②本件焼却炉設置箇所の天井の材質及び高さによれば、本件会社の従業員が2階床下からの出火を予想して2階床下まで水を撒くべきであったとはいえず、また、同社従業員が適切な監視を行っていても、本件火災発生を回避できたとはいえないから、本件焼却炉の欠陥と本件火災との間には因果関係が認められる。 ③本件バックファイヤーの主たる原因は、本件焼却炉の指示・警告上の欠陥にあり、本件バックファイヤー発生に関する本件会社の過失は15%にとどまる。	(一審請求額:総額:20,100,000 一審原告会社:20,000,000 一審原告従業員:100,000)	控訴棄却	平成19年7月18日	確定	(一審認容額:総額:20,100,000 一審原告会社:20,000,000 一審原告従業員:100,000)	判例タイムズ1251号 333頁 ウエストロー・ジャパン(2007WLJPCA07187001)	訴訟リストNo.124の控訴審。
154	鹿児島地裁	平18(ワ)22号	平成18年1月17日	カプセル入り玩具銃放高度後遺障害事件	カプセル入り玩具銃のカプセルを誤飲した当時約2歳10カ月であった男児及びその両親	カプセル入り玩具銃製造業者	カプセル入り玩具銃のプラスチック製球状カプセルを2歳10カ月の男児が飲み込んで低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残ったため、男児及びその両親が、本件カプセル入り玩具銃の製造業者に対し、本件カプセルには設計上及び表示上の欠陥があったとして、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①事故原因カプセルと本件カプセルの同一性。 ②製造物責任の成否。 ③消滅時効の成否。 ④過失相殺の可否。	①本件カプセルの表面にある削れた跡は、医師が男児の口腔から事故原因カプセルを除去する際に使ったツツヘルによるものと認められるから、事故原因カプセルは、本件製造業者製造の本件カプセルと同一物といえ、本件製造業者が事故原因カプセルの製造業者であると認められる。 ②本件カプセルは、3歳未満の幼児が玩具として使用することが通常予見される使用形態であるのに、幼児の口腔内に入る危険、口腔内に入ると除去や気道確保が困難になり窒息を引き起こす危険があるもので設計上通常有すべき安全性を欠いており、欠陥が認められるとして、製造物責任を認めた。 ③男児らは本件窒息事故発生日には、賠償義務者が本件製造業者であると知ったから、男児の後遺障害による損害以外については同日から時効期間が進行し、時効消滅したといえるものの、後遺障害による損害については症状固定時から時効が進行するから、消滅時効は完成していない。 ④本件窒息事故のような自宅内での幼児の窒息事故を防止する注意義務は、一次的には男児の両親にあるところ、両親らは、男児が本件カプセルで遊んでいるのを過放し、十分な管理、監督を怠って同注意義務を十分果たさなかったとして、7割の過失相殺を認めた。	総額:107,987,837 原告子:101,387,837 原告父:3,300,000 原告母:3,300,000	一部認容	平成20年5月20日	控訴	総額:26,263,328 原告子:25,283,328 原告父:500,000 原告母:500,000	判例時報2015号 116頁 ウエストロー・ジャパン(2008WLJPCA05206002)	和解リストNo.54の第一審。
155	東京地裁	平18(シ)489号		ノートパソコンディスプレイゆがみ事件	パソコン購入者(一審原告)	電気機械器具製造業者(一審被告)	電気機械器具製造業者製造のノートパソコンを購入した者が、本件パソコンのディスプレイはくさび形Vの特異形状をしているため、開閉時にゆがみ、ディスプレイに均等に配分されない内力が生じる欠陥を有しており、同欠陥による故障のために折じられたためなり持ち運びできなくなったから、通常有すべき性能を欠くとして、また、本件業者から悪質な対処を受けたとして、製造物責任法3条又は民法709条、715条による損害賠償を求めた事案。	①本件パソコンの欠陥の有無。 ②本件購入者主張の欠陥により売買目的が不達成となつたか。 ③本件業者による悪質な対処の有無。	①いかなる原因で本件購入者主張の本件故障が発生したのかを特定することはできないから、本件パソコンに欠陥があるとはいえない。 ②本件欠陥の存在は認定できない上、本件欠陥が原因で本件故障が発生したと認定することも困難であるから、売買目的不達成に係る本件購入者の主張は理由がない。 ③本件業者が悪質な対処をしたとする本件購入者の主張は、本件全証拠によっても本件パソコンにつき本件欠陥による本件故障を認定できない以上、前提を欠き理由がない。	949,175 (一審請求額:不明)	控訴棄却	平成19年4月17日		(一審認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2007WLJPCA04178009)	
156	最高裁		平成18年2月24日	収納箱児童窒息死事件	不明(控訴人:収納箱の中で窒息死した子の両親(被参加当事者)及び商号の譲渡を受けた会社(被参加当事者)一審原告 独立当事者参加事件一審被告 参加人)	不明(被控訴人:収納箱輸入業者から営業及び商号の譲渡を受けた会社(被参加当事者)一審被告 参加人)	自宅の居間に置かれていた収納箱の中で窒息死した子の両親が、本件事故は本件箱に製造物責任法という欠陥があったために発生したとして、本件箱を輸入した会社から営業及び商号の譲渡を受けた会社に対し、損害賠償を求めた(被参加当事者)と、同輸入会社、本件事故について、製造物責任法に基づき損害賠償債務を負わないことの確認を求めて独立当事者参加し(独立当事者参加事件)ことにつき、両親の請求を棄却し、輸入会社の請求を認容した第一審、控訴を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			不明 (被参加当事者控訴審請求額:総額:173,044,548 控訴人父・同母:各96,522,274; 独立当事者参加当事者控訴審請求額:0)	上告棄却、不受理決定	平成18年7月21日		(被参加当事者控訴審認容額:0 独立当事者参加当事者控訴審認容額:0)	訴訟リストNo.90(第一審)、訴訟リストNo.141(控訴審)の上告審。	
157	奈良地裁		平成18年3月2日	ヘアマニキュア脱毛事件	脱毛した男性	ヘアマニキュア製造会社	ヘアマニキュア(酸性染毛剤)を2度目に使用したところ、顔の腫れ、頭皮のかぶれ、身体の湿疹等が生じ、頭髪、眉毛が脱毛した。			4,440,000	請求棄却	平成20年2月14日	確定	0		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
158	東京高裁		平成18年4月18日	トレーラータイヤ直撃死亡事件	不明 (一審原告: 走行中に脱落した車輪と衝突して死亡した主婦の母親)	不明 (一審被告: 車両製造会社、国、なお、トレーラー所有会社(一審被告)とは第一審で和解)	走行中の大型トラック(トレーラー)から脱落した車輪と衝突して死亡した主婦の母が、本件車両の製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、運輸行政を担う被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めたことにつき、製造会社に対する請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額: 165,500,000)	控訴棄却	平成19年2月27日	上告受理申立	不明 (一審認容額: 5,500,000)		訴訟リストNo.95(第一審)、訴訟リストNo.172(上告審)の控訴審。 なお、第一審の和解は和解リストNo.29。
159	最高裁	平18(受)2110号	不明	電気ストープ化学物質過敏症事件	不明 (控訴人: ストープ使用者(一審原告)及びその両親(一審原告))	不明 (被控訴人: ストープ販売会社(一審被告))	本件ストープを使用して中枢神経機能障害及び自律神経機能障害を発症し、さらには化学物質過敏症の後遺症が生じたとして、本件ストープを使用していた者とその両親が、同ストープを販売した会社に対し、製造物責任法9条等に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、販売会社が予見義務、検査確認義務及び結果回避義務を怠った過失を認めてストープ使用者の請求を一部認容した控訴審に対する上告審の事案。			(控訴審請求額) 総額: 100,000,000 ストープ使用者: 80,000,000 ストープ使用者の両親: 各 10,000,000 一審請求額: 総額: 500,000,000 ストープ使用者: 480,000,000(予備的請求額: 203,109,930) ストープ使用者の両親: 各 10,000,000	不受理決定	平成19年3月1日		(控訴審認容額) 総額: 5,543,771 ストープ使用者: 5,543,771 ストープ使用者の両親: 0 一審認容額: 総額: 0 ストープ使用者: 0 ストープ使用者の両親: 0	消費者法 ニュース 71号237頁	訴訟リストNo.88(第一審)、訴訟リストNo.145(控訴審)の上告審。
160	東京地裁	平18(ワ)10779号		自動車部品組立てミス自損事故発生事件	自動車購入者及びその息子ら計3名	自動車輸入代理店及びディーラー	自動車輸入代理店が輸入した自動車をディーラーから購入した者とその息子らが、本件自動車にはパワーステアリングポンプの組立てミスという不具合があり、それによって、本件自動車の運転中、突然ハンドルが動かなくなったために自損事故が起きたなどとして、自動車輸入代理店らに対して、主目的に、自動車購入者において債務不履行、共同不法行為又は製造物責任に基づく損害賠償請求及び解除に基づく原状回復請求として金銭支払を求め、予備的に、自動車購入者において、債務不履行、共同不法行為又は製造物責任に基づく損害賠償請求及び解除に基づく原状回復請求として金銭支払を、自動車購入者の息子2名において共同不法行為又は製造物責任に基づく損害賠償請求として金員支払を求めた事案。	①本件事故はパワーステアリングポンプの組立てミスという不具合を原因として発生したか否か。 ②本件売買契約は自動車購入者の意思表示により解除されたか否か。 ③自動車輸入代理店は債務不履行、共同不法行為又は製造物責任法に基づき責任を負うか否か。	①本件事故は本件不具合を原因として発生したものであると認めることはできず、むしろ、本件自動車を運転していた自動車購入者の息子のハンドル操作の不適等の過失によって発生したものである蓋然性が高いとすべきであるから、ディーラーが本件自動車の売買契約の債務不履行又は不法行為に基づき本件事故について責任を負うとはいえない。 ②自動車購入者がディーラーに対する完全履行請求権を有しているとしても、それに基づいて追完を求め得るのは、パワーステアリングポンプ部分のベーンに生じた本件不具合を修理するという限度にとどまるというべきであって、自動車購入者は本件自動車を同等の新車に交換するよう要求していたのであるから、仮にディーラーが本件不具合のみを修理したとしても、それだけでは本件自動車を受領する意思がないことを明確にしていなければならない。ディーラーの債務不履行(不完全履行)を原因として本件売買契約を解除する前提としての催告が有効にされたとはいえないから、自動車購入者のディーラーに対する解除の意思表示は無効であって、本件売買契約が解除されたとはいえない。 ③は判断せず。	主目的請求額: 11,640,692 予備的請求額: 総額: 11,640,692 原告自動車購入者: 6,200,804 原告子1: 5,000,000 原告子2: 4,939,888	請求棄却	平成20年9月17日		0	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0917 8010)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
161	東京地裁	平18(ワ)12064号	平成18年6月9日	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	国	ヘリコプターエンジン製造業者	自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中、突然エンジン出力を失って約25フィート(約7.62メートル)の高さから墜落し、機体下部等を損壊して乗員2名が重傷を負った事故につき、本件事故原因は、事故機搭載エンジンの燃料制御装置内コンピュータ・アセンブリに組み込まれたN1ガバナ・サーボ・バルブ・アセンブリに装着されていたサファイアの脱落にあり、同エンジンには通常使用でもサファイアの脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が、同エンジンの製造業者であるヘリコプターエンジン製造業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①国は、製造物責任法3条(製造物責任)に基づく損害賠償請求の請求主体となり得るか。 ②本件エンジンの「欠陥」の有無。 ③製造物責任法4条2号(設計指示の拒否)の適用又は類推適用の有無。 ④製造物責任法の適用を排除する旨の合意の有無。 ⑤航空機用発動機の瑕疵に係る責任追及の通知につき、契約品納入日から6月内に発しなければならぬという責任限定規定である本件特約の適用の有無。 ⑥民法636条の適用又は類推適用の有無。 ⑦過失相殺の可否。	①製造物責任法1条及び3条は損害賠償請求の主体について何ら限定しておらず、同法には他に請求主体を限定する規定も存在しない上、同法の立法過程、立法趣旨等によれば、同法の「人」、「他人」、「被害者」には法人も含まれ、法人には国も含まれるから、国は同法3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。 ②本件事故機は、通常どおりの飛行をしてい「た」にもかかわらず、突如本件エンジンが停止状態になって墜落したのであり、このような事故発生は通常予想できないのに加え、本件エンジン停止に至ったのは本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアの脱落が原因であると判明しており、「欠陥」部位や態様等も特定されているから、本件サファイア脱落に至った科学的機序までは明らかでないものの、本件エンジンには「欠陥」があると認められる。 ③部品等製造業者に対する指示が「設計に関する指示」といえるには、当該部品・原材料の設計自体を指定する内容であるか、又は同設計に具体的な制約をもたらすことを要するところ、本件における国の指示は設計自体に関する指示とはいえず、設計に具体的な制約をもたらす指示ともいえない上、指示と欠陥との間の因果関係も認められないから、製造物責任法4条2号の適用又は類推適用は認められない。 ④特約の事情のない限り、防衛庁が本件製造請負契約の締結に当たり、製造物責任法の適用を排除する旨の合意をする意思を有していたと推認するのは相当でないところ、本件で主張された各事案をもって特約の事情に当たるとはいえないから、合意の存在は認められない。 ⑤本件特約は、その文言からして請負人の瑕疵担保責任を定めるものであり、製造物責任とは法的性質を異にすること、本件契約には製造物責任に基づく損害賠償請求についても本件特約が適用される旨の定めはされていないことなどによれば、特約の事情もない本件では、製造物責任に基づく損害賠償請求についても本件特約が適用されるとは解されない。 ⑥本件エンジンの欠陥が国の指示又は指図によって作出されたとは認められないから、民法636条の適用又は類推適用の主張は前提を欠き、認められない。 ⑦本件サファイアの脱落原因は証拠上明らかでなく、国の指示・指定と本件エンジンの欠陥との間の因果関係も認められないこと、本件事故機が本件事故当時、本件事故の発生原因となるような飛行をしていたとはいえないことなどによれば、過失相殺は認められない。	280,738,040	一部認容	平成24年1月30日	控訴	234,100,912	松務月報 58巻7号 2585頁 ウエストロー・ジャーナル (2012WLJ PCA0130 8001)	訴訟リストNo.284(控訴審)、訴訟リストNo.336(上告審)の第一審。
162	東京地裁	平18(ワ)14458号		排ガス処理施設内電気集塵機火災発生事件	保険会社	電気集塵機、制御盤等から構成される電気集塵設備の製造会社及び電気集塵機の製造業者	排ガス処理施設内の電気集塵機において火災が発生し、同施設使用者に生じた損害について火災保険契約に基づく保険金を支払った保険会社が、本件火災は製造物である電気集塵機及びその制御盤の欠陥によるものとして、製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権を保険代位より取得したとして、電気集塵機及び制御盤等から構成される電気集塵設備の製造会社(本件会社)及び電気集塵機の製造業者(本件業者)に対し、損害賠償を求めた事案。	①本件会社の製造物責任の有無。 ②本件業者の製造物責任の有無。	①本件電気集塵機(EP)は、性質上、土地の定着物と認められ、不動産ではないから電気集塵設備である本件洗浄塔や本件EPに構造上の欠陥があっても製造物責任法は適用されない上、本件EP、本件制御盤に本件火災原因となるような欠陥があったのか不明であり、欠陥があったとしても当該欠陥が本件EPと本件制御盤とのいずれにあったのか断定し難く、本件会社の製造物責任は認められない。 ②本件EPにつき製造物責任法は適用されないと解される上、本件EP内の取扱説明書に火災防止のための記載とて不十分な点はないから、本件業者に製造物責任は認められない。	242,631,202	請求棄却	平成21年3月30日		0	ウエストロー・ジャーナル (2009WLJ PCA0330 8002)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
163	東京地裁	平18(ワ)15582号		トランス用乾燥装置発火事件	トランス製造販売会社	乾燥装置製造販売会社	熱風循環式乾燥装置一式を購入したトランス製造販売会社が、同社の工場において、本件乾燥装置の発火を原因とする火災により本件工場及び隣家が全半焼する事故が発生したため、本件事故の原因は本件乾燥装置の製造物責任法上の欠陥にあるなどとして、乾燥装置製造販売会社に対し、損害賠償を求めた事案。	①本件乾燥装置が通常有すべき安全性に欠陥があったか否か。 ②製造物責任法において失火責任法の適用があるか否か。 ③本件乾燥装置の防爆扉不設置は本件装置製造販売会社の不完全履行にあたるか否か。 ④過失相殺の可否。	①本件乾燥装置の発火原因は、本件乾燥装置の温度制御プログラムが異常を生じ、過昇温防止装置が正しく作動しなかったか、もしくはその信号によりヒーター電源が遮断されなかったため本件乾燥装置内部が高温となり、その状態が相当時間継続して、本件乾燥装置内部のワニスなどに引火する等したことにより、本件乾燥装置は通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法上の欠陥があるといえる。 ②製造物責任法に基づく損害賠償に失火責任法の適用がないことは文理上明らかであるし、製造物責任法は、業として製造物を製造した製造業者に特別の責任を課すものであって、一般の失火の場合と同列に論じることができないから、製造物責任法において失火責任法の適用は認められない。 ③防爆扉の不存在と本件乾燥装置が使用不能となったこととの間には相当因果関係はなく、本件装置製造販売会社の不完全履行は認められない。 ④トランス製造販売会社は、本件乾燥装置の回路が故障する可能性のあることを認識していたにもかかわらず、本件乾燥装置の点検を怠っていたことは明らかであるものの、本件乾燥装置の取扱説明書における点検・整備方法についての記載は極めて抽象的であるから、トランス製造販売会社の手落ちを過失視するのは相当ではなく、3割の割合をもって過失相殺をするのが相当である。	158,311,279	一部認容	平成21年8月7日	控訴	45,626,007	判例タイムズ1346号225頁ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0807 8001)	
164	東京地裁	平18(ワ)17089号		排気筒取付金具バリ切創事件	排気筒の取付金具のバリにより右手人差し指切創の傷害を負った女性	珪藻(ほうろう)及び金物製造販売業者	壁の拭き掃除をしていた女性が、排気筒の取付金具に右手人差し指を接触させ切創の傷害を負ったため、本件取付金具には両側面のバリ取り不十分という欠陥があったとして、本件取付金具の製造販売業者である珪藻及び金物製造販売業者(本件業者)に対し、製造物責任法、不法行為に基づき、あるいは、本件女性と本件業者との間の損害賠償合意に基づき、損害賠償を求めた事案。	①欠陥の有無。 ②因果関係の有無。 ③損害賠償合意の可否。	①本件取付金具の両側面の状況は、鋭利ではなく、バリが突出している部分もないなど、通常想定される事態が生じただけで切創が生じるとは考えられないから、掃除等の際に人が本件取付金具に接触する可能性を踏まえたとしても、本件取付金具が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえないなどとして、製造物責任を否定した。 ②は判断せず。 ③本件業者の東京支店次長が損害賠償を約束した事実は認められるものの、同約束は具体的金額を特定したものでなく、かつ、機械的に損害額が確定するものでもないから合意内容の特定性を欠き、具体的な法的効果が生じる合意をしたとは認められない上、本件約束は本件事故につき本件業者に責任がある場合に適正な損害賠償をするとの意思を表明したに過ぎないから、損害賠償合意は認められない。	3,135,040	請求棄却	平成19年10月19日		0	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA1019 8022)	
165	東京地裁	平18(ワ)18506号	平成18年8月24日	外国製高級車自動変速機構等誤作動死亡事件	車体と運転席ドアの間に挟まれて死亡した者の妻子	自動車輸入販売会社	坂道で停車中に後退した車両を追いかけ、同車両がガードパイプに衝突して停止した際に車体と運転席ドアの間に上半身を挟まれて死亡した被害者の妻子が、本件事故発生は本件車両の欠陥に起因するものであるとして、同車両を購入した輸入販売会社に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	本件車両における製造物責任法3条の「欠陥」の有無。	本件車両のパーキング・ロック、セレクターレバー、駐車ブレーキ、セントロニック・ブレーキ・コントロール(SBC)に製造物責任法3条所定の欠陥があるとはいえないとして、製造物責任を否定した。	総額:588,898,802 原告妻:294,449,401 原告子:294,449,401	請求棄却	平成21年10月21日	控訴	0	判例タイムズ1320号246頁判例時報2069号67頁ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA1021 8002)	訴訟リストNo.226の第一審。
166	東京地裁	平18(ワ)21159号		タイヤチェーン着脱負傷事件	タイヤチェーン購入者	タイヤチェーン製造業者及びタイヤチェーン販売業者	タイヤチェーンを購入した者が、自動車運転の際に本件チェーンの着脱作業に困難を生じ、裂傷等を負ったため、本件チェーンには設計上及び指示・警告上の欠陥があるとして、本件チェーンの製造業者及び販売業者に対し、損害賠償を求めた事案。	①販売業者は製造物責任法2条3項3号における氏名等の表示をした者に該当するか。 ②本件チェーンの設計上の欠陥の有無。 ③本件チェーンの指示・警告上の欠陥の有無。	①販売業者の店舗で本件チェーンを購入した消費者が取扱説明書に唯一「発売元」として表示された事業者である販売業者を本件チェーンの実質的な製造業者と考えることは合理的理由があり、「発売元」の表示は、販売業者が本件チェーンの実質的な製造業者と認めることができる商号の表示と認められるから、販売業者は製造物責任法2条3項3号における氏名等の表示をした者に該当する。 ②タイヤチェーンの特性、通常予見される使用形態等を考慮すると、本件チェーンに通常有すべき安全性を欠くような欠陥があったものとは認められず、設計上の欠陥があったとはいえない。 ③本件チェーンの取扱説明書の記載に欠陥があったものとは認められず、指示・警告上の欠陥があったとはいえない。	891,751	請求棄却	平成19年11月13日		0	ウエストロー・ジャパン(2007WLJ PCA1113 8007)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
167	東京地裁	平18(ワ)24957号	平成18年11月8日	コレステロール低下剤副作用健康被害事件	薬の副作用で健康被害を受けたとされる男性	製薬会社2社	製薬会社2社製造のコレステロール低下剤を服用したところ、全身の筋萎縮、排尿障害及び嚥下障害の健康被害が生じ、会社を退職せざるを得なくなったとする男性が、製薬会社2社に対し、製造物責任法3条、民法719条に基づく損害賠償を求めた事案。	①健康被害発生の有無。 ②健康被害発生を前提とした健康被害の各症状との因果関係の有無。 ③本件医薬品の「欠陥」の有無。 ④共同不法行為の成否。 ⑤消滅時効の成否。	①本件で男性に生じた症状が、同主張の神経原性[末梢神経障害]又は筋原性を理由とする筋障害[筋力低下、筋萎縮]、末梢神経障害を理由とする感覚障害[四肢のしびれ]、排尿障害[閉尿]、嚥下障害に当たるとは認められない。 ②は判断せず。 ③医薬品の特性からすれば、当該医薬品の副作用による有害性の程度が医薬品の有用性を考慮してもなお許容されない場合に、設計上の欠陥が認められるといえるところ、本件医薬品には有用性が認められる一方、神経障害の報告例はわずかで本件医薬品に代替性も認められないことによれば、本件医薬品に設計上の欠陥はなく、また、本件医薬品の添付文書には副作用が記載されていたこと、本件男性に生じたとされる症状が一般的に知られていたとは認められないことなどによれば、本件医薬品に指示・警告上の欠陥は認められない。 ④⑤は判断せず。	50,000,000	請求棄却	平成22年5月26日	確定	0	判例タイムズ1333号199頁判例時報2098号69頁ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0526 8013)	
168	東京高裁		平成18年11月10日	自動車制御不能衝突事件	乗車していた夫婦	自動車輸入販売会社、自動車販売整備会社	パワーステアリング・ポンプ交換の改善対策がされていないため、高速道路運転中通常の運転操作を行っていたにもかかわらず制御不能となりガードレールに衝突した。			不明 (一審請求額: 6,930,000)	控訴棄却	平成19年7月18日	確定	0	訴訟リストNo.123の控訴審。	
169	大阪高裁		平成18年12月15日	折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件	不明 (一審原告:足場台から落下して傷害を負った男性)	不明 (一審被告:足場台製造会社、足場台販売会社)	足場台から落下して傷害を負った男性が、足場台製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、足場台販売会社に対しては瑕疵担保責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、本件足場台に欠陥及び隠れた瑕疵があったなどとして、足場台製造会社及び足場台販売会社の損害賠償責任を認めて請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額: 1,499,809)	原判決変更	平成19年6月30日	上告受理申立	認容額:1,890,000 (一審認容額: 1,495,609)	訴訟リストNo.136(第一審)、訴訟リストNo.180(上告審)の控訴審。	
170	東京地裁	平19(ワ)1410号		灯油配管フレキシブルメタルホース破損漏出事件	冷暖房等装備施工業者	各種ラセン管等製造販売会社	病院施設の新築工事中の空調設備等の工事を施工した冷暖房等装備施工業者(本件施工業者)が、同施設内に灯油を流すための配管を設置するに際し、各種ラセン管等製造販売会社(本件製造会社)製造のフレキシブルメタルホース(本件製品)を使用し、このうち1本が破損し破損箇所から灯油が漏出する事故が発生したところにつき、本件事故は本件製品の製造又は指示、警告上の欠陥により生じたものであるとして、本件製造会社に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①製造上の欠陥の有無。 ②指示、警告上の欠陥の有無。 ③因果関係の有無。 ④消滅時効の成否。 ⑤過失相殺の可否。	①破損したフレキシブルメタルホース(本件事故品)が本件製品の予定しない用途、態様で使用されたとはいえず、また、本件事故品の破損は設置後約1年3か月目に生じており、このような短期間で危険物の配管に用いられる本件製品が破損することは通常想定されていないから、本件事故品は、引渡し時点において本件製品の特性や本件製品が通常予見される使用形態に照らして通常有すべき安全性を欠く欠陥があったとして、本件製造会社の製造物責任を認めず。 ②は判断せず。 ③本件欠陥と結果との間には相当因果関係が認められる。 ④本件は明示的一部請求の訴えが提起された場合であり、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情もないから、本件訴えの提起は残部についても裁判上の催告としての消滅時効の中断の効力を生じ、本件施工業者が請求の払戻申立を行ったことにより当該申立に係る部分についても消滅時効は確定的に中断したとして、消滅時効の成立を否定した。 ⑤本件病院の開設から灯油流出発見時まで1年5か月程度しか経過していないから、灯油使用量の推移から早期に灯油流出を疑ったとはいえず、また、損害の発生及び拡大について本件施工業者に故意又は重過失があるとは認められないとして、過失相殺を否定した。	364,570,155	認容	平成25年9月26日	控訴	364,570,155	判例時報2210号67頁判例タイムズ1418号290頁ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0926 8003)	
171	大阪地裁		平成19年2月5日	業務用電気冷凍庫火災建物焼失事件	精肉加工販売業者を営む者	電気製品製造販売会社	火災により店舗が焼失したのは同作業所に設置されていた業務用電気冷凍庫(譲受したもの)からの出火によるものである。			38,400,000	請求棄却	平成21年9月4日	控訴	0	訴訟リストNo.220(控訴審)、訴訟リストNo.245(上告審)の第一審。	
172	最高裁		不明	トレーラータイヤ直撃死亡事件	不明 (一審原告:走行中に脱落した車輪と衝突して死亡した主婦の母親)	不明 (一審被告:車両製造会社、国、なお、トレーラー所有会社(一審被告)とは第一審で和解)	走行中の大型トラック(トレーラー)から脱落した車輪と衝突して死亡した主婦の母が、本件車両の製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、運輸行政を担う被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めたことにつき、製造会社に対する請求を一部認容した第一審、控訴を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(控訴審請求額:不明 一審請求額: 165,500,000)	不受理決定	平成19年9月20日		(控訴審認容額:不明 一審認容額: 5,500,000)	訴訟リストNo.95(第一審)、訴訟リストNo.158(控訴審)の上告審。 なお、第一審の和解は和解リストNo.29。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
173	東京地裁	平19(ワ)4436号		海藻メカブ加工品金属片混入事件	生産物品質保険会社	海産物輸入会社	中国所在の訴外会社及びその傘下の企業が製造した海藻のメカブの加工品を海産物輸入会社が継続的に輸入し、同社が訴外おつまみ製造販売会社に売り渡していたところ、本件加工品を袋詰めする作業の際の検査において本件加工品の中から多数の金属片が発見されたことから、訴外おつまみ製造販売会社が本件加工品を袋詰めして製造販売していた商品を回収、廃棄し、保管していた袋詰め前の本件加工品を廃棄するなどしたことに基づき、訴外おつまみ製造販売会社と間の生産物品質保険契約に基づいて保険金を支払った保険会社が、訴外おつまみ製造販売会社に代位して、海産物輸入会社に対し、製造物責任又は債務不履行に基づき、支払った保険金額と同額の損害賠償等を求めた事案。	①海産物輸入会社は、金属片混入(本件混入)が見つかる前に袋詰め及び検査を経て本件商品として保管ないし出荷されていた本件加工品(Aグループ加工品)について、製造物責任法に基づき責任を負うか否か。 ②海産物輸入会社は、本件混入が現に見つかった本件加工品(Bグループ加工品)について、製造物責任法に基づき責任を負うか否か。 ③海産物輸入会社は、本件混入が見つかった時点で倉庫に保管されていた袋詰め前の本件加工品(Cグループ加工品)について、製造物責任法に基づき責任を負うか否か。 ④Aグループ加工品、及び、Cグループ加工品の廃棄等が、Bグループ加工品の欠陥による拡大損害にあたるか否か。 ⑤債務不履行に基づく損害賠償請求が時機に遅れた主張が否か。 ⑥海産物輸入会社は保険会社に対して債務不履行に基づく責任を負うか否か。 ⑦過失相殺の可否。	①Aグループ加工品については、訴外袋詰め会社の検査を通過しており、製造物責任法にいう欠陥としては認められず、Aグループ加工品自体に係る製造物責任は問題にならない。 ②Bグループ加工品は製造物であって、通常有すべき安全性を欠いているから欠陥があるといえ、これが輸入される前の中国の工場段階で金属片が混入し、混入したままで輸入されたとは認められるから、海産物輸入会社が「製造者等」に当たるということができるもの、Bグループ加工品による損害は当該製造物それ自体にとどまり、拡大損害は発生していないから、製造物責任法3条ただし書にいう損害が当該製造物についてのみ生じたときに当たり、海産物輸入会社は同法の賠償責任を負わない。 ③Cグループ加工品については、検査を受けていない状態のもので、製造物責任法にいう欠陥としての金属片混入があったとは認められず、Cグループ加工品自体に係る製造物責任は問題にならない。 ④Bグループ加工品の欠陥である金属片の混入それ自体から、Aグループ加工品及びCグループ加工品に金属片の混入があったと推認することはできず、また、Bグループ加工品の欠陥自体から、Aグループ加工品及びCグループ加工品の回収及び廃棄が当然に行われるべきものであるということもできないから、Aグループ加工品及びCグループ加工品の廃棄等は、Bグループ加工品の欠陥による拡大損害にあたることは死なない。 ⑤製造物責任法に基づく損害賠償請求において主張立証すべき事実関係と債務不履行に基づく損害賠償請求において主張立証すべき事実関係は、大かたの事実関係を共通するものといえることから、債務不履行に基づく損害賠償請求を時機に遅れた主張として排斥するまでではないと考えるのが相当である。 ⑥海産物輸入会社は中国側が訴外おつまみ製造販売会社の技術指導を守って本件加工品の製造を遂行するよう指導監督を行うという義務、及び、異物混入が発生した場合、その原因を中国側に調査報告させ、対応策を講じさせる義務を負っていたにもかかわらず、これに反して中国側を適切に指導監督せず、本件混入が見つかった後の調査報告義務についてもこれを尽くしていなかったといわざるを得ないから、海産物輸入会社は義務違反に基づき債務不履行責任を負う。 ⑦訴外袋詰め会社と海産物輸入会社との役割分担等に照らすと、最も重要な品質管理について訴外おつまみ製造販売会社社員の厳格さを欠いた技術指導等は十分にその義務を果たしていたとはいえないから、この点を訴外おつまみ製造販売会社側の過失として斟酌し、3割を過失相殺するのが相当である。	41,882,475	一部認容	平成23年5月12日		22,589,937	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0512 8008)	
174	大阪地裁	平19(ワ)4787号		不正改造ガス湯沸器不完全燃焼一酸化炭素中毒死傷事件	ガス湯沸器の不完全燃焼により発生した一酸化炭素中毒で死亡した者の相続人2名及び同不完全燃焼により発生した一酸化炭素中毒で意識を失った者2名	ガス器具製造会社及びガス器具販売会社	ガス湯沸器の不完全燃焼の原因とする一酸化炭素中毒による死傷事故について、死亡した者の相続人ら及び本件事故により意識を失った者らが、本件事故の原因は本件ガス湯沸器に欠陥があったことにあるなどとして、ガス器具製造会社及びガス器具販売会社に対し、共同不法行為に基づき損害賠償を求めるとともに、死亡した者の相続人ら、更にガス器具販売会社に対し、同社の従業員がガス湯沸器の不正改造を行ったことが本件事故の原因であるとして、使用者責任及び不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①ガス器具製造会社らの欠陥製品を製造・販売してはならない義務違反の有無。 ②ガス器具製造会社らの保守管理義務(不正改造防止義務)違反の有無。 ③ガス器具製造会社らのガス湯沸器の一斉点検及び回収・告知義務違反の有無。 ④ガス器具販売会社の使用者責任または不法行為責任の有無。	①本件各湯沸器の製造・販売時点において同湯沸器に欠陥があったと認めるところはできず、ガス器具製造会社らには欠陥製品を製造・販売してはならない義務違反があったとはいえない。 ②ガス器具製造会社らは、修理業務に携わる者らに対して安全装置の機能を失わせる不正改造を行わないよう注意を喚起すべき義務を負っていたといふべきところ、ガス器具製造会社らは不正改造をしないように積極的な働きかけをしていたことが認められるから、ガス器具製造会社らには保守管理義務(不正改造防止義務)違反は認められない。 ③本件各湯沸器自体に欠陥があったとは認められない上、本件事故以前の事故の発生場所はいずれも北海道内に限られており、それ以外の他県で本件不正改造が報告されたという証拠はなく、また、ガス器具製造会社らは、不正改造による一酸化炭素中毒事故の再発を防止するため、修理に携わる者に対して注意文書を創設し、修理技術の向上に努めるなどしていたことからすると、本件事故が発生した当時、事故の発生した限内で一斉点検等を行うまでの義務や、日本全国の消費者に対して、本件各湯沸器と同様の機器に危険性があること等を告知するまでの義務があったものとは認められない。 ④本件死亡事故について、湯沸器のコントロールボックスの配線の改造はガス器具販売会社の従業員が行ったことが推認されること、同従業員は湯沸器の修理を依頼された以上、本来の正しい配線を行うべき注意義務があったことは明らかであるから、結果として誤った配線を行ったことについて少なくとも過失が認められるし、電源プラグがコンセントに差し込まれていない状態で本件湯沸器を修理した行為の介在をもって相当因果関係は否定できず、本件従業員の行為が一酸化炭素中毒による死亡の結果との間には相当因果関係があると認めるのが相当であって、本件従業員の行為がガス器具販売会社の事業の執行について行われたことは明らかであるから、ガス器具販売会社は使用者責任を負う。	総額:41,544,544 原告X1及びX2:各19,572,272 原告X3及びX4:各1,200,000	一部認容	平成22年9月9日	控訴	総額:19,141,840 原告X1及びX2:各9,570,920 原告X3及びX4:各0	裁判所ウェブサイトに判例時報74頁 消費者法ニュース86号211頁 ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0909 9005)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
175	東京高裁		平成19年4月11日	システムバス発火建物焼損事件	システムバスを購入した男性	住宅設備機器製造販売会社	自宅に設置したシステムバスから発火し建物や家財道具が焼損した。			不明 (一審請求額: 27,210,000)	控訴棄却	平成19年9月26日	確定	0		訴訟リストNo.127の控訴審。
176	東京高裁		平成19年5月8日	メッキ装置内ヒーター燃発事件	不明 (一審原告:無電解すずメッキ装置に使用するヒーターの納入会社)	不明 (一審被告:メッキ装置設計製作会社)	納入されたヒーターを組み込んだ無電解すずメッキ装置を顧客に納品した無電解すずメッキ装置設計製作会社が、製造上の欠陥を原因として本件ヒーターが爆発したことにより、その対応に要した費用及び顧客に対する損害賠償の支払等の損害を受けたとして、同メッキ装置に使用したヒーターの納入会社に対し、製造物責任法3条等に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件ヒーターの製造物責任法上の結果を認めた第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額: 9,387,926)	原判決取消	平成22年1月13日	上告、上告受理申立	0 (一審認容額: 5,346,898)		訴訟リストNo.118(第一審)、訴訟リストNo.237(上告審)の控訴審。
177	東京地裁	平19(ワ)9150号		自転車フレーム破断転倒傷害事件	自転車のフレーム破断により転倒し、顔面裂創、歯牙破折等の傷害を負った被害者	自転車製造業者	被害者が自転車製造業者(本件業者)製造の自転車で走行中、同車両のハンドル部分と車体部分の接合部の溶接箇所が突然折れたため転倒し、顔面を12針縫う傷害等を負ったとして、本件業者に対し、製造物責任法及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件事故態様。 ②本件破断原因。 ③因果関係及び責任原因の有無。	①本件事故態様は、当時被害者が救急隊員や医師に説明した内容に概ね沿う内容のものであって、本件自転車で歩道を走行してきた被害者が、同歩道入口部分の柵に衝突したものである。 ②本件自転車には、生産当時から本件溶接部分の母材間に隙間が存在し同部分に溶接割れが認められ、本件溶接部分の溶接不良により通常生じない本件破断に至ったと認められるから、通常有すべき安全性を欠く欠陥が認められる。 ③被害者の傷害は被害者の運転上の過失と本件溶接不良とが競合して生じたもので、本件破断との間には因果関係が認められるから、本件業者には製造物責任があるものの、本件破断と相当因果関係ある損害は被害者に生じた損害の2分の1である。	19,568,761	一部認容	平成20年8月29日	3,084,716	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA0829 8014)		
178	東京地裁	平19(ワ)10470号		デリック(貨物積卸用装置)ワイヤーロープ破断死亡事件	船舶所有会社及び船舶管理人	造船会社及びデリック製造業者	造船会社の建造船を購入した所有会社及び同社から同船の管理を受託した管理法人が、同船上に積載(ぎそう)されたデリック(貨物積卸用装置)製造業者製造の本件デリックのワイヤーロープ破断による死傷事故は、同デリックの欠陥によるものであるとして、造船会社及びデリック製造業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件デリック最上部に位置し、ワイヤーロープを引っ掛けて滑らせる役割をする三連滑車における設計及び製造上の欠陥の有無。 ②滑車の取扱説明及び保守・点検要領における指示・警告上の欠陥の有無。 ③過失相殺の可否。	①本件事故は、本件中央滑車ベアリング内のグリス欠乏状態に伴ってワイヤーロープが破断して発生したものであるところ、本件ワイヤーロープ破断の原因は、本件三連滑車に給油しても本件中央滑車ベアリング内にグリスが充填しないという製造物の欠陥が原因であるから、本件デリックには本件中央滑車のベアリングへの給油が事実上困難な構造となっていた製造物の欠陥があったといえる。 ②適切なグリス給油及び取扱説明書記載の点検要領通りの点検をしていることを前提に、更なる状態となれば交換が必要で、どの現象が生じれば損壊の危険があり使用中止すべきかにつき、常に取扱説明及び保守・点検要領に指示・警告すべきとはいえないから、指示・警告上の欠陥はない。 ③本件三連滑車のグリス給油をした本件船舶管理人の従業員は、本件中央滑車の臨からグリスがあふれ出たことを確認しておらず、同確認をしていれば異常を発見できたと考えられるから同法人には過失が認められ、同法人に管理を委託した本件所有会社の帰責事由にもなるとして、3割の過失相殺を認めた。	総額:19,208,310 (台湾ドル) 原告船舶所有会社:17,108,310(台湾ドル) 原告船舶管理人:2,100,000(台湾ドル)	一部認容	平成22年2月10日	総額:13,445,817 (台湾ドル) 原告船舶所有会社:11,975,817(台湾ドル) 原告船舶管理人:1,470,000(台湾ドル)	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0210 8001)		
179	仙台高裁	平19(ネ)337号	平成19年7月18日	携帯電話低温やけど事件	やけどを負った男性(一審原告)	携帯電話製造会社(一審被告)	携帯電話製造会社製造の携帯電話をズボン前面ポケットに入れて使用していた男性が、同携帯電話機の欠陥により左大腿部に熱傷を負ったとして、携帯電話製造会社に対して製造物責任法3条又は不法行為に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①本件熱傷は本件携帯電話に起因するか否か。 ②本件携帯電話の欠陥の有無。	①本件男性はズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れ、被害部位である左大腿部と接触する状況にあったこと、本件携帯電話の位置、形状と本件熱傷の位置、形状はほぼ一致すること、本件熱傷は低温熱傷であること、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に発熱する状態(異常発熱)になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことなどの諸事情を総合考慮すると、本件熱傷は、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に異常発熱したために生じたもの(本件熱傷が本件携帯電話に起因すること)と推認することができる。 ②本件男性は本件携帯電話をズボンのポケット内に収納して携帯するという通常の方法で使用していたにもかかわらず、その温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する事象が発生して本件熱傷という被害を被ったのであるから、本件携帯電話は通常有すべき安全性を欠いているといわざるを得ず、本件携帯電話には設計上又は製造上の欠陥があると認められる。	(一審請求額: 5,457,370)	原判決変更	平成22年4月22日	上告、上告受理申立	2,212,370 (一審認容額:0)	裁判所ウェブサイト 判例時報2086号42頁 消費者法ニュース94号319頁 ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0422 6001)	訴訟リストNo.142(第一審)、訴訟リストNo.240(上告審)の控訴審。
180	最高裁		平成19年9月12日	折りたたみ足場台脚座屈傷害事件	不明 (一審原告:足場台から落下して傷害を負った男性)	不明 (一審被告:足場台製造会社、足場台販売会社)	足場台から落下して傷害を負った男性が、足場台製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、足場台販売会社に対しては瑕疵担保責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、本件足場台に欠陥及び隠れたる瑕疵があったなどとして、足場台製造会社及び足場台販売会社の損害賠償責任を認めて請求を一部認容した第一審、一審認容額を変更した控訴審に対する上告審の事案。			(控訴審請求額:不明) 一審請求額: 1,499,809)	不受理決定	平成20年1月31日		(控訴審認容額: 1,890,000 一審認容額: 1,495,609)		訴訟リストNo.136(第一審)、訴訟リストNo.169(控訴審)の上告審。
181	神戸地裁姫路支部		平成19年10月14日	携帯電話カッターナイフ折れ刃付着受傷事件	機械部品製造・加工を業務とする男性	携帯電話製造販売会社	携帯電話の3Dサラウンドステレオスピーカー部分に使用されている磁石に、業務中にカッターナイフの折れ刃が付着したため左人指指し指に刺さり受傷した。			340,000	請求棄却	平成20年10月2日	控訴	0		訴訟リストNo.203の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
182	東京地裁	平19(ワ)21788号		下地材ボード欠陥外壁面ひび割れ事件	建物建設注文者	ボード製造業者	建物の建設を注文した者が、完成した建物の引渡しを受けたところ、引渡しから約1か月経過後に本件建物の南側外壁面などに反りやタイルのひび割れが発生したため、その原因は外壁下地材であるボードが通常有すべき安全性を欠いていることにあるとして、ボード製造業者に対し、損害賠償を求めた事案。	製造物責任法の定める欠陥の有無。	製造物責任法の定める欠陥とは当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることはい、安全性に無関係な品質や性能の瑕疵などは製造物責任法の定める欠陥ではないと解される。本件注文者が主張する本件ボードの欠陥は、安全性に關係があるとは言いがたいから、本件における変形の発生は本件ボードの欠陥とはいえず、本件ボードには製造物責任法の定める欠陥は存在しない。	7,183,500	請求棄却	平成21年7月28日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0728 8004)	
183	東京地裁	平19(ワ)23755号		岩盤浴設備高湿度卒倒事件	岩盤浴設備経営会社	加湿器製造販売会社	岩盤浴設備経営会社が、加湿器製造販売会社の製造した湿度調整器の欠陥及び不適切な対応を原因として、経営する店舗の岩盤浴室内が異常な高湿度状態となり、卒倒事故が発生するなどの悪評が立てて店舗の経営を軌道に乗せることができなかつたなどとして、加湿器製造販売会社に対し、製造物責任又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①加湿器製造販売会社の製造物責任の有無。 ②加湿器製造販売会社の不法行為責任の有無。	①本件岩盤浴室内で発生した高湿度状態は、本件岩盤浴室には適していない定格動作条件の湿度調整器が設置されたことに原因があったものと推認するのが相当であり、定格動作条件に合った使用をする限りにおいては本件調整器自体には欠陥はなかつたものと認められるから、本件調整器を製造した加湿器製造販売会社は製造物責任を負わない。 ②加湿器製造販売会社には、本件岩盤浴室に設置するものとして同浴室に適していない本件調整器を選定して推薦したこと、本件調整器を別型式のものと交換するまで本件高湿度状態を解消できなかった対応の遅れにつき過失が認められるから、不法行為責任を負う。	15,000,000	一部認容	平成20年10月16日		1,549,520	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA1016 8003)	
184	東京地裁	平19(ワ)24744号・平19(ワ)27237号・平19(ワ)27592号・平20(ワ)2777号		コンテナ船倉内化学物質発煙事件	第1(平19(ワ)24744号)事件原告:損害保険会社5社 第2(平19(ワ)27237号)事件原告:損害保険会社16社及び環礁船(はだかようせん)会社 第3(平19(ワ)27592号)事件原告:損害保険会社16社及び電送機器メーカー 第4(平20(ワ)2777号)原告:金属製機械メーカー	各事件被告:化学物質製造業者	航行中のパナマ共和国船籍のコンテナ船の船倉内で、化学物質製造業者製造の化学物質が高熱を発生し、これに対処するため海水の注入及び貯留等の措置が採られたことにつき、当該事故又は海水注入措置等により船体及び積荷が損傷したとして、本船の保険会社、損傷した積荷の保険金を支払った保険会社ら、損傷した貨物の荷受人である金属製機械メーカー又は損傷貨物の損害賠償請求権の譲受人である電送機器メーカーが、本件事故原因は、本件業者が本件化学物質につき適切な表示・警告をせず、危険性の内容・程度及び取扱上の注意事項等を周知徹底しなかつたことにあるなどとして、本件業者に対し、製造物責任法3条又は民法709条、715条1項による損害賠償を求めた事案。	①準拠法はどこか。 ②事故原因。 ③表示・警告上の欠陥の有無。 ④周知徹底義務違反の有無。 ⑤因果関係の有無。 ⑥損害賠償請求権の帰属の有無。 ⑦失火責任法適用の有無及び本件業者の重過失の有無。 ⑧消滅時効の成否。 ⑨利益相殺の成否。 ⑩奇与度減責の成否。 ⑪過失相殺の成否。	①条理により本件と最も密接に關連する地の法を準拠法として選択すべきであると、日本法を準拠法とした。 ②本件事故原因は、本件業者製造の化学物質が燃料油タンクからの熱を蓄積し、放熱速度よりも蓄熱速度が上回る状態が継続して分解反応が一層促進され、自己加速分解温度を超える状態が一定時間継続した結果、急激な自己加速分解反応を起して極めて高温となり、高熱や高温ガスにより本件各貨物の収納容器、本件コンテナ自体、コンテナに近接する積荷の一部を損傷させ、発煙したことによると推認される。 ③本件化学物質に関する情報を与えられていた本件荷受人は、通常の注意を払えば、本件各貨物が倉所に保管するよう求められていることなどを十分理解できたから、本件業者は、本件情報を通じて本件荷受人、ひいては運送人に対して本件事故を避けるに足りるだけの表示・警告をしていたといえ、表示・警告上の欠陥はないとして、製造物責任を否定した。 ④訴外会社がボジ型感光性材料につき国連勧告に合致した危険性評価を行って国連勧告の危険物に分類していたとしても、1社の例をもって本件業者が本件化学物質などのボジ型感光性材料の製造業者等として危険性発現による損害発生結果につき予見可能性があるとはいえない上、本件業者は本件荷受人、ひいては運送人に対し、本件事故を避けるに足りるだけの情報を提供していないから、周知徹底義務違反はない。 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪は判断せず。	第1事件:主位的請求総額:118,177,474 第2事件:原告X1~X6に係る主位的請求及び原告X21に係る請求総額:862,139,054 第3事件:主位的請求総額:289,234,395 第4事件:主位的請求総額:145,713,678 各事件の外貨建てに係る予備的請求額及び内訳省略	第1事件請求棄却、第2事件請求棄却、第3事件請求棄却、第4事件請求棄却	平成25年5月27日	控訴	0	判例時報2211号58頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0527 8001)	訴訟リストNo.338の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
185	東京地裁	平19(ワ)26270号		ブルーペースト含有クッキー金属片混入事件	製菓会社	ブルーペースト製造業者及びブルーペースト販売会社	製造業者製造、販売会社販売のブルーペーストを購入してクッキーを製造したところ、同クッキーから金属片が検出されたため、同ブルーペーストに金属片が混入していたとして、製菓会社が、販売会社に対しては不完全履行、製造物責任法3条、販売会社による関係企業の適切な監督指導義務違反、共同不法行為に基づく損害賠償を、製造業者に対しては、製造物責任法3条、本件金属片混入防止措置構築義務違反、共同不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件ブルーペースト中に本件金属片が混入していたか。 ②製菓会社と本件業者及び本件会社間に製造物責任法3条の適用があるか。 ③過失相殺の可否。 ④商法526条1項2項の適用の有無。	①本件ブルーペーストに本件金属片が混入していた可能性は否定できないとはいえ、本件ブルーペースト以外の原料に本件金属片が混入していた可能性や、本件製菓会社工場内で本件金属片が混入した可能性も否定できないことによれば、本件ブルーペーストに本件金属片が混入していたと認めるには足りないから、本件業者及び本件会社に賠償責任は認められない。 ②③④は判断せず。	369,233,650	請求棄却	平成21年11月12日		0	ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA1112 8008)	
186	東京地裁	平19(ワ)30695号		塗料リフティング発生事件	塗料使用者	塗料製造販売会社	自宅建物の壁面に塗装した塗料使用者が、リフティング(しわ)が発生したことから、塗料製造販売会社に対し、製造物責任、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件リフティングの発生原因が本件塗料の欠陥によるものであるか否か。 ②塗料製造販売会社のパンフレット記載の不備の有無。 ③塗料製造販売会社の製造物責任、不法行為責任の有無。	①各試験の結果を総合すると、本件塗料には耐溶剤性が極めて低いとか、架橋硬化した塗膜を形成できないといった欠陥は認められず、重ね塗り適合性がないといった事実も認められないから、本件リフティングの原因が本件塗料の欠陥によるものとはいえない。 ②本件塗料がその性質上リフティングが発生しやすいといったことは認められず、橋架硬化に問題があるとか重ね塗り適合性がないという事実も認められないので、これを前提とした注意事項をパンフレットに記載する義務はなく、塗料製造販売会社にパンフレット記載の不備はない。 ③上記①及び②により検討するまでもないとして判断せず。	3,576,946	請求棄却	平成20年12月26日		0	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA1226 8012)	
187	東京地裁	平19(ワ)32211号		自動車エンジン急停止腹椎捻挫事件	自動車に乗車して急停車により腹椎捻挫の傷害を負った被害者	自動車輸入業者	自動車輸入業者の輸入する自動車のエンジンが走行中に停止し(エンジンストール)、ブレーキが踏まれて本件自動車急停車して、本件自動車の後部座席に乗車していた者(本件被害者)が腹椎捻挫の傷害を負う事故が発生したところ、本件被害者が、本件事故は自動車の欠陥に起因するとして、自動車輸入業者に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件自動車の製造上の欠陥の有無。 ②本件自動車の指示・警告上の欠陥の有無。 ③本件エンジンストールと本件被害者の負傷との間の相当因果関係の有無。	①本件エンジンストールは、本件自動車運転者による過剰給油の原因とするものでと認められるところ、過剰給油の状態を生じさせることは自動車の通常の使用方法とは認められないよ、セーフティフックには明確に過剰給油を禁止する旨の警告がされていることをも勘案すると、通常予見される使用形態等を考慮して本件自動車が通常有すべき安全性を欠いているということはできないなどとして、製造上の欠陥を否定した。 ②明確に過剰給油を禁止する旨の指示・警告が存在するとして、指示・警告上の欠陥を否定した。 ③本件被害者が負傷したのは、直接的には、本件自動車の運転者が急制動をして本件自動車を急停車させたことにある上、本件被害者は本件自動車の走行中、シートベルトを装着せず、また、体を進行方向に正対せずに控っており、本件被害者の負傷の原因は乗車態様にあるとして、本件エンジンストールと本件被害者の負傷との間の相当因果関係を否定した。	1,173,549	請求棄却	平成20年11月25日		0	ウエストロー・ジャパン(2008WLJ PCA1125 8009)	
188	東京地裁	平19(ワ)32654号	平成19年12月5日	エアバッグ暴発手指等負傷事件	自動車運転者	自動車輸入業者	信号待ちのために停車していたところ、突然エアバッグが暴発して、左指等を負傷した自動車運転者が、本件自動車を輸入した自動車輸入業者に対し、本件事故の原因は同車のエアバッグの欠陥にあるとして、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件自動車の欠陥の有無。 ②本件事故と本件運転者の傷害・後遺障害との因果関係の有無。	①本件自動車が信号待ちのために停止中、何ら衝撃がないのに、運転席側の本件エアバッグが急に作動して暴発したが、本件自動車の助手席側のエアバッグは全く作動していないこと、エアバッグには2段階のインフレーターがあり、通常瞬時に2度爆発するように設計されているにもかかわらず、本件では1回目の爆発から約2、3分後に2度目の爆発が起きていることなどからすれば、本件自動車のエアバッグシステムは通常有すべき安全性を欠いているといふべきであって、本件自動車には製造物責任法3条の欠陥があるといえる。 ②本件運転者についての治療経過、治療期間、病院における検査方法、本件事故の状況等に照らせば、本件運転者は左第1指MP関節側副韌帯損傷を負ったものの、左第1指MP関節側副韌帯断裂を負ったことを認めるに足りる証拠はなく、変形性頸椎症及び左肩関節周囲炎と本件事故との相当因果関係を認めることはできないし、第1指MP関節側副韌帯断裂の後遺障害も認めることはできない。	25,350,278	一部認容	平成21年9月30日	確定	4,931,128	判例タイムズ1338号126頁ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0930 8008)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
189	名古屋高裁	平20(ホ)17号	平成19年12月10日	健康食品呼吸器機能障害愛知事	健康食品を購 入・摂取した娘 (一審原告)、 健康食品を購 入・摂取した母 (一審原告)の 訴訟承継人二 男、健康食品 製造会社(一 審被告)	健康食品製造 会社(一審被 告)、健康食品 販売会社(一 審被告)、健康 食品を購入・ 摂取した母 (一審原告)の 訴訟承継人二 男、健康食品 製造会社(一 審被告)	雑誌発行会社発行の雑誌で公表されていた医学博士記載の記事を見て健康食品を購入・摂取した母娘が、閉塞性細気管支炎等の呼吸器機能障害を発症したとして、本件健康食品の製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、同販売会社に対しては同法3条又は不法行為に基づき、医学博士及び雑誌発行会社に対しては不法行為に基づき、損害賠償を求めたことにつき、本件健康食品の製造物責任法上の欠陥を認めて製造会社及び販売会社の賠償責任を認めるとした第一審に対する控訴審の事案。	①あまめしぼの摂取と閉塞性細気管支炎との関連性の有無。 ②本件あまめしぼの摂取と本件母娘の疾病との間の因果関係の有無。 ③開発危険の抗弁の成否。 ④減額の可否。	①加工あまめしぼの摂取と閉塞性細気管支炎の発症との間には、高度の関連性があると認められる。 ②娘及び亡母が本件あまめしぼをほぼ同時に摂取後、ほぼ同時に閉塞性細気管支炎を発症したこと等からすれば、同二人の閉塞性細気管支炎が、本件あまめしぼの摂取とは無関係に、専らシェーグレン症候群によって発症したものとは認められない。 ③製造会社としては、商品の危険性を調査する前提としてあまめしぼの学術名等の特定は不可欠といえ、その特定自体に格別の困難を伴うともいえないから、学術名「サウロプス・アンドロジニアス」の植物を用いた商品が「あまめしぼ」として販売されていることを医師が知らなかったからといって直ちに特定困難とはいえず、開発危険の抗弁は認められない。 ④娘及び亡母のあまめしぼ摂取による閉塞性細気管支炎の発症には、同二人の体質、素因が相当程度関与しており、同体質等は個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものといえらるとして、4割の要因減額を認めたが、同二人に損害拡大防止義務違反はないとしてその他の減額は否定した。	控訴審請求額：総額：108,862,388 一審原告母承継人二男：20,065,097 一審原告母承継人兼一審原告娘：83,797,291 (一審請求額：総額：108,862,388 一審原告母：40,130,194 一審原告娘：68,732,194)	原判決一部変更、一部却控訴棄却	平成21年2月26日	上告受理申立	控訴審認容額：総額：76,212,783 一審原告母承継人二男：11,000,000 一審原告母承継人兼一審原告娘：65,212,783 (一審認容額：総額：76,212,783 一審原告母：80号345 一審原告娘：買ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0226 9021))	裁判所ウェブサイ ル1815号 自保 ジャーナ ル1815号 買 消費書法 規76,212,783 ニュース 80号345 ウエスト ロー・ジャ パン (2009WLJ PCA0226 9021))	訴訟リストNo.122(第一審)、訴訟リストNo.213(上告審)の控訴審。	なお、一部の一审被告と和解となった控訴審(和解リストNo.52)あり。
190	大阪地裁	平19(ワ)16679号	平成19年12月28日	赤外線ドーム両下肢網状皮膚事	健康美容機器 使用・購入し て両下肢に網 状皮膚が生じ た女性	健康美容機器 製造会社、健康 美容機器販売 会社及びエス ティックサロン 経営会社	エステティックサロン経営会社(本件経営会社)との間で、同社が経営するフィットネスサロンの会員契約を締結して、同店に設置された赤外線サウナドーム(本件ドーム)を使用し、また、健康美容機器販売会社(本件販売会社)から本件ドームを購入した女性は、本件ドームの使用により両下肢に網状皮膚が生じたのは、本件販売会社及び健康美容機器製造会社(本件製造会社)が製造した本件ドームの設計上及び指示・警告上の欠陥、本件経営会社の本件ドームに係る説明義務及び安全配慮義務違反に起因するとして、本件販売会社に対しては、製造物責任法3条、不法行為及び本件ドームの売買契約の債務不履行に基づき、本件製造会社に対しては、製造物責任法3条及び不法行為に基づき、本件経営会社に対しては、本件女性との会員契約の債務不履行及び不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件販売会社が「製造物責任法上の「製造業者等」に該当するか否か。 ②本件女性の両下肢に生じた網状皮膚は本件ドームの使用に起因するものか否か。 ③本件ドームについての設計上の欠陥の有無。 ④本件ドームについての指示・警告上の欠陥の有無。 ⑤本件経営会社についての説明義務違反、安全配慮義務違反の有無。 ⑥本件女性に生じた網状皮膚と本件販売会社との責任原因との間の因果関係の有無。 ⑦過失相殺の可否。	①本件販売会社は本件ドームを製造した者ではなく、また、本件ドームには本件販売会社の商標のみが表示されており、製造業者として明示されているものではないが、電化製品には販売業者ではなく製造業者の商標が記載されることが慣例的に多いことからすれば、本件販売会社の商標は、本件販売会社が本件ドームの製造業者であると誤認させるような表示であると認められるから、本件販売会社は、製造物責任法上の「製造業者等」に該当する。 ②網状皮膚の発生要因、本件ドームの特性、本件女性による本件ドームの利用開始時期及び本件ドームの利用箇所はほぼ一致すると認められることなどからすれば、本件の両下肢に生じた網状皮膚は、本件ドームの使用に起因すると認められる。 ③本件女性による本件ドームの使用方法は、負荷の高い過剰な態様であったものと認められる一方、そのような使用方法を用いた、連続使用せずに本件ドームを一旦停止させた場合には網状皮膚や低温やけど等の異常が身体に生ずる危険性があることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件ドームについて、ドーム内の温度が徐々に上昇し、コース終了まで70℃程度の状態が維持される仕様とされていることをもって通常有すべき安全性を欠くといふことはできず、本件ドームに設計上の欠陥があることは認められない。 ④本件ドームの取扱説明書には、一日の使用限度時間や限度回数、危険な使用方法や異常が生じた場合の対処方法等の警告が明確に表示されているとはいえない上、使用者の身体に重大な被害を及ぼすような事項については、取扱説明書だけでなく、容易に使用者の目につくような場所にも警告等を表示しなければ十分な指示・警告があったと評価することはできず、また、本件ドームの本体等に警告等の表示があったとは認められないから、本件ドームは、指示・警告において通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法上の欠陥があると認められる。 ⑤フィットネスサロンのスタッフは本件女性に対して本件ドームの連続した使用及び高温での使用により健康上の被害が生じる危険があるとの説明を行っていないから、本件経営会社には説明義務違反が認められるが、本件女性の相談に対するフィットネスサロンのマネージャーの説明が安全配慮義務に違反するとはいえないとして、同社の説明義務違反のみを認めた。 ⑥本件網状皮膚は、本件ドームの使用に起因すること、本件ドームの取扱説明書や本件ドームの本体等に一日の使用限度時間や限度回数、危険な使用方法に対する警告等の十分な表示がなかったことにより本件女性が本件ドームの正しい使用方法を理解できず、長時間かつ高温での使用を継続することになったこと、本件女性がフィットネスサロンに通っていたころに本件網状皮膚の症状が現れはじめたことからすれば、本件ドームの欠陥及び本件経営会社の説明義務違反と本件網状皮膚との間には因果関係があると認められる。 ⑦本件女性は通常の使用法ではない操作方法を用いてフィットネスサロンにおいて本件ドームを使用していたこと、初めて網状皮膚の症状を自覚してから、その後も病院を受診することなく本件ドームの長時間連続使用を継続し、1年以上経って初めて医師に相談したことに照らせば、本件女性の両下肢に現れた網状皮膚の発生及び悪化について本件女性にも過失が認められると言わざるを得ず、本件に現れた一切の諸事情を考慮すると、本件女性の過失割合は4割とするのが相当である。	5,827,020	一部認容	平成22年11月17日	確定	1,206,212	判例時報 2146号80 買 消費書法 規86号204 買 ウエスト ロー・ジャ パン (2010WLJ PCA1117 8011))		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
191	仙台地裁		平成20年1月24日	スキービンディングの非開放による受傷事件	受傷した男子学生	スポーツ用品輸入・販売等会社	スキー滑走中に転倒した際、装着していたスキー板とスキー靴を固定するビンディングに欠陥があったため、スキー靴が解放されず、右大腿(たい)骨近位骨幹部粉碎骨折の重傷を負った。			39,840,000	請求棄却	平成22年9月14日	控訴	0		訴訟リストNo.247の第審。
192	東京地裁	平20(ワ)4766号		たばこ喫煙害毒事件(4)	受動喫煙によって健康被害を負ったとするタクシー乗務員	たばこ製造販売業者	タクシー乗務員(本件乗務員)が、タクシーでの長時間にわたる受動喫煙により、喉頭がん、狭心症、動脈硬化、椎間板ヘルニアの各疾病に罹患したなどとして、たばこ製造販売業者(本件業者)に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるとともに、人格権に基づき、主目的にたばこの製造・販売を止め、予備的に警告表示、不適切な広告の削除及び謝罪広告の掲載を求めた事案。	①タクシー車内における受動喫煙状況。 ②受動喫煙と慢性疾患との関連性の有無。 ③本件各疾病への罹患と受動喫煙との因果関係の有無。 ④本件業者の故意又は過失、結果回避義務の有無。 ⑤たばこの製造・販売の差止請求の当否。 ⑥警告表示、不適切な広告の削除、謝罪広告掲載の各請求の当否。	①本件乗務員は長年意に沿わない受動喫煙を余儀なくされており、その受動喫煙の態様は全体としてかなりの高濃度曝露(ばくろ)の部類に属すると認められるが、走行中の車内ではエアコン等により相当程度の換気が可能であり、受動喫煙の粒子相物質吸入量は受動喫煙と比較して極端に少なくなるなど受動喫煙と著しく異なる特徴があることによれば、本件乗務員が生徒するように環境中たばこ煙はヘビースモーカーの受動喫煙にも匹敵する」とまではいえない。 ②受動喫煙と喉頭がんとの関連性については現在なお明らかになれておらず、また、狭心症及び動脈硬化は生活習慣に関わる多様な因子が複雑にからみ合って関与する非特異性疾患であり、受動喫煙はそうした因子の一つではあっても他の因子に優越するような支配的な寄与をもたらしうるものとは認められず、さらに、受動喫煙と椎間板ヘルニアとの関連性を肯定する医学的知見は確立していない。 ③受動喫煙と喉頭がんとの一般的関連性に関する確立した医学的知見が成立していないなどといった事実関係、証拠関係の下では、本件乗務員の受動喫煙と他人の喫煙病変招来の間に個別因果関係は認められず、また、受動喫煙と虚血性心疾患との一般的関連性だけを理由に、受動喫煙と狭心症及び動脈硬化の間の個別因果関係が存在するとは認められず、さらに、受動喫煙と椎間板ヘルニアとの一般的関連性が認められない一方で、長年勤務していたタクシー運転手に椎間板ヘルニアが多発していることなどによれば、受動喫煙と椎間板ヘルニアとの個別因果関係も認められない。 ④本件乗務員の本人各疾病は、いずれも受動喫煙との個別因果関係が認められないから、各疾病に係る損害賠償請求は理由がなく、また、本件乗務員が主張する受動喫煙の急性影響、行動の自由の制約による損害との関係においても、本件業者の不法行為責任は認められない。 ⑤本件事情に鑑みると、たばこの製造販売を差し止めなければ、本件乗務員が環境中たばこ煙に継続曝露(ばくろ)する事態を避けられず、同様に重大な健康被害を生ずる蓋然性が高いとは認められないから、たばこの製造・販売の差止請求は理由がない。 ⑥不法行為が認められない以上、民法723条の適用又は類推適用を認める余地はなく、また、警告表示、不適切な広告の削除等を本件業者が義務付けなければ、本件乗務員が環境中たばこ煙に継続曝露(ばくろ)する事態が避けられず、同様に重大な健康被害を生ずる蓋然性が高いとは認められないから、警告表示請求等は理由がない。	10,000,000	請求棄却	平成25年12月17日	0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA1217 8001)		
193	東京地裁	平20(ワ)5985号		ビデオカメラハードディスクドライブ故障事件	ビデオカメラの購入者	ビデオカメラメーカー、ハードディスクドライブ(HDD)製造業者及び同社のグループ中核会社	本件ビデオカメラの購入者が、同カメラのハードディスクドライブ(HDD)及び駆動系電気系統の故障により映像データが再生できなくなったのは、本件ビデオカメラの製造上の欠陥又は債務不履行によるとして、同カメラのメーカーに対しては売買契約の債務不履行又は製造物責任法3条に基づき、本件HDDの製造業者及び同社のグループ中核会社に対しては製造物責任法3条に基づき、本件データの復旧又は損害賠償を求めた事案。	①本件購入者とビデオカメラメーカーとの間の同ビデオカメラ売買契約締結の有無。 ②本件HDDの製造業者。 ③ビデオカメラメーカーとグループ中核会社の製造物責任の有無。 ④本件HDDにおける製造上の欠陥の有無。	①本件ビデオカメラは、ビデオカメラメーカーから家電量販店に販売された後に、本件購入者が同店から購入したものであるから、同メーカーと本件購入者との間に売買契約は存在しない。 ②本件HDDにつき、製造物責任法の責任主体としての本件HDDの製造業者はHDD製造業者のみである。 ③本件HDDの製造業者といえるのは、本件HDDを製造したことにつき当事者間で争いがないHDD製造業者のみであるから、同社のグループ中核会社やビデオカメラメーカーは本件HDDの製造業者に当たらず、製造物責任は認められない。 ④本件HDDの製造上の欠陥の有無を判断するには、まず本件再生不能事故の直接的原因の証明が必要であるが、本件では、本件購入者による本件再生不能事故原因についての証明があったとはいえないから、製造物責任は認められない。	2,400,000	請求棄却	平成21年4月13日	0	ウエストロー・ジャパン(2009WLJ PCA0413 8013)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
194	東京高裁		平成20年5月21日	廃食用油軽油代替燃料精製装置残留メタノール事件	軽油代替燃料精製装置販売会社(一番原告)	軽油代替燃料精製装置開発製造会社(一番被告)、同社代表取締役(一番被告)、国立大学法人(一番被告)、軽油代替燃料精製装置販売代理店(一番被告)、軽油代替燃料精製装置販売財団法人(一番被告)	軽油代替燃料精製装置販売会社が、軽油代替燃料精製装置開発製造会社(精製装置開発製造会社)の開発製造した軽油代替燃料精製装置(本件装置)に欠陥があるとして、同社に対しては製造物責任法3条に基づき、同社の代表取締役に対しては取締役の第三者に対する責任等に基づき、国立大学法人に対しては、精製装置開発製造会社と本件装置を共同で開発したなどとして、製造物責任法3条等に基づき、損害賠償を求めるとともに、本件装置の販売代理店及び同販売財団法人に対しては瑕疵担保責任等に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一番請求額: 244,871,523)	控訴棄却	平成21年2月12日	確定	(一番認容額: 0)		訴訟リストNo.147の控訴審。	
195	横浜地裁	平20(ワ)2586号・平22(ワ)2160号		石綿(アスベスト)粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患罹患事件	石綿(アスベスト)粉じんにより石綿肺等の石綿関連疾患に罹患した者又はその相続人ら計87名	国及び石綿含有建材を製造、販売し続けた企業44社	建設作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じん曝露により石綿肺等の石綿関連疾患に罹患した者又はその相続人らが、石綿含有建材の使用を推進し、建設作業従事者の石綿粉じん曝露防止のための規制権限行使を懈怠した国の行為は違法であるなどとして、国に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、石綿のがん原性が明らかとなった時点で降も石綿含有建材を製造、加工、販売し続けた企業44社の行為は共同不法行為に当たり、各企業が製造等した石綿含有建材は通常有すべき安全性を欠いていてとして、企業44社に対し、民法719条1項及び製造物責任法3条に基づく損害賠償等を求めた事案。	①国の行為の違法性判断に当たり必要となる医学的知見の確立時期。 ②国の建築基準法令に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ③国の建築基準法令に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ④国の労働関係法令に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ⑤国の毒物及び劇物取締法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ⑥各企業の共同不法行為の成否等。	①国の行為の違法性判断の際、ある疾患予防のため規制権限を行使すべきというためには、当該時点の当該疾患発生原因に関する医学的知見の確立が必要であるところ、石綿肺については、昭和34年のけい肺審議会の意見表明時までに石綿粉じん曝露による石綿肺発症の医学的知見が形成され、石綿のがん原性(肺がん、中皮腫)については、石綿のがん原性が明言された昭和47年時点で石綿粉じん曝露による肺がん及び中皮腫発症の医学的知見が確立した。 ②昭和50年までに国が建築基準法令に基づき石綿含有建材を用いた構造を耐火構造に指定した行為は、本件曝露者らに対し石綿含有建材の使用を強制した加害行為として違法であるとか、同人らに対する職務上の法的義務に違反したものとして違法であるとはいえないなどとして、建築基準法令に基づく指定行為の違法性を否定した。 ③昭和40年から50年までの各時点で、内閣等が石綿含有建材の耐火構造への指定を取り消さなかったなどの規制権限の不行使が、許容限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとはいえないなどとして、建築基準法令に基づく規制権限不行使の違法性を否定した。 ④本件曝露者らが主張する昭和39年から62年までの各時点において、石綿製造等を禁止すべき義務を根拠付ける事実はなく、内閣が石綿製造等の禁止措置を講じなかったことが許容限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたとは認められないなどとして、労働関係法令上の規制権限の不行使につき国家賠償法上の違法性を否定した。 ⑤石綿に起因する健康被害は急性毒性が発現したものとはいえないから、石綿を毒物及び劇物取締法上の劇物として同法の規制対象とすることは性質上困難であり、内閣がそのような措置を講じなかったことが許容限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認める余地はないとして、違法性を否定した。 ⑥本件曝露者らが主張する汚染源と損害の一体不可分性などの各一体性は認められず、各企業らの行為を社会観念上全体として一箇の行為とは評価できないから、民法719条1項前段の共同不法行為は成立せず。また、本件曝露者らの主張では択一的競合関係にある共同行為者の範囲を画していないから、民法719条1項後段の共同不法行為も成立しないとした上、以上のことは製造物責任法3条に基づく損害賠償責任についても当てはまるとして、製造物責任も否定した。	総額: 2,887,500,000 内訳不明(別紙確認不可のため)	請求棄却	平成24年5月25日	控訴	0	松務月報59巻5号1157頁 裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0525 6002)	訴訟リストNo.402の第一審。	
196	大津地裁		平成20年7月31日	二重サッシ脱落受傷事件	受傷した女性	住宅建材設計製造施工販売会社	自宅新築時に取り付けた二重サッシの室内側窓を全開にし、かがんで家事をしていた女性が上体を起こした際にサッシに触れたためサッシが窓枠から脱落して受傷した。			20,770,000	請求棄却	平成22年2月23日	控訴	0		訴訟リストNo.234の第一審。	
197	京都地裁		平成20年8月22日	電気温水器からのニッケル漏出による温疹事件	電気温水器を設計していた設計事務所	電気機械製造販売会社	電気温水器を経由する温水をコーヒーやお茶として継続して喫食していたところ、身体に温疹様の炎症、掻痒(そうよう)感が生じ、使用していた電気ポット等が腐すなど、水道水における厚生労働省の水質管理目標の33倍にも達するニッケルが温水に含まれていた。			1,740,000	取下げ						
198	鹿児島地裁		平成20年8月26日	水中打上花火爆発事件	被告会社の従業員	花火等の煙火類製造、販売会社	被告会社の従業員として水中花火の打上作業に従事中、被告の製造した花火玉が花火船の船上で爆発し、傷害を負った。			41,770,000	請求棄却	平成23年9月22日		0			

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
199	東京地裁	平20(ワ)10292号		輸入自動車欠陥事件	自動車購入者	自動車輸入業者及び自動車販売業者	自動車購入者が、本件自動車には突然エンジンストールなどの瑕疵、欠陥があると主張して、同自動車の販売業者に対しては、売買契約を債務不履行または瑕疵担保責任の規定により解除したとして原状回復請求権に基づき売買代金の返還を求め、本件自動車の輸入業者に対しては、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	本件自動車には瑕疵、欠陥があったか否か。	本件自動車には、エアバッグ警告灯点灯の点を除き、物理的にも瑕疵ないし欠陥があったとは認められず、エアバッグ警告灯点灯の点も、本件自動車の安全性に対する信頼を左右するようなものであったとは認められないから、本件販売業者に債務不履行責任及び瑕疵担保責任は認められず、本件輸入業者も製造物責任法上の責任は認められない。	17,900,000	請求棄却	平成22年10月20日		0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA1020 8005)	
200	札幌地裁	平20(ワ)3519号		給湯熱交換器一酸化炭素中毒事件	風呂釜の給湯熱交換器の閉塞により一酸化炭素中毒に陥った女性とその母	風呂釜供給業者	風呂釜供給業者(本件供給業者)が供給した風呂釜の給湯熱交換器の閉塞により、被害女性が自宅で入浴中に一酸化炭素中毒に陥り高次脳機能障害を負った事故につき、被害女性及びその母が、本件供給業者に対し、製造物責任法3条及び民法709条に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件供給業者の損害賠償責任の有無。 ②被害女性の後遺障害の有無・程度等	①本件供給業者が、一酸化炭素中毒に至る事故を未然に防止するよう本件風呂釜の保守管理に努めるべき注意義務を怠ったことにより、本件風呂釜に起因する一酸化炭素中毒事故を発生させたこと自体については当事者間に争いがないとして、民法709条に基づく損害賠償責任を認めた。 ②被害女性は、一酸化炭素中毒に起因する高次脳機能障害の発症に伴う巧緻性低下・筋力低下、神経性膀胱等の症状とともに同障害による後遺障害の残存がみられることなどから、高次脳機能障害による後遺障害は障害等級3級相当と認めた。	総額: 225,781,223 原告女性: 220,281,223 原告母: 5,500,000	一部認容	平成25年3月27日	総額: 195,845,705 原告女性: 193,645,705 原告母: 2,200,000	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0327 6011)		
201	東京地裁	平20(ワ)13069号・平22(ワ)15292号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患罹患事件	石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患したことにより石綿関連疾患に罹患したことにより石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者及びその相続人ら337名	国及び石綿含有建材製造販売会社ら42社	建築作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した者及びその相続人らが、国は、石綿含有建材の製造販売を禁止するか、建築作業従事者を使用する事業者に対し、建築現場において、集じん機付き電動工具や送気マスク等の使用の義務付け、石綿含有建材の製造販売企業に対する石綿のがん原性や中皮腫へのり患可能性等の当該製品への警告表示の義務付けなど、安衛法等の法令に基づく規制権限を適時適切に行使すべきであったのにこれを怠ったこととして、国に対して国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるとともに、石綿含有建材製造販売会社らは、石綿含有建材の製造及び販売を中止する義務及び建築作業従事者に対して石綿が含まれている事実や石綿の危険性等を警告する義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったとして、石綿含有建材製造販売会社らに対して共同不法行為又は製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①国の労働関係法規に基づく規制権限不行使の違背の有無。 ②国の建築基準法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ③石綿含有建材製造販売会社らの共同不法行為責任の有無。 ④石綿含有建材製造販売会社らの製造物責任の有無。	①国は、遅くとも昭和56年1月の時点では、事業者に対して、労働者の石綿粉じん発散作業時に防じんマスクを着用させる義務を罰則をもって課すと、石綿粉じんが肺がんなどの重篤な疾患を生じさせるものである旨明示し石綿粉じん発散作業時に必ず防じんマスクを着用すべきことを明示するよう義務付けること等の規制を行うべき義務を負っていたのであって、これを怠ったことは違法であるとして、国の労働関係法規に基づく規制権限不行使につき一部違法性を認めた。 ②石綿含有建材につき、適切な管理使用をとることで石綿関連疾患へのり患を予防することが可能である限り、社会的又は世界的に石綿の使用自体を禁止すべきとのコンセンサスが形成されるまでは石綿の建築現場における使用の禁止にまでは踏み切らなかったとしてもやむを得ないといふべきであること、建築現場における作業従事者の石綿関連疾患へのり患は国の行った管理使用を前提とした規制措置が不十分であったためといふべきであって、適切な管理使用を行っていれば被害の発生を相当程度防ぐことができたといえること等からすれば、国の建築基準法に基づく規制権限不行使は違法とはいえない。 ③本件製造販売会社らが適切な警告表示をしないまま石綿含有建材を製造、販売した行為については、各行為に関連共同性が認められる場合には、本件製造販売会社らは民法719条1項前段の共同不法行為に基づく責任を負うこととなる。本件製造販売会社らが適切な警告表示を怠ったまま石綿含有建材を製造、販売した行為があるとしても、当該行為の中には、現実には、本件曝露者らに対し石綿粉じん曝露の危険性を及ぼし得なかったものが含まれているといわざるを得ないから、民法719条1項前段の解釈としては、本件製造販売会社らの間に関前段が要求する関連共同性を満たすだけの法的な結びつきを見出すことはできず、また、同条後段を適用又は類推適用するに足りだけの共同行為者の特定もされていないといふほかは、本件製造販売会社らは共同不法行為に基づく責任を負わない。 ④製造物責任法施行日以降に本件製造販売会社らがした石綿含有建材の製造、販売については、石綿の危険性に応じた適切な回避措置を講じるに足りだけの十分な警告表示を伴わなかった点において石綿含有建材が通常有すべき安全性を欠いていたといえ、本件製造販売会社らのうち同日以降に石綿含有建材を製造した会社らは、同日以降の製造行為について、製造物責任法6条により適用される民法719条の共同不法行為の要件が満たされる場合には、製造物責任法に基づき責任をも負うこととなる。本件製造販売会社らは共同不法行為に基づく責任を負わないから、同責任を前提とする製造物責任も認められない。	総額: 11,819,489,000 当事者多数につき内訳省略	一部認容	平成24年12月5日	控訴	総額: 1,063,942,018 当事者多数につき内訳省略	判例時報 2183号 194頁 ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA1205 6002)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
202	東京地裁	平20(ワ)15916号・平21(ワ)34995号		安定器出火炎上事件	本訴原告:店舗用陳列機器類製造会社 反訴原告:電子点滅器販売会社	本訴被告:電子点滅器販売会社、電気照明器具部品製造業者 反訴被告:店舗用陳列機器類製造会社	訴外会社販売の電装部品に由来する火災事故が生じたことにつき、訴外会社から店舗用陳列機器類の設計・製作等に関わる事業を譲り受けた設計施工会社(本件設計会社)が、本件火災の原因は電気照明器具部品製造業者(本件製造業者)が製造し、電子点滅器販売会社(本件販売会社)が本件電装部品のホルダーに組み込んで販売した安定器に不具合があったためであるとして、訴外会社(本件ホルダーを継続的に供給していた本件販売会社)に対しては、瑕疵担保責任、債務不履行責任又は製造物責任に基づく損害賠償を、本件安定器を製造した本件製造業者に対しては、製造物責任又は不法行為に基づく損害賠償を求めた(本訴)のに対し、本件販売会社が、本件火災の発生を受け本件設計会社との間で本件電装部品の点検作業請負契約を締結したとして、同社に対し、請負契約に基づく請負報酬の支払を求め、または、商法512条に基づく相当の報酬請求権を有するとして報酬の支払を求めた(反訴)ところ、本件設計会社を吸収合併した店舗用陳列機器類製造会社(本件会社)が訴訟を承継した事案。	①本件火災は本件安定器から出火したのか。 ②本件安定器の出火は本件安定器の茶コードと白コードの半田部分の短絡によるものか。 ③本件販売会社は瑕疵担保責任を負うか。 ④本件販売会社は債務不履行責任を負うか。 ⑤本件販売会社は製造物責任を負うか。 ⑥本件会社が本件販売会社に損害賠償請求をすることが信義則違反か。 ⑦本件製造業者の製造物責任の有無。 ⑧本件製造業者の不法行為責任の有無。 ⑨本件販売会社の請負契約又は商法512条に基づく報酬請求の可否。	①火災現場安定器の内部で確認された特徴は、火災現場安定器に通電中、それ自体に異常が発生し火災に至ったことによると推認することが合理的であるとして、本件火災が本件安定器から出火したと認めた。 ②回収品安定器等は、茶コードが白コードの半田部分に接するように取り付けられているという独特の構造における絶縁劣化が原因で、白コード半田部分の間で緩やかなドラッキング現象が生じ、本件安定器内部が加熱され、それにより本件安定器内にある可燃物が可燃ガスを発するなどした結果、発火事故等を生じたこととみるのが自然であり、火災現場安定器も回収品安定器等と同構造であることなどによれば、火災現場安定器も回収品安定器等と同様の機序により発火するに至ったと認められるとして、短絡を出火原因と認めた。 ③は判断せず。 ④本件火災原因は、火災現場安定器の茶コードと白コードの半田部分が短絡した等の不具合により火災現場安定器から出火したことにあるところ、このような不具合を有する安定器を組み込んだ本件ホルダーを供給することが本件継続的供給契約における債務の本旨として予定されたところに当たらないことは明らかであるとして、本件販売会社の債務不履行責任を認めた。 ⑤は判断せず。 ⑥本件設計会社は、本件安定器からの発火を予見し得たにもかかわらず、適切な調査等を尽くさず本件ホルダーを供給し、結果、本件火災に至ったのは明らかであるから、本件会社がこの点を捉えて損害賠償請求をすることは信義則に反するとはいえない。 ⑦本件安定器には茶コードと白コードの半田部分の短絡等により発火に至るといふ欠陥があるから、本件製造業者は製造物責任法3条本文に基づく損害賠償義務を負う。 ⑧は判断せず。 ⑨本件設計会社が本件販売会社に点検作業を依頼し、同社が同作業を完了したことは認められるものの、本件依頼が点検作業に対して相当の請負代金を支払うことを内容とするを裏付ける証拠はないとして有償の請負契約の成立を否定し、また、本件設計会社と本件販売会社間では、本件点検作業を無償で実施する旨黙示的に合意していたとして、商法512条に基づく報酬請求も否定した。	本訴請求額:25,727,163 反訴請求額:2,323,629	本訴一部認容、反訴請求棄却	平成25年10月9日		本訴認容額:22,540,641 反訴認容額:0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA1009 8002)	
203	大阪高裁		平成20年10月17日	携帯電話カッターナイフ折れ刃付着受傷事件	機械部品製造・加工を業務とする男性(一審原告)	携帯電話製造販売会社(一審被告)	携帯電話の3Dサラウンドステレオスピーカー部分に使用されたため左人指し指に刺さり受傷した。			不明(一審請求額:340,000)	控訴棄却	平成21年2月20日	確定	0		訴訟リストNo.181の控訴審。
204	東京地裁	平20(ワ)22240号		トンカチ鋸破片飛散負傷事件	欠けたトンカチ鋸の破片が左眼に入って負傷した被害者	トンカチ鋸販売会社及びトンカチ鋸製造業者	工事現場でトンカチ鋸を用いて作業をしていた被害者が、トンカチ鋸の打撃面の角が欠けた際、欠けた破片が左眼に入って負傷したため、同工具を販売した販売会社及び同工具の製造業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件工具の製造上の欠陥の有無。 ②本件工具の設計上の欠陥の有無。 ③本件工具の表示上の欠陥(指示・警告上の欠陥)の有無。 ④因果関係の有無。 ⑤過失相殺の可否。	①調査によれば、破損品である本件工具は化学成分及び硬さ値とも規格値を満足し、新品の組織も特に異常はなかったから、本件工具に製造上の欠陥は認められない。 ②本件工具は硬いものを打撃するためのものでなく、左官職人がブロック等の加工作業に用いるため設計・製造されたものであり、そのために鏡面を取りせず鏡面形状も四角形なのであるから、本件工具に設計上の欠陥はない。 ③使用上の注意に記載されたPLラベルの文字が読みにくいことなどによれば、一般消費者が、トンカチ鋸は用途により種類が分かれていると抽象的に理解していても、同じ「トンカチ」である以上強い打撃を加えなければ別用途に用いても大丈夫と誤解するおそれはないから、本件工具のPLシールの表示は一般消費者等が読むことを想定した場合、記載内容及び形状が適切でなかったとして、表示上の欠陥を認めた。 ④本件被害者の本件工具の使用形態は本来の用途ではないが、なお通常予見される範囲内のものと認められる上、仮に本件工具に改訂された内容のPLシールがあれば、本件被害者はこれを読んで本件工具の使用を控えるか、安全メガネを装着した可能性があるから、因果関係は否定されないとして、本件工具に製造物責任法2条2項所定の欠陥を認めた。 ⑤本件被害者が本件工具使用時に安全メガネをつけなかったこと、PLシールの注意書きに反し本件工具を本来の用途と異なる作業に用いたことから、6割の過失相殺を認めた。	56,950,561	一部認容	平成23年1月31日		11,249,220	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0131 8007)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
205	東京地裁	平20(ワ)22782号		灯油用ポリエチレン缶キャップ不具合事件	給油所向け販売促進商材販売会社	プラスチック製品製造販売会社(本件製造販売会社)が製造した灯油用ポリエチレン缶(本製品)を購入し、石油会社の特約店等に納入した給油所向け販売促進商材販売会社(本件商材販売会社)が、本製品のキャップに欠陥があり、販売した製品をすべて回収せざるを得なくなったとして、本件製造販売会社に対しては製造物責任法3条に基づき、また、同社の代表取締役に対しては任務懈怠又は危険防止義務違反があったとして、会社法429条1項又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事実。	①本件商材販売会社の検査義務違反による本件製造販売会社の免責の可否。 ②本件製造販売会社代表取締役の任務懈怠又は不法行為責任の有無。	①本件製造販売会社が出荷の際に必要な検査を行い、製品の安全性が公的に認定されたことを証する推奨認定ラベルを貼付した上で、石油会社の特約店等に直接納入するという本製品の納品方法からすると、本製品が手元に来ない本件商材販売会社において買い受けた製品を検査することは予定されていない。本件製造販売会社において製品の安全性を検査し、これを保証する責任を負っていたものというべきであるから、本件商材販売会社は責任ではあるが、本件製造販売会社から本件商材販売会社までの各売買の当事者間においては、少なくとも本件商材販売会社に商法526条に定める買主の検査義務が課されない旨明示又は黙示的に合意されていたものと認めるのが相当であって、本件製造販売会社について商法526条に基づく免責は認められず、製造物責任法3条の責任を負う。 ②本件欠陥は本件製造販売会社の従業員が、本製品の特定の製造ラインにおいて製造機器の調整を行った際に生じ、かつ、本件製造販売会社代表取締役はこれを認識し、従業員に製造機器の調整を指示したものの、それが十分ではなかったために本件欠陥が発生したのであるから、取締役として重大な過失による任務懈怠があり、また、本製品製造に当たっての危険防止義務に反する行為があったことは明らかであって、同代表取締役は不法行為責任を負う。	10,908,046	一部認容	平成22年4月21日		7,578,026	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA04218001)		
206	東京地裁	平20(ワ)29590号		緩降機ロープ切断落下死亡事件	緩降機の落下事故で死亡した被害者の妻及び両親4名	被害者の勤務先会社、市、緩降機のロープ製造業者、緩降機製造会社及び緩降機設計業者	避難器具である緩降機の検査中、落下事故で死亡した被害者の妻及び両親らが、被害者の勤務先会社に対しては不法行為又は債務不履行(安全配慮義務違反)に、市に対しては国家賠償法1条1項に、緩降機のロープ製造業者、緩降機製造会社及び緩降機設計業者に対しては製造物責任法3条に基づき、損害賠償を求めた事実。	①事故原因。 ②本件勤務先会社及び市の注意義務違反の有無。 ③ロープ製造業者の製造物責任の有無。 ④緩降機製造会社の製造物責任の有無。 ⑤緩降機設計業者の製造物責任の有無。 ⑥共同不法行為の成否。 ⑦消滅時効の成否。	①本件事故は、被害者の本件緩降機の誤使用により、本件ロープに生じたキンクに急激な荷重がかかり、同ロープが切断して生じたものである。 ②本件勤務先会社及び本件検査を行った消防員において、被害者が本件誤使用により本件事故が発生させることはおよそ予想できない事柄であったから、無資格者検査禁止義務、砂袋等使用教育義務・マット設置教育義務、リール落下教育義務は認められないとして、本件勤務先会社及び市の各注意義務違反を否定した。 ③本件事故原因は被害者の誤使用にあり、本件ロープの強度不足を窺わせる事柄はない。同ロープに欠陥はない。 ④本件誤使用は通常予見し得る使用形態ではないから、本件緩降機の着用装着に関する指示・警告の表示としては通常の使用法を表示すれば必要かつ十分といえ、指示・警告上の欠陥はない。 ⑤本件緩降機に構造上及び設計上の欠陥は認められない。 ⑥勤務先会社らのいずれにも責任が認められない以上、共同不法行為が成立する余地はない。 ⑦は判断せず。	総額:72,225,388 原告妻:37,595,668 原告子:31,329,722 原告父:1,650,000 原告母:1,650,000	請求棄却	平成22年3月15日		0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA03158005)	
207	東京地裁	平20(ワ)30108号		洗浄剤硫化水素中毒事件	排水槽の清掃ため洗浄剤を使用したところ発生した硫化水素により中毒となったとするビル清掃業者の代表取締役及び従業員	ビル排水槽の清掃のため洗浄剤製造販売業者が製造した洗浄剤を使用したビル清掃業者の代表取締役及び従業員が、本件洗浄剤に含まれる塩化水素と排水槽内の硫化物との反応により硫化水素が発生し、硫化水素中毒になったと主張した上、本件洗浄剤には硫化水素発生時の危険性及び対処法についての指示、警告がない表示上の欠陥があるとして、本件製造業者に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事実。	①本件事故は本件洗浄剤の使用により発生した硫化水素による硫化水素中毒が原因か。 ②本件事故は本件洗浄剤の指示、警告上の欠陥によるものか。	①本件洗浄剤は塩化水素を主成分とし、塩化水素は硫化物と反応し硫化水素を発生させること、下水中には不溶性金属形態の硫化物がある可能性があることなどによれば、本件事故は排水槽内の硫化物と本件洗浄剤との化学反応により発生した硫化水素による硫化水素中毒が原因と推認できる。 ②製造物責任法3条にいう「欠陥」とは、製造物の特性、通常予見される使用形態等の当該製造物に係る事柄を考慮して、当該製造物が通常予べき安全性を欠いていることをいう(2条2項)のであるから、製品に関する指示、警告等の情報ラベルや取扱説明書等に表示・記載するに当たっては、通常予見することができる範囲の誤使用や合理的に予見することができる範囲の誤使用によって生じる危険についてはこれを考慮することが必要であるものの、その程度の表示・記載がなされれば足りるし、製品の使用者層を前提として、通常の使用に比べて明白な危険性については、その警告等の表示・記載がなくても、上記「欠陥」が存すると認めることはできないというべきである。本件取締役らの使用法は、本件洗浄剤が想定する通常の使用法からかけ離れた合理性を欠く誤使用といえ、また、本件洗浄剤に指示警告がないとしても、同洗浄剤が想定する本来の使用や通常予見される誤使用により硫化水素中毒になる危険性は認められず、さらに、本件取締役は排水槽内における清掃作業が有する危険性の認識を著しく欠いていた上、仮に本件洗浄剤に指示警告があったとしても、同取締役らが本件洗浄剤の使用を控え、適切かつ十分な換気手段をとったとは認め難いから、本件洗浄剤に指示警告がなかったことが製造物責任法上の「欠陥」とはいえず、指示警告がなかった結果、本件事故が発生したとも認められない。	総額:68,774,034 原告代表取締役:5,515,310 原告従業員:63,258,724	請求棄却	平成23年1月17日		0	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA01178011)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
208	東京地裁		平成20年12月12日	公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件(1)	死亡した少年の両親	エレベーター製造販売会社、保守管理会社、設備管理会社、地方公共団体、公共責任住宅管理会社	エレベーターから自転車とともに降車しようとしたところ、エレベーター、建物側両方の扉が開いたまま、乗車していたかごが突然上昇したため、かご床面と建物出入り口上部枠に挟まれ死亡した。			250,000,000						
209	東京地裁	平20(ワ)34487号		掘削機故障事件	土木建築業者	建設機械製造販売業者	建設機械製造販売業者の製造する掘削機(本件機械)を購入した土木建築業者が、本件機械には欠陥があるなどとして、建設機械製造販売業者に対し、主目的に、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めるとともに、建設機械製造販売業者が土砂掘削作業用に過ぎない本件機械に補強プレート2枚を固定溶接させて強化したことによって本件機械が故障したとして、予備的に、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件機械についての製造物責任法上の欠陥の有無。 ②土砂掘削作業用に過ぎない本件機械に補強プレート2枚を固定溶接させて強化したことは本件製造販売業者の過失にあたるか否か。	①土木建築業者の主張する、本件機械が土砂掘削作業にしか使用することができない(岩盤掘削作業には耐えることができない)という本件機械の欠陥は、単なる機械の性能の欠陥でない品質上の瑕疵であり、通常予べき程度の安全性を欠くものであるとは認められず、本件機械に性能の欠陥も品質上の瑕疵も存在したとは認められない。本件機械に指示、警告上の欠陥があったとも認められないから、本件機械についての製造物責任法上の欠陥があるとはいえない。 ②本件故障の原因が補強プレートの固定溶接にあることを認めるに足りる証拠はないから、本件補強行為によってエンジンに負荷がかかり、本件機械が故障することを予見することができたか否かという予見可能性を問題とする余地はない。本件補強行為と土木建築業者の取った損害との因果関係も認められないから、本件補強行為は本件製造販売業者の過失にあたらないなどとして、本件製造販売業者の不法行為責任を否定した。	1,056,000(元)	請求棄却	平成22年4月27日		0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJPCA04278009)	
210	東京高裁		平成21年1月6日	死亡事故後リコール判明事件	自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親(一審原告)	自動車製造業者、同輸入業者及び同販売業者(一審被告)	自動車で行中、対向車線上で対向車間と正面衝突した自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親が、本件事故は本件自動車のハンドル操作システムの機能不全という欠陥があったために生じたなどとして、本件自動車の製造業者、同輸入業者及び同販売業者に対し、製造物責任法3条等に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求総額:360,862,744 子(一審原告):347,662,744 夫婦の各両親(一審原告):各3,300,000)	控訴棄却	平成22年7月1日	上告、上告受理申立	(一審認容額:0)		訴訟リストNo.135(第一審)、訴訟リストNo.244(上告審)の控訴審。
211	東京地裁	平21(ワ)2330号		調理食品回収費用請求事件(2)	冷凍食品等製造加工販売業者	加工食品輸入販売業者	中国法人製造の冷凍食品(本件商品)を加工食品輸入販売業者から購入し、他社へ販売していた冷凍食品等製造加工販売業者が、本件商品と同工場で製造されていた冷凍餃子の毒物混入が発覚したため、本件商品の廃棄、回収を余儀なくされたとして、本件輸入業者に対し、瑕疵担保責任、債務不履行及び製造物責任に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件商品の瑕疵の有無。 ②瑕疵の通知催告の有無(商法526条の適用の可否)。 ③本件輸入業者の債務不履行の有無。 ④本件輸入業者の備責事由の有無。 ⑤本件商品における製造物責任法3条の「欠陥」の有無。	①中国法人製造の本件商品は消費者の目から見れば有害物質混入の疑いがあったといえるから、本件商品は取引観念上最終的に消費者の消費に供し得る品質を有しておらず、他社への販売が可能な商品価値を有していなかったとして、本件商品の瑕疵を認めた。 ②本件製造業者はホームページ上で本件商品の回収を告知し、その後、直ちに取引先に対しても同方針を連絡していたから、本件製造業者から本件輸入業者への瑕疵の通知は告知翌日には行われたと推認できるとして、本件商品のうち、告知翌日から月前以降の受領商品については瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権の行使を認めたが、告知翌日6か月前以前の受領商品については、商法526条2項の適用により損害賠償請求権の行使を否定した。 ③本件売買契約では、本件商品は取引観念上最終的に消費者の消費に供し得る品質を有し、他社への販売が可能である商品価値を有することが予定されていたにもかかわらず、本件商品はこれを欠くものであったから、本件輸入業者による本件商品の納品は債務の本旨に従ったものとはいえないとして、債務不履行を認めた。 ④本件商品の瑕疵は有害物質混入の疑いに起因するものであるが、故意の犯罪行為の可能性がある本件有害物質の混入は、通常想定し得ない異常事態であって不可抗力に準ずるから、本件輸入業者に有害物質混入防止対策をとるべき具体的な注意義務があったとはいえず、備責事由が認められないとして、債務不履行による請求を否定した。 ⑤本件商品は取引観念上最終的に消費者の消費に供し得る品質がなかったものであるが、本件商品につき現に有害物質が混入していたとは認められないから、製造物責任法3条所定の欠陥は認められず、同法に基づき請求は理由がない。	156,736,266	一部認容	平成22年12月22日	控訴	150,660,142	判例タイムズ1382号173頁判例時報2118号50頁ウエストロー・ジャパン(2010WLJPCA12228003)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
212	神戸地裁姫路支部	平21(ワ)278号	平成21年3月3日	こんにやく入りゼリーを喉に詰まらせて死亡した1歳9カ月の幼児の両親	こんにやくゼリーを喉に詰まらせて死亡した1歳9カ月の幼児の両親	こんにやく製品製造販売会社、同社役員2名	当時1歳9カ月の幼児がこんにやく製品製造販売会社の製造・販売するこんにやく入りゼリーを食べた際にこれを喉につまらせ窒息し、その後死亡したのは、同社がこんにやく入りゼリーの設計上の致命的な欠陥を放置してこれを湿熱と製造・販売したことによるものであるなどとして、幼児の両親が、本件製造販売会社に対しては製造物責任及び不法行為責任に基づき、同社の役員2名に対しては取締役の第三者に対する責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件こんにやくゼリーについての設計上の欠陥の有無。 ②本件こんにやくゼリーについての警告表示上の欠陥の有無。 ③本件こんにやくゼリーの販売方法が不適切であったか否か。 ④本件製造販売会社の役員2名の責任の有無。	①本件製造販売会社製造のこんにやくゼリーの食品特性に対する対策が不十分である結果、消費者がこれらの特性に気付かず、誤嚥による事故を誘発している場合には、本件こんにやくゼリーの設計上の欠陥を基礎づける事となるというべきところ。一般消費者は、本件こんにやくゼリー及び本件製造販売会社製造のこんにやくゼリーが、食感等の点において他の通常のゼリーとは異なることを十分に認識でき、また、本件製造販売会社製造のこんにやくゼリーが他の通常のゼリーとは別の場所で販売されてはいなかったからといって、食品特性を認識しにくい状態にあったとは認められない上、本件製造販売会社製造のこんにやくゼリーの容器的形状から、上向き食べないし吸い込み食べを誘発するとは認め難く、乳幼児に対しこんにやくゼリーを切り分けせずに与えた結果、当該乳幼児がこんにやくゼリーを誤嚥したとしても、それはこんにやくゼリーの設計上の欠陥を構成するものではないから、本件こんにやくゼリーについて設計上の欠陥は認められない。 ②本件こんにやくゼリーの外袋の表面のイラスト、裏面における警告、本件こんにやくゼリーの摂取方法の記載等からすれば、本件こんにやくゼリーの警告表示は、一般の消費者に対して誤嚥による事故発生の危険性を周知するのに必要十分であったというべきであり、本件こんにやくゼリーについての警告表示上の欠陥は認められない。 ③こんにやくゼリーをどのように販売するかは第一義的には小売店の専決事項であり、仮に子供向け菓子の傍らで販売されていたとしても、それが直ちに製造会社に対し何らかの責任を基礎づけることにもならないことなどから、本件こんにやくゼリーに関して、本件製造販売会社の責任を基礎づけるほどの不適切な販売方法がされていたとは認め難い。 ④は判断せず。	総額:62,419,478 原告父及び母:各31,209,739	請求棄却	平成22年11月17日	控訴	0	裁判所ウェブサイ ト判例タイムズ1340号206頁判例時報2086号116頁自保ジャーナル1841号171頁ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA1117 6004)	新訟リストNo.256の第一審。
213	最高裁第二小法廷	平21(オ)1117号	平成21年3月13日	健康食品呼吸器機能障害告知事件	不明(被控訴人、健康食品を購入・摂取した娘(一番原告)、健康食品を購入・摂取した母(一番原告)、健康食品を購入・摂取した娘(一番原告)、健康食品を購入・摂取した母(一番原告))	不明(被控訴人、健康食品製造会社(一番被告)、健康食品販売会社(一番被告))	健康食品を購入・摂取した母娘が、閉塞性細気管支炎等の呼吸器機能障害を発症したとして、本件健康食品の製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、同販売会社に対しては同法3条又は不法行為に基づき、同食品の効用を示した記事を公表した者及び同記事を掲載した雑誌を発行した会社に対しては不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を求めたことにつき、本件健康食品の製造物責任法上の欠陥を認めて製造会社及び販売会社の損害賠償責任を認めるなどした第一審、製造会社の控訴を一部認容するなどした控訴審に対する上告審の事案。		(控訴審請求額:総額:108,862,388 一番原告母承継人二男:20,065,097 一番原告母承継人兼一番原告娘:88,797,291 一番請求額:総額:108,862,388 一番原告母:40,130,194 一番原告娘:68,732,194)	不受理決定	平成21年11月13日		(控訴審認容額:総額:76,212,783 一番原告母承継人二男:11,000,000 一番原告母承継人兼一番原告娘:65,212,783 一番認容額:総額:76,212,783 一番原告母:22,000,000 一番原告娘:54,212,783)	新訟リストNo.122(第一審)、新訟リストNo.189(控訴審)の上告審。 なお、一部の一番被告と和解となった控訴審については和解リストNo.52。		
214	東京地裁	平21(ワ)8353号		トイレブース開き戸型ドア親指切断事件	負傷児童に賠償した社会福祉法人に保険金を支払った保険会社	建具製品の製造販売業者	小学校2年生の児童が建具製品製造販売業者製造のトイレブース開き戸ドアに親指を挟まれて切断する事故が発生したため、被害児童に損害賠償をした社会福祉法人は、被害児童の製造物責任法3条又は不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得し、民法717条3項の求償権を有するところ、各権利を保険代位したとして、本件業者に対し、求償金の支払を求めた事案。	①本件トイレブースの製造物責任法上の欠陥の有無。 ②土地工作物責任者の求償権の有無及び本件業者の利用者に対する安全配慮義務違反に係る不法行為の成否。	①本件ドアの構造によれば、ドアを開けた際に生じる隙間に手指を入れるドアを開いた際に隙間がなくなり手指を挟み込める指詰め事故発生の危険があるものの、同危険は隙間に手指を入れる場合に限られ、同用法は本来の用法でなく通常見られる使用形態でもなく、本件トイレブースは、本来の用法に従って使用する限り指詰め事故発生の危険性はないから、通常すべき安全性に欠けるとはいえず製造物責任法上の欠陥は認められない。製造・販売業者である被告において、利用者がトイレブースのドアを本来の用法以外の用法で使用できないようにするとか、本来の用法以外の用法で使用しても指詰め事故が発生しないような安全策を講ずべき必要はない。むしろ、製造・販売業者が上記レベルの安全策を講じなければならないとすると、これを必要としない他の多数の購入者に対してまで不要の構造や材質の製品を提供せざるを得なくなり、コストが高くなるなどの問題も生ずるのであって、妥当でない。 ②開き戸指詰め事故発生のおそれがあることなどの情報が一般に相当程度普及していたことによれば、本件業者が本件トイレブースの販売先や利用者等に指詰め事故発生の危険性を告知する義務を負うとはいえず、また、本件トイレブースは本来の用法に従って使用する限り指詰め事故発生の危険はなく製造物責任法上の欠陥はないこと、本件ドアを開けた際の隙間に手指を入れることは通常予想される使用形態ではないことによれば、本件業者が本件トイレブースの製造販売後に指詰め事故防止用器具を開発しても、特段の事情のない本件では当該情報を提供する義務はないなどとして、土地工作物責任及び不法行為責任を否定した。	28,255,306	請求棄却	平成23年2月9日	控訴	0	判例タイムズ1360号240頁判例時報2113号110頁ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0209 8007)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
215	高松地裁	平21(ワ)113号		高松自動車事故負傷事件	自動車運転者	自動車製造業者	運転者が、自動車製造業者製造のRV車を運転中に単独機転事故を起こしたことに、同車の取扱書に運転操作時の注意点につき記載がないという指示・警告上の欠陥、必要な装備がないという設計上の欠陥により本件事故が発生したとして、本件業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件車の「欠陥」の有無。 ②同欠陥と本件事故との間の因果関係の有無。	①一般的な普通自動車運転免許取得者であれば、本件取扱書の記載を読めば運転上の危険性につき当然に理解できるとして、本件取扱書の指示・警告上の欠陥を認めず、また、アクティブTRCやVSCなどの各装置が未装備でも本件車の性能には問題がなく、そもそも各装置が作動するような危険な操作をしないよう本件取扱書で注意喚起されていた以上、本件車に各装置が装備されておらず本件取扱書に本件各装置が未装備である旨の記載がなくとも、設計上又は指示・警告上の欠陥はないから、本件車に「欠陥」はないとした。 ②は判断せず。	1,991,440	請求棄却	平成22年6月18日	控訴	0	判例タイムズ1363号197頁 ウエストロー・ジャパン (2010WLJPCA08187001)	
216	岐阜地裁	平21(ワ)783号	平成21年6月3日	犬用引き紐(ひも)欠陥犬傷害事件	犬用引き紐を使用した飼い主	犬用引き紐輸入販売会社	犬用引き紐輸入販売会社が輸入販売するフレキシードを使用して飼い犬を散歩させていた際、飼い犬が傷を負ったため、本件リードには欠陥があるとして、本件リードを使用した飼い主が犬用引き紐輸入販売会社に対して、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	本件リードについての製造物責任法上の欠陥の有無。	本件リードが明らかに伸びることによって、事故の危険性が生じるとは考え難く、本件リードの伸び方は本件事故とは関連性はないと考えられることからすれば設計上の欠陥は認められず、また、ブレーキボタンの内部の先端がリールの歯の真上に乗ることが頻繁に起こるとは考え難い、仮に乗った場合でも、一旦指を離してブレーキボタンを押し直せばブレーキが作用するものと思われることなどからすれば製造上の欠陥は認められず、さらに、本件リードの取扱説明書の記載内容から、ブレーキを掛けることなく本件リードを使用している、犬が突然走り出した場合には犬自身が怪我をする等の危険性があることが容易に理解できることからすれば、指示・警告上の欠陥は認められないから、本件リードは通常有すべき安全性を欠いているとはいえず、製造物責任法上の欠陥は認められない。	1,231,960	請求棄却	平成22年9月14日	控訴	0	判例時報61頁 ウエストロー・ジャパン (2010WLJPCA09146005)	訴訟リストNo.246(控訴審)、訴訟リストNo.273(上告審)の第一審。
217	大阪地裁	平21(ワ)10666号	平成21年7月17日	調理食品回収費用請求事件	食品製造販売業者	冷凍食品等製造加工販売業者	中国法人製造の商品を冷凍食品等製造加工販売業者から購入し、同商品を使用した食品を製造販売していた食品製造販売業者が、本件商品と同工場で製造されていた冷凍餃子の毒物混入が発覚したため、本件商品の回収を余儀なくされたとして、本件加工業者に対し、債務不履行、瑕疵担保責任、製造物責任に基づく損害賠償又は委任契約に基づく回収費用償還等を求めた事案。	①本件商品の瑕疵の有無。 ②商法526条2項の適用による損害賠償請求権の制限の有無。 ③製造物責任の成否。 ④委任契約の成否。	①本件商品及び同商品を原料とする本件食品は、毒物混入のおそれがある食品として消費者に購入されない食品であり、かつ本件製造販売業者で事実上販売できない食品といえ、社会通念上食品として市場に流通し得る品質を有していなかったといえるから、本件商品には同商品等に関して締結された本件基本契約所定の保証に関する瑕疵が認められる。 ②商法526条は不特定物売買にも適用があり、本件基本契約の規定には同条の適用を前提としている趣旨と解される規定が存在するから、同基本契約に基づく損害賠償請求は同条の適用により一部制限される。 ③本件加工業者は中国法人から他社が輸入した本件商品を購入して本件製造販売業者に販売しており、製造物責任法上の「製造業者等」といえないから、製造物責任は認められない。 ④本件加工業者が本件商品を回収しようとして、本件商品を使用した本件製造販売業者の商品を回収するよう依頼する書簡を送付したことが認められるものの、これをもって委任なし準委任契約が成立したとは認められない。	44,302,895	一部認容	平成22年7月7日	控訴	39,704,716	判例タイムズ1332号193頁 判例時報210号97頁 ウエストロー・ジャパン (2010WLJPCA07078001)	和解リストNo.57の第一審。
218	東京地裁	平21(ワ)12666号		培養土過塩素酸カリウム混入事件(1)	培養土製造業者 生産物賠償責任保険契約に基づく保険会社	肥料等製造会社	培養土製造業者製造の培養土を購入使用した農業者らに野菜等の生育障害による損害が発生したことに伴い、培養土製造業者は生産物賠償責任保険契約に基づく保険金の支払を行った保険会社が、本件生育障害は本件培養土に配合された肥料等製造会社製造の肥料中に通常混入しない過塩素酸カリウムが混入したためであり、保険会社により本件培養土製造業者の有する製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権を取得したとして、肥料等製造会社に対し、損害賠償を求めた事案。	生育障害の原因。	本件保険会社と本件肥料等製造会社間では、本件生育障害の原因が本件肥料製造会社製造の本件肥料中に混入した本企業含まれるはずのない過塩素酸カリウムにあることは争いがなければ、本件肥料製造会社は、自らの製造物である本件肥料が用いられた本件培養土を原因として、同培養土の使用者に生育障害被害を与えたとともに本件培養土製造業者に製造物責任法3条に基づく損害賠償義務を負ったものといえ、同業により本件培養土製造業者が被った損害を賠償すべき義務がある。	76,673,774	一部認容	平成22年12月6日		76,168,177	ウエストロー・ジャパン (2012WLJPCA12068007)	
219	東京地裁	平21(ワ)15901号・平22(ワ)38419号		マイクロリレー内臓自動ドアコントローラ不具合事件	甲事件及び乙事件原告:自動車製造会社 乙事件被告:同社の子会社	甲事件被告:電気機器製造会社 乙事件被告:同社の子会社	電気機器製造会社の子会社から中国から日本へ輸入し、電気機器製造会社が同子会社から買い受けて流通させた自動ドアの部品であるマイクロリレーに不具合があったとして、同リレーが組み込まれた自動ドアコントローラを購入して自身の代理店に販売した自動ドア製造会社が、電気機器製造会社に対して製造物責任法又は不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案。	①電気機器製造会社に対して製造物責任法に基づく損害賠償請求が認められるか否か。 ②電気機器製造会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求が認められるか否か。 ③電気機器製造会社の子会社に対して製造物責任法に基づく損害賠償請求が認められるか否か。 ④電気機器製造会社の子会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求が認められるか否か。	①製造物責任法3条ただし書はいわゆる拡大損害が生じた場合に限り賠償義務を定める趣旨であり、当該製造物の機能が失われたに過ぎない場合には賠償義務は発生しないと解される。本件リレーは、正常なマイクロリレーの寿命が喪失した場合と同様にその機能が失われたに過ぎないから、マイクロリレーの機能の喪失という損害は当該製造物以外に生じたものであるとはいえない上、本件リレーが組み込まれているコントローラの機能喪失が本件リレー以外に生じた損害に当たると問題になり得るものの、本件においては、マイクロリレーが組み込まれているコントローラの機能が失われ、それに基づくマイクロリレーの使用利益に係る損害が生じているに過ぎないのであるから、本件で生じた損害は本件リレーについてのみ生じた損害に当たり、製造物責任法に基づく損害賠償の対象にならないと認められ、同法に基づく損害賠償請求は認めることができない。 ②仮に電気機器製造会社が本件リレーを製造したと認められるとしても、自動ドア製造会社との関係においては、寿命の短い部品を販売・流通させたに過ぎず、契約関係にはいらず第三者である自動ドア製造会社がそれを購入して損害を被ったと主張するに過ぎないのであるから、電気機器製造会社が自動ドア製造会社との関係で不法行為が成立するに足りる違法性があるとは認め難く、不法行為に基づく損害賠償請求は認められない。 ③本件において生じた損害は本件リレー以外について生じた損害とはいえず、製造物責任法に基づく損害賠償請求は認められない。 ④仮に電気機器製造会社の子会社が本件リレーを製造したと認められるとしても、自動ドア製造会社との関係においては、寿命の短い部品を販売・流通させたに過ぎず、契約関係にはいらず第三者である自動ドア製造会社がそれを購入して損害を被ったと主張するに過ぎないのであるから、同会社の子会社が自動ドア製造会社との関係で不法行為が成立するに足りる違法性があるとは認め難く、不法行為に基づく損害賠償請求は認められない。	甲事件: 194,264,680 乙事件: 194,264,680	請求棄却	平成24年3月30日		0	ウエストロー・ジャパン (2012WLJPCA03308025)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
220	大阪高裁		平成21年9月18日	業務用電気冷凍庫火災建物焼失事件	精肉加工販売業者を営む者(一番原告)	電気製品製造販売会社(一番被告)	火災により店舗が焼失したのは同作業所に設置されていた業務用電気冷凍庫(譲受したもの)からの出火によるものである。			不明 (一番請求額: 38,400,000)	控訴棄却	平成22年7月29日	上告、上告受理申立	0		訴訟リストNo.171(第一審)、訴訟リストNo.245(上告審)の控訴審。
221	東京地裁	平21(ワ)17259号		ハレット製造設備金型ホルダークラック発生事件	プラスチックハレット製造メーカーに企業総合保険に基づき保険金を支払った保険会社	ハレット製造設備製造業者及びハレット製造設備販売会社	ハレット製造設備販売会社(本件販売会社)が設計、施工した廃棄プラスチックリサイクル施設で同社から購入したハレット製造設備を使用してプラスチックハレットを製造していたメーカーに対して同設備の金型ホルダー(プラテン)部分にクラック(亀裂)が発生したことにより企業総合保険に基づき保険金を支払った保険会社が、本件販売会社に対しては債務不履行に基づく損害賠償請求権を、ハレット製造設備の製造業者(本件製造業者)に対しては不法行為に基づく損害賠償請求権を保険代位により取得したとして、損害賠償を求めた事案。	①本件製造業者の責任の有無。 ②本件販売会社の責任の有無。	①本件保険会社の主張するハレット製造設備の本件瑕疵が仮に認められるとしても、これをもって製造された本件設備が通常有すべき安全性を欠くといえず、同瑕疵が使用者その他の第三者の生命、身体又は財産を危険にさらすともいえないから、本件瑕疵について本件製造業者は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないとした。 ②本件販売会社と本件メーカーとの間の契約によれば、本件メーカーが本件ハレット製造設備の引渡しを受けた後は、本件販売会社は本件瑕疵につき一切の瑕疵担保責任を負わないことから、同社の債務不履行責任を否定した。	113,135,325	請求棄却	平成24年1月12日		0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0112 8008)	
222	東京地裁	平21(ワ)18523号		石材用接着剤染み出しタイル剥落事件	接着剤製造販売業者	土木建築資材販売業者	接着剤製造販売業者が、土木建築資材販売業者に対し、継続的にタイル用接着剤(ボンド)を売り渡したとして、売買契約に基づく代金支払を求めたところ、土木建築資材販売業者が、本件ボンドを使用した石材接着工事やタイル接着工事においてボンドが染み出しタイルが剥落する事故が起こっており、本件各ボンドには製造物責任法上の欠陥があるとして、接着剤製造販売業者に対する損害賠償請求権との相殺を主張した事案。	①本件石材接着工事におけるボンド染み出し事故につき、本件徳用石材用ボンドの製造物責任法上の欠陥の有無、及び、接着剤製造販売業者の債務不履行の有無。 ②本件タイル接着工事におけるタイル剥落事故につき、本件石材用ボンドの製造物責任法上の欠陥の有無、及び、接着剤製造販売業者の債務不履行の有無。	①本件ボンド染み出しは施工業者による施工が不十分だったことに原因する可能性があり、また、本件工事現場で使用された本件徳用石材用ボンドが通常期待される性能を有しないというのであれば、その製造過程において他の徳用石材用ボンドと異なるものであり、かつ、そのために染み出しが生じたことが証明しなければならぬと思料されること、そのことを認めるに足る証拠は見当たらないから、本件徳用石材用ボンドに設計上や製造上の欠陥があるといえることはできず、接着剤製造販売業者に債務不履行があったともいえない。 ②接着剤製造販売業者と本件タイル接着工事の施工業者の間に直接的な債権関係はなく、接着剤に他の材料を混ぜれば接着力が落ちることは当然であるから、接着剤製造販売業者が本件石材用ボンドの製造者としてその最終使用者に対する関係で接着剤に他の材料を混ぜないように指示・警告する義務はなく、垂れ止め剤を使用した場合に、本件石材用ボンドが通常有すべき安全性を欠くとも認められないから、本件石材用ボンドに指示・警告上の欠陥は認められない上、本件石材用ボンドが一般的に接着力が落ちると断定することは困難であるから、接着剤製造販売業者に債務不履行があったともいえない。	4,703,944	認容	平成22年4月9日		4,703,944	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0409 8005)	
223	甲府地裁	平21(ワ)670号	平成21年10月22日	石油ストーブ火災事件	石油ストーブ所有者	石油器具製造販売会社	石油器具製造販売会社製造の石油ストーブを使用中に同ストーブが異常燃焼し、自宅が全焼して居合わせた者2名が死亡した事故につき、石油ストーブ所有者が、本件ストーブには燃料供給タンクの蓋が完全に閉まらず使用中に灯油漏れが生じる欠陥が存在し、本件火災は、同欠陥により漏れ・酸化した灯油にストーブの蓋が引火して発生したものであるなどとして、本件会社に対し、製造物責任法2条2項及び3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件ストーブの欠陥の有無。 ②本件所有者が本件ストーブにガソリンを給油したか。 ③本件ストーブの欠陥と本件火災発生との間の因果関係の有無。	①は判断せず。 ②本件所有者宅でのガソリン等の保管状況、本件ストーブ内から採取されたガーゼ及び液体からガソリンが検出されたこと、本件火災の燃焼状況とガソリン及び灯油を給油して燃焼実験を行った際の燃焼結果との類似性、本件火災が半ロック状態を生じるストーブの欠陥に起因するとは考え難い旨などによれば、本件火災発生時、本件ストーブにガソリンが給油されたことが仮に認められ、本件所有者が本来の用法に従って本件ストーブを使用していたと認められない以上、製造物責任法に基づく損害賠償請求はできない。 ③は判断せず。	187,568,000	請求棄却	平成24年5月22日		0	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0522 9001)	
224	東京地裁	平21(ワ)27895号		フォークリフト装着充電器コネクタ出火損害賠償代位行使事件	損害保険会社	フォークリフト製造販売会社及び充電器製造会社	損害保険会社との間で火災保険契約等を締結していた訴外会社所有の水産加工工場、機械設備等が、フォークリフト製造販売会社製造のフォークリフトに装着されていた充電器からの出火により焼損したため、本件保険契約に基づき訴外会社に対して保険金を支払った損害保険会社が、本件充電器を装着したフォークリフトには製造上の欠陥があったとして、フォークリフト製造販売会社、充電器製造会社に対し、製造物責任法3条の損害賠償請求権を保険者の代位により行使した事案。	本件フォークリフトに装着されていた本件充電器の製造上の欠陥の有無。	本件火災の原因は本件フォークリフトに装着されていた本件充電器のコネクタに塩水が繰り返し付着し、絶縁が劣化したことによる本件コネクタにおけるアーク放電発生にあると考えられるところ、訴外会社は、塩水による絶縁劣化を防止するための対策がとられている水産仕様車などの特別仕様車がある中で、対策がとられていない標準仕様車である本件フォークリフトを、塩水が繰り返し付着する環境において使用しており、本件火災は、本件フォークリフトを、製品の通常予想される使用形態に反して使用したという訴外会社の著しい誤使用により生じたものと考えられ、本件充電器及びフォークリフトの製造上の欠陥により生じたものではない。	311,731,019	請求棄却	平成23年10月27日	控訴	0	判例タイムズ1379号23頁 ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA1027 8008)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
225	東京地裁	平21(ワ)28163号		自動車リアガラス変形事件	自称自動車購入者	自動車販売会社2社及びリアガラス製造会社	本件車を買受けたと自称する者(自称購入者)が、同車のリアガラスには歪み等の変形があるとして、リアガラス製造会社、同社からリアガラスを購入した自動車販売会社2、同社から本件車を買受自称購入者に販売した自動車販売会社1に対し、同変形が製造上の瑕疵であること及び規格外等の不良品であることの確認を求めるとともに、主動的に各社に対し損害賠償を、予防的に新品リアガラスへの交換を求め、さらに、各社に対し、慰謝料の支払を求めた事案。	①確認の利益の有無。 ②売主の瑕疵担保責任の有無。 ③不法行為に基づく損害賠償請求の成否。 ④製造物責任の有無。 ⑤瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権の代位行使及び再代位行使の可否。 ⑥本件リアガラス交換請求の可否。 ⑦慰謝料請求の成否。	①本件確認の訴えは、本件リアガラスに生じた変形が製造上の瑕疵であり、規格外等の不良品であるという評価の確認を求めるもので、権利又は法律関係の確認を求めるものではないから確認の利益を欠き、不適法である。 ②本件自称購入者が父の名で本件車の売買行為をしており、同売買は父の代理行為として行われたものと認められることなどからすると、本件自称購入者は買主ではなく、瑕疵担保責任の主体ではないから、瑕疵担保責任の主張は理由がない。 ③不法行為の各主張のうち、本件自称購入者又は同人を代表とする政治団体が買主であることを前提としているものは本件売買の効果が本件自称購入者又は政治団体に帰属しないから理由がなく、また、本件はそもそも自称購入者の権利又は法律上保護される利益の侵害に当たらないものであるか、不法行為該当事実が認められないものであるから、請求は理由がない。 ④本件自称購入者による製造物責任の主張は、本件車及び本件リアガラスの欠陥それ自体に係る精神的損害をいうものであって、人の生命、身体又は財産に拡大損害が生じたことをいうものではないから、製造物責任法3条ただし書により主張自体失当である。 ⑤本件自称購入者は、瑕疵担保責任又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないから、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権の代位行使及び再代位行使は当事者適格を欠き不適法である。 ⑥本件リアガラス新品交換請求を認めるべき法律上の根拠が存しないから、同請求に係る訴えは不適法である。 ⑦不法行為該当事実がないか、製造物責任法の要件を欠くから慰謝料請求は理由がない。	306,344	一部却下、一部棄却	平成22年6月31日		0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA0831 8008)		
226	東京高裁		平成21年11月2日	外国製高級車自動変速機構等誤作動死亡事件	車体と運転席ドアの間に挟まれて死亡した者の妻子	自動車輸入販売会社	坂道で停車していたのに後退を開始した車両を追いかけ、同車両がガードパイプに衝突して停止した際に車体と運転席ドアの間に上半身を挟まれて死亡した者の妻子が、本件事故の発生は本件車両の欠陥に起因するものであると主張して、同車両を輸入した輸入販売会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額総額:588,898,802 一審原告妻:294,449,401 一審原告子:294,449,401)	控訴棄却	平成22年6月16日	確定	0		新松リストNo.165の控訴審。	
227	名古屋地裁		平成21年11月6日	介護ベッド胸背部圧迫死亡事件	死亡した男性の遺族	ベッド製造販売会社、介護用ベッド等製造会社、病院経営法人	関節リウマチ等の治療のため入院していた被害者(死亡時64歳)が介護ベッドから滑り落ちたような姿勢で、ベッドのマットレスと転落防止柵(サイドレール)との間に胸部を挟まれ、胸背部圧迫により死亡した。			68,250,000							
228	東京地裁	平21(ワ)31505号		フォークリフト装着充電機コネクタ出火事件	鮮魚等製造販売業者	フォークリフト製造販売会社	フォークリフト製造販売会社の製造するバッテリー式フォークリフトを工場内に導入して使用していた鮮魚等製造販売業者が、同フォークリフトの充電中にそのコネクタ端子部分から出火して工場を焼損したため、同フォークリフトは通常有すべき安全性を備えておらず設計上又は製造上の欠陥があったとして、フォークリフト製造販売会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	本件フォークリフトについての製造上又は設計上の欠陥の有無。	本件火災発生の機序は、本件フォークリフトの充電用ハーネスコネクタに塩水が繰り返し付着したことによる本件コネクタにおけるアーク放電発生にあるところ、鮮魚等製造販売業者が塩水が繰り返し付着するような環境において本件フォークリフトを使用したことは、通常予見された使用形態ではなく、取扱説明書の記載に反する不合理な使用形態であったと認められ、そのような使用状況の中で本件発火に至った事情のもとでは、本件火災が本件フォークリフトの設計上又は製造上の欠陥によるものとはいえず、本件フォークリフトに製造物責任法上の欠陥があるとは認められない。	338,985,524	請求棄却	平成23年6月24日		0	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0624 8009)		
229	東京地裁	平21(ワ)33354号		自動二輪車シフトペダル脱落部接触中指切断事件	自動二輪車のシフトペダル操作部の脱落部に触れようとした際に左手中指を切断した被害者	自動二輪車の製造加工販売業者	自動二輪車の製造加工販売業者の製造加工に係る自動二輪車で走行中、同車のシフトペダル操作部先端部分が脱落したため、手で操作しようとしてシフトペダル付近を左手で探ったところ、チェーンが剥き出しになっている部分と接触し左手中指切断等の傷害を負った被害者が、本件業者はシフトペダル操作部の先端部分の脱落を防止し、かつチェーンカバーを装着すべき注意義務を怠った。本件事故発生は製造物である同自動二輪車の欠陥に起因するものであるなどとして、本件業者に対し、債務不履行ないし製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件業者の注意義務違反の有無及び本件自動二輪車の製造物としての欠陥の有無。 ②本件業者の注意義務違反又は本件自動二輪車の欠陥と被害者の受傷との間の相当因果関係の有無。 ③過失相殺の可否。	①本件では、本件自動二輪車の販売・引渡時にシフトペダル操作部の先端部分が緩んだままであったとは認められず、また、被害者は、チェーン部分が剥き出しになっている自動二輪車であることを承知して本件自動二輪車を購入、使用していたから、同車の販売・引渡時にチェーンカバーが装着されていなかったことが債務不履行とか製造物としての欠陥にあるとはいえずとして、本件業者の注意義務違反を認めず、同車の製造物責任法上の「欠陥」も否定した。 ②自動二輪車の運転経験豊富な被害者がつた、走行中に自らの手をクラッチレリーズプレート部分の近くであるシフトペダル操作部に持って行くという行動は、特異かつ異常な行動であったから、受傷結果との間に相当因果関係はない。 ③は判断せず。	19,158,845	請求棄却	平成22年12月28日		0	ウエストロー・ジャパン(2010WLJ PCA1228 8007)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
230	東京地裁	平21(ワ)33441号		肥料生産障害事件	肥料等製造販売会社	化成肥料販売会社	韓国産の化成肥料(本件原料)を使用して花き・緑化用肥料(本件肥料)を製造・販売した肥料等製造販売会社が、本件肥料を施肥した植物に生産障害が発生し、損害賠償を余儀なくされたなどとして、本件原料を販売した化成肥料販売会社に対し、主位的に、不完全履行の債務不履行に基づき、予備的に、製造物責任、瑕疵担保責任及び保護義務違反・品質保持義務違反・説明義務違反の債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件生産障害の原因は本件原料に混入していた過塩素酸カリウムか否か。 ②本件取引に係る肥料等製造販売会社と化成肥料販売会社との間の契約関係は売買契約であるとした。 ③本件売買契約は不特定物売買であるとした。 ④本件原料は生産障害を発生させるものであったから債務の本旨に従った履行がされたとはいえないとした。 ⑤は判断せず。 ⑥不特定物において瑕疵のないものを給付する義務とは別に保護義務を認念することはできないから、化成肥料販売会社に保護義務違反は認められないとした。 ⑦不特定物においては瑕疵のないものを給付する義務があるべきところ、本件においてそれは別に本件原料について品質保証をした事情は認められず、説明義務を生じさせる事情も認められないから、化成肥料販売会社に品質保証義務違反又は説明義務違反は認められないとした。 ⑧本件原料の安全性について自ら検査していたといった事情は認められないことなどから、化成肥料販売会社に備責事由がなかったとはいえないとした。 ⑨本件生産障害の原因である過塩素酸カリウムを含んでいるかという点が見本において合意されているとはいえないから、本件取引が見本買上に該当するとして化成肥料販売会社が損害賠償責任を免れるということはできないとした。 ⑩本件取引は介入取引ではないとした。 ⑪肥料等製造販売会社が本件原料を受領した時に通常の検査により本件原料が本件生産障害をもたらすことを発見することは不可能であったとして、商法526条による化成肥料販売会社の免責を否定した。 ⑫化成肥料販売会社は製造物責任法2条3項1号の「輸入した者」に相当し、同社の製造物責任を否定した。 ⑬肥料等製造販売会社の請求は権利濫用又は信義則によって制限されるか否か。 ⑭過失相殺の可否及び程度。	①本件生産障害の原因は本件原料に混入していた過塩素酸カリウムであるとした。 ②本件取引に係る肥料等製造販売会社と化成肥料販売会社との間の契約関係は売買契約であるとした。 ③本件売買契約は不特定物売買であるとした。 ④本件原料は生産障害を発生させるものであったから債務の本旨に従った履行がされたとはいえないとした。 ⑤は判断せず。 ⑥不特定物においては瑕疵のないものを給付する義務とは別に保護義務を認念することはできないから、化成肥料販売会社に保護義務違反は認められないとした。 ⑦不特定物においては瑕疵のないものを給付する義務があるべきところ、本件においてそれは別に本件原料について品質保証をした事情は認められず、説明義務を生じさせる事情も認められないから、化成肥料販売会社に品質保証義務違反又は説明義務違反は認められないとした。 ⑧本件原料の安全性について自ら検査していたといった事情は認められないことなどから、化成肥料販売会社に備責事由がなかったとはいえないとした。 ⑨本件生産障害の原因である過塩素酸カリウムを含んでいるかという点が見本において合意されているとはいえないから、本件取引が見本買上に該当するとして化成肥料販売会社が損害賠償責任を免れるということはできないとした。 ⑩本件取引は介入取引ではないとした。 ⑪肥料等製造販売会社が本件原料を受領した時に通常の検査により本件原料が本件生産障害をもたらすことを発見することは不可能であったとして、商法526条による化成肥料販売会社の免責を否定した。 ⑫化成肥料販売会社は製造物責任法2条3項1号の「輸入した者」に相当し、同社の製造物責任を否定した。 ⑬肥料等製造販売会社の請求は権利濫用又は信義則によって制限されるか否か。 ⑭過失相殺の可否及び程度。	552,871,273	一部認容	平成26年7月15日		52,863,798	判例時報2238号58頁 ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0715 8022)	
231	神戸地裁 尼崎支部	平21(ワ)1968号		排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件	顔料製造販売会社	沈降槽製造業者	顔料製造販売会社の工場に設置されたガス等処理装置の沈降槽が断裂し、酸性液流出事故が発生したところ、かかる沈降槽の破壊は、同沈降槽の製造を担当した沈降槽製造業者の施工時の欠陥に基づくものであるとして、本件会社が、本件業者に対し、製造物責任法2条2項、3条及び民法709条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件沈降槽の欠陥の有無。 ②本件沈降槽に関する注意義務違反の有無。 ③製造物責任法における除斥期間の経過の有無。	①出荷検査で異常が確認されていないことなどによれば、本件沈降槽引渡時までに同沈降槽が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、また、同沈降槽につき、設計段階において破壊に繋がる欠陥があると認めるに足る証拠はない上、本件全証拠を精査しても、同沈降槽の設置過程に問題があったと認められず、同沈降槽の使用過程で問題が生じたこと認めるに足る証拠はないから、本件事故の発生をもって、本件沈降槽に欠陥が存在したとは推認できないとして、欠陥を否定した。 ②本件沈降槽に欠陥が存在したことを前提として、本件業者の注意義務違反を主張する本件会社の主張は、本件沈降槽に欠陥はないから前提を欠き認められない。 ③本件における製造物責任法5条1項後段の除斥期間の起算点は、本件業者が、本件ガス等処理装置の設置請負業者で本件沈降槽の注文主である新会社に本件沈降槽を引き渡した時点と認められ、同日から10年の除斥期間経過により、製造物責任に基づく損害賠償請求権は消滅した。	78,341,580	請求棄却	平成24年5月10日	確定	0	判例時報2165号123頁 自保ジャーナル183号 ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0510 6002)	
232	福岡地裁 小倉支部	平21(ワ)2039号	平成21年12月4日	椅子脚部破壊損傷で負傷した主婦	家具製造販売会社	座っていた椅子の脚部が溶接不具合により折れたため転倒した主婦が、第五腰椎椎弓骨折の傷害を負った結果、歩行困難に陥り、かつ、うつ病に罹患したとして、家具製造販売会社に対し、製造物責任法3条又は民法709条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件事故による第五腰椎椎弓骨折と歩行困難との間の因果関係の有無。 ②本件事故発生とうつ病発症の間の因果関係の有無。 ③素因減額可否。	①本件主婦の第五腰椎椎弓骨折は、もとと安静を主とした治療で足りる重さのものでなく、それ自体は治癒したものである上、どの医療機関でも神経学的・理学的な異常所見はなく、神経の圧迫所見も認められていないから、本件主婦の歩行困難状態は、うつ病の影響によるものであり、第五腰椎椎弓骨折を原因とするものとは認め難いとして、因果関係を否定した。 ②本件主婦のうつ病は、健康が回復しないことへの不安、育児ができないことへの苛立ちや、羞しみ等が総合的原因となり発症したもので、改善が認められず今後の改善の見込みも厳しいとされているから、後遺障害として残存しているとして本件うつ病と本件事故との間の相当因果関係を認めた。 ③本件主婦の不安等の各発症要因自体は事故による傷害発生時に多かれ少なかれ見られるもので、本件主婦がそれほど特異・重大なストレスを受けたとはいえず、また、本件事故による直接的傷害はうつ病の原因とは認められず、うつ病自体は治癒してはいるが、本件主婦のうつ病残存は同人の心的要因が大きく寄与したといえるとして、9割の素因減額をした。	141,648,775	一部認容	平成23年2月24日	控訴	9,602,724	判例時報2164号64頁 ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0224 6009)	新訟リストNo.261の第一審。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
233	東京地裁	平22(ワ)2858号	平成22年1月27日	空気清浄機発火事件	空気清浄機を購入した夫婦	空気清浄機製造販売会社	空気清浄機製造販売会社が製造した空気清浄機の欠陥により自宅建物が燃えたとして、本件清浄機を購入した夫が、空気清浄機製造販売会社に対して、主目的に製造物責任法3条に基づき、予備的に不法行為に基づき、損害賠償を求めるとともに、本件清浄機を購入した妻が、本件火災により精神的苦痛を被ったとして、空気清浄機製造販売会社に対して、主目的に製造物責任法3条に基づき、予備的に不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	(損害論のみ)	(損害論のみ)	総額:33,021,589 原告夫:31,456,589 原告妻:1,565,000	一部認容	平成23年5月25日	確定	総額:12,762,932 原告夫:12,762,932 原告妻:0	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0525 8007)	
234	大阪高裁		平成22年3月5日	二重サッシ脱落受傷事件	受傷した女性(一番原告)	住宅建村設計製造施工販売会社(一番被告)	自宅新築時に取り付けた二重サッシの室内側窓を全開にし、かがんで家事をしていた女性が上体を起こした際にサッシに触れたためサッシが窓枠から脱落して受傷した。			不明 (一番請求額:20,770,000)	控訴棄却	平成22年11月26日	確定	0		訴訟リストNo.196の控訴審。
235	東京地裁	平22(ワ)11764号	平成22年3月31日	電気カーペット火災死亡事件	被害者の相続人	電気製品製造会社	電気製品製造会社製造の電気カーペットを原因とする火災で家屋が焼損し、被害者が死亡したため、被害者の相続人である妻が、本件火災は本件カーペットの欠陥により生じたとして、本件会社に対し、製造物責任法3条1項本文に基づき損害賠償を求めた事案。	①欠陥の主張立証責任。 ②欠陥の有無。	①製造物責任法3条の「欠陥」の有無の立証責任は、製造業者等に対して製造物責任があると主張する消費者が負う。 ②本件発火は電源プラグ外の断線部①②の短絡により発生したと認められるから、本件カーペットの電源プラグ内の欠陥により短絡が発生したとする主張は認められず、また、本件被害者が本件カーペットの電源コードに断線を生じさせ得る外的圧力を加えずに長期間使用していた事実は認められないから、断線部①②における短絡及びそれをよる本件発火の事象のみから、本件カーペットが流通に置かれた時点で欠陥が存在していたとは推認できないとして、欠陥の存在を否定した。	37,356,936	請求棄却	平成24年8月31日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0831 8015)	
236	東京高裁		平成22年4月5日	光モジュール出力劣化事件	電気通信装置等開発製造販売会社(一番原告)	光学電子部品開発製造米国人(一番被告)	光学電子部品開発製造台湾法人(台湾法人)が製造し、光学電子部品開発製造米国人(米国人)の旧商号を表示するロゴマークが付された光モジュール(電気信号と光信号を相互に変換するための電子部品)を組み込んだ自社製品を販売していた電気通信装置等開発製造販売会社が、台湾法人の瑕疵により発生した欠陥の故障が生じたなどとして、台湾法人及び米国人に対し、製造物責任等に基づく損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一番請求額:476,920,391)	控訴棄却	平成23年6月22日	確定	0		訴訟リストNo.132(第一審中間判決)、訴訟リストNo.133(第一審終局判決)の控訴審。
237	最高裁		平成22年4月22日	メッキ装置内ヒーター爆発事件	不明(一番原告:無電解すずメッキ装置設計製作会社)	不明(一番被告:メッキ装置に使用するヒーターの納入会社)	納入されたヒーターを組み込んだ無電解すずメッキ装置を顧客に納品した無電解すずメッキ装置設計製作会社(本件製作会社)が、製造上の欠陥を原因として本件ヒーターが爆発したことにより、その対応に要した費用及び顧客に対する損害賠償の支払等の損害を受けたとして、同メッキ装置に使用したヒーターの納入会社に対し、製造物責任法3条等に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件ヒーターの製造物責任法上の結果を認めた第一審、原判決を取り消して本件製作会社の請求を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(控訴審請求額:不明 一番請求額:9,987,926)	上告棄却、不受理決定	平成22年9月9日		(控訴審認容額:0 一番認容額:5,346,898)		訴訟リストNo.118(第一審)、訴訟リストNo.176(控訴審)の上告審。
238	東京地裁	平22(ワ)12475号・平22(ワ)17038号	平成22年4月5日	輸入スポーツ自転車部品脱落(けい)部受傷事件	第1事件原告:自転車搭乗中に転倒して負傷した会社経営者及びその妻 第2事件原告:負傷した会社経営者に人身傷害保険契約に基づく保険金を支払った保険会社	各事件被告:自転車輸入会社	自転車輸入会社が輸入した自転車で出動していた会社経営者が、同自転車の前輪フロントフォークサスペンション部分の分離及び車輪脱落より顔面から路面に転倒し、頸椎損傷、頸椎損傷等の傷害を負い、重度四肢麻痺を伴う神経系統の後遺障害が残存した事故につき、同経営者とその妻が、本件事故は本件自転車の欠陥により生じたなどとして、本件輸入会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求め(第1事件)、同事故につき本件経営者に人身傷害保険契約に基づく保険金を支払った保険会社が、同経営者の製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権を支払額の限度で保険代位により取得したなどとして、求償金の支払を求めた(第2事件)事案。	①事故原因。 ②本件自転車の製造物責任法3条所定の欠陥の有無。 ③本件自転車の欠陥と本件経営者に生じた損害との因果関係の有無。 ④過失相殺の可否。	①本件経営者の転倒態様、受傷状況、インナーチューブ等の損傷状況、サスペンション分離の機序などによれば、本件事故は、本件自転車走行中のサスペンション分離により発生したといえる。 ②本件経営者は、本件自転車をその特性に従い通常予想される使用形態で使用していたといえ、購入後の経過期間、保管やメンテナンス状況を考慮しても、本件自転車は走行中にサスペンションが分離した点において通常有すべき安全性を欠いていたとして、製造物責任法上の欠陥を認めた。 ③本件自転車に存した欠陥が原因となり本件事故が発生したから、本件自転車の欠陥と本件経営者らに生じた損害との間に因果関係が認められることは明らかである。 ④本件自転車の購入から約6年4か月間に一度も点検やサスペンションのメンテナンスを受けなかったことは一定程度の落ち度として評価できるとして、1割の過失相殺を認めた。	第1事件請求額:181,721,339 原告経営者:176,212,339 原告妻:5,500,000 第2事件請求額:60,000,000	第1事件一部認容、第2事件一部認容	平成25年3月25日	控訴	第1事件認容額:150,476,388 原告経営者:147,176,388 原告妻:3,300,000 第2事件認容額:38,838,016	判例時報2197号56頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0325 8007) 判例タイムズ1415号346頁	和解リストNo.58の第一審
239	大阪地裁		平成22年4月26日	H調理器具高周波電流健康被害事件	喫茶店経営者およびその妻	電気器具等製造販売会社	H調理器具を使用したところ高周波の電流により心臓細動等の健康被害を被った。			89,210,000						
240	最高裁第一小法廷	平22(オ)1206号・平22(受)1456号	平成22年4月26日	携帯電話低温やけど事件	携帯電話製造会社(被控訴人(一番被告))	やけどを負った男性(控訴人(一番原告))	携帯電話製造会社製造の携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて使用していた男性が、同携帯電話の欠陥により左大腿部に熱傷を負ったとして、携帯電話製造会社に対して製造物責任法3条又は不法行為に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、携帯電話の欠陥を認めるなどとして請求を一部認容した控訴審に対する上告審の事案。			(一番及び控訴請求額:5,457,370)	上告棄却、不受理決定	平成23年10月27日		(控訴審認容額:2,212,370 一番認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA1027 8001)	訴訟リストNo.142(第一審)、訴訟リストNo.179(控訴審)の上告審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
241	大阪地裁	平22(ワ)6727号		ふとん乾燥機出火死亡事件	火災により死亡した永住資格を有するナイジェリア国籍の夫が死亡したのは、ふとん乾燥機販売会社が輸入したふとん乾燥機の欠陥が原因であるとして、亡夫の妻が、同社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	ふとん乾燥機販売会社	自宅で発生した火災により永住資格を有するナイジェリア国籍の夫が死亡したのは、ふとん乾燥機販売会社が輸入したふとん乾燥機の欠陥が原因であるとして、亡夫の妻が、同社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。	①死亡による相続に関する準拠法。 ②本件販売会社の「製造業者等」(製造物責任法2条3項)該当性。 ③本件機械の製造物責任法上の欠陥の有無。	①本件では、適用されるべき法令の内容や当該法令における委理を合理的に推認することは極めて困難であるのに加え、夫の死亡原因となった本件火災が日本で発生したこと、同人の妻が日本国籍を有していることなどによれば、亡夫の相続については日本法を適用すべきである。 ②本件機械は中国で製造され、訴外会社が輸入したが、本件販売会社は製造物責任法2条3項1号の「製造業者」には当たらないが、同社は、本件機械に製造業者が同社であると誤認させるような会社名及びロゴ等の記載をしたといえるから、同項2号にいう「当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」に該当する。 ③本件火災は本件機械から出火したものであって、妻らは本件機械を通常の用法に従って使用していたと認められるところ、本件火災を発生させ得る本件機械の内部構造以外の外的要因は窺われないから、本件機械には製造物責任法にいう欠陥が認められるとして、製造物責任を認めた。	総額:126,687,181 原告妻: 63,343,591 原告子1: 21,114,530 原告子2: 21,114,530 原告子3: 21,114,530	一部認容	平成25年3月21日	控訴	総額:92,380,800 原告妻: 46,190,400 原告子1: 15,396,800 原告子2: 15,396,800 原告子3: 15,396,800	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA03216005)		
242	横浜地裁 川崎支部		平成22年7月2日	ディーゼル車排気ガス微粒子除去装置事件	運送会社	トラック等製造会社	被告から配送用の車両を調達したところ、排気ガス中の微粒子を除去する装置に欠陥があったため、運送業務に支障を来した。			52,620,000							
243	東京地裁		平成22年7月6日	公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件(2)	地方公共団体	エレベーター設計会社、エレベーター製造会社、保守管理会社2社	設置・管理する賃貸住宅のエレベーターにおいて発生した死亡事故について、エレベーター交換費用などの損害を被った。			1,384,190,000							
244	最高裁		平成22年7月13日	死亡事故後リコール判明事件	自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親の各両親	自動車製造業者、同輸入業者及び同販売業者(被控訴人)(控訴人(一番被告))	自動車で行中、対向車線上で対向車向と正面衝突した自動車事故により死亡した夫婦の子及び同夫婦の各両親が、本件事故は本件自動車のハンドル操作システムの機能不全という欠陥があったために生じたなどとして、本件自動車の製造業者、同輸入業者及び同販売業者に対し、製造物責任法3条等に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、控訴を棄却した控訴審に対する上告書の事案。			(控訴審請求額:不明 一審請求額:総額:360,862,744 子(一番原告):347,682,744 夫婦の各両親(一番原告):各3,300,000)				(控訴審認容額:0 一審認容額:0)		訴訟リストNo.135(第一審)、訴訟リストNo.210(控訴審)の上告書。	
245	最高裁		平成22年8月10日	業務用電気冷凍庫火災建物焼失事件	精肉加工販売業者を営む者(控訴人(一番原告))	電気製品製造販売会社(一番被告(被控訴人))	火災により店舗が焼失したのは同作業所に設置されていた業務用電気冷凍庫(譲受したもの)からの出火によるものである。			(控訴審請求額:不明 一審請求額:38,400,000)	上告棄却、不受理決定	平成23年2月3日	確定	0		訴訟リストNo.171(第一審)、訴訟リストNo.220(控訴審)の上告書。	
246	名古屋高裁	平22(ホ)1198号	平成22年9月27日	犬用引き紐(ひも)欠陥犬傷害事件	犬用引き紐を使用した飼い主(一番原告)	犬用引き紐輸入販売会社(一番被告)	犬用引き紐輸入販売会社が輸入販売するフレキシードを使用し、飼い主が、本件フレキシードには欠陥があるとして、犬用引き紐輸入販売会社に対して製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたことにつき、本件リードには欠陥がないとして請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	本件リードについての製造物責任法上の欠陥の有無。	本件リードのような製品は、散歩の最中等に飼い犬の行動を制御、誘導しやすくとともに、飼い犬が突然人や動物等に向かい、人や動物等に危害を加えることを防止するため、素早くブレーキを掛けてリードが伸びるのを阻止し、これにより飼い犬を制止せよとすものであるから、飼い犬が突然走り出したような場合、ブレーキボタンを押すことにより、リードの伸びを素早くかつ確実に阻止し、走り出した飼い犬を制止できるようなものでなければならぬところ、本件リードは、ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部の先端とリールの歯とがかみあわず、ブレーキが掛からなかったため、ブレーキボタンがブレーキ装置として本来備えるべき機能を有せず安全性に欠けるところがあつたといわざるを得ないから、本件リードには製造物責任法上の欠陥があると認められる。	(一審請求額:1,231,960)	原判決変更	平成23年10月13日	上告受理申立	727,600 (一審認容額:0)	判例タイムズ1364号248頁判例時報2138号57頁消費者法ニュース90号224頁ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA10136004)	訴訟リストNo.216(第一審)、訴訟リストNo.273(上告審)の控訴審。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
247	仙台高裁		平成22年9月28日	スキービンディングの非開放による受傷事件	受傷した男子学生(一審原告)	スポーツ用品輸入・販売等会社(一審被告)	スキー滑走中に転倒した際、装着していたスキー板とスキー靴を固定するビンディングに欠陥があったため、スキー靴が解放されず、右大腿(たい)骨近位骨幹部粉碎骨折の重傷を負った。			不明 (一審請求額: 39,840,000)	控訴棄却	平成23年4月27日	確定	0		訴訟リストNo.191の控訴審。
248	東京地裁	平22(ワ)25118号		鯖定食針異物混入事件	蕎麦屋経営者	水産物加工保管販売業者、水産物購入販売業者及び水産食料品販売業者	蕎麦屋(本件飲食店)で鯖の焼魚定食を食べた客が、鯖に混入した針状の異物を飲み込んだため内臓類により出血させる術となったとして、蕎麦屋経営者に損害賠償を請求し、本件経営者が本件客に損害賠償の一部を支払ったため、水産食料品販売業者に対しては製造物責任に基づき、本件食料品販売業者から本件鯖を購入した水産物購入販売業者及び本件購入販売業者から本件鯖を購入して本件飲食店に販売した水産物加工保管販売業者に対してはそれぞれ債務不履行ないし不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件事故は、本件経営者が、本件食料品販売業者が加工・製造し、本件加工保管販売業者から購入した鯖製品により発生したか否か。	本件客が食べた鯖に本件異物が混入した原因は判然としないものといわざるをえず、本件客が食べた鯖が本件鯖製品ではない可能性も否定できないほか、本件鯖製品に本件異物が混入していたと認めるに足る証拠はないから、本件事故が本件鯖製品により発生したとは認められない。	1,500,000	請求棄却	平成23年9月28日	控訴	0	自保ジャーナル1864号183頁ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0928 8004)	
249	東京地裁	平22(ワ)27861号		国立大学法人研究棟ガラス落下事件	国立大学法人	設計図書作成会社、ジョイントベンチャー(JJV)の代表者会社、ガラス製造業者	国立大学法人が、設計図書作成会社との間で研究棟に係る設計図書等の作成につき業務委託契約を締結し、ジョイントベンチャー(JJV)代表者会社を代表者とするJVVとの間で本件設計図書等に基づき本件研究棟を建築する旨の工事請負契約を締結し、同工事により完成した本件研究棟を使用していたところ、本件研究棟のメカニカルシャフトに装着されていたガラス製造業者製造の強化ガラスの枚が自然破損して落下する事故が発生し、他の強化ガラスの全撤去及びアルミハンデリングパネル装着工事を本件代表者会社に発注して行うことになったため、本件設計図書作成会社及び本件代表者会社に対しては、瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任に基づき、本件製造業者に対しては製造物責任、不法行為責任(安全配慮義務違反)に基づき、損害賠償を求めた事案。	①設計図書作成会社及び本件代表者会社の瑕疵担保責任の有無。 ②設計図書作成会社の不法行為責任ないし使用者責任の有無。 ③設計図書作成会社の保護義務違反の有無。 ④本件代表者会社の不法行為責任の有無。 ⑤本件製造業者の製造物責任の有無。 ⑥本件製造業者の不法行為責任の有無。 ⑦設計図書作成会社に対する請求の除斥期間経過の有無。 ⑧本件代表者会社に対する請求の除斥期間経過の有無。 ⑨過失相殺の可否。	①本件研究棟はメカニカルシャフトに設置された強化ガラスの内側に飛散防止フィルムを貼るとともに、日常的な点検を行うことにより安全性の確保が図られていたから、本件研究棟に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵が存在していたとは認められず、各社の瑕疵担保責任は認められない。 ②国立大学法人が引渡しを受けた当時の本件研究棟に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵が存在していたとは認められない以上、同瑕疵を前提として設計図書作成会社には、使用者責任があるとすると国立大学法人の主張は採用できない。 ③強化ガラスに破損のおそれがあることは一般的知見であり、建築につき一定の専門的知見を有する職員がいる国立大学法人の施設部が強化ガラスの破損に備えた措置を講ずべきことは当然である上、同施設部は本件研究棟の引渡し時に、本件取扱注意事項記載書面の交付を受けていたから、設計図書作成会社には、国立大学法人に強化ガラスの自然破損可能性を説明し、適切な防止措置を採らざる信義則上の義務があるにもかかわらず、同義務を履行しなかった旨の国立大学法人の主張は採用できない。 ④本件研究棟に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵はないから、同瑕疵の存在を前提とする代表者会社の不法行為責任は認められない。 ⑤本件強化ガラスが特注品として通常とは異なる製造工程、方法で製造されたとは認められないから、特注品であることを前提とする国立大学法人の主張は前提を欠く。また、現在の技術では、製造の過程で強化ガラスに酸化ニッケルが発生し、残存する可能性を完全に除去することは困難であり、強化ガラスは、外力による破損の可能性のほか、製造過程において発生し、残存した酸化ニッケルの膨張によって自然破損する可能性のあることをも前提として一般的に利用されているのであるから、本件落下事故において落下した強化ガラスが残存した酸化ニッケルの膨張のために自然破損したものであるとしても、強化ガラスとして通常有すべき安全性を欠いていたとは認められないから、製造物責任は認められない。 ⑥引渡しを受けた当時の本件研究棟に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵が存在していたとは認められない以上、不法行為責任は認められない。 ⑦⑧⑨は判断せず。	138,600,000	請求棄却	平成26年2月26日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0226 8002)	
250	東京地裁	平22(ワ)28340号		芝刈機指負傷事件	芝刈機の使用中に指を負傷した者	電気機器製造販売会社及び国	電気機器製造販売会社の製造に係る芝刈機の使用中に指を負傷した者が、本件製造販売会社に対しては、本件芝刈機は通常有すべき安全性を欠いていたこと及びそれを認識しつつ本件芝刈機を出荷販売したことを理由として、製造物責任法3条又は不法行為に基づき、国に対しては、本件芝刈機が技術基準に適合しない電気用品であるにもかかわらず、経済産業大臣が電気用品安全法に基づき回収命令を発令を怠ったことを理由として、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件芝刈機について製造物責任法上の欠陥の有無。 ②本件製造販売会社の不法行為責任の有無。 ③本件芝刈機について経済産業大臣が電気用品安全法に基づく回収命令を発令しなかったことが違法であるか否か。	①本件芝刈機は芝や異物がからんで動かなくなった場合には回転しからんた芝や異物などを取り除く作業等が必要であるところ、本体内の回転刃周辺部に触れる作業はそれ自体危険なものであることが明らかであり、また、本件芝刈機を含む電動芝刈機は、電源プラグをコンセントから抜かない限り何らかの弾みで不意に回転が始動する可能性があることが明らかであるから、使用者は、本体内の回転刃周辺部に触れる作業をするに当たり、電源プラグをコンセントから抜くことが基本的に求められているとすべきであって、本件芝刈機の取扱説明書にも注意喚起する記載があることが認められる上、本件使用者の行った行為は、本件芝刈機の構造上からして一般人が通常行う行為であると到底認められず、通常予見される使用形態に当たるといえることはできない。また、本件芝刈機が使用者の意思に反して回転刃を始動させてしまう危険性を有し、通常有すべき安全性を欠いていたとは認められず、本件製造販売会社には不法行為責任は認められない。 ②本件芝刈機が使用者の意思に反して容易に始動してしまう危険性を有し、通常有すべき安全性を欠いていたとは認められないから、本件製造販売会社には不法行為責任は認められない。 ③本件芝刈機に通常の使用状態において危険が生ずるおそれのあることを認めるに足る証拠はないから、本件芝刈機が技術基準に適合していないとはいえず、経済産業大臣が電気用品安全法に基づく回収命令を発令しなかったことが違法であるといえることはできない。	10,000,000	請求棄却	平成23年4月19日		0	ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA0419 8002)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
251	東京地裁	平22(ワ)30296号		耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTPV管)クラック(亀裂)漏水事故発生事件	ガス配管工事等の施工請負業者	合成樹脂製造会社	合成樹脂製造会社(本件製造会社)製造に係る耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管(HTPV管)を使用した給湯管設置工事をマンション新築工事の各戸に施工したガス配管工事等の施工請負業者(本件施工請負業者)が、設置したHTVP管1及び2から漏水事故1及び2が生じたのは、本件各HTVP管の内壁に引渡時から大きな異物が存在し、当該異物又はその剥離孔が基点となって発生したクラック(亀裂)が拡大成長しクラック(亀裂)となったためであり、同異物又は剥離孔の存在は製造物責任法2条2項の「欠陥」に当たるとして、本件製造会社に対し、同法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件各HTVP管内壁に、引渡時からあった大きな異物又はその剥離孔が基点となって本件各漏水事故が発生したといえるか。 ②①が認められる場合、それらが製造物責任法2条2項の「欠陥」に当たるか。 ③本件各HTVP管の引渡時の科学又は技術に関する知見によっては、本件各HTVP管に大きな異物又は剥離孔による欠陥があることを認識できなかったか否か。	①分析検査結果等によれば、本件各HTVP管に存在する異物又はその剥離孔がクラックの基点になったとは認められず、また、本件各漏水事故の原因が、ソルベントクラック(HTPV管の内壁に接着剤の溶剤の蒸気が浸透拡散されることによって分子鎖間が存在するファンデルワールス力が失われ、分子間の剥離が生じクラックに至るとい現象)によるものである可能性を否定できないから、本件各HTVP管に存在する異物又は剥離孔が本件各漏水事故の原因であることの高度の蓋然性が証明されたとはいえないとして、本件各HTVP管に存在する異物又は剥離孔が本件各漏水事故の原因である旨の本件施工請負業者の主張を否定した。 ②③は判断せず。	18,679,120	請求棄却	平成26年2月28日		0	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0228 8009)	
252	東京地裁	平22(ワ)34824号		外壁洗浄剤ガラス腐食事件	塗装工事業者	工業薬品開発製造販売会社	塗装工事業者が、建物の外壁洗浄工事に工業薬品開発製造販売会社の製造販売する外壁洗浄剤を使用したところ、建物のガラスやサッシが腐食する等の事故が発生したため、その原因は本件製品の欠陥及び本件製造販売会社がその安全性を偽ったことにあるとして、本件製造販売会社に対して、製造物責任又は不法行為(詐欺)に基づき損害賠償を求めた事案。	①塗装工事業者は本件外壁洗浄剤に本件製品を使用し、その結果、本件各事故が発生したか否か。 ②本件製品はガラスやサッシを腐食させるなどの性質を有していたか否か。 ③本件製品の指示・警告上の欠陥の有無。 ④本件製品の設計上の欠陥の有無。 ⑤本件製造販売会社は、塗装工事業者に対して本件製品の販売にあたり虚偽の説明をしたか否か。 ⑥不法行為についての消滅時効の起算点はいづか。	①本件では、塗装工事業者は本件外壁洗浄剤に本件製品を用い、その結果本件各事故が発生したと認められる。 ②本件製品の原料、説明書の記載、成分分析結果、本件製品によるガラス等の腐食及び本件製品使用の際の人体における化学熱傷等によれば、本件製品に含まれている成分の反応によりフッ化水素が発生するのであるから、本件製品はガラスやサッシを腐食させる性質を有し、人体への毒性が認められる。 ③本件製品についてはその危険性に照らして適切な指示・警告がされておらず、通常すべき安全性を欠いていたというべきであり、また、本件各事故の原因は本件製品の指示・警告上の瑕疵にあるのであって、塗装工事業者が本件製品の用法を遵守しなかったことによるのではないから、本件製品には指示・警告上の欠陥があると認められる。 ④ないし⑥は判断せず。	3,071,552	一部認容	平成24年4月16日		2,775,552	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0416 8003)	
253	東京地裁	平22(ワ)35852号		住居洗剤塗装剥離変色事件	洗剤購入者	住居洗剤製造販売会社	洗剤購入者が、本件洗剤を自宅の浴室の床の一部に使用したところ、使用部分すべての塗装がはげて白っぽく変色したから、本件洗剤には製造上又は指示、警告上の瑕疵があるとして、同洗剤を製造した住居洗剤製造販売会社に対し、製造物責任に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件製品の製造上の瑕疵の有無。 ②本件製品の指示、警告上の瑕疵の有無。	①本件購入者主張の使用方法で本件洗剤を使用しても変色は生じない上、本件製品の使用により変色が生じたとしても、それは本件購入者が本件製品を塗布後6時間程度以上放置したためと推認され、本件洗剤の使用方法を大きく逸脱した使用方法によると認められるから、本件洗剤に製造上の瑕疵はない。 ②本件洗剤の「使用方法」や「使用上の注意」等を讀んだ一般消費者にとって、本件洗剤をFRP素材に塗布して6時間程度も放置すると変色するおそれがあることは十分に予見可能であるから、本件洗剤をFRP素材の物に塗布後長時間放置した場合にFRPがはがれるおそれがある旨の注意書きが本件洗剤に記載されていないことをもって指示、警告上の瑕疵があるとはいえないとして、同瑕疵の存在を否定した。	1,554,000	請求棄却	平成24年1月17日		0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0117 8018)	
254	東京地裁	平22(ワ)37858号	平成22年10月7日	シュレッダー破裂・破裂により右耳難聴など負傷事件	シュレッダーの破裂により右耳難聴の後遺症を負った男性	シュレッダー輸入販売会社	シュレッダー輸入販売会社が中国から輸入して販売した家庭用シュレッダーを使用したところ、当該シュレッダーが大きな音を出して破裂したために負傷して右耳難聴の後遺症を負ったとして、被害男性が、本件業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件シュレッダーの欠陥の有無。 ②過失相殺の可否。	①本件カバー内に細断くずが溜まり続けようなような安全性が確保される必要があるのに、本件シュレッダーは安全装置が働くことなく細断が続き、本件カバーには滞留した細断くずの圧力に耐えるだけの耐久性がなく破裂して本件事故が発生したのであるから、本件シュレッダーには欠陥があるといえ、本件輸入販売会社は製造物責任を負う。 ②被害男性が頭部を本件シュレッダーに接近させる動作により右耳がとらえた破裂音が高まって同人の難聴発生に寄与したと推認できる上、被害男性は不自然な動きをした本件シュレッダーの電源を切る、逆転させるなどの対応も可能であったとして、1割の過失相殺を認めた。	89,619,830	一部認容	平成24年11月26日	控訴	39,622,062	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA1126 8002)	訴訟リストNo.334の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
255	東京地裁	平22(ワ)37986号		立体駐車場駐車自動車地震発生損傷事件	自動車所有者	不動産賃貸業者、機械式駐車設備製造販売会社	不動産賃貸業者(本件業者)との間で駐車場利用契約を締結し、機械式駐車設備製造販売会社(本件会社)製造の立体駐車場を利用していた自動車所有者が、地震の際、同駐車場に駐車していた所有自動車(車止めから外れ、柱等に接触して損傷したこと)につき、本件会社に対しては同社製造の立体駐車場に設計上の欠陥又は指示・警告上の欠陥が存在したとして製造物責任法又は民法709条に基づき、本件業者に対しては、本件業者は同駐車場の占有者であり、本件駐車場利用契約締結時における説明義務違反又は安全配慮義務違反があるとして、民法717条1項、709条又は利用契約上の債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件車両の前輪が本件駐車設備の車止め1から外れた原因。 ②本件車止め1の設計上の瑕疵の有無。 ③本件駐車設備におけるセンサー不設置の瑕疵(欠陥)該当性。 ④本件説明書及び入庫可能車種一覧表の記載不備の有無、出入口における指示・警告の不備の有無、本件業者の本件利用契約締結時の説明義務又は安全配慮義務違反の有無。 ⑤本件会社の本件業者に対する注意喚起義務違反による不法行為責任の有無及び本件事故発生時の本件業者の安全配慮義務違反の有無。 ⑥本件業者に対する免責規定適用の有無。	①本件事故原因が自動車所有者(本件所有者)主張に係る地震等による特殊振動にあるとはいえない。 ②本件事故原因が地震等による特殊な物理的振動による特殊な事実等を前提とする本件所有者の主張は前提を欠く上、車止め1が同種駐車設備の車止めの高さより十分の高さとは認められないから、車止め1に高さ不十分の瑕疵はない。 ③車止め1に設計上の瑕疵はなく、利用者が求められる入庫方法に従った入庫をした場合に通常運転で車がトレーからはみ出すとは認められないから、本件駐車設備に、トレーからはみ出した車の損傷回避センサーが設置されていないことは、「瑕疵」、「欠陥」に該当しない。 ④フロントオーバーハングの寸法が入庫可能車種一覧表記載の推定値を超えたという事実が事故原因になったとは認められないから、同事実と本件事故との間に相当因果関係は認められないとして、本件説明書及び入庫可能車種一覧表の記載不備、出入口における指示・警告の不備、本件利用契約締結時の説明義務又は安全配慮義務違反を否定した。 ⑤本件事故が地震動により生じたとは認められず、本件車の入庫期間中に発生した震度4の地震による本件駐車設備への具体的な影響が全く明らかではない本件では、地震発生時において、本件業者らに本件所有者主張の本件会社の注意喚起義務及び本件業者の安全配慮義務を発生させるに足る事情は存在しないから、各義務違反は認められない。 ⑥は判断せず。	11,198,245	請求棄却	平成24年11月29日		0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA1129 8002)	
256	大阪高裁	平22(ホ)3658号	平成22年11月29日	こんにやく入りゼリー1歳児死亡事件	こんにやくゼリーを喉に詰まらせて死亡した1歳9か月の幼児の両親(一審原告)	こんにやく製品製造販売会社(一審被告)、同社役員2名(一審被告)	当時1歳9か月の幼児がこんにやく製品製造販売会社製造のこんにやくゼリーを食べた後、喉に詰まらせ窒息し、その後死亡したのには、同社らがこんにやくゼリーの設計上及び警告表示上の致命的な欠陥を放置して漫然と製造・販売したことによるなどとして、幼児の両親が、本件会社に対しては製造物責任及び不法行為責任に基づき、同社の役員2名に対しては取締役の第三者に対する責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	本件こんにやくゼリーが通常有すべき安全性を欠いているか否か。	本件こんにやくゼリーによる窒息事故の危険性は専ら食べ方の問題にあり、それについて本件こんにやくゼリーは設計上の観点からも警告表示の観点からも通常有すべき安全性を欠くとは認められないこと、本件警告表示は一見すれば当然視野に入るもので警告表示が不十分とはいえず、カップ容器に警告がないことをもって欠陥とはいえないこと、本件会社において、商品の具体的な販売方法等につき本件両親主張のような事項を徹底させる法的な注意義務は認められないこと、本件幼児に本件こんにやくゼリーを食べさせた旨は本件幼児に対する配慮を欠いていたと認められ、また本件では、本件幼児が本件こんにやくゼリーを食べるのを保護監督すべき者はいない状態であったと推認されるから、本件事故態様は通常予想される本件こんにやくゼリーの食べ方とはいえないなどとして、本件こんにやくゼリーが通常有すべき安全性を欠いていたとは認めず、製造物責任を否定した。	(第一審請求額:総額:62,419,478 第一審原告父及び母:各31,209,739)	控訴棄却	平成24年5月25日	確定	(第一審認容額:0)	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0525 6001)	訴訟リストNo.212の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
257	東京地裁	平22(ワ)39837号		牛肉入りサイコロステーキO157食中毒事件	ステーキ店のフランチャイザー	食肉販売業者及び肉肉の共同処理等を行う協同組合	肉牛の共同処理等を行う協同組合(本件組合)と食肉販売業者(本件業者)が共同して製造した牛肉入りサイコロステーキにつき、本件業者はこれに腸管出血性大腸菌O157が混入していない旨の保証をしたにもかかわらず、これを購入して顧客に提供したところ顧客がO157による食中毒になったなどとして、ステーキ店のフランチャイザーが、本件組合及び本件業者には製造物責任法3条に基づき損害賠償責任が成立し、また、本件業者が不法行為及び保証責任に基づく損害賠償責任が成立するとして、本件組合及び本件業者に対し、損害賠償金の支払を求めた事案。	①製造上の欠陥の有無。 ②指示説明・警告上の欠陥の有無。 ③本件業者が製造物責任法2条3項3号の「実質的な製造業者」か否か。 ④本件業者の不法行為責任の有無。 ⑤本件業者の保証責任の有無。	①現在の食肉処理技術では牛のと畜解体時、枝肉等にO157が付着することを完全に防止することは困難であること、本件食中毒事件当時、牛肉の結着肉は十分に加熱した上で喫食することが前提の加熱用食材として広く市場に流通していたことによれば、牛肉の結着肉にO157が混入していたとしても、加熱用食材として通常有すべき安全性を欠くとはいえず、本件製造物にO157が混入していたことのみを理由に製造上の欠陥があるとは認められない。 ②本件サイコロステーキは、通常、食品衛生法19条及び同法施行規則21条1号ツの要求に従った注意書きがされていた本件段ボール箱に入った状態で各店舗に引き渡されていたと一応推認でき、また、本件フランチャイザーでは、調理法につき本部で管理統制しており、サイコロステーキの配達に包装で毎回その危険性につき指示説明・警告する必要はないから、サイコロステーキにつき指示説明・警告を欠いたとはいえず製造物責任法上の「欠陥」は認められない。 ③は判断せず。 ④本件フランチャイザーは結着肉であるサイコロステーキの危険性を認識していなければならない立場にあり、かつ、同危険性についての知識を有していたといえ、本件業者において、本件フランチャイザーがサイコロステーキを中心部まで加熱する必要があると知らない可能性があることを前提に、特定方式でのサイコロステーキを使用を推奨してはならない注意義務を負っていたとはいえず、提案の際に結着肉であることによる危険性を厳重に警告する義務もなかったから、本件業者の過失は認められないとして不法行為責任を否定した。 ⑤サイコロステーキにO157が混入しないことを保証することは實際上困難であり、本件保証書がそのような保証責任を明確に宣明したかも疑問がある上、本件業者が本件保証書を交付することにより、本件フランチャイザーに対し、サイコロステーキにO157が混入しないことを保証する旨の意思を表示したとは認められないとして、本件業者の保証責任を否定した。	1,207,199,296	請求棄却	平成24年11月30日		0	判例タイムズ1393号335頁ロー・ジャパン(2012WLJ PCA1130 8003)	
258	東京地裁	平23(ワ)1574号		立体駐車場駐車自動車壁面衝突事件	所有する自動車 を立体駐車場に駐車した者	立体駐車場設備製造販売会社及び駐車場管理会社	自動車用立体駐車場に駐車した自動車がバレットの移動に伴って車止めを乗り越え、前方の壁面等に衝突するという事故が発生したため、本件自動車の所有者が、立体駐車場設備製造販売会社及び駐車場管理会社に対し、本件事故の原因は本件立体駐車場の設計上の欠陥ないし瑕疵、指示・警告上の欠陥ないし瑕疵又は立体駐車場設備製造販売会社らの過失にあるとして、製造物責任法3条、民法717条1項(土地工作物責任)、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件自動車のサイドブレーキが十分な性能を有していたか否か、また、有していたとしてもどの程度引かれていたか。 ②本件立体駐車場の設計上の欠陥ないし瑕疵の有無。 ③本件立体駐車場の指示・警告上の欠陥ないし瑕疵の有無。 ④本件製造販売会社らの過失の有無。	①本件自動車のサイドブレーキは車検上の基準を満たす程度の性能を有していたと認められるものの、少なくとも成人男子が人々の通行を妨げるまで抑えておく程度の制動力が有しない程度にしか引かれていなかったと認められる。 ②立体駐車場を製造する者としては、少なくとも、利用者にとって一定の指示、警告をした上で、利用者において、成人男子が1人で手で押して自動車が動くといった程度では動かない程度の制動措置をとることを前提として設計をしていれば、通常有すべき安全性を有するといえるところ、本件事故の原因は本件自動車の所有者によるサイドブレーキの引きが不十分であることによるものと認められ、立体駐車場の欠陥ないし瑕疵によるものではないのであって、本件立体駐車場は通常有すべき安全性を有しており、設計上の欠陥ないし瑕疵が存在したとは認められない。 ③本件立体駐車場はギアがニュートラルの状態であっても少なくとも成人男子が1人で手で押して自動車が動かない程度にサイドブレーキを引いていれば、事故が発生しない程度の性能を有していたところ、本件立体駐車場においては、サイドブレーキを引くことを求める指示、警告をしていないから、本件立体駐車場において指示・警告上の欠陥ないし瑕疵があると認められない。 ④本件立体駐車場の有していた性能や、本件立体駐車場においてはサイドブレーキを引くことを求める指示、警告をしていないこと、本件製造販売会社に、指示、警告にもかかわらず、成人男子が1人で手で押して自動車が動く程度にサイドブレーキを引かない利用者のことまで想定してそうした利用者による事故を回避するよう立体駐車場を設計すべき義務を認めるに足りないことなどからすれば、本件製造販売会社に過失は認められないし、本件立体駐車場に欠陥ないし瑕疵はないから、駐車場管理会社についても、本件立体駐車場を占有管理していることについて過失は認められない。	927,343	請求棄却	平成24年3月28日		0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0328 8025)	
259	東京地裁	平23(ワ)2314号		培養土過塩素酸カリウム混入事件(2)	培養土製造業者、培養土製造業者が生産物賠償責任保険契約に基づく保険金を支払った保険会社	肥料等製造会社	肥料等製造会社が製造した培養土製造業者に販売した肥料中に過塩素酸カリウムが混入していたため、同肥料を使用して培養土を製造・販売した培養土製造業者が、同培養土の販売先に対して植物の生育障害による損害を賠償しなければならなくなったとして、肥料等製造会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求め、培養土製造業者との間の生産物賠償責任保険契約に基づき損害賠償金を支払った保険会社が、培養土製造業者の製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権の一部を保険代位により取得したとして、肥料等製造会社に対し、求償を求めた事案。	①損害と相当因果関係の有無。 ②過失相殺の肯否。	①欠損分の栽培管理委託料が損害に当たるとしても、肥料等製造会社には予見できない特別損害であるから、相当因果関係はない旨の被告補助参加人の主張に対して、植物の栽培管理委託を受けた生産者が植物の生育障害を惹起する欠陥のある肥料を使用した結果、生育していた植物を廃棄せざるを得なくなった場合で、栽培管理委託料を認めるに足りないことなどからすれば、本件製造販売会社に過失は認められないし、本件立体駐車場に欠陥ないし瑕疵はないから、駐車場管理会社についても、本件立体駐車場を占有管理していることについて過失は認められない。 ②は判断せず。	総額 8,175,395 原告培養土製造業者 4,979,556 原告保険会社 3,195,839	一部認容	平成25年6月6日		総額 1,472,432 原告培養土製造業者 0 原告保険会社 1,472,432	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0606 8006)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
260	東京地裁	平23(ワ)2870号	平成23年1月31日	エスカレーターからの転落事件	エスカレーターから転落して死亡した男性の両親	ビル管理運営会社、ビル管理運営委託会社、エスカレーター製造会社	商業施設2階の下りエスカレーターの乗り口付近で、エスカレーターの移動手すり(1)に接触して乗り上げ、エスカレーター外側の吹き抜けから1階の床に転落して死亡した男性の両親が、本件ビルの管理運営会社及び本件ビルの管理運営委託会社に対しては民法717条1項に基づき、本件エスカレーター製造会社に対しては製造物責任法3条の製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件事故当時における本件エスカレーターの設置又は保存の瑕疵の有無。 ②本件委託会社は、本件事故の発生を防止するのに必要な注意をしたか否か。 ③本件製造会社は本件エスカレーターにつき製造物責任法2条1項の製造物として同法3条の引渡しをしたか。 ④本件エスカレーターには製造物責任法3条の引渡し当時、同法2条2項の欠陥があったか否か。	①本件エスカレーターは、本来の用法を前提とする限り通常有すべき安全性を欠くとはいえず、本件事故は、エスカレーターの本来の用法からかけ離れた被害男性の異常な行動の結果として発生したものであるから、本件エスカレーターには、本件事故当時、民法717条1項の設置又は保存の瑕疵があったとは認められない。 ②は判断せず。 ③製造業者等が製造物を自らの意思で流通過程に置いたといえれば製造物責任法3条に引渡しがあったといえ、製造業者等が製造物の引渡し後に当該製造物が不動産に付合して独立した動産でなくなったとしても、同製造物は製造物責任の対象となり得るから、本件製造会社は、本件エスカレーターの部品(移動手すりの金棒)の製造業者としても、完成品である本件エスカレーターの製造業者としても、同法2条1項の「製造物」として同法3条の「引渡し」をしたものと認められる。 ④本件エスカレーターは一般的なエスカレーターであると認められ、利用者が背面を移動手すりに接させ後ろ向きに寄りかかるというのは通常予見されるエスカレーターの使用形態ではないから、そのような使用形態によって本件事故が発生したとしても本件エスカレーターが通常有すべき安全性を欠くとはいえず、欠陥があるとはいえない。	総額:96,223,991円 原告父:49,191,603円 原告母:47,032,388円	請求棄却	平成25年4月19日	控訴	0	判例タイムズ1394号214頁 判例時報2190号44頁 ウェストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0419 8002)	訴訟リストNo.337(控訴審)、訴訟リストNo.343(上告審)の第一審。
261	福岡高裁	平23(ホ)459号	平成23年3月8日 平成23年3月11日	椅子脚部破損腰部骨折精神疾患事件	椅子の脚部破損で負傷した主婦(一審原告)、家具製造販売会社(一審被告)	家具製造販売会社	家具製造販売会社製の椅子の脚部が溶接不具合により折れたため転倒した主婦が、家具製造販売会社に対し、第五腰椎椎弓骨折の傷害を負った結果、歩行困難に陥り、かつ、うつ病に罹患したとして、製造物責任法3条又は民法709条に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①本件事故による第五腰椎椎弓骨折と歩行困難との間の因果関係の有無。 ②本件事故発生とうつ病発症の間の因果関係の有無。 ③素因減額の可否。	①現在、本件主婦に残存している歩行困難という後遺障害は、骨折部位の障害によるものとは認められず、むしろ、うつ病の影響によるものと認められるとして、因果関係を否定した。 ②本件事故による傷害を契機として、本件主婦が抱くに至った諸感情に加え、本件事故の精神的衝撃等が複合的に原因となつて本件うつ病が発症したとして、本件事故との間の相当因果関係を認め、 ③本件主婦のうつ病残存につき、6割の素因減額をした。	57,389,671円 (一審請求額:141,648,775円)	原判決一部変更、一部控訴棄却	平成23年12月15日	上告、上告受理申立	15,800,054円 (一審認容額:9,602,724円)	判例時報2164号61頁 ウェストロー・ジャパン(2011WLJ PCA1215 8003)	訴訟リストNo.232の控訴審。
262	大阪高裁	平23(ホ)1674号	平成23年3月11日	肺がん治療薬死亡等事件(大阪)	肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(69歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(77歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(48歳)の妻及び子の計2名(一審原告)、肺がん抗がん剤を服用した患者(一審原告)、肺がん抗がん剤輸入販売会社(一審被告)	肺がん抗がん剤輸入販売会社が輸入販売した非小細胞肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に副作用である間質性肺炎を発症した患者本人が、本件会社に対しては製造物責任法等に基づき、国に対しては適切な規制権限行使を怠ったとして国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたことにつき、第1版添付文書とともに流通に置かれた本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥を認める一方、国の責任を認めなかった第一審に対する控訴審の事案。	①本件抗がん剤の有効性の有無。 ②本件会社の製造物責任及び不法行為責任の有無。 ③国家賠償責任の有無。 ④死亡患者ら及び患者本人との関係における因果関係の有無。	①原判決を引用等して本件抗がん剤の有効性、有効性を認定、本件抗がん剤には有用性、有効性が認められるから、本件抗がん剤に設計上の欠陥は認められず、また、本件患者らの担当医を含む肺がん治療医にとっては、第1版添付文書の記載により薬剤間質性肺炎の一般的な副作用の危険性を十分認識できたから、同記載には間質性肺炎が致死的事実であることについての注意喚起が不足しているとは認められず、第1版及び第3版添付文書とも指示・警告上の欠陥は認められないなどとして本件会社の製造物責任を否定した上、安全性確保措置を怠ったことによる過失を否定するなどして不法行為責任も否定した。 ③本件抗がん剤に設計上の瑕疵はなく、本件抗がん剤販売につき不法行為は成立しないから、厚生労働大臣の本件抗がん剤輸入承認行為が国賠法の適用上違法となる余地はないなどとして、国の責任を否定した。 ④は判断せず。	(一審請求額:総額:104,500,000円 平16(ワ)7990号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)2207号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)3935号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)7426号事件請求額:総額:5,500,000円 当事者多数につき各事件内訳省略)	一部控訴棄却、原判決一部取消	平成24年5月25日	上告、上告受理申立	(一審認容額:総額:60,500,000円 平16(ワ)7990号事件請求額:総額:29,700,000円 平17(ワ)2207号事件請求額:総額:29,700,000円 平17(ワ)3935号事件請求額:総額:0円 平17(ワ)7426号事件請求額:総額:1,100,000円 当事者多数につき各事件内訳省略)	0 59巻3号 740頁 ウェストロー・ジャパン(2012WLJ PCA0525 8003)	訴訟リストNo.121(第一審)、訴訟リストNo.310(上告審)の控訴審。	
263	那覇地裁		平成23年3月25日	浮標(ブイ)爆発で作業し負傷した者、その妻等後遺傷害事件(1)	国、建築工事会社	浮標(ブイ)の円筒状の標体内部でバーナーで電池缶の撤去作業をしていたところ、突然標体部分が爆発して壁に打ちつけられるなどして不全四肢まひを伴う頭脳損傷及び頸椎(けいつい)骨折をした。国には国家賠償責任を、原告が勤務していた建築工事会社には不法行為責任を訴えていたが、国に対しては後に製造物責任を追加主張した。			74,330,000円							訴訟リストNo.309と併合。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
264	東京高裁	平23(本)3630号	平成23年3月30日 平成23年4月5日 平成23年4月6日	肺がん治療薬死亡事件(東京)	肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(31歳)の父(一番原告)及び肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(55歳)の夫(一番原告)の長男、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(67歳)の長女(一番原告)	肺がん抗がん剤輸入販売会社(一番被告)、国(一番被告)、肺がん抗がん剤の父(一番原告)、肺がん抗がん剤の夫(一番原告)、肺がん抗がん剤の長女(一番原告)	肺がん抗がん剤輸入販売会社(本件会社)が輸入販売した肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に死亡した各患者の遺族らが、同社に対しては製造物責任法等に基づく損害賠償を求め、国に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥を認めるとともに国の違法性を認め一部遺族らの請求を一部認容するなどした第一審に対する控訴審の事案。	①本件抗がん剤投与と死亡との因果関係の有無。 ②本件抗がん剤の設計上の欠陥の有無。 ③本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥の有無。 ④不法行為責任の有無。 ⑤国の責任の有無。	①患者のうちの2名は、本件抗がん剤投与と死亡との因果関係を肯定できるものの、55歳で死亡した患者については、ニューモシシテス肺炎により死亡した蓋然性が最も高い一方、間質性肺炎で死亡したとは認められないから、同人の死亡と本件抗がん剤投与との間には因果関係が認められない。 ②本件抗がん剤は血液毒性等の副作用がほぼ見られないものであるといつ諸事案によれば、本件抗がん剤投与による間質性肺炎の発症頻度が日本人に高いという副作用の存在が有用性が否定されることはないとして、設計上の欠陥を否定した。 ③「重大な副作用」欄に「間質性肺炎」を記載するに際して致死的事態が生じ得る旨記載しなかった本件添付文書第1版が合理性を欠くとはいえず、また、同添付文書の内容、同添付文書の読者が専門医を前提とすることなどによれば、同記載に指示・警告上の欠陥は認められず、さらに、間質性肺炎を同添付文書の「重大な副作用」欄の1番目に掲げなかったことをもって指示・警告上の欠陥とはいえない上、同添付文書に基づき投与を決定するのは癌専門医等であるから、患者本人や家族が読んだ場合に間質性肺炎が致死的なものとなるよう記載しなくても指示及び警告上の欠陥はないなどとして、本件各添付文書の指示・警告上の欠陥を否定した。 ④本件抗がん剤の効能・効果の対象疾患の表示について遺族ら主張のような適応限定義務は認められず、また、輸入承認時及び輸入承認後において、本件抗がん剤の輸入・販売につき指示・警告上の欠陥はないから、同欠陥の存在を前提に不法行為をいう遺族らの主張は理由がなく、さらに、副作用との関係で、本件抗がん剤投与を入院中に行うべきとはいえないから、同指示をしないことをもって販売指示上の義務違反とはいえないとして、本件会社の不法行為責任を否定した。 ⑤欠陥製造物である本件抗がん剤を輸入・販売したという製造物責任又は不法行為責任が本件会社にあることを前提に国は適切な規制権限を行使しなかったとして輸入承認をし、その後も適切に規制権限を行使しなかったとして国の損害賠償責任をいう遺族らの主張は、前提事実が認められない以上理由がない。	(一番請求額)総額:77,000,000円 平16(ワ)25016号 事件請求額:総額:38,500,000円 平16(ワ)25016号 事件原告父:33,000,000円 平16(ワ)25016号 事件原告姉:5,500,000円 平18(ワ)2108号 事件請求額:総額:5,500,000円 平10(ワ)2100号 事件原告夫:5,500,000円 平20(ワ)24700号 事件請求額:総額:33,000,000円 平20(ワ)24700号 事件原告長女:33,000,000円	原判決一部取消、一部控訴棄却	平成23年11月15日	上告、上告受理申立	0 58巻3号 (一番認容額)総額:17,600,000円 平16(ワ)25016号 事件認容額:総額:8,800,000円 平16(ワ)25016号 事件原告父:8,800,000円 平16(ワ)25016号 事件原告姉:0円 平18(ワ)2108号 事件請求額:総額:0円 平18(ワ)2108号 事件原告夫:0円 平20(ワ)24700号 事件認容額:総額:8,800,000円 平20(ワ)24700号 事件原告長女:8,800,000円	0 58巻3号 判例タイムズ1361 号142頁 判例時報2131号35頁 ウエストロー・ジャパン(2011WLJ PCA1115 6002)	訴訟リストNo.128(第一審)、訴訟リストNo.275(上告審)及び訴訟リストNo.277(上告審)の控訴審。
265	東京地裁		平成23年4月1日	携帯用音楽プレイヤー発火やけど事件	携帯用音楽プレイヤー購入者、その妻(やけどした者)	パソコンなど販売会社	携帯用音楽プレイヤーを付属の充電器に接続して充電していたところパンという音を発した後に炎を上げて燃えた。消火しようとした妻が手に2度のやけどを負った。			600,000	認容	平成23年4月11日	確定	600,000		
266	東京地裁	平23(ワ)4439号		培養土過塩素酸カリウム混入事件(3)	培養土製造業者に生産物賠償責任保険契約に基づく保険金を支払った保険会社	肥料等製造会社	培養土製造業者製造の培養土を購入使用した農業者らに苗の生育障害による損害が発生したことに伴い、培養土製造業者に生産物賠償責任保険契約に基づく保険金の支払を行った保険会社が、本件生育障害は本件培養土に配合された肥料等製造会社製造の肥料中に通常混入しない過塩素酸カリウムが混入したためであり、保険代金により本件培養土製造業者の有する製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権を取得したとして、肥料等製造会社に対し、損害賠償を求めた事案。	本件生育不良事故が本件肥料の欠陥により生じたものか否か。	本件肥料を使用した製造された本件培養土により栽培増した苗につき、本件肥料中の過塩素酸カリウムの作用により本件生育障害が発生したと推定できるから、生育障害を引き起こすような過塩素酸カリウムが含まれていた本件肥料は肥料として通常有すべき安全性を欠き、「欠陥」(製造物責任法2条1項)があったといえる。	38,973,431	一部認容	平成24年12月13日		33,971,561	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ 8011)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
267	東京地裁	平23(ワ)17181号		転倒受傷部位自動ドア追加傷害事件	転倒して受傷した部位を、自動ドア付出入口通過の際に再度負傷した被害者	独立行政法人・自動ドア製造会社、店舗経営者	独立行政法人(本件法人)が管理する団地建物に居住していた被害者が、同建物の2階踊り場で転倒して受傷したとして、同法人に対し、土地工作物責任に基づく損害賠償を求めるとともに、自動ドア製造会社(本件製造会社)製造の自動ドアを設置した店舗経営者(本件経営者)の店舗で、当該自動ドアのある出入口通過の際、前記受傷部位に同自動ドアが衝突して更に受傷したとして、本件製造会社に対しては製造物責任に、本件経営者に対しては土地工作物責任に、本件法人に対しては共同不法行為責任に基づき損害賠償を求めた事案。	①第1事故の有無。 ②第1事故による受傷の有無ないし因果関係。 ③本件法人の設置又は保存の瑕疵の有無。 ④第2事故の有無。 ⑤第2事故による受傷の有無ないし因果関係。 ⑥本件自動ドアの欠陥の有無。 ⑦本件経営者の設置又は保存の瑕疵の有無。 ⑧共同不法行為関係の有無。 ⑨過失相殺の可否。 ⑩素因減額の可否。	①事故現場の状況、被害者の身体の状態及び供述内容によれば、第1事故発生の実態が認められる。 ②上記①と同様に、被害者が第1事故により右肩、右肘挫傷の傷害を負った事実が認められ、また、第1事故と後遺障害との因果関係及び相当因果関係が認められる。 ③第1事故当時、本件2階踊り場モルタル床面のはがれている部分を補修せず、何人も通行可能な状態に置いていた。本件法人には、土地の工作物である本件団地建物の設置又は保存に瑕疵があったといえる。 ④被害者の受傷部位、身体状況、供述内容などによれば、被害者が出入口を通過しようとした際に本件自動ドアが閉鎖動作に入っていたとまでは認められないものの、本件自動ドアに右肩及び右肘が衝突したという第2事故発生の実態は認められる。 ⑤被害者の受傷部位、身体状況などによれば、被害者が第2事故により右肩挫傷及び右肘挫傷の傷害及び右肩及び右腕部の疼痛並びに右肩関節の可動域制限の後遺障害を負った事実が認められ、また、第2事故と後遺障害との因果関係は認められるが、通常、本件自動ドアに衝突した程度で後遺障害を被るかは疑問であり、第2事故当時、被害者が第1事故で受傷したことにつき本件製造会社及び本件経営者に予見可能性は認められないから、第2事故と後遺障害との間の相当因果関係は認められない。 ⑥本件製造会社が自動ドア業界団体の定めた基準に則った製品を製作し、本件自動ドア設置に際しても、同基準と異なった設置方法、設備ないし設定にしていたものではないから、本件自動ドアに「欠陥」(製造物責任法2条2項)はないなどとして、本件製造会社の製造物責任を否定した。 ⑦本件自動ドアは自動ドア業界団体所定の基準に則って設置され、同基準に則った設定等をされていたことなどによれば、土地の工作物の設置又は保存の瑕疵はなく、本件経営者に土地工作物責任は認められない。 ⑧本件製造会社及び本件経営者には何ら不法行為責任が認められず、本件法人と本件製造会社ないし本件経営者との間には共同不法行為責任を認めるに足りるだけの関連共同性もないから、本件法人、本件製造会社及び本件経営者に共同不法行為責任は認められない。 ⑨第1事故当時、被害者が黒に近い色の色付き眼鏡を着用し、段ボールを抱えて階段を降りており、足下の境界が一定高度妨げられていたことは否定できないことなどから、被害者の過失割合を40%とする過失相殺を認めた。 ⑩被害者が肩の痛みを起しやすかったとは認められないとして、素因減額を認めなかった。	4,313,473	請求棄却	平成25年6月3日			0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0603 8002)	
268	大阪地裁		平成23年6月28日	エアコン火災建物焼失事件	建物所有者他	家庭用電気機械器具製造等会社、電気製品等販売会社	エアコンの室内機からの発火により建物や家財道具が焼失した。			33,740,000							
269	前橋地裁高崎支部		平成23年7月15日	家庭用ヒートポンプ給湯機健康被害群馬事件	健康被害を生じた者	電気機械器具製造販売会社、住宅建築・土木工事等会社	隣家が設置した家庭用ヒートポンプ給湯機の低周波音により不眠やうつ症状などの健康被害が生じた。			3,770,000							
270	福岡地裁	平23(ワ)3302号	平成23年7月26日	手すり破損事件	手すり購入使用者	手すり輸入販売会社	自宅内に設置した手すり輸入販売会社(本件会社)の輸入販売に係る手すりをつかんだところ、同手すりのブラケット付け根部分が破損して転倒し、第12胸椎(きょうつり)圧迫骨折の傷害を負ったとして、手すり購入使用者が、本件会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件手すりの欠陥の有無。 ②過失相殺の可否。	①本件会社が想定していた本件手すりの使用形態は横付けであるものの、少なくとも本件手すりのパッケージを読んだ使用者等は、使用しにきを要受すれば縦付け使用に特段の支障はないと理解する余地が多分に存在し、縦付け使用も合理的に予見できる範囲の使用形態に含まれ通常予見される使用形態の範疇に属すると認められるところ、本件手すりは本件使用者が通常予見される使用形態に則って使用していた際に同手すりのブラケットが破損したものであるから、他に特段の事情のない本件では、本件手すりに欠陥があると認められるとして、製造物責任を認めた。 ②本件会社は、横付け専用品である本件手すりを縦付けにするなどした本件使用者の錯誤に過失があり、被害者側の過失として過失相殺すべきと主張するが、本件使用者と本件親族との間には親族関係があるという外に身分上・生活関係上の一体性があることを基礎づける事実はないとして過失相殺を否定し、また、本件手すりを縦付けにしたがゆえに本件ブラケットが破損したという機序も認められないから、本件会社が主張する過失内容と本件事故発生との間の因果関係も認められないとした。	31,245,211	一部認容	平成25年7月5日	控訴	9,088,785	裁判所ウェブサイト 消費者法ニュース97号375頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0705 8001)	訴訟リストNo.339の第一審。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
271	福岡地裁	平23(ワ)4275号・平24(ワ)4492号・平25(ワ)1433号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患患者九州事件	石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者及びその相続人ら51名	国及び石綿含有建材を製造・販売等し続けた企業42社	石綿(アスベスト)粉じん曝露して石綿関連疾患を発生したとする建築作業従事者及びその相続人らが、石綿粉じん曝露防止のための規制権限等行使を怠るなどした国の行為は違法であるとして、国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、石綿含有建材を製造・販売等し続けた企業ら42社らの製造・販売・流通に係る行為は共同不法行為に当たり、また、石綿含有建材は通常有すべき安全性を欠いていたとして、本件企業らに対し、民法719条1項及び製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①国の規制権限不行使の違法性判断基準。 ②石綿関連疾患に関する医学的知見の集積状況。 ③建築作業現場での作業従事労働者に対する国の規制権限不行使の違法性の有無。 ④労基法適用労働者以外の建築作業従事者に対する国の規制権限不行使の違法性の有無。 ⑤国による労災保険法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ⑥国による建基法2条7号ないし9号に基づく指定、認定自体の違法性の有無。 ⑦国が建基法2条7号ないし9号に基づき条件を付すことな指定、認定をしたことの違法性の有無。 ⑧国による建基法90条に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ⑨国による毒劇法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ⑩本件企業らの民法719条1項に基づく共同不法行為責任の有無。 ⑪本件企業らの製造物責任法3条に基づく責任の有無。 ⑫国及び本件企業らに被災者ないしその相続人らに対して負う責任の有無。	①労働大臣等による規制権限の不行使が、具体的事情の下、許容限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、当該不行使は国賠法1条1項の適用上違法とした。 ②国の規制権限不行使が違法となる前提として、特定の要因と疾病との因果関係について医学的知見の集積が必要であるところ、本件では、昭和33年3月頃には石綿粉じん曝露による石綿肺発症(びまん性胸腺肥厚及び良性石綿胸水発症)についての、昭和41年頃には肺がんと中皮腫発症についての医学的知見が集積されたといえるとした。 ③特化則改正前日の平成7年3月31日まで、石綿含有建材への警告表示や建築作業現場における警告表示(掲示)に関する規制権限を行使しなかった国の行為は、著しく合理性を欠き国賠法の適用上違法であるとする一方、国が、昭和50年、昭和53年、昭和61年以降の各時点において、石綿の製造等を禁止する規制権限を行使しなかったことが著しく不合理であって国賠法の適用上違法であるとはいえないなどとし、国の違法性を一部認めた。 ④旧労基法、安衛法の各規定に基づいて労基法適用労働者以外の建築作業従事者との関係で規制権限を行使すべき義務を国は負わないから、同従事者に対する安衛法に基づく規制権限の不行使が国賠法の適用上違法となることはないとした。 ⑤国が、昭和40年改正労災保険法34条の14に基づき、労災保険に特別加入する労基法適用労働者以外の建築作業従事者等に対する関係で労基法適用労働者に対する警告表示措置を講じる規制権限を行使することは、同条の委任の範囲を超えるから、国はかかる規制権限を行使する義務を負わず、その権限不行使が違法となる余地はないとした。 ⑥建基法2条7号ないし9号及びこれに基づく指定、認定により保護される利益は、火災発生により害されることとなる建築物の居住者や所有者、その周辺住民等であり、建築作業従事者の生命、健康までも直接の保護対象とするものではないから、内閣又は建設大臣等が同法2条7号ないし9号に基づき石綿含有建材使用構造又は石綿含有建材を耐火構造等として指定、認定し、又は既に行った指定、認定を取り消さなかったことが国賠法の適用上違法であるとはいえないとした。 ⑦建基法2条7号ないし9号は建築物の施工過程における建築作業従事者の生命、健康を保護するものとはいえないから、内閣又は建設大臣等が、施工方法に関する条件を付すことなく同法2条7号ないし9号に基づき、石綿含有建材使用構造又は石綿含有建材を耐火構造等に指定、認定をしたことが、国賠法の適用上違法であるとはいえないとした。 ⑧建基法90条の「危害」が、専ら工事現場内の建築作業従事者に固有に生じる安全、衛生上の危害をも含むとは解さず、内閣が、同条に基づいて建築作業従事者に生じる固有の危害を防止するための措置を講じるべき政令制定義務を負うとはいえないから、かかる内容の政令を制定しなかったことが国賠法の適用上違法であるとはいえないとした。 ⑨毒劇法にいう「毒物」、「劇物」は、急性毒性を有する化学物質であると解されること、石綿は急性毒性物質とはいえず、また、石綿を毒劇法上の「劇物」と定めて同法の規制対象とすることは同法による政令への委任の範囲を超えるから、国には毒劇法に基づいて政令で石綿を「劇物」と定める義務はなく、これに基づく規制権限や監督権限を行使しなかったことが国賠法上違法となる余地はないとした。 ⑩認定事実によれば、本件では民法719条1項前段又は後段の適用ないし類推適用の前提を欠くとして、本件企業らの共同不法行為責任を否定した。 ⑪本件では、民法719条1項前段又は後段の適用ないし類推適用の前提を欠くから、同適用があることに基づく製造物責任法3条の適用はないとして、本件企業らの製造物責任を否定した。 ⑫国の昭和50年10月1日の特化則改正時から平成7年特化則改正の前日である平成7年3月31日までの間の規制権限不行使は国賠法の適用上違法であるから、国は、同期間内に屋内作業場で石綿粉じん曝露作業に従事したことにより石綿関連疾患を発生した労働者に対し国家賠償責任を負うとした。	総額：1,116,499,994 原告X1及び同2：各38,500,000 原告X3：19,250,000 原告X4及び同5：各9,625,000 原告X6：19,250,000 原告X7及び同8：各9,625,000 原告X9～同11：各38,500,000 原告X12：2,291,666 原告X13～同15：各19,250,000 原告X16：6,416,666 原告X17：38,500,000 原告X18～同20：各6,416,666 原告X21：19,250,000 原告X22及び同23：各9,625,000 原告X24：19,250,000 原告X25：4,125,000 原告X26～同28：各1,375,000 原告X29：8,250,000 原告X30及び同31：各2,291,666 原告X32：4,290,000 原告X33：8,250,000 原告X34：7,425,000 原告X35：0 原告X36：4,583,332 原告X37及び同38：各9,625,000 原告X39～同42：各19,250,000 原告X43～同45：各4,583,332 原告X46～同49：各19,250,000 原告X50及び同51：各38,500,000	一部認容	平成26年11月7日	控訴	総額：136,887,646 原告X1：5,082,000 原告X2：2,178,000 原告X3～同5：各0 原告X6：4,583,332 原告X7及び同8：各2,291,666 原告X9：0 原告X10：5,082,000 原告X11：8,250,000 原告X12：2,291,666 原告X13～同15：各176,888 原告X16：3,630,000 原告X17～同20：各0 原告X21：4,583,332 原告X22及び同23：各2,291,666 原告X24：8,250,000 原告X25：4,125,000 原告X26～同28：各1,375,000 原告X29：8,250,000 原告X30及び同31：各2,291,666 原告X32：4,290,000 原告X33：8,250,000 原告X34：7,425,000 原告X35：0 原告X36：4,583,332 原告X37及び同38：各9,625,000 原告X39～同42：各19,250,000 原告X43～同47：各4,583,332 原告X48及び同49：各3,206,332 原告X51：6,534,000	(2014WLJ) PCA1107 (6001)	ウエストロー・ジャパン (2014WLJ) PCA1107 (6001)
272	盛岡地裁		平成23年10月27日	業務用ヒートポンプ給湯機健康被害岩手事件	健康被害を生じた者	製種販売事業者、電気機械器具製造販売会社、住宅建築・土木工事等会社	原告の真向かいの製種販売事業者が設置した業務用ヒートポンプ給湯機の低周波音により不眠や頭痛などの健康被害が生じた。			3,980,000						
273	最高裁		平成23年10月19日	犬用引き紐(ひも)欠陥犬傷害事件	不明(控訴人：犬用引き紐を使用した飼い主(一番原告))	不明(被控訴人：犬用引き紐輸入販売会社(一番被告))	フレキシリード(犬の動きに合わせてリードを引き出したり、巻き取ったりすることのできる引き紐)を使用して、飼い犬を散歩させていた際、飼い犬が傷害を負ったことに関し、飼い主が、本件フレキシリードに欠陥があったなどとして、本件フレキシリードの輸入販売会社に対し、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、本件フレキシリードの製造物責任法3条にいう「欠陥」を認めた控訴審に対する上告審の事案。			(一審)控訴審請求額：1,231,960	不受理決定	平成24年7月30日(平成23年10月22日：上告取下げ)		(控訴審認容額：727,600 一番認容額：0)	新松リストNo.216(第一審)、新松リストNo.246(控訴審)の上告書。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
274	横浜地裁		平成23年11月4日	家庭用ヒートポンプ給湯機健康被害神奈川事件	健康被害を生じた者	電気機械器具製造販売会社、住宅建築・土木工事等会社	近隣の家が設置した家庭用ヒートポンプ給湯機の低周波音により不眠や目眩(めまい)などの健康被害が生じた。			7,750,000						
275	最高裁第三小法廷		平成23年11月17日	肺がん治療薬死亡事件(東京)	肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(31歳)(控訴人(一審原告))、肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(55歳)の夫(一審原告)の長男(控訴人)	肺がん抗がん剤輸入販売会社(被控訴人兼控訴人(一審被告))、国(被控訴人兼控訴人(一審被告))	肺がん抗がん剤輸入販売会社(本件会社)が輸入販売した肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に死亡した各患者の遺族らが、同社に対しては製造物責任法等に基づく損害賠償を求め、国に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥を認めるとともに国の違法性を認めて一部遺族らの請求を一部認容するなどした第一審、本件会社及び国の責任を否定して各請求を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(上告人らの一審及び控訴審請求額:総額:11,000,000)平16(ワ)25016号事件原告婦:5,500,000平18(ワ)2108号事件原告夫の長男:5,500,000	却下	平成23年12月8日		(上告人らの一審及び控訴審認容額:0)		訴訟リストNo.128(第一審)、訴訟リストNo.264(控訴審)の上告審。 なお、上告不受理決定となった上告審(訴訟リストNo.276)、上告棄却判決となった上告審(訴訟リストNo.277)あり。
276	最高裁第三小法廷		平成23年11月17日	肺がん治療薬死亡事件(東京)	肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(31歳)の父(控訴人兼被控訴人(一審原告))、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(67歳)の長女(控訴人兼被控訴人(一審原告))	国(被控訴人兼控訴人(一審被告))	肺がん抗がん剤輸入販売会社(本件会社)が輸入販売した肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に死亡した各患者の遺族らが、同社に対しては製造物責任法等に基づく損害賠償を求め、国に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥を認めるとともに国の違法性を認めて一部遺族らの請求を一部認容するなどした第一審、本件会社及び国の責任を否定して各請求を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(上告人らの一審及び控訴審請求額:総額:66,000,000平16(ワ)25016号事件原告父:33,000,000平20(ワ)24700号事件原告長女:33,000,000)	不受理決定	平成25年4月2日		(上告人らの控訴審認容額:0同一審認容額総額:17,600,000平16(ワ)25016号事件原告父:8,800,000平20(ワ)24700号事件原告長女:8,800,000)		訴訟リストNo.128(第一審)、訴訟リストNo.264(控訴審)の上告審。 なお、却下決定となった上告審(訴訟リストNo.275)、上告棄却判決となった上告審(訴訟リストNo.277)あり。
277	最高裁第三小法廷	平24(受)293号	平成23年11月17日	肺がん治療薬死亡事件(東京)	肺がん抗がん剤投与後死亡した女性(31歳)の父(控訴人兼被控訴人(一審原告))、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(67歳)の長女(控訴人兼被控訴人(一審原告))	肺がん抗がん剤輸入販売会社(被控訴人兼控訴人(一審被告))	肺がん抗がん剤輸入販売会社(本件会社)が輸入販売した肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に死亡した各患者の遺族らが、同社に対しては製造物責任法等に基づく損害賠償を求め、国に対しては適切な規制権限の行使を怠ったとして国賠法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件抗がん剤の指示・警告上の欠陥を認めるとともに国の違法性を認めて一部遺族らの請求を一部認容するなどした第一審、本件会社及び国の責任を否定して各請求を棄却した控訴審に対する上告審の事案。	本件抗がん剤の副作用である間質性肺炎が致死的なものとなり得ることの具体的記載がなかった添付文書第1版は、本件抗がん剤の副作用につき指示・警告上の欠陥があったか。	本件では、副作用中に急速に重篤化する間質性肺炎が存在することを前提とした添付文書第3版のような記載がないことをもって、本件添付文書第1版の記載が不適切とはいえないから、本件添付文書第1版の記載が本件輸入承認時点において予見し得る副作用についての記載と適切でないとはいえず、本件抗がん剤に欠陥はない。	不明(上告人らの一審及び控訴審請求額:総額:66,000,000平16(ワ)25016号事件原告父:33,000,000平20(ワ)24700号事件原告長女:33,000,000)	上告棄却	平成25年4月12日		(上告人らの控訴審認容額:0同一審認容額総額:17,600,000平16(ワ)25016号事件原告父:8,800,000平20(ワ)24700号事件原告長女:8,800,000)	最高裁判所民事部判例集67巻4号899頁裁判所時報1577号9頁裁判所ウェブサイト判例タイムズ1390号146頁判例時報2189号53頁ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0412 9001)	訴訟リストNo.128(第一審)、訴訟リストNo.264(控訴審)の上告審。 なお、却下決定となった上告審(訴訟リストNo.275)、上告不受理決定となった上告審(訴訟リストNo.276)あり。
278	東京地裁	平23(ワ)27343号		防音ブースシックハウス症候群り患事件	防音ブース使用者	防音処理建築資材販売会社	防音ブース使用者が、同ブースの建材から放散した揮発性有機化合物(VOC)の影響でシックハウス症候群に罹患し、損害を被ったなどとして、本件防音ブースを製造、設置した防音処理建築資材販売会社に対し、瑕疵担保責任、不法行為又は製造物責任法3条に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件防音ブースの使用とシックハウス症候群り患との因果関係の有無。 ②防音処理建築資材販売会社の瑕疵担保責任の有無。 ③防音処理建築資材販売会社の不法行為責任の有無。 ④防音処理建築資材販売会社の製造物責任の有無。	①本件防音ブース内に存在していたホルムアルデヒド等のVOCにより防音ブース利用者がシックハウス症候群を発症したことについて高度の蓋然性が証明されたとして、本件防音ブース使用とシックハウス症候群り患との因果関係を認め、 ②は判断せず。 ③本件防音ブース内に放散したホルムアルデヒドが直接層に放出されるような換気設備を設けず、また、換気的重要性を説明したとまでは認められない防音処理建築資材販売会社の対応は、防音ブース利用者に対する不法行為を構成するとして、同社の不法行為責任を認め、 ④は判断せず。	8,924,074	一部認容	平成26年6月13日	5,953,565	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0613 8020)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
279	東京地裁	平23(ワ)33782号		携帯音楽プレーヤー発火事件	携帯音楽プレーヤーを購入し使用していた者2名	携帯音楽プレーヤー輸入会社	携帯音楽プレーヤーを購入し使用していた者らが、携帯音楽プレーヤーを付属の充電器に接続して充電していたところ、同プレーヤーが炎を上げて燃えるという火災事故が発生し、手に熱傷を負うなどしたため、同事故の原因は携帯音楽プレーヤーの欠陥にあるとして、携帯音楽プレーヤー輸入会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	本件音楽プレーヤーについての製造物責任法上の欠陥の有無、及び、欠陥により本件使用者らの生命、身体又は財産が侵害されたか否か。	本件音楽プレーヤーのバッテリーには過熱を起こすという通常有すべき安全性を欠いた製造物責任法上の欠陥があったものと認められ、同欠陥が原因で本件事故が発生し、本件音楽プレーヤーの使用者が左手に2度の熱傷を負ったほか、本件音楽プレーヤー及び本件音楽プレーヤーが置いてあったデスクが焼損したものと認められる。	総額:602,350 原告X1:145,000 原告X2:457,350	認容	平成24年4月11日		総額:602,350 原告X1:145,000 原告X2:457,350	消費者法 ニュース 95号381 買 ウエスト ロー・ジャ パン (2012WLJ PCA0411 6001)	
280	東京地裁	平24(シ)1616号		消火具破裂事件	消火具購入者(一番原告)	消火器具機械製造販売会社(一番被告)	消火器具機械製造販売会社製造の消火具を購入し、賃借している居室に設置していた本件購入者が、本件消火具の破裂につき製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたことにつき、請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	(損害額のみ)	(損害額のみ)	(一番請求額 300,000)	原判決変更	平成25年4月25日		102,427 (一番認容額: 79,491)	ウエスト ロー・ジャ パン (2013WLJ PCA0425 8032)	
281	東京地裁	平24(ワ)2991号		小型折りたたみ自転車前輪フレーム破断転倒事件	小型折りたたみ自転車で行方不明中に転倒して負傷した者	自転車等輸出入卸販売業者及び同社代表取締役	オークションで落札した小型折りたたみ自転車で行方不明中に転倒して負傷した者	①自転車等輸出入卸販売業者(本件業者)の製造物責任法に基づき責任の有無。 ②本件業者の不法行為責任の有無。 ③本件代表取締役の会社法上の責任の有無。	①段差走行実験時に本件小型折りたたみ自転車の前方チューブ上端に変形が生じ樹脂製の前ホークが破損したことが認められるから、同自転車は通常有すべき安全性を欠く欠陥があったといえ、同欠陥は出荷当時に存在したと推認される上、同自転車の説明書において、段差での使用につき使用者に破損の危険性を具体的に注意喚起していたとはいえず、また、段差での使用をしないよう注意喚起したからといって、本件事故程度の段差で発生した場合に車体が破損するような強度しか有してはいておらず、本件業者は製造物責任法3条による賠償責任を負う。 ②は判断せず。 ③本件代表取締役は、本件業者の商品が違法に消費者の生命・身体・財産を侵害することがないよう商品の安全性をチェックする体制を構築・機能させる義務を怠り、代表取締役として本件小型折りたたみ自転車と同種商品の販売行為を継続させた結果、本件事故が生じたから、本件代表取締役には、故意又は重大な過失による義務懈怠が認められ、会社法429条1項に基づき損害賠償責任を負う。	24,446,067	一部認容	平成24年8月21日		23,674,636	ウエスト ロー・ジャ パン (2012WLJ PCA0821 8007)	
282	東京地裁	平24(ワ)4536号		駅構内点字ブロック転倒骨折事件	乗換時に駅構内の点字ブロック上で転倒して骨折した被害者	旅客鉄道運輸業者	旅客鉄道運輸業者が、乗換時間の配電のないダイヤ改正をし、駅に設置された点字ブロックが水浸しで滑りやすい状態にあったのを放置したため、乗換時時に駅で転倒し骨折したとして、被害者が安全配慮義務の債務不履行又は製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①事故原因及び安全配慮義務違反の有無。 ②消滅時効の成否。 ③製造物責任法違反の成否。 ④消滅時効の成否。	①ダイヤ改正は被害者が駅構内を走ることの理由にはならないことなどによれば、ダイヤ改正又はダイヤ設定が安全配慮義務違反になるとはいえず、また、本件通路の傾斜及び点字ブロックの形状は一般に見られるものと格別異なるものではなく通常有すべき安全性を欠くとはいえないこと、雨で濡れ多少滑りやすくなったことについて直ちに安全性を欠くとはいえないこと、点字ブロックは走ることを想定した安全性まで要求されるものとは解し難いことによれば、通行に危険な状況があったとは認め難く、駅の連絡通路の傾斜や点字ブロックにつき本件業者が安全配慮義務違反は認められない上、本件業者の安全配慮義務違反が本件転倒事故原因とも認められない。 ②は判断せず。 ③駅の点字ブロックが通常有すべき安全性を欠くとはいえないから、製造物責任法上の欠陥は認められず、連絡通路の傾斜についても通常有すべき安全性を欠いているとは認められないから欠陥はなく、製造物責任法違反は認められない。 ④は判断せず。	27,349,986	請求棄却	平成24年9月26日		0	ウエスト ロー・ジャ パン (2012WLJ PCA0926 8002)	
283	東京地裁	平24(ワ)3229号		電気毛布焼損事件	火災事故死亡者の相続人ら5名	電気毛布販売会社、電気毛布製造販売会社	火災事故死亡者の相続人らが、本件火災事故は本件死亡者が使用していた電気かけしき用毛布(本件電気毛布)が通常有すべき安全性を欠いていたためであるとして、本件電気毛布の販売会社及び同製造販売会社に対し、製造物責任法3条等に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件火災は本件電気毛布の欠陥に起因するか否か。	①本件における諸事情を検討して、本件火災が本件電気毛布によって引き起こされたとはいえないとした。	総額:33,680,075 原告X1:8,610,707 原告X2:8,610,707 原告X5:7,827,935 原告X3:4,305,358 原告X4:4,305,358	請求棄却	平成26年6月13日		0	ウエスト ロー・ジャ パン (2014WLJ PCA0613 8004)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
284	東京高裁	平24(ホ)1898号	平成24年2月13日	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	ヘリコプターエンジン製造業者(一審被告)	国(一審原告)	自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中にエンジン出力を失って7.9mの高さから墜落し、機体下部等を損壊して乗員2名が重傷を負った事故につき、本件事故原因はエンジンの燃料制御装置内コンピュータ・アセンブリに組み込まれたN1ガバナースーパーバルブ・アセンブリに装着されていたサファイアの脱落にあり、同エンジンにはサファイア脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が、同エンジンの製造業者であるヘリコプターエンジン製造業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件エンジンの欠陥を認めて請求を一部認容した第一審に対する控訴審の事案。	①国は、製造物責任法3条(製造物責任)に基づく損害賠償請求の請求主体となり得るか。 ②本件エンジンの「欠陥」の有無。 ③製造物責任法4条2号(設計指示の拒否)の適用又は類推適用の有無。 ④製造物責任法の適用を排除する旨の合意の有無。 ⑤製造請負契約における特約適用の有無 ⑥民法638条の適用又は類推適用の有無。 ⑦製造物責任法の適用排除又は制限の有無。 ⑧危険の引受けの有無。 ⑨信義則違反の有無。 ⑩過失相殺の可否。	①国は製造物責任法3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。 ②本件サファイアが脱落するに至る機序については、組み立て作業の際に、本件サファイアに亀裂が発生し、本件サファイアが脱落したというものである可能性が高いことは、当事者間に争いが無い。「欠陥」の意義、法の趣旨が被害者保護にあることに照らし、本件における製造物がコンピュータ・アセンブリなどを組み込んだ複雑な構造を有する本件エンジンであることから判断すると、「欠陥」の存在についての主張、立証は、本件エンジンを適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことの主張、立証で足り、それ以上に本件エンジンの中の欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではないと解するのが相当である。本件事故機は、通常どおり飛行をしていたにもかかわらず、突如、本件エンジンが停止又はこれに近い状態になって墜落したのであり、このような事故の発生は通常予想できないことに加え、本件エンジンが停止等するに至ったのは本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアの脱落が原因であると判明しており、「欠陥」部位や態様等も特定されているから、本件エンジンには欠陥があると認められる。 ③最終製品製造業者である本件製造業者が製造物法4条2号の適用により免責される余地はなく、また、他の製造物の製造業者から設計指示書を受け認められない本件では、完成品である本件エンジンに同号を類推適用することもできない。 ④重大損害の発生可能性がある製造物の責任を制限、排除する合意がされた場合、疑義を許さない明確な合意がされたはずであるのに本件では明確な条項はないことなどから、製造物責任法の適用を排除しないし制限する旨の合意は成立していない。 ⑤本件特約により製造物責任法の適用を制限する合意が成立したとは認められない。 ⑥民法638条の適用又は類推適用は認められない。 ⑦契約当事者間であっても製造物責任法の定められた法の適用は受けられ、仮に本件当事者間で製造物責任を制限、排除する合意の効力が認められるとしても、公序良俗違反の可能性等から同合意の成立は認められない。 ⑧本件事故機が民間ヘリでも普通に行う飛行動作をしている際にエンジンが停止状態となることなどにつき、国が危険を引き受けていたとは認められない。 ⑨製造物責任保険に加入するかの判断は経営判断であり、国は製造物責任保険の加入を禁じたわけではないから、国の本件製造業者に対する請求は信義則違反として許されないとは解されない。 ⑩過失相殺は認められない。	(一審請求額280,738,040)	控訴棄却	平成25年2月13日	上告、上告受理申立	(一審認容額234,100,912)	判例時報2208号46頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA0213 6004) 判例タイムズ1411号208頁	訴訟リストNo.161(第一審)、訴訟リストNo.336(上告審)の控訴審。
285	東京地裁	平24(ワ)9974号		空気清浄機天井落下事件	映画館経営会社	電気機械器具等製造会社、電気機械器具等販売業者、電気機械器具等保守業者	映画館経営会社が、電気機械器具等製造会社(本件製造会社)開発の空気清浄機(本件機器)の導入に当たり、本件機器が劇場に適合し安全性に問題のないものであることを理由に導入を決めたにもかかわらず、本件機器が原因で映画館の天井が落下するなどの事故が発生したとして、本件製造会社、電気機械器具等販売業者及び電気機械器具等保守業者に対し、同社らとの間で締結した本件機器導入に係る各契約の錯誤無効による不当利得の返還を求めるとともに、本件機器導入に際して本件製造会社らが説明義務を果たさず、本件機器に欠陥があったためその導入に係る契約に基づいて支払った対価等相当額の損害が生じたとして、説明義務違反による債務不履行又は不法行為、もしくは同欠陥を内容とする瑕疵担保責任等に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件各契約の錯誤無効の可否。 ②説明義務違反の有無。 ③本件機器の欠陥の有無。	①本件各契約の本旨としての義務又は付随義務として、本件製造会社らには、映画館経営会社(本件経営会社)の主張に係る同社の全ての劇場に適合する本件機器を開発する義務及びこれらの劇場の安全性に配慮して本件機器を開発する義務はなく、また、本件機器が本件経営会社の劇場に適合し、安全性に問題がないと考えた本件機器を導入することとした旨の同社の動機が黙示的であれ表示されていたとは認められない上、本件機器が本件経営会社の主張するような重大な欠陥を抱えるものともいえないとして、本件各契約の錯誤無効を否定した。 ②本件製造会社らは全劇場に適合する本件機器を開発する義務及び各劇場の安全性に配慮して本件機器を開発する義務を負わないから、各義務を前提とした説明義務違反の主張は理由がなく、また、本件機器が本件劇場の適合性又は安全性に対して問題を生じさせることがないかを調査し、これに問題があれば説明する義務や、本件機器が結露を生じさせる可能性及び結露が生じた場合の影響について調査をし説明する義務が本件製造会社らにあったとはいえないとして、同社らの説明義務違反を否定した。 ③本件機器の加温効果が強力であったことは否定し得ないものの、本件機器による加温の程度は、ビル衛生管理法所定の基準及び本件経営会社自身が定める室内環境基準とも概ね合致しているから、本件機器の加温効果をもって重大な欠陥があるとはいえないとして、重大な欠陥があることを前提とした瑕疵、設計ないし指示・警告上の欠陥に係る本件経営会社の主張は理由がないとした。	490,592,119	請求棄却	平成25年11月22日		0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA1122 8006)	
286	東京地裁	平24(ワ)11308号		高密度焦点式超音波(ハイフ)前立腺治療装置取付部脱落による治療を受けた患者発生事件	高密度焦点式超音波(ハイフ)前立腺治療装置取付部脱落を受けた患者	医療機器製作販売業者	クリニックで、医療機器製作販売業者の輸入販売に係る高密度焦点式超音波(ハイフ)前立腺治療装置(本件機器)による前立腺癌とされる腫瘍の凝固壊死治療を受けた患者が、治療中に本件機器に故障が発生し、その後尿道直腸腫(本件傷害)が発生したことにつき、本件機器にはモニター監視ができなくなった場合に緊急停止ボタンを押すまでの間ハイフ照射が継続するなどの欠陥があり、それによって本件傷害を負ったとして、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件機器の欠陥の有無。 ②本件機器の欠陥と患者の本件傷害との因果関係の有無。	①本件機器は、メモリが正常に機能しない場合、正常動作しないとも認められる上、高密度焦点式超音波(ハイフ)照射はメモリカードの故障後即時、あるいは遅くとも0.5秒間で停止したといえるから、これよりも長い間、ハイフ照射が継続し、これによって、本件機器に通常有すべき安全性を欠く欠陥があるとは認められない。 ②は判断せず。	10,000,000	請求棄却	平成25年10月17日	確定	0	判例時報2214号65頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA1017 8001)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
287	東京地裁	平24(ワ)12191号		貨物自動車高速道路火災事件	自動車運送事業者	自動車製造会社及び自動車販売会社	貨物自動車購入の約1か月後に高速道路上で火災が生じ、同車及び別に購入した荷台が焼損したことに関して、自動車運送事業者が、本件貨物自動車の製造会社に対しては製造物責任法3条に基づき、同販売会社に対しては売買契約上の保証条項に基づき、損害賠償を求めた事案。	①火災の原因。 ②本件貨物自動車の欠陥の有無。 ③自動車販売会社の売買契約上の責任の有無。	①本件火災は、右前輪タイヤがパンク等した後に走行を継続したことによって可燃性ガスが生じ、路面に接触したワイヤーの熱等を火源として発生したことと生じたものと認められるとした。 ②本件貨物自動車が走行中にパンク等した後に後続車等との接触を避けながら停車するために必要な最短距離を走行したにすぎないにもかかわらず、その走行経路を原因として本件火災が生じた場合には、同自動車には欠陥があると推定されるべきところ、上記必要な最短距離を走行したものと認められないから、本件貨物自動車に「欠陥」があると推定できない上、自動車運送事業者主張に係る指示・警告上の欠陥及び製造上の欠陥も認められないとした。 ③本件火災原因からすると、自動車販売会社に売買契約上の損害賠償責任はないとした。	7,049,899	請求棄却	平成26年3月27日	控訴	0	判例時報2228号43頁ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0327 8002)	
288	東京地裁	平24(ワ)19238号		化粧水カビ等繁殖事件	化粧品開発販売会社	化粧品製造会社	化粧品開発販売会社が、製造委託先である化粧品製造会社の製造した化粧水に大腸菌及び真菌(カビ等)が繁殖したなどとして、化粧品製造会社に対し、製造物責任法3条等に基づき、損害賠償を求めた事案。	①カビ等が検出された化粧水の「欠陥」の有無。 ②カビ等が検出された化粧水の瑕疵の有無。 ③化粧品製造会社の免責の成否等。	①2ないし10か月程度でカビ等が発生する商品は化粧水として通常有すべき安全性を欠いているとして、本件化粧水の「欠陥」を認めた。 ②は判断せず。 ③本件におけるカビ等の検出は、防菌力試験が未了であることはコンクに置反りが認められたことによるものとは認められないから、免責に係る両者間の免責は適用されないと、化粧品製造会社の免責を否定した。	47,287,231	一部認容	平成26年11月27日		20,105,361	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA1127 8001)	
289	東京地裁	平24(ワ)22407号		事業用大型貨物自動車エンジン出火事件	車両保険契約に基づいて保険金を支払った保険会社	自動車製造業者	自動車製造業者(本件業者)製造の事業用大型貨物自動車からエンジンから出火して全損した事故につき、同車の被保険者に車両保険契約に基づく保険金を支払った保険会社が、本件業者に対し、本件事故はエンジン組立工程におけるコンロッドキャップボルトの締め付け不良が原因で、同ボルトの締め付け不良は欠陥であり、また、事故前の警告装置不動作は警告装置の欠陥であるところ、保険代位により、製造物責任法3条、民法709条の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得したとして、求償を求めた事案。	①コンロッドキャップボルトの締め付け不良に係る欠陥、過失の有無。 ②本警告装置に係る欠陥、過失の有無。 ③製造物責任法3条ただし書の適用の有無。 ④不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の成否。	①本件事故は、ユーザーによるエンジンオイルのメンテナンス不良のためにエンジンオイルが劣化し、これにより発生したスラッジにより焼付きが生じたために発生したとする本件業者の主張には相応の蓋然性がある一方、エンジン組立工程における2番コンロッドキャップボルトの締め付け不良が原因であるとする本件保険会社の主張は仮説の域を出ないから、本件車につきエンジン組立工程における2番コンロッドキャップボルトの締め付け不良という欠陥があるといえず、本件業者に過失があるともいえない。 ②本件車の警告装置はエンジンオイルの定期的交換を前提としており、定期的交換を怠った場合のエンジンオイル劣化によって発生したスラッジを完全に捕捉できる仕組みになっていないところ、本件車はエンジンオイルが定期的に交換されておらず、メンテナンス不良からスラッジが発生したものであるから、本件事故前に本件装置が作動しなかったことをもって直ちに欠陥があるとはいえず、本件業者に過失があるともいえない。 ③④は判断せず。	8,953,003	請求棄却	平成26年2月19日		0	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0219 8003)	
290	東京地裁	平24(ワ)24502号・平24(ワ)24503号		LED組込灯具不具合事件	LED組込灯具製造会社	LED販売会社、LED専業会社	LED販売会社から購入したLEDを組み込んで灯具を製造等した会社が、本件灯具に不具合が生じたことに関して、LED販売会社及びLED専業会社に対し、製造物責任法3条等に基づき、連帯しての損害賠償を求めた事案。	①本件LEDの欠陥の有無等。 ②LED専業会社は本件LEDを輸入した者か否か。 ③LED販売会社の告知義務違反の有無。 ④LED専業会社はLED販売会社の損害賠償債務を重量的に引き受けたか否か。	①各報告や証拠に係るその他の検査結果等からして本件LEDに欠陥はないなどとして、LED販売会社の製造物責任及び債務不履行責任を否定した。 ②LED専業会社は本件LEDを輸入した者ではないとした。 ③LED販売会社は本件LEDを輸入した者ではないとした。 ④LED専業会社がLED販売会社の損害賠償債務を重量的に引き受けた事実は認められないとした。	36,154,055	請求棄却	平成26年3月20日		0	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0320 8020)	
291	大分地裁	平24(ワ)251号	平成24年4月3日	美容マスク顔面皮膚障害事件	美容マスク使用者	化粧品製造販売会社	いわゆるパックである美容マスクの使用者が、顔面等に皮膚炎及び皮膚炎後の色素沈着(黒皮症)の健康被害が生じたとして、同マスクを製造販売した化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①使用者の皮膚炎と本件マスクの使用との因果関係の有無。 ②本件マスクの「欠陥」の有無。	①使用者の皮膚炎は、本件マスク又は本件マスクに含まれる美容液等を抗原とするものではなく、むしろ他の抗原によるものである可能性が高いなどとして、同皮膚炎と本件マスクの使用との因果関係を否定した。 ②は判断せず。	2,611,518	請求棄却	平成26年3月24日	控訴(控訴取下げ)	0	ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0324 8003)	
292	さいたま地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(埼玉(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(22名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			314,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.89と同一事案。
293	宇都宮地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(栃木(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(7名)	医薬部外品販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			105,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.83と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
294	横浜地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(神奈川)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(27名)	医薬部外品製造販売等会社、石鹸など製造販売会社、医薬品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			345,000,000						
295	宮崎地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(宮崎)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(29名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			133,980,000						
296	京都地裁	平24(ワ)1230号	平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(京都)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(判決で請求が認められたのは17名)	石鹸の販売業者Y1社、石鹸の製造業者Y2社、石鹸に配合された原材料の製造業者Y3社	本件石鹸の使用によって、小麦依存性運動誘発アレルギーに罹患し、アレルギー症状を発症した者らが、小麦摂取の制限や摂取後の自衛生活の制限を受けたこととなつたとして、本件石鹸の販売業者Y1社、製造業者Y2社およびアレルギー感作を生じさせる成分の製造業者Y3社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した事案。	①本件石鹸の製造物責任法上の欠陥の有無。 ②本件石鹸の引渡時に欠陥があることを認識できなかったか。 ③当該石鹸に配合された小麦由来成分Dの製造物責任法上の欠陥の有無。 ④当該石鹸に配合された小麦由来成分Dの引渡時に欠陥があることを認識できなかったか。	①本件アレルギーのように感作の結果、小麦摂取後家事程度の運動をしただけで即時型アレルギーを発症するような事象は、消費者の過度な苛求し得ることではなく、消費者はこのような感作の危険が身を守る術を待たない一方、一方は、製品の企画・設計の段階において、当時確立している科学上の知見を総合して製品の成分からあるいは製造過程で生じ得る危険を予測して、除去することが可能であり、それが期待されている。本件石鹸によるアレルギー発症による被害の程度は、小麦を摂取し、家事程度の軽度の運動をしただけであつたり、特段の運動負荷がなくても、相当程度の割合で呼吸困難や嘔吐・下痢等のアナフィラキシーやアナフィラキシーショックを引き起こし、これらに至らないまでも全身じんましんを引き起こすものもあるというものである。発症した場合の症状の重さはいずれでもないが、現代社会において、小麦成分は多数の食品に含まれており、小麦を一切摂取しない食事を継続することは極めて困難が伴うものであるところ、本件アレルギー発症により、小麦成分を摂取した場合に備えて運動等を控えることも必要になると考えられ、個別に差はあるが、本件アレルギー発症による生活上、就労上の制約は大きい。さらに、本件石鹸の表示は、本件アレルギーの可能性等を示唆するものではなく、本件石鹸の使用者にとって、本件アレルギー発症を回避するに十分なものではなかつた。以上のような諸事情を総合すると本件石鹸には欠陥がある。 ②本件石鹸引渡当時、本件石鹸を洗顔等に使用した場合に、その使用者が、本件石鹸に含まれている小麦由来成分Dに経皮(経粘膜)的に感作し得ることを認識することができなかったということではない。また、本件石鹸引渡当時、小麦由来成分Dに感作した後、交叉(こうさ)反応を起こして、相当程度の割合でアナフィラキシーないアナフィラキシーショックを引き起こす小麦依存性運動誘発性アレルギーを発症し得ることを認識することができなかったということではない。本件石鹸の欠陥につき、開発危険の抗弁は認められない。 ③小麦由来成分Dは、シャンプーやリンス等の化粧品・医薬部外品に配合される原材料としてだけでなく食品・食器用洗剤等に配合される原材料としても使用される上、別の成分等と組み合わせて使用されるものであり、小麦由来成分Dが使用される完成品や、完成品と共に配合される成分等は、極めて広範に及ぶ。そのような原材料の製造業者において、その原材料が使用される可能性のある全ての完成品(完成品と共に配合される成分等)を想定して、その用途全てにおいて安全性を確保した原材料を作成することは極めて困難である。そして、小麦由来成分Dを使用するのは、完成品製造物に關して専門的知識・経験を有する製造業者であり、一般消費者が小麦由来成分Dそのみを完成品として使用することはない。また、Y3社は、石鹸等製造の専門業者であるY2社に対し、小麦由来成分Dを販売するに当たって、平成2及び3年に作成した小麦由来成分Dの性質・特徴が記載された技術資料を交付し、平成10年に感作性試験は実施していないためデータがなく、危険性・有害性の評価は十分でない旨記載した安全性データシートを交付した。以上の諸事情を総合すると小麦由来成分Dには欠陥があつたということではない。	(判決で請求が認められた原告17名について) 原告ごとに 5,800,000~8,800,000 (遅延損害金を含む)	判決は、一部認容 (和解については、和解リスト参照)	平成30年2月20日		(判決で請求が認められた原告17名について) 総額: 9,235,050 原告1人当たり 132,000~990,000	裁判所ウェブサイト ウェストロー・ジャパン (2018WLJ PCA0220 6006)	和解については、和解リストNo.64と同一事案。
297	広島地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(広島(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(39名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			464,640,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.85と同一事案。
298	札幌地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(北海道(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(46名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			667,860,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.88、No.90及びNo.92と同一事案。
299	鹿児島地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(鹿児島(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(17名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			255,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.74、No.75及びNo.80と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
300	新潟地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(新潟(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(16名)	医薬部外品製造販売等会社、石鹸など製造販売会社、医薬品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			200,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.65と同一事案。
301	神戸地裁姫路支部		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(姫路(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(7名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			75,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.66と同一事案。
302	仙台地裁		平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(仙台(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(27名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			270,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.84と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
303	大阪地裁	平24(ワ)4255号 平24(ワ)12758号 平24(ワ)14114号 平25(ワ)4334号	平成24年4月20日 平成24年11月26日 他3件	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(大阪(1))	石鹸により小麦アレルギーになり患した者(判決で請求が認められたのは20名)	石鹸の販売業者Y1社、石鹸の製造業者Y2社及び石鹸に配合された原材料の製造業者Y3社	本件石鹸の使用によって、小麦依存性運動誘発性のアレルギーになり患し、アレルギー症状を発症した者が、小麦摂取の制限や摂取後の日常生活の制限を受けることとなったとして、本件石鹸の販売業者Y1社、製造業者Y2社及びアレルギー感作を生じさせる成分を含有する原材料の製造業者Y3社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した事案。	①製品に「販売元」と表示された本件石鹸についてY1社が製造業者等に該当するか(製品に「製造販売元」と表示された本件石鹸についてY1社が製造業者等に当たることに争いはない)。 ②本件石鹸に欠陥があるか。 ③Y1社及びY2社について開発危険の抗弁が成立するか。 ④本件石鹸の原材料である加水分解コムギ末に欠陥があるか。 ⑤Y3社について開発危険の抗弁が成立するか。	①本件石鹸は、製品等に付された表示においては、製造者であることを示すY2社の商号と販売元であることを示すY1社の商号が併記されているとしても、表示全体の内容において、当初からその全ての仕様の製品につき、Y1社のブランド製品であることが強調され、消費者に対し、一手に販売をしており、その後の販売実績を獲得するに至る経緯等を踏まえれば、まさにY1社の製品であるとの社会的認知が疑いなく、確立していた製造物であったと認められる。このように、上記認定事実を総合すれば、Y1社は、表示変更前の本件石鹸において、製造物責任法2条3項3号所定の実質的製造業者に該当すると認められる。 ②本件石鹸によるアレルギー被害の性質、程度は、化粧品の使用により通常想定され得る健康被害の範囲から大きく逸脱した重篤なものである。このことは、本件石鹸の欠陥の存在を基礎付ける重要な要素というべきである。本件石鹸の効用及び有用性は、その宣伝されている効能に照らしても、洗顔用石鹸としての効用の域を出るものとはいえず、他の洗顔用石鹸と比較した場合に、本件石鹸に特有の消費者の需要を喚起する効用又は有用性があつたとしても、重い健康被害を生じさせる危険性を社会一般が許容していたといえるものではなく、また、本件アレルギーを生じさせないような代替設計を行うことは、本件石鹸の引渡し当時においても十分可能であつたと認められる。このような事情を考慮するならば、本件石鹸は、法令等の規制に適合し、適法に製造販売された製品であつて、当時の実用的な科学技術水準を考慮すれば、本件石鹸は安全な製品と認識されており、Y1社やY2社を含む製造業者らにおいて本件アレルギーによる被害を具体的に想定して製品を開発、製造することは困難であつたことという事情を考慮したとしても、本件石鹸は、洗顔用石鹸ないし化粧品として社会通念上許容されている皮膚障害等の程度を超えて、食物アレルギーとなる小麦依存性運動誘発アトピーアレルギーに分類される重篤なアレルギー症状を引き起こす危険性を有していることができない。本件石鹸の製品設計上、洗顔用石鹸ないし化粧品として通常有すべき安全性を欠く欠陥があつたものと認めるのが相当である。 ③本件石鹸に含有された加水分解コムギ末が人に対して経皮経粘膜感作を生じること、その後天然小麦を経口摂取した際にアレルギー症状を引き起こす可能性があること、その程度がアナフィラキシーを伴うようなものであることを当時の世界最高水準の知見をもとにも認認することができなかつたといふことはできない。本件石鹸をY1社及びY2社が引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によれば、Y1社又はY2社において本件石鹸にその欠陥があることを認識することができなかつたといふことはできない。 ④本件加水分解コムギ末が、その「通常予見される使用形態」に沿って本件石鹸という洗顔用石鹸の原材料として使用された場合、本件アレルギーの発症ないし本件製品事故という重篤、重大な事故を引き起こす危険性を備えた製品であることとは異なる使用を前提とした原材料たる当該製品の設計上の欠陥を基礎付ける極めて重要な要素である。また、本件原材料につき、上記の危険性がある旨、完成品の製造業者に対して必ずしもの確かな指示、警告は付されていなかったことが認められ、その有用性についても、種々の製品の原材料として汎用的な用途に利用できるといった特性はあるものの、生命、健康の維持に必要な不可欠といった程度に高度なものではなかつた。他方、当時の科学技術的水準に照らせば、本件原材料は薬事法(現在の、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)に基づく規格に適合する成分とされ、当該成分を用いた本件石鹸は薬事法上の製造承認を得て適法に流通したものであり、同種の製造業者やアレルギーの専門医であっても本件原材料に起因して本件アレルギーの発症を具体的に予見することは困難であつたことが認められ、完成品たる化粧品等の製造業者において、原材料を含む完成品全体の安全性を確保することが法規制上、また実務慣行上求められていたことが認められるもの、本件原材料は食品及び化粧品用の原材料成分であり、完成品に添加、配合されて初めて市場に流通することとなることや、小麦という天然素材に由来する安全性の高い製品として流通に置かれていたという製品特性からすれば、完成品たる化粧品そのものと同等に高度の安全性が求められていたにもかかわらず、同製品に起因して実際に本件アレルギーが生じたことと照らせば、当該製品の引渡し当時の社会通念によっても、そのような被害をまぜしめる化粧品原材料は社会通念上許容されるものではなかつたと考えられるのが相当である。したがって、本件原材料は、その製品設計上、社会通念に照らして、化粧品に配合、添加される原材料として通常有すべき安全性を欠いていたといえ、設計上の欠陥があつたと認めるのが相当である。 ⑤③と同じ理由により、開発危険の抗弁は成立しない。	総額：280,000,000円 包括一律請求として、連帯して、特に重篤なアレルギー症状であるアナフィラキシーショックを生じた原告ら： 各15,000,000円 それ以外の原告ら： 各10,000,000円	総額：一部認容(和解については和解リスト参照) 原告X1、X2、X5、X6、X10、X12、X15、X17及びX20：各2,500,000円 原告X9：2,394,345円 原告X18：ロー・ジャパン 原告X3：2,392,530円 それ以外の原告ら： 原告X14：2,283,370円 原告X4、X7、X8、X13、X18：各1,500,000円 原告X19：1,350,000円 原告X11：1,190,810円	裁判所ウェブサイト 消費税法 ニュース 120号337頁 PCAO329 R001)	和解については、和解リスト同一事案。			

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
304	東京地裁	平24(ワ)11529号、平24(ワ)21925号、平25(ワ)11737号、平25(ワ)20206号、平25(ワ)34163号、平26(ワ)21337号、平28(ワ)10213号	平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(東京(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(82名) (判決で請求が認容されたのは23名)	石鹸の販売業者A社、石鹸の製造業者B社、石鹸に配合された原材料の製造業者C社	本件石鹸の使用によって、小麦依存性運動誘発性アレルギーに罹患し、アレルギー症状を発生した者らが、小麦摂取の制限や摂取後の日常生活の制限を受けることとなったなどとして、本件石鹸の販売業者A社、製造業者B社およびアレルギー感作を生じさせる成分の製造業者C社に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を請求した事案。	①本件石鹸の製造物責任法上の欠陥の有無。 ②A社の製造物責任法2条3項所定の製造業者等の該当性。 ③本件石鹸の引渡時に欠陥があることを認識できなかったか(開発危険の抗弁)。 ④本件石鹸に配合された小麦由来成分Dの製造物責任法上の欠陥の有無。 ⑤本件石鹸に配合された小麦由来成分Dの引渡時に欠陥があることを認識できなかったか(開発危険の抗弁)。	①アレルギーとなる原材料が配合されていたことで使用者にアレルギーが発症したとしても、そのことから直ちに本件石鹸に欠陥があるということではないが、本件アレルギーは、その発症数が極めて多いこと、その症状はしばしば死の危険性もあるほどに重症化するものであること、短期間に回復するものではないことといった特徴を有するものである。これらは、本件石鹸の欠陥を肯定すべき大きな考慮事情となる一方で、他に本件石鹸の欠陥を否定すべき有力な考慮事情は見当たらない。そうすると、本件石鹸は通常有すべき安全性を欠いているものと認められるから、本件石鹸には欠陥があるというべきである。 ②A社は、本件石鹸の購入者に対し、社会通念上、A社が本件石鹸の企画・製造に相当程度関与するものとして、製造業者であるのと同様の信頼性を与えるとともに、大々的な宣伝活動と高いシェアを通じてA社というブランドに対する認知度を高めており、本件石鹸がA社のブランドで製造されているとの信頼性を与えていたものというべきであるから、A社は実質的製造業者に当たると認められるべきである。 ③本件石鹸の引渡時において、本件石鹸に配合された小麦由来成分Dに経皮・経粘膜的に感作されること、小麦由来成分Dと小麦との交差反応により小麦アレルギーが発症することを認識することができなかったとはいえないから、開発危険の抗弁は成立しない。 ④小麦由来成分Dは、汎用的な原材料であって、A社ないしB社の製品設計いかんによっては、本件アレルギーと同様の症状を発症させることなく石鹸等を製造することができたが、本件においては製品設計こそが本件アレルギーの発症の重要な要因となっていた。また、C社はB社に対し、小麦由来成分Dの「安全性データシート」において、危険性、有害性に関する情報が十分でなく、使用者が自ら試験によって確認することを求める旨の情報提供をしており、B社が石鹸等の専門業者であったことを踏まえると、リスク情報について一応の表示がされていたといえる。これらの事情を総合すれば、小麦由来成分Dが完成品の製品設計のいかんにかかわらず社会通念上期待される安全性の水準を欠いているとまでは認められないから、小麦由来成分Dには欠陥がないものというべきである。 ⑤判断せず。	(判決で請求が認容された原告23名について) 総額：不明 原告1人当たり15,000,000円 10,000,000円の包括請求	(判決)一部認容	平成30年6月22日		(判決で請求が認容された原告23名について) 総額：35,600,000円 原告1人当たり1,000,000円 2,500,000円	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2018WLJ PCA0622 8006)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
305	福岡地裁	平27(ワ)37137号	平成24年4月20日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(福岡(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者ら(判決で請求が認められたのは20名)	石鹸の販売業者Y1社、石鹸の製造業者Y2社、石鹸に配合された原材料の製造業者Y3社	本件石鹸の使用によって、小麦依存性運動誘発性アレルギーに罹患し、アレルギー症状を発生した者らから、小麦摂取の制限や摂取後の日常生活の制限を受けることとなったなどとして、本件石鹸の販売業者Y1社、製造業者Y2社およびアレルギー感作を生じさせる成分の製造業者Y3社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を請求した事実。	①製造・販売業者Y1社の製造物責任法2条3項1号から3号までの該当性。 ②本件石鹸の製造物責任法上の欠陥の有無。 ③本件石鹸に配合された小麦由来成分Dの欠陥の有無 ④開発危険の抗弁の成否。	①Y1社は本件石鹸の設計及び原材料の選定に極めて重要な役割を果たした者らが設立した会社であり、その販売当初から本件石鹸に表示されている商標を自らのブランドとして確立させた上、それを維持・管理しながら、反復継続して、一般消費者に対して本件石鹸を独占的に販売することによって、大きな利益を上げた。他方、Y2社は、後にY1社を設立する者らから委託を受けて本件石鹸の製造を頼られ、Y1社設立以後はいわゆるOEMの形態で本件石鹸を製造してY1社に提供する関係にあった。このようなY1社とY2社の関係に加え、前述のブランドに対する社会の認識の内容及び程度、本件石鹸の販売の状況並びに本件石鹸の売上げによってY1社が受けた利益の程度等を考慮すると、製造及び加工の一連の過程に対するY1社の関与の程度は大きい。Y1社は本件表示変更前の本件石鹸について、少なくとも3号製造業者に該当する。 ②本件アレルギー被害は、本件石鹸について通常想定される使用者が、その通常の使用方法に従って使用したことによって生じたものであるところ、その被害の程度及び発生割合は、いずれも、洗顔石鹸の使用によって生じ得るものとして通常想定される被害の程度及び発生割合を大きく上回るものといえる。そして、本件石鹸の効用や社会的有用性は、重大な副作用が伴うこともやむを得ないといえる医薬品のような高度なものではなく、また、本件石鹸の包装等に記載された注意表示及び成分表示によって、本件アレルギーの発症・増悪を防止することを期待できないものであった。他方で、当時の科学技術の水準当時の科学・技術の水準及びその利用可能性を前提とする社会通念、本件アレルギーの原因である小麦由来成分Dを配合せず、本件アレルギー被害のような被害が生じない代替設計によって、本件石鹸と同等の効用を有する洗顔石鹸を製造することは可能であった。これらの事情に加え、本件アレルギー被害がその発生直後の時期から社会問題として捉えられ、Y1社のほか、行政機関、学界、業界団体等により、被害拡大の防止や被害状況の把握のための対応が行われたことも併せて考えると、本件石鹸販売期間においても、本件アレルギー被害は、洗顔石鹸である本件石鹸によって生じ得るアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えるものであったといほかない。本件石鹸は、洗顔石鹸として通常有すべき安全性を欠いていたものというべきであり、本件石鹸が薬事法令上の規制を遵守して製造及び販売されたことは、製造物の欠陥の有無の判断に当たっての考慮要素の一つにすぎず、本件においては上記判断を左右するものではない。 ③本件石鹸における小麦由来成分Dの使用は、その用途及び用法として通常想定される範囲内のものであったといえるから、本件石鹸の使用と関係において小麦由来成分Dの通常有すべき安全性の内容及び程度は、本件石鹸についてのそれらと同様のもの(洗顔石鹸の原材料として通常有すべき安全性)であると解される。本件石鹸中の小麦由来成分Dによって生じた本件アレルギー被害は、被害の程度、被害発生の蓋然性、本件石鹸の通常見られる使用形態、本件石鹸販売期間当時の科学・技術の水準及びその利用可能性を前提とする社会通念、本件石鹸の効用・有用性を考慮すると、洗顔石鹸の使用に伴って生じ得るアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えるものであった。本件アレルギー被害発生以前の原材料としての使用状況及び安全性試験の実施状況等にかかわらず、小麦由来成分Dは、通常有すべき安全性を欠いていた。 ④本件石鹸販売期間より以前の時点で存在した各知見を総合すれば、本件石鹸中の小麦由来成分Dにより、経皮的又は経粘膜的に感作が生じ、さらに、経口摂取した小麦製品との交差(こうさ)反応が起こって、本件アレルギー被害のような被害が惹起されることを認識することができたものと考えられる。被害者ら全員との関係で、本件アレルギー発症の原因となった本件石鹸及びそれに配合されている小麦由来成分Dの引渡し時点における科学又は技術に関する知見によって、本件石鹸又は小麦由来成分Dに欠陥があることを認識することができなかったといえることはできない。	(判決で請求が認められた原告20名)について 総額: 300,000,000	一部認容	平成30年7月18日		(判決で請求が認められた原告20名について) 総額: 57,351,599 3社への請求が認められた原告14名1人当たり 2,504,612~ 3,300,000 Y3社への請求が認められた原告6名1人当たり 2,512,697~ 2,750,000	裁判所ウェブサイトに 「ウェブストア」 「ロージャレン」 (2018WLJPCAO7189003) 判例時報2418号38頁	和解については、和解リストNo.97、No.101及びNo.102と同一事案。	
306	名古屋地裁		平成24年4月27日	介護ベッド頭部(けいぶ)圧迫死亡事件	死亡した女性の遺族	ベッド製造販売会社、医療法人	リハビリテーションを受ける目的で転院した病院にて使用した介護ベッド側面の頭部側の転落防止柵(サイドレール)と足部側の転落防止柵(サイドレール)のすき間に、右側頭部をさされ、頭部圧迫により窒息死亡した。			51,200,000							
307	長野地裁		平成24年5月25日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(長野(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者ら(19名)	医薬部外品・化粧品製造販売等会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			230,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.100と同一事案。	
308	岡山地裁		平成24年5月30日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(岡山(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者ら(25名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			375,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.86と同一事案。	
309	那覇地裁		平成24年5月30日	浮標(ブイ)爆発頭脳(けいずい)損傷等後遺害事件(2)	浮標(ブイ)内部で作業し負傷した者、その妻	浮標(ブイ)の標体製造会社	浮標(ブイ)の円筒状の標体内部でバーナーで電池缶の撤去作業をしていたところ、突然床部分が爆発して壁に打ちつけられるなどして不全四肢まひを伴う頭脳損傷及び頸椎(けいつい)骨折をした。			74,330,000						訴訟リストNo.263と併合。	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
310	最高裁		平成24年6月5日	肺がん治療薬死亡等事件(大版)	不明 (控訴人:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(69歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(77歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(48歳)の妻及び子の計2名(一審原告)、肺がん抗がん剤を服用した患者(一審原告)、肺がん抗がん剤輸入販売会社(一審被告))	不明 (被控訴人:肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(69歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤投与後死亡した男性(77歳)の妻及び子ら計4名(一審原告)、肺がん抗がん剤を服用した患者(一審原告)、肺がん抗がん剤輸入販売会社(一審被告)、国(一審被告))	非小細胞肺がん治療薬(抗がん剤)の投与後に間質性肺炎を発症して死亡した患者らの遺族ら及び間質性肺炎等を発症した患者本人が、同抗がん剤を輸入販売した会社に対しては製造物責任等に基づく損害賠償を求め、国に対しては、適切な規制権限の行使を怠ったとして国家賠償を求めたことにつき、本件抗がん剤の製造物責任法上の欠陥を認め、一方、国の国家賠償法上の違法は認めなかった第一審、本件抗がん剤の製造物責任法上の欠陥及び国の責任を否定した控訴審に対する上告審の事案。			(一審及び控訴審請求額:総額:104,500,000円 平16(ワ)7980号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)2207号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)3935号事件請求額:総額:33,000,000円 平17(ワ)7426号事件請求額:総額:5,500,000円 当事者多数につき各事件内訳省略)	上告棄却、不受理決定	平成25年4月12日		(控訴審認容額:0円 一審認容額:総額:60,500,000円 平16(ワ)7980号事件認容額:総額:29,700,000円 平17(ワ)2207号事件認容額:総額:29,700,000円 平17(ワ)3935号事件認容額:総額:0円 平17(ワ)7426号事件認容額:総額:1,100,000円 当事者多数につき各事件内訳省略)		訴訟リストNo.121(第一審)、訴訟リストNo.262(控訴審)の上告審。
311	熊本地裁		平成24年6月15日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(熊本(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(10名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			150,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.60と同一事案。
312	千葉地裁		平成24年6月26日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(千葉(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(20名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			245,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.98と同一事案。
313	静岡地裁		平成24年7月9日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(静岡(1))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(12名)	医薬部外品製造販売会社、石鹸など製造販売会社、医薬品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			160,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.77と同一事案。
314	長野地裁		平成24年7月25日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(長野(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(18名)	医薬部外品・化粧品製造販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			210,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.100と同一事案。
315	鹿児島地裁		平成24年7月31日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(鹿児島(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(13名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			195,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.74、No.75及びNo.80と同一事案。
316	秋田地裁		平成24年7月31日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(秋田)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(16名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			205,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.79と同一事案。
317	神戸地裁姫路支部		平成24年7月31日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(姫路(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(6名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症した。			60,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.66と同一事案。
318	東京地裁		平成24年7月31日	小麦由来成分含有石鹸(せつけん)アレルギー事件(東京(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(36名)	化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			450,000,000	(判決については、訴訟リストNo.304参照)					原告の一部の者の判決については、訴訟リストNo.304参照。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
319	水戸地裁		平成24年8月6日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(茨城)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(5名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			65,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.67と同一事案。
320	熊本地裁		平成24年8月24日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(熊本(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(14名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			210,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.60と同一事案。
321	福岡地裁		平成24年8月31日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(福岡(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(84名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			1,260,000,000	(判決については訴訟リストNo.305参照)(和解については和解リスト参照)					和解リストNo.97、No.101及びNo.102と同一事案。
322	仙台地裁		平成24年9月5日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(仙台(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(11名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			110,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.84と同一事案。
323	広島地裁		平成24年9月14日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(広島(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(31名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			394,480,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.85と同一事案。
324	岡山地裁		平成24年9月28日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(岡山(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(14名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			210,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.86と同一事案。
325	新潟地裁		平成24年9月28日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(新潟(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(19名)	医薬部外品製造販売会社、石鹸など製造販売会社、医薬品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			225,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.65と同一事案。
326	札幌地裁		平成24年10月3日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(北海道(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(42名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			600,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.88、No.90及び92と同一事案。
327	さいたま地裁		平成24年10月12日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(埼玉(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(8名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			110,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.89と同一事案。
328	宇都宮地裁		平成24年10月15日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(栃木(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(4名)	医薬部外品販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			60,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.63と同一事案。
329	那覇地裁		平成24年10月17日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(沖縄)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(9名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			90,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.68と同一事案。
330	前橋地裁		平成24年11月6日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(群馬)	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(6名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			70,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.61及びNo.62と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
331	大阪地裁		平成24年11月26日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(大阪(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(53名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品等製造販売会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			610,000,000	(判決については訴訟リストNo.303参照)(和解等については和解リスト参照)					和解等については、和解リストNo.99及びNo.104と同一事案。
332	静岡地裁		平成24年12月7日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(静岡(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(6名)	医薬部外品製造販売等会社、石鹸など製造販売会社、医薬品等製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			80,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.77と同一事案。
333	千葉地裁		平成24年12月14日	小麦由来成分含有石鹸(せっけん)アレルギー事件(千葉(2))	石鹸により小麦アレルギーに罹患した者(8名)	医薬部外品・化粧品等販売会社、石鹸など製造販売会社、各種化学製品製造会社	小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ、小麦アレルギーに罹患した。さらには「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」を発症するなどした。			90,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.98と同一事案。
334	東京高裁		平成24年12月7日 平成24年12月10日	シュレッダー破裂聴覚など負傷事件	シュレッダー輸入販売会社(一審被告)、シュレッダーの破裂により右耳聴覚の後遺症を負った男性(一審原告)	シュレッダーの破裂により右耳聴覚の後遺症を負った男性(一審原告)	家庭用シュレッダーが破裂したために右耳聴覚の後遺症を負ったとして、シュレッダーを使用した一審原告が、本件シュレッダーを輸入販売していた一審被告に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件シュレッダーの欠陥を認めた第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額: 89,619,830)				不明 (一審認容額: 39,622,062)		訴訟リストNo.254の控訴審。
335	東京地裁	平24(ワ)32885号		自転車舟線(サドルレール)破断事件	自転車走行中に負傷した者	自転車製造業者	自転車製造業者(本件業者)製造の自転車走行中に負傷した者が、同自転車のサドルの欠陥のためサドルが破損して落下して地面に投げ出されて傷害を負うなどして精神的苦痛を被った旨主張して、本件業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件サドルの欠陥の有無。 ②消滅時効の成否。	①本件サドルの舟線の破断原因は、舟線上部に生じたき裂を起点に疲労破壊が進化したことにより、本件自転車の使用中に本件サドルに加えられた力により次第に舟線疲労が進み、最終的に力に耐えきれずに破断が生じたことと推認できるもの、本件舟線がもともと一般的な使用方法に耐えられず破断が避けられないものであったとはいえず、本件サドルが通常有すべき安全性を欠くとは認められないとして、欠陥を否定した。 ②仮に、本件サドルに欠陥があり被害者は、製造物責任法3条に基づく損害賠償請求権を有するとしても、同請求権は製造物責任法5条1項に基づき時効によって消滅したといえる。	1,200,000	請求棄却	平成24年12月26日		0	ウエストロー・ジャパン(2012WLJ PCA1226 8022)	
336	最高裁第二小法廷	平25(オ)1024号・平25(受)1245号	平成25年2月26日	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	ヘリコプターエンジン製造業者(控訴人(一審被告))	国(被控訴人(一審原告))	陸上自衛隊所属の対戦車ヘリコプターの落着事故につき、国が、本件事故の原因はエンジンの欠陥にあるとして、エンジン製造業者に対し、製造物責任法に基づく損害賠償を求めたことにつき、本件エンジンの欠陥を認めて請求を一部認容した第一審・控訴を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(一審・控訴審請求額: 280,738,040)	上告棄却・不受理決定	平成26年10月29日		(一審・控訴審認容額: 234,100,912)		訴訟リストNo.161(第一審)、訴訟リストNo.284(控訴審)の上告審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
337	東京高裁	平25(ホ)3142号	平成25年4月26日	エスカレーターから転落事件	エスカレーターから転落して死亡した男性の両親(一審原告)	ビル管理運営会社(一審被告)、ビル管理運営委託会社(一審被告)、エスカレーター製造会社(一審被告)	エスカレーターから転落して死亡した男性の両親が、ビル管理運営会社及びビル管理運営委託会社に対しては土地工作物責任に基づき、本件エスカレーターの製造会社に対しては製造物責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①本件事故当時における本件エスカレーターの設置又は保存の瑕疵の有無。 ②本件委託会社は、本件事故の発生を防止するために必要な注意をしたか否か。 ③本件製造会社は本件エスカレーターにつき製造物責任法2条1項の製造物として同法3条の引渡しをしたか。 ④本件エスカレーターには製造物責任法3条の引渡し当時、同法2条2項の欠陥があったか否か。	①本件エスカレーターは、本来の用法を前提とする限り通常すべき安全性を欠くといえず、本件事故は、エスカレーターの本来の用法からかけ離れた被害男性の異常な行動の結果として発生したものであるから、本件エスカレーターには、本件事故当時、民法717条1項の設置又は保存の瑕疵があったとは認められないとした原判決を引用。さらに、エスカレーターの利用者の中に判断能力等が不十分な者が含まれることを前提としても、少なくとも本件事故以前において、死亡男性の行ったような、エスカレーターの本来の用法とは大きく異なる行動をとる者がいることを予見して本件エスカレーターを設置保存すべきであったとはいえないとし、また、利用者が移動手すりに着着した場合、移動手すりの力によって抗えないほどの強い力が加わり、身体が持ち上げられて移動手すりに乗り上げ、階下への転落に至るという危険性を本件エスカレーターが有していたと認めることはできないから、同危険性を有することを前提とする主張は採用することはできないとした。 ②判断せずとした原判決を引用。 ③製造業者等が製造物を自らの意思で流通過程に置いたといえれば製造物責任法3条にいう引渡しがあったといえ、製造業者等が製造物の引渡し後に当該製造物が不動産に付合して独立した動産でなくなったとしても、同製造物は製造物責任の対象となり得るから、本件製造会社は、本件エスカレーターの部品(移動手すりの金棒)の製造業者としても、完成品である本件エスカレーターの製造業者としても、同法2条1項の「製造物」として同法3条の「引渡し」をしたものと認められるとした原判決を引用。 ④本件エスカレーターは一般的なエスカレーターであると認められ、利用者が背面を移動手すりに着させ後ろ向きに寄りかかるというのは通常予見されるエスカレーターの使用形態ではないから、そのような使用形態によって本件事故が発生したとしても本件エスカレーターが通常すべき安全性を欠くといえず、欠陥があるとはいえないとした原判決を引用。さらに、利用者が移動手すりに着着した場合、移動手すりの力によって抗えないほどの強い力が加わり、身体が持ち上げられて移動手すりに乗り上げ、階下への転落に至るという危険性を本件エスカレーターが有していたと認めることはできないから、同危険性を有することを前提とする主張は採用することはできないとした。	(一審請求額: 総額: 96,223,991 一審原告父: 49,191,603 一審原告母: 47,032,388)	控訴棄却	平成26年1月29日	上告、上告受理申立	(一審認容額: 0)	判例時報2239号30頁 ウエストロー・ジャパン(2014WLJPCA01296010)	訴訟リストNo.260(第一審)、訴訟リストNo.343(上告審)の控訴審。
338	東京高裁	平25(ホ)3933号		コンテナ船倉内化学物質発煙事件	損害保険会社18社(一審原告)、電送機器メーカー(一審原告)、金属製機械メーカー(一審原告)及び環備船(はだかようせん)会社(一審原告)	化学物質製造業者(一審被告)	公海航行中のパナマ船籍コンテナ船の船倉内において、積荷の一部である化学物質が高熱を発生発煙する事故が発生し、海水の注入等によって船体及び積荷が損傷したため、本船の環備船会社、積荷の保険金を支払った保険会社ら18社、損傷貨物の荷受人である金属製機械メーカー又は損傷貨物の損害賠償請求権の譲受人である電送機器メーカーが、本件化学物質を製造した化学物質製造業者(本件製造業者)に対し、本件事故原因は、本件製造業者が本件化学物質につき適切な表示・警告をせず、危険性の内容・程度及び取扱上の注意事項等を周知徹底しなかったことにあるなどとして、製造物責任法3条又は民法709条、715条1項による損害賠償を求めたことにつき、各請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①準拠法はどこか。 ②事故原因。 ③製造物責任の有無。 ④損害賠償請求権の帰属の有無。 ⑤失火責任法適用の有無及び本件製造業者の重過失の有無。 ⑥消滅移効の成否。 ⑦損益相殺の成否。 ⑧寄与度減責及び過失相殺の成否。	①公海上で発生した本件事故に適用される準拠法は、条理により、本件と最も密接に関連する地の法を準拠法として選択することが相当であるとした上で、日本法を準拠法とした。 ②原判決を引用し、本件事故の原因は、本件製造業者製造の本件化学物質が燃料油タンクからの熱を蓄積し、急激な自己加速分解反応を起こして極めて高温となり、本件化学物質の収納容器、本件コンテナ自体、同コンテナに近接する積荷の一部を損傷させ、発煙したことによると推認された。 ③本件製造業者は、本件化学物質が他人の財産等を侵害する可能性、危険性を予見できた上、本件化学物質の取扱上の注意事項を最もよく知る者として注意事項についての表示及び警告を尽くすべき責務を怠って本件事故が発生させ、また、本件化学物質についてした表示・警告は買主の過失を招く蓋然性が高いものといえるから、製造物責任を負うとした。 ④積荷の保険金を支払った保険会社ら、損傷貨物の損害賠償請求権の譲受人である電送機器メーカー、損傷貨物の荷受人である金属製機械メーカー、本船の環備船会社は、それぞれ損害賠償請求権を取得したと認められた。 ⑤製造物責任に失火責任法は適用されないとした。 ⑥準拠法は日本法であるから、パナマ共和国法による消滅移効に係る本件製造業者の主張は採用できないとした。 ⑦海難事故により共同海損が発生した場合、被害者は、損害賠償請求権を行使するか、又は、共同海損分担金請求権を行使するかを任意に選択できるとして、損益相殺に係る本件製造業者の主張を否定した。 ⑧本件事故の直接の原因が、本船の環備船会社が創出した異常な船倉内の環境にあるとはいえないから、同社には本件事故に対する寄与も過失責任も認められず、また、買主と本件製造業者が負う債務の関係は不真正連帯債務であるから、買主と本件製造業者の本件事故に対する寄与度に応じた賠償額の限定はできないとして、寄与度減責及び過失相殺に係る本件製造業者の主張を否定した。	第1事件: 控訴人X1~X4に係る主位的請求及び控訴人X5に係る請求総額: 118,177,474 第2事件: 控訴人X1~X6に係る主位的請求及び控訴人X21に係る請求総額: 662,139,054 第3事件: 控訴人X1、X2、X4に係る請求及び控訴人X6~X19に係る主位的請求総額: 289,234,395 第4事件: 主位的請求総額: 145,713,678 (一審第1事件: 主位的請求総額: 118,177,474 一審第2事件: 一審原告X1~X6に係る主位的請求及び一審原告X21に係る請求総額: 662,139,054 一審第3事件: 主位的請求総額: 289,234,395 一審第4事件: 主位的請求総額: 145,713,678)	原判決変更	平成26年10月29日		不明(一審認容額: 0)	判例時報2239号23頁 金融・商事判例1459号7頁 ウエストロー・ジャパン(2014WLJPCA10296003) 判例タイムズ1411号101頁	訴訟リストNo.184の控訴審。

各事件の外貨建てに係る預備的請求額及び内訳省略

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
339	福岡高裁		平成25年7月16日	手すり破損事件	不明 (一審原告:手すり購入使用者)	不明 (一審被告:手すり輸入販売会社)	手すりのプラケットが破損して転倒する事故が起きたとして、手すりを購入し使用していた者が、同手すりの輸入販売会社に対し、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたことにつき、本件手すりの欠陥を認めるなどした第一審に対する控訴審の事案。			不明 (一審請求額: 31,245,211)		平成26年1月21日		9,080,000		訴訟リストNo.270の控訴審。	
340	東京地裁	平25(ワ)15218号		塩蔵マッシュルーム異臭発生事件	保険会社	食品等の原料輸入販売業者	中国法人が製造し、食品等の原料輸入販売業者(本件輸入業者)が輸入して訴外会社に販売した塩蔵マッシュルーム中に24-ジクロロフェノール等が混入していたため、同塩蔵マッシュルームを原料にマッシュルームスライス等の製品を製造した訴外会社が製品回収をするなどしたことにつき、同社との間で生産物品質保険契約及び事業総合賠償責任保険契約を締結し各保険契約に基づく保険金を支払った脱退保険会社が、訴外会社の本件輸入業者に対する債務不履行、不法行為又は製造物責任に基づく損害賠償請求権を保険代位したとして、本件輸入業者に対し、求償を求め、訴訟係属中に脱退保険会社から保険事業等の譲渡を受けた参加人保険会社が、独立当事者参加した事案。	①本件輸入業者が輸入した塩蔵マッシュルーム等にクロロフェノール類又はフェノールが混入していたか。 ②本件輸入業者の債務不履行の有無。 ③本件輸入業者の帰責事由の有無。 ④本件輸入業者の輸入した塩蔵マッシュルーム等に製造物責任法の「欠陥」があるか。 ⑤本件輸入業者の注意義務違反の有無。	①原因調査結果などの認定事実によれば、本件輸入業者が輸入した塩蔵マッシュルームにはフェノールが付着しており、これが本件製品の異臭の原因であったと認められ、 ②本件輸入業者はフェノールの付着した塩蔵マッシュルームを販売し、フェノールは臭気の発生原因たるクロロフェノール類の前駆物質と認められ、また、輸入された塩蔵マッシュルームを使用して製造した製品から異臭が発生したことに照らすと、本件輸入業者が販売した塩蔵マッシュルームは、一般的な製造工程で発見除去できない不適切な成分であるフェノールを含有した不適切な食品原料といえるから、本件輸入業者には食品原料として適切でない瑕疵のある塩蔵マッシュルームを販売した債務不履行が認められる。 ③本件輸入業者は、食品原料等の輸入販売業者として行うべき安全性確認を実施していたといえることなどによれば、本件輸入業者が本件中国法人製造の塩蔵マッシュルームの栽培産地まで実地調査していないとしても品質管理等について注意義務違反があったとはいえず、通常期待されるべき注意義務を果たしていたといえるから、同社に帰責事由はなく、債務不履行に基づく請求は理由がない。 ④本件塩蔵マッシュルームを原料に使用した食品に異臭を生じさせるような商品は、商品価値が全くないといえる上、異臭を生じさせるに足りる分量のクロロフェノール類が付着した食品には人体に対する十分な安全性が担保されているとはいえないから、異臭の発生原因であるクロロフェノール類を生産する前駆物質であるフェノール類が付着した本件中国法人製造の塩蔵マッシュルームには、人体に対する十分な安全性が欠けていたといえ、製造物責任法3条の「欠陥」が認められる。 ⑤は判断せず。	47,897,745	一部認容	平成25年12月5日	控訴	47,819,005	判例時報2215号103頁 判例タイムズ1419号302頁 ウエストロー・ジャパン(2013WLJ PCA1205 8002)		
341	東京地裁		平成25年9月	化粧品白斑被害事件(東京)	化粧品利用者の女性	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者の女性が、化粧品製造販売会社に対し、損害賠償を求めた事案。			約48,000,000							
342	東京地裁	平25(ワ)30964号		化粧品皮膚障害事件	化粧品使用者	化粧品販売会社、化粧品発売元会社、化粧品製造販売元会社	化粧品使用者が、本件各化粧品を使用して顔に皮膚障害が生じたとして、化粧品販売会社に対しては債務不履行に基づき、化粧品発売元会社及び化粧品製造販売元会社に対しては製造物責任法3条に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案。	①化粧品販売会社の債務不履行責任の有無。 ②化粧品発売元会社及び化粧品製造販売元会社の製造物責任の有無。	①本件各化粧品を使用した消費者の中にアレルギー反応による皮膚障害を発生するものがいたとしても、それだけで本件各化粧品が通常有すべき安全性を欠いているとはいえないところ、仮に、原告に生じた皮膚障害が本件各化粧品の使用によって生じたとしても、本件各商品が通常有すべき安全性を欠いているとは認められず、他に化粧品販売会社において債務不履行に該当する事実も認められないとして、同社の債務不履行責任を否定した。 ②本件各化粧品については、表示上の欠陥は認められない上、通常有すべき安全性を欠いているとも認められないとして、化粧品発売元会社及び化粧品製造販売元会社の製造物責任を否定した。	360,799	請求棄却	平成26年3月20日		0	判例時報2230号52頁 ウエストロー・ジャパン(2014WLJ PCA0320 8001)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
343	最高裁		平成26年2月10日	エスカレーターからの転落事件	エスカレーターから転落して死亡した男性の両親(控訴人(一番原告))	ビル管理運営会社(被控訴人(一番被告))、ビル管理運営委託会社(被控訴人(一番被告))、エスカレーター製造会社(被控訴人(一番被告))	エスカレーターから転落して死亡した男性の両親が、ビル管理運営会社及びビル管理運営委託会社に対しては土地建物責任に基づき、本件エスカレーターの製造会社に対しては製造物責任に基づき、損害賠償を求めたことにつき、請求を棄却した第一審、控訴を棄却した控訴審に対する上告審の事案。			(一番及び控訴審請求額:総額96,223,991 一番原告(控訴人)父:49,191,603 一番原告(控訴人)母:47,032,388)	上告棄却、不受理決定	平成27年3月26日		(一番・控訴審認容額:0)		訴訟リストNo.260(第一審)、訴訟リストNo.337(控訴審)の上告審。
344	静岡地裁		平成26年4月2日	化粧品白斑被害事件(静岡(1))	静岡県及び山梨県の化粧品利用者の男性及び女性計14名	化粧品製造販売会社	被告が製造・販売した商品を使用した消費者が、その使用により、顔面、首回り、手元、腕等に白斑及び色素脱色等の色素異常(白斑被害)が生じたため、製造業者である被告に対し、製造物責任法第3条に基づき、損害賠償を求めた事件。			総額:569,790,221	(和解リスト参照)					和解リストNo.82と同一事案。
345	広島地裁		平成26年4月24日	化粧品白斑被害事件(広島)	化粧品利用者の女性4名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者の女性4名が、化粧品製造販売会社に対し、損害賠償を求めた事案。			総額:約130,000,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.71と同一事案。
346	仙台地裁		平成26年10月1日	化粧品白斑被害事件(仙台(1))	青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県の化粧品利用者の男性1名女性21名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:11,000,000 原告ら22名:各500,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.91と同一事案。
347	京都地裁		平成26年12月1日	化粧品白斑被害事件(京都(1))	大阪、京都、奈良各府県の化粧品利用者の女性16名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、大阪、京都、奈良各府県の同化粧品利用者の女性16名が、化粧品製造販売会社に対し、損害賠償を求めた事案。			総額:約110,000,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.87同一事案。
348	東京地裁	平24(ワ)33204号		低温ブライン循環装置電磁弁亀裂発生事件	低温ブライン循環装置製造業者	部品(電磁弁)販売業者・部品(電磁弁)製造業者	低温ブライン循環装置製造業者が、当該機械装置の部品である電磁弁に欠陥があるなど主張して部品の販売業者に対して(債務不履行責任に基づいて、部品の製造業者に対して製造物責任又は品質保証契約に基づき損害賠償を請求した事案。	①電磁弁の欠陥の有無。 ②品質保証契約の成否。 ③売買契約に係る債務不履行の有無。	①本件電磁弁が旧電磁弁の後継品としての位置付けで製造販売されたとしても、電磁弁の通常有すべき安全性の基準は、旧電磁弁の耐久性ではなく電磁弁の特性等の事情を考慮して判断すべきである。 本件電磁弁はユーザーの使用目的に応じて設計製造する特注品ではなく、仕様が一般的に定められている汎用品であったこと、通常有すべき作動耐久を大幅に超える態様で使用されたことにより亀裂が発生した可能性が否定できないことから、製造物に欠陥があったとは認められない。 ②部品製造業者が機械装置製造業者に対して、本件製品が旧製品と同等以上の品質であることを保証したと認めることは出来ない。 ③機械装置製造業者は試作品を購入し使用した上で汎用品である本件電磁弁を購入したもので、部品製造業者は仕様を満たす電磁弁を納入しているから債務不履行は認められない。	49,422,964	請求棄却	平成27年1月16日	控訴	0	判例時報2258号89頁 判例タイムズ1421号264頁 ウエストロー・ジャパン(2015WLJPCA01168015)	訴訟リストNo.376の第一審。
349	東京地裁	平25(ワ)26250号		電気式床暖房製品出火事件	建築工事請負業者	電気式床暖房製品製造業者	建築工事請負業者が建物新築工事を行い建物を完成させ引き渡した後、建物に設置されていた電気式床暖房製品から火災が発生したとして、電気式床暖房製品製造業者に対して改修費用を負担する旨の合意及び建物所有者の電気式床暖房製品製造業者に対する製造物責任法に基づく損害賠償請求権の弁済による代位等に基づき、改修費用等の支払いを求めた事案。	①製品欠陥の有無及び火災との因果関係。 ②建築工事請負業者の電気式床暖房製品製造業者に対する請求権の根拠及びその負担額。	①本件製品から炎が上がったこと、火災の調査にあつた製品評価技術基盤機構の担当者は製品の設計不良と判断していること、本件製品と同型の製品から同種の事故が多数発生し、その多くが製品不良と認定されていることから、本件製品には通常有すべき安全性が欠けていて欠陥があり、欠陥から火災が生じたと認めるのが相当である。 ②建築工事請負業者と電気式床暖房製品製造業者との間では、火災が本件製品に起因する場合は電気式床暖房製品製造業者が改修費用を負担する合意が成立していると認められる。製品施工時の施工不良は認められず、電気式床暖房製品製造業者は全額を支払う義務がある。	2,100,000	認容	平成27年3月30日	控訴	2,100,000	判例時報2269号54頁 ウエストロー・ジャパン(2015WLJPCA03308018)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
350	静岡地裁		平成26年10月31日	化粧品白斑被害事件(静岡(2))	静岡県及び山梨県の化粧品利用者の女性5名	化粧品製造販売会社	被告が製造・販売した商品を使用した消費者が、その使用により、顔面、首回り、手元、腕等に白斑及び色素脱色等の色素異常(白斑被害)が生じたため、製造業者である被告に対し、製造物責任法第3条に基づき、損害賠償を求めた事件。			総額:236,018,838	(和解リスト参照)					和解リストNo.82と同一事案。
351	千葉地裁		平成26年12月1日	化粧品白斑被害事件(千葉)	千葉県の化粧品利用者の女性2名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:10,000,000 原告ら2名:各5,000,000						
352	名古屋地裁		平成26年12月1日	化粧品白斑被害事件(愛知)	愛知県及び岐阜県の化粧品利用者の女性14名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約191,210,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.83と同一事案。
353	仙台地裁		平成26年12月1日	化粧品白斑被害事件(仙台(2))	宮城県の化粧品利用者の女性1名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			500,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.91と同一事案。
354	大津地裁		平成26年12月22日	化粧品白斑被害事件(滋賀(1))	京都、兵庫、滋賀、奈良各府県の化粧品利用者の女性7名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約84,500,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.72と同一事案。
355	宮崎地裁		平成27年2月12日	化粧品白斑被害事件(宮崎(1))	宮崎県の化粧品利用者の女性4名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:8,000,000 原告ら4名:各2,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.96と同一事案。
356	さいたま地裁川越支部		平成27年3月6日	化粧品白斑被害事件(埼玉)	栃木県及び埼玉県内の化粧品利用者の女性3名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約55,370,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.73と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
357	宮崎地裁		平成27年3月16日	化粧品白班被害事件(宮崎(2))	化粧品利用者の女性	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			2,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.96と同一事案。
358	札幌地裁		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(北海道(1))	北海道の化粧品利用者の女性13名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:107,151,403 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.93と同一事案。
359	東京地裁		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(東京(1))	化粧品利用者の女性27名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約 480,000,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.94と同一事案。
360	大阪地裁		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(大阪)	大阪、兵庫、京都、和歌山、高知、香川各府県の化粧品利用者の女性31名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約 569,910,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.103と同一事案。
361	神戸地裁 姫路支部		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(姫路)	兵庫県内の化粧品利用者の女性	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。後に責任原因として製造物責任を追加している。			12,500,000						
362	福岡地裁		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(福岡)	福岡県の化粧品利用者の男女5名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる等の白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:25,000,000 原告ら5名各 5,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.95と同一事案。
363	仙台地裁		平成27年4月17日	化粧品白班被害事件(仙台(3))	宮城、青森、山形各県の化粧品利用者の女性4名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白班被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:2,000,000 原告ら4名各 500,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.91と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
364	天津地裁		平成27年4月17日	化粧品白斑被害事件(滋賀(2))	滋賀県の化粧品利用者の女性	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			10,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.72と同一事案。
365	京都地裁		平成27年6月10日	化粧品白斑被害事件(京都(2))	化粧品利用者2名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:14,380,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.87と同一事案。
366	横浜地裁		平成27年6月29日	化粧品白斑被害事件(神奈川)	神奈川県等の化粧品利用者の女性17名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約370,000,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.81と同一事案。
367	札幌地裁		平成27年7月17日	化粧品白斑被害事件(北海道(2))	北海道の化粧品利用者の女性4名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:31,736,977 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.93と同一事案。
368	東京地裁		平成27年7月24日	化粧品白斑被害事件(東京(2))	化粧品利用者の女性13名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:約220,000,000 内訳不明	(和解リスト参照)					和解リストNo.94と同一事案。
369	千葉地裁		平成27年9月10日	化粧品白斑被害事件(千葉(2))	千葉県等の化粧品利用者の女性2名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額:10,000,000 原告ら2名:各5,000,000						
370	宮崎地裁		平成27年11月30日	化粧品白斑被害事件(宮崎(3))	化粧品利用者の女性	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			2,000,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.96と同一事案。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考	
371	仙台地裁		平成27年12月3日	化粧品白斑被害事件(仙台(4))	宮城県及び福島県の化粧品利用者の女性2名	化粧品製造販売会社	美白化粧品で肌がまだらに白くなる白斑被害が出たとして、同化粧品利用者が、化粧品製造販売会社に対し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた事案。			総額・1,000,000 原告ら2名:各500,000	(和解リスト参照)					和解リストNo.91と同一事案。	
372	東京地裁	平25(ワ)27138号		ジムマシン下顎部負傷前歯破損事件	ジムのマシンを利用したトレーニング中に負傷した者	ジムを運営し本件マシンを業として輸入した会社	ジムで、座ったままふくらはぎを持ち上げるマシンを利用してトレーニングを行っていたところ、パッドを固定するピンが外れ、大腿部に載せていたパッドが下顎部、前歯を直撃する事故に遭い、下顎部を負傷するとともに、左右の前歯2歯が大きく破損する被害があったことについて、本件マシンは通常有すべき安全機能が十分に推定されるとして、負傷者が、ジムを運営し本件マシンを業として輸入した会社に対して、製造物責任法3条に基づいて、また、同社の安全配慮義務が果たされていれば被害を防ぐことができたなどとして、債務不履行責任に基づいて、損害賠償を求めた事案。	①本件マシンの欠陥(製造物責任)の有無。 ②安全配慮義務違反(債務不履行責任)の有無。	①本件事故は、本件負傷者が本件マシンのパッド部分を固定するピンをパッド部分の穴の奥深くまで挿入しないまま、パッド部分のアームを掴まずに操作したため生じたものであること、本件マシンのピンを穴の奥深くまで挿入することは、通常の利用者であれば容易に理解することができること、ピンは、パッド部分の穴の奥深くまで挿入されていれば、通常の使用ではパッド部分から抜けることとは異なる構造となっていたことから、本件事故は本件マシンの欠陥によって生じたとはいえない。なお、本件会社は、製造業者等にはあるが、本件マシンは、同社が引き渡したものであるから、この点からの製造物責任法3条に基づく製造物責任を負わない。 ②本件会社は、通常有している安全機能が働かなかったマシンを提供したという責任もないし、本件事故を予見し、本件マシンの安全対策を施す信義則上の義務(安全配慮義務)を怠った責任もないから、本件事故による損害について、債務不履行による損害賠償責任はない。	2,500,538	請求棄却	平成27年1月22日			0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0172 8024)	
373	東京地裁	平24(ワ)17198号・平28(ワ)11964号		エアバッグ起爆聴力低下事件	甲事件原告:自動車のエアバッグの起爆により受傷した者及び同車両の使用者 乙事件原告:損害保険会社	本件車両の輸入業者と承継した会社	駐車場に停車した本件車両を発進しようとしてエンジンキーを回したところ、外部からの衝撃がなかったのに、運転席フロントエアバッグが突然起爆した事故により音響外傷を負い、両側感音難聴の被害が発生し聴力が低下したとして、受傷者らが、本件車両の輸入業者の地位を承継した会社に対して製造物責任法3条に基づき損害賠償を求め(甲事件)、また、損害保険会社が、本件受傷者との保険契約に基づき保険金を支払ったことにより、同人の損害賠償請求権を本件保険金の金額を限度として代位取得したとして、同金額の支払を求めた(乙事件)事案。	①過失相殺の可否。 ②素因減額の可否。	①エアバッグの誤作動による起爆の危険性に関する警告はされておらず、取扱説明書にもそのような危険性の記載はないこと、エアバッグ警告点灯の原因としては、通電用端子の接触不良の可能性があると説明されたことから、受傷者がすぐに整備依頼をしなかったことは、通常想定し難い異常な行動とまでは認め難い。受傷者らが車両整備を怠ったことと損害発生との因果関係を肯定することは困難であること、また、本件事故原因の特定困難性に鑑みると、本件車両の整備を怠ったことを損害賠償の額を決めるにあたって斟酌することは、本件会社との関係でみると、公平とはいえない。以上によれば、受傷者らの過失を斟酌して過失相殺することは相当ではない。 ②本件事故直後から急激に本件受傷者の平均聴力レベルが低下しそのまま固定化していることは、本件事故による音響外傷によるものとして合理的な説明が可能であるので、両側感音難聴の被害発生やそれによる聴力低下の程度に対して、本件受傷者の従前の聴力の低さが寄与したとまでは認め難く、損害算定について素因減額をすることは相当ではない。	甲事件原告X1:23,448,337 原告X2:2,797,153 乙事件原告保険会社:8,441,814	甲事件一部認容、乙事件一部認容	平成27年4月15日		甲事件原告X1:0 原告X2:167,197 乙事件原告保険会社:7,774,610	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0415 8004)		
374	東京地裁	平26(シ)1016号		パソコンハードディスクドライブ内データ消滅事件	パソコン購入者	パソコン製造会社	パソコンを購入した者が、同製品の欠陥によりハードディスクドライブ内の記憶、蔵されたデータが消滅したとして、パソコン製造会社に対して製造物責任法3条に基づき、また、同製品を使用できなくなったとして、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案につき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。 控訴審においては、パソコン購入者は、本件パソコンは通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、購入からわずか3年で使えなくなったのであり、本件パソコンに欠陥があるとの推定が働くから、欠陥がないことについて、本件会社に主張立証責任が転換されるとの主張を加えた。	欠陥の主張立証責任が転換されるか否か。 【第一審判決引用部分については不明】	本件パソコンに搭載されているOSにはデータのバックアップ機能があること、有償でデータのバックアップをするサービスも存在することからすれば、ハードディスクドライブに異常が生じ、データが消失する事象は一般的に想定されているといえ、それを前提に、取扱説明書にも、ハードディスクの不具合によりデータ消滅の危険があることからバックアップをとるように注意喚起する記載がある。仮に通常の使用方法により3年間本件パソコンを使用したという事実が認められるとしても、本件パソコンに欠陥があったこと主張立証責任が本件会社に転換されることはなく、本件パソコンに製造物責任法3条にいう欠陥があったとは認められない。 【第一審判決引用部分については不明】	200,000 (第一審請求額:不明)	控訴棄却	平成27年5月22日		0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0522 8005)		
375	東京地裁	平26(ワ)14382号		ノートパソコンアカウント事件	ノートパソコン購入者	ノートパソコン製造会社	ノートパソコンを購入した者が、本件ノートパソコンは「真正なファーストアカウント」を取得できないという欠陥・不良があり、そのため常時何者か第三者の管理・監視下での使用を強制されて同人の通信の秘密及び自由、人格権、幸福追求権、名誉権、プライバシー権等が侵害され、さらには、欠陥・不良を指摘した後のノートパソコン製造会社ないその関係会社の不誠実で違法な対応により精神的苦痛、経済的損失を被ったこととして、ノートパソコン製造会社に対して、売買契約の債務不履行若しくは瑕疵担保責任、不法行為若しくは製造物責任法に基づき、同製品の無償交換又は内蔵ソフトウェアの無償交換を求め、人格権に基づく妨害排除請求ないしは名誉回復措置として書面による回答を求め、慰謝料の支払を求めた事案。	①本件ノートパソコンに欠陥・不良があるか否か。 ②ノートパソコン製造会社及びその関係会社に不法行為で違法な対応があったか否か。	①「真正なファーストアカウント」は、本件購入者が設定した独自の概念であり、客観的にそれが存在することが認められないことなどから、「真正なファーストアカウント」を取得できないことが欠陥、不良であるとする主張は、その前提を措定することができず、失当な主張である。また、ほかに、本件ノートパソコンに欠陥・不良があることを認める証拠はない。 ②本件ノートパソコンには本件購入者が主張する欠陥・不良が存在するとは認められず、これが存在するを前提に、ノートパソコン製造会社及び関係会社の対応が不誠実であり、違法であるとするのは、その主張の前提を欠く。また、同社がした具体的な対応の経緯について、違法視される不適切な点があったとは認められない。	2,000,000 ノートパソコンの無償交換又は内蔵ソフトウェアの無償交換、書面による回答	請求棄却	平成27年6月2日		0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0602 8001)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
376	東京高裁	平27(ネ)855号		低温ブライン循環装置電磁弁破裂発生事件	低温ブライン循環装置製造業者	部品(電磁弁)販売業者・部品(電磁弁)製造業者	低温ブライン循環装置製造業者が、当該機種装置の部品である電磁弁に欠陥があるなどと主張して部品(電磁弁)販売業者に対して債務不履行責任に基づき、部品(電磁弁)製造業者に対して製造物責任又は品質保証契約に基づき損害賠償を請求した事案につき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①電磁弁の欠陥の有無。 ②品質保証契約の成否。 ③売買契約に係る債務不履行の有無。 ④報告書の記載に関する不法行為の成否。	①原判決が引用され、本件電磁弁に欠陥があったことは認められないとした。 ②原判決が引用され、本件電磁弁が旧電磁弁と同等以上の品質であることを保証したと認めることはできないとした。 ③原判決が引用され、債務不履行は認められないとした。 ④部品(電磁弁)製造業者が、本件電磁弁の性能の間合せに対する報告書の提出に当たり、虚偽の事案をなして、虚偽の告知をしたとの主張は採用できず、追加請求には理由がないとした。	49,422,964(第一審請求額) 49,422,964	控訴棄却	平成27年6月24日	確定	0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0624 6001)	訴訟リストNo.348の控訴審。
377	東京地裁	平25(ワ)34072号		二槽シンク水道店舗浸水事件	飲食店経営会社及びその取締役ら	シンクを製造・販売した電気機械等の製造、販売及び修理等を目的とする会社並びにその従業員	飲食店経営会社の従業員が、店舗に設置された二槽シンクに食器を入れた上、本件シンクの下部の蓋をして水道水を排水パイプ下部が油詰まりを起こしていたため、本件シンクに溜まった水道水が排水せず、本件店舗及び隣下の店舗に浸水した事故について、飲食店経営会社らが、本件シンクを製造・販売した会社に対し、点検・整備(特約)契約に基づく保守点検、整備懈怠による債務不履行、(割賦)売買契約における信義則上の説明義務違反、シンクの欠陥による不法行為責任、製造物責任に基づき、また、本件製造販売会社の従業員に対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①点検・整備(特約)契約に基づく保守点検、整備懈怠による債務不履行責任及び不法行為責任の有無。 ②本件シンク(割賦)売買契約における信義則上の説明義務違反の有無。 ③シンクの欠陥による製造物責任、不法行為責任の有無。	①本件シンクについて保守契約が締結されたことと認めるに足りる証拠はない。保守契約の債務不履行、不法行為の主張は理由がない。 ②水を止めずに長時間本件シンクから離れるという使用方法やオーバーフロー下部のパイプの油詰まりの状況からうかがえる本件シンクの使用方法是通常の方法とはいえず、このような使用方法をすることを予見することはできないから、本件製造販売会社には水を出したまま長時間本件シンクから離れないよう説明する義務や、オーバーフローが油詰まりを起こし、本件事故のような漏水が発生する可能性を説明する義務はない。 ③本件事故の原因となつた、上記の使用方法是通常予見される使用形態とはいえないことなどを考慮すれば、本件シンクについて通常予見すべき安全性を欠いていたとは認められず、不法行為の成立も認められない。	26,123,415	請求棄却	平成27年7月28日		0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0728 8017)	
378	東京地裁	平26(ワ)34050号		不発コーン混入受傷事件	輸入ポップコーン製品を食べた者	ポップコーン製品輸入会社	輸入ポップコーン製品を食べた者が、本件製品の中に混入していた固い粒により口腔内インプラント体が骨から剥離するなどの受傷が生じたとして、本件製品の輸入会社に対して、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①不発コーン以外の異物が本件製品に混入していたか否か。 ②本件製品の製造上の欠陥又は指示・警告上の欠陥の有無。	①混入していた固い粒は、ポップコーンの製造過程で本件製品の中に混入した不発コーンであると認められ、その他の異物が本件製品の中に混入していたことを認めるに足りる証拠はない。 ②ポップコーン製品の中に不発コーンがある程度混入している可能性があることと不発コーンが咀嚼の困難な程度の硬度を有していることは、比較的材料に認識し得る。本件製品の中に不発コーンが混入し、又は、そのことに関する指示・警告が表示されていなかったとしても、これを咀嚼することによる被害の発生危険性は、一般人の通常の注意によって回避することが可能な範囲のものということができ、そのことをもって本件製品に通常予見すべき安全性を欠く製造上の欠陥又は指示・警告上の欠陥があったとまで認めることはできない。	1,388,800	請求棄却	平成27年9月15日		0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0915 8018)	
379	東京地裁	平26(ワ)3625号		エアコン火災カラオケ店半壊事件	エアコンを設置していたカラオケ店の運営会社	エアコン製造販売会社	カラオケ店の一室で発生したエアコンの発火事故に関し、本件エアコンが通常予見すべき安全性を欠いていたとして、製造物責任法3条に基づき、又は本件事故以前に本件カラオケ店の別の部屋で発生したエアコンの発火事故の原因を特定して本件エアコンの使用を中止させるべき信義則上の保護義務違反又は準委任契約上の義務に違反したとして、債務不履行責任に基づき、カラオケ店運営会社が、エアコン製造会社に対し、損害賠償を求めた事案。	①本件エアコンは通常予見すべき安全性を欠いていたか否か。 ②エアコン製造会社のカラオケ店運営会社に対する本件エアコンの使用中止を促す義務の有無及び同義務違反の有無。	①本件事故は、本件運営会社の従業員がエアコン洗浄剤を使ったクリーニングをしていたため、洗浄液がファンモータのコネクタ部に浸入し、ドラッキング現象が発生し発火したことによって生じたものである。本件エアコンの取扱説明書は、「エアコンの内部洗浄は、専門業者に依頼すること」、「お客様自身で実施したり、誤った洗浄剤・洗浄方法で行うと水漏れや故障等の原因となり、最悪の場合は、火災につながるおそれがある」と警告しているものであり、一般の消費者がエアコン洗浄剤を使ってエアコンのクリーニングを行うことが、本件エアコンの通常の使用範囲であるということではない。本件事故は、本件運営会社が本件エアコンを誤った方法で使用したことによって発生したものというべきであり、本件エアコンが「通常予見すべき安全性」を備えていなかったと認めすることはできない。 ②エアコン洗浄剤を用いてクリーニングをしていたよ、本件運営会社が本件製造会社に説明したという事実が認められない以上、本件製造会社側において直ちに原因が究明されず、その結果が本件運営会社側に報告されなかったとしてもやむを得ない。本件製造会社が本件運営会社に対し、本件カラオケ店の別の部屋で発生した発火事故がエアコン洗浄剤の使用により起きた可能性があることを速やかに告げ、あるいは、他のエアコンの状態を確認して、その使用中止を促すなどの必要があったということではできない。	11,346,623	請求棄却	平成27年9月24日		0	ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA0924 8010)	
380	東京地裁	平25(ワ)20246号		カラオケ装置搭載演算処理装置早期劣化事件	演算処理装置を搭載した観光バス向けカラオケ装置を販売した会社	米国法人の子会社で親会社の海外グループ会社が製造した演算処理装置を輸入販売した会社	演算処理装置(本件デバイス)を搭載した観光バス向けカラオケ装置を第三者に販売した会社が、本件デバイスの輸入販売会社に対して、本件デバイスに通常予見すべき安全性を欠く欠陥があったとして製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めらるほか、欠陥のある演算処理装置を製造・販売したこと、本件デバイスに重大な欠陥があるの問題を忠告していたにもかかわらずこれを公表することを怠ったことにより、本件販売会社がカラオケ装置のメインボードを交換するなどの対応をせざるを得なくなったこと、仮に欠陥がないのであれば、本件輸入販売会社が、不具合により早期劣化する可能性があること通知することにより、著しく誤りのある説明等を行ったこととなり、本件販売会社に不要な出損をさせたことについて、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	①製造物責任法3条に基づく責任の成否。 ②不法行為に基づく責任の成否。	①本件デバイスは、購入者等が予定していた性能を有せず、著しく低位な品質を有するものであるが、製造物責任法3条にいう「欠陥」とは、通常予見すべき安全性を欠いていることをいい、「瑕疵」よりも狭い概念であることから、製造物等が低品質であることから直ちに「欠陥」を有することが導かれるものではない。本件デバイスが、本件デバイスに重大な欠陥がある問題を生じ、その不具合は他の部品等を故障させる性質のものではないことなどから、本件輸入販売会社は製造物責任法3条に基づく責任を負わない。 ②本件輸入販売会社は製造業者としての義務を負うこととはなく、製造業者ではないことを主張するについて信義則に反すると認めるに足りる証拠もない。本件デバイスは低品質なものであったことは否めないが、そのことから導き出される製造物を販売してはならない義務を本件輸入販売会社に対して直接負っていたとは見做すことはできない。本件輸入販売会社が本件デバイスを輸入販売した行為自体を捉えて不法行為が成立するということではできない。カラオケ装置販売会社が主張する時期に、本件輸入販売会社が本件デバイスに不具合が発生する可能性があることを認識したと認めるに足りる証拠はない。さらに、本件輸入販売会社の説明の重要な点に誤りは認められず、不法行為責任が発生する旨の主張を採用することはできない。	63,164,472	請求棄却	平成27年12月10日	控訴	0	判例タイムズ1430号233頁 ウエストロー・ジャパン(2015WLJ PCA1210 8016)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
381	大阪地裁	平23(ワ)8942号・平23(ワ)15143号・平24(ワ)9979号・平25(ワ)4242号・平26(ワ)3798号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患罹患大阪事件	石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患したことにより石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者又はその相続人ら	国及び石綿含有建材を製造、販売した企業ら	建築作業に従事し、石綿粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患した者又はその相続人らに、国に対して、建築作業従事者の石綿粉じん曝露による生命、健康の侵害を防止するための規制権限の不行使は違法であるなどと主張して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、石綿含有建材を製造、販売等した企業らに対して、石綿含有建材を製造販売し流通に置いた行為は共同不法行為に当たるとして民法719条1項に基づく損害賠償を、また、それらの企業のうち平成7年7月1日以降に石綿含有建材を製造販売した企業(合計27社)に対しては、これらの企業が製造販売した石綿含有建材は通常有すべき安全性を欠いていたとして製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	①労働関係法令(旧労働基準法、労働安全衛生法)に基づく規制権限不行使の違法性。 ②労働者災害補償保険法に基づく規制権限不行使の違法性。 ③建築基準法に基づく規制権限不行使の違法性。 ④民法719条1項に基づく共同不法行為責任。 ⑤製造物責任法3条に基づく責任。 ⑥国及び本件企業らが被災者又はその相続人らに対して負う責任。	①国が、労働関係法令に基づき、昭和50年10月1日の特化則改正時以降、事業者に対し、労働者に防じんマスクの使用をさせることを罰則をもって義務付けるとともに、石綿関連疾患の具体的な記載及び石綿粉じん曝露作業時の防じんマスクの着用等の必要性の記載を義務付ける規制権限を行ってなかったこと。また、平成7年時点において、クリソタイトの製造等を禁止する規制権限を行ってなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である。 ②国が、建築現場において建築作業に従事する労働者の特別加入者である一人親方等に対する呼吸用保護具の着用等の義務、並びに建築現場の元責任者に対する前記義務を履行しない一人親方等の建築現場における就労を禁止する義務を罰則をもって定めることは、昭和40年改正労働者災害補償保険法34条の14の委任の範囲を超えており、同条に基づく規制権限不行使の違法性は認められない。 ③建築基準法の保護の対象は完成した建築物の所有者及びその周辺住民等であり、建築工事に従事する建築作業従事者の生命、健康及び財産を保護対象とするものと解されず、国が、建築基準法2条7号ないし9号に基づき、既に行った指定、認定の削除等の措置を行わなかったことの違法性は認められない。また、建築作業従事者が石綿粉じんに曝露し石綿関連疾患に罹患することは、建築基準法90条の危害には含まれないと解されるため、それを防止する措置的基準を定めることは同条2項の委任の範囲を超えており、国の同項に基づく規制権限の不行使の違法性は認められない。 ④本件石綿含有建材製造販売企業間には、加害行為の一体性を認めることはできず、他に強い関連共同性を認めるに足りる事情も認められない。また、共同行為者のうちの誰かの行為によって全部の結果が惹起されていることについても、複数の行為者の行為それぞれが、結果発生を惹起するおそれのある権利侵害行為に参加していることに加えて、因果関係を確定し得る加害行為者の範囲が特定され、それ以外に加害行為者となり得る者は存在しないことについても、主張立証されていない。よって、民法719条1項前段及び後段の適用ないし類推適用は認められず、本件企業らの不法行為責任は認められない。 ⑤平成7年7月1日以降に石綿含有建材を製造販売した企業らが製造販売した石綿含有建材が各被災者に到達したことは主張立証されており、製造物の欠陥と各被災者の権利侵害との間の因果関係を認めるに足りる証拠はない。また、本件においては、民法719条1項前段及び後段の適用ないし類推適用は認められないことから、本件企業らの製造物責任は認められない。 ⑥昭和50年特化則施行以降の労働安全衛生法に基づく規制権限不行使及び平成7年時点のクリソタイトを含む石綿の製造等を禁止する規制権限の不行使は、国家賠償法1条1項の適用上違法であるから、国は、昭和50年10月1日以降に建築現場において石綿粉じん曝露作業又は建築作業に従事し、石綿粉じんに直接又は間接的に曝露した労働者に対して、国家賠償法1条1項に基づく責任を負う。	被災者1人当たり38,500,000円 (被災者の相続人による請求の金額)	一部認容	平成28年1月22日	一部確定、一部控訴	原告1: 8,800,000 原告2-1及び同2-2: 各4,950,000 原告3: 4,950,000 原告4、同5-1及び同5-2: 各0 原告6-1及び同6-2: 各4,950,000 原告7: 8,800,000 原告8-1〜同8-5、同9、同10-1〜同10-5: 各0 原告11: 8,800,000 原告12-1: 4,950,000 原告13: 8,800,000 原告14及び同15-1: 各0 原告16: 4,950,000 原告17-1: 9,900,000 原告18: 8,800,000 原告19: 8,800,000	裁判所ウェブサイ ムス1426 2-2: 判例タイムズ49頁 ウエストロー・ジャパン 各0 (2016WLJ PCA0122 6001)	訴訟リストNo.408の第一審。
382	東京地裁	平26(ワ)2146号・平26(ワ)5824号		原発メーカー損害賠償請求事件	原発事故及びその報道等によって精神的苦痛を被った者	原発事故を起こした原子炉を製造した会社(原発メーカー)3社	東北地方太平洋沖地震を契機として発生した原子力発電所における事故及びその報道等によって精神的苦痛を被ったとして、訴訟代理人弁護士に委任している原告及び原告X1は、原発メーカー3社に対して、製造物責任法3条若しくは共同不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、損害(慰謝料)の一部として、又は、電力会社が同3社に対して有する求償権(原子力損害の賠償に関する法律9条1項)若しくは債務不履行(ないし不法行為)に基づく損害賠償請求権を代位行使して、連帯支払を求め、上記以外の原告である選定当事者兼選定者は、同3社に対して、製造物責任法3条又は共同不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、選定者らのために損害(慰謝料)の一部として、連帯支払を求めた事案。	①原子力損害の賠償に関する法律の責任集中制度の違法性。 ②「原子力損害」該当性。 ③製造物責任法に基づく損害賠償請求権の成否。 ④共同不法行為に基づく損害賠償請求権の成否。 ⑤消滅時効の成否。 ⑥原発メーカー3社が原子力損害の賠償に関する法律の責任集中制度による免責を主張することの権利濫用該当性。 ⑦債権者代位権の行使が認められるか否か。	①原子力損害の賠償に関する法律の責任集中制度が、憲法によって保障されている原告X1らの基本的な権利を侵害するものといふことはできないから、原子力損害の賠償に関する法律の責任集中制度が違憲である旨の主張は理由がない。 ②選定当事者兼選定者は、原子力損害には精神的損害は含まれず、精神的損害の賠償請求は民法及び製造物責任法によるべきであるなどと主張するが、独自の見解であって採用することはできない。 ③④⑤は判断せず。 ⑥仮に、本件原発事故において、民法709条や製造物責任法3条によれば、原発メーカー3社がX1らに損害賠償責任を負うという事実関係が認められたとしても、原子力損害の賠償に関する法律が適用される結果、当然に、本件電力会社のみが損害賠償責任を負い、同3社がその責任を負うことはなく、X1らの損害賠償請求権は行使できないことに帰着し、同3社は何らかの権利を行使しているわけではないから、権利の濫用に関する主張は失当である。 ⑦本件電力会社が無資力の状態にあると認められることはできず、債権者代位権を行使するとの訴えは、原告適格(訴訟要件)が認められないから、却下を免れない。	訴訟代理人弁護士に委任している原告及び原告X1: 各100 選定当事者兼選定者: 1,000,000	一部却下、一部棄却	平成28年7月13日	控訴	0	ウエストロー・ジャパン 2016WLJ PCA0713 6002	訴訟リストNo.403の第一審。
383	東京地裁	平23(ワ)26117号		小型温風機故障事件	小型温風機の使用者	小型温風機製造会社、小型温風機販売会社及び同販売会社の代表者	小型温風機の使用者が、温室で本件温風機を使用していたがこれが故障しその結果栽培していた洋蔥が全滅したこと、本件温風機の故障の原因を特定できないもの、その特定ができないのは本件温風機製造会社に責任があることを主張して、本件温風機製造会社に対して不法行為責任又は製造物責任に基づき、本件温風機販売会社に対して債務不履行責任に基づき、本件温風機販売会社の代表者に対して会社法429条1項又は不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件温風機の故障に関する修理に用いた部品に欠陥があったことが推定されるか否か。 ②その他の責任の成否。	①本件故障の事実を証する客観的な証拠がない等の理由から、本件使用者が、修理に用いた部品に従って適正に使用していたかどうかは疑問を差し挟み余地があり、本件故障について、本件部品の欠陥が一応推定されるということとはできない。 ②いずれも理由がないと判断。	50,000,000	請求棄却	平成25年1月23日		0	ウエストロー・ジャパン (2013WLJ PCA0123 8019)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
384	東京地裁	平24(ワ)16189号	平成24年6月6日	簡易ライター出火事件	簡易ライターを使用して受傷した者	簡易ライター輸入販売会社	簡易ライターを使用し胸ポケットに入れた後、ポケット内から出火して火傷の傷害を負ったのは、本件ライターに欠陥があったためである等として、本件受審者が簡易ライター輸入販売会社に対し、製造物責任又は不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件会社に不法行為責任又は製造物責任があるか(出火原因は、①本件ライターに構造上の欠陥があり、これによりライター自身の火が消えなかったこと②本件ライターの内筒・何らかの異物が混入し、消火を妨げられ、残火を生じたこと、又は③本件ライターのノズル・風防内に衣服等のホコリが蓄積し、ライターの着火の際、ホコリに燃え移り衣服に蔓延したこと、のいずれかであるか)	本件ライター-の風防が携帯式簡易ライターとしてごく一般的なものであるということができ、これに照らせば、本件会社に風防内にホコリが蓄積しない構造のライター-の輸入販売をすべき義務の違反があったということはできず、他にこれを基礎付ける事実を認めることもできない。また、本件ライター-の欠陥をいう点についても実質的には上記注意義務違反と同内容をいうものと解されるところ、これも認められない。	2,238,099	請求棄却	平成25年2月1日		0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJPCA02018013)	
385	東京地裁	平24(ワ)6428号・平24(ワ)12461号		エアバッグ起爆騒音低下事件(2)	甲事件(平24(ワ)6428号)原告:自動車のエアバッグの起爆により受傷した者及び自動車の購入者乙事件(平24(ワ)12461号)原告:自動車の購入者と立替払契約を締結した会社	甲事件被告:自動車の販売・修理等を目的とする会社乙事件被告:自動車の購入者	甲事件:自動車のエアバッグが暴発した結果、騒音になる等の損害を被り、またこの暴発の前に警告灯が点灯したことを理由に本件車両を販売した会社の店舗を訪れたのに上記車両の警告灯の異物を看過したとして、本件受審者らが同社に対して、製造物責任又は同社の従業員による不法行為についての使用者責任に基づき、損害賠償を求めた事案。乙事件:本件購入者と本件車両について立替払契約を締結した会社、本件購入者に対し、当該立替払契約に基づき、立替金等の支払を求めた事案。	甲事件:①本件車両を販売した会社は、製造物責任法3条3項1号又はその製造業者等に当たるか。②本件車両の欠陥の有無。③同社の従業員が本件車両のエアバッグ警告灯の異常を看過したことによる不法行為責任を負うか。同社が使用者責任を負うか。乙事件:支払停止の抗弁の成否。	甲事件:①製造物の単なる販売会社というだけでは、実質的な製造業者と認めることができず、法2条3項3号には当たらない。このことを前提に判断が行われた結果、購入者が、本件車両を販売した会社を単なる販売者としてではなく、あたかもその製造業者と同一視してこれを購入するような実態があるなど、製造物責任に關し同社の責任を問うべき事情を認めるに足りる証拠はないとした。②は判断せず。③本件車両を輸入した会社が本件車両を販売した会社を通じて無料で修理に応じる期間を終了しており、本件車両を販売した会社が修理すべき義務を負うとは認められない。また、同社の従業員は、本件受審者に対し、警告灯が点灯していることの意味を説明した上で、同警告灯が点灯している原因を調査するための方法も説明しており、同社の従業員がエアバッグ警告灯の異常を看過したとも認められない。乙事件:現時点においても本件車両に瑕疵が存在するとは認めるに足りないから、本件支払停止事項に基づき、本件立替払契約に基づく分割支払金の支払を停止することはできない。	甲事件:38,785,991円X1:2,545,484円乙事件:1,907,000円	甲事件:請求棄却乙事件:認容	平成25年2月8日		甲事件:0円乙事件:1,907,000円	ウエストロー・ジャパン(2013WLJPCA02088011)	
386	東京地裁	平24(ワ)18616号	平成24年6月28日	小型温風機故障事件(2)	小型温風機の使用	小型温風機の修理の際に用いられた部品の製造業者、納品業者、当該修理を行った者及びその使用者	小型温風機の使用が、温室で本件温風機を使用していたことが故障しその結果栽培していた洋ランが全滅したこと、当該故障はそれ以前の故障の際に交換された各部品の製造業者、納品業者、当該修理を行った者及びその使用者の使用者に対して製造物責任に基づき損害賠償を求めるとともに、本件各部品が交換修理時において中古品であって交換修理に用いるのに不適格なものであったとして、当該修理を行った者に対して不行為責任に基づき、その者の使用者に対して使用者責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件使用者が主張するような故障が発生したことが証拠上認められるか。②本件故障の原因について前回の故障の際に交換された本件各部品にあった欠陥によるものと推定されるか。	①本件事故の発生の事実を認めるに足りる確実な証拠の提出はなく、また、本件証拠上、当該事実を推定させる事実も認め難いところであるから、本件事故の発生の事実を認めること自体が困難であるといわざるを得ない。②仮に、本件故障が本件各部品の何らかの不具合に起因するものであったとしても、本件使用者が自認する限り、本件各部品のいずれかにその不具合があったかを特定することができない以上、個々の製造業者又は納品業者であるにとまる各被告の全責任は、その一部に対してその不具合に係る責任を及ぼすことができるとは明らかである。	20,000,000円(一部請求であり原告の主張による全体の損害額は50,000,000円)	請求棄却	平成25年2月22日		0	ウエストロー・ジャパン(2013WLJPCA02228025)	No.383と原告及び問題となった製造物が共通する事件。
387	東京地裁	平25(ワ)31936号		洗顔料色素残存事件	洗顔料の使用	洗顔料の製造販売会社	洗顔料を使って顔を洗ったところの周囲に沿って黒い付着物又は色素が線状に残存し落ちなくなってしまうことは、本件製品の欠陥を原因として生じたものであるとして、洗顔料の製造販売会社に対し、製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件製品に製造物責任法上の欠陥があり、それによって本件使用者の身体が侵害されたか(①本件製品に皮膚を傷付ける危険性のある固く粗い粒子の成分が含まれているか。②それについての指示、警告上の欠陥又は③本件製品に使用後に黒く残存し落ちなくなる成分が含まれているか。④それについての指示、警告上の欠陥若しくは⑤それについての指示、警告上の欠陥のいずれかが認められるか。⑥本件事案において製造物責任を及ぼすために「本件製品を通常の使用方法によって使用して」こと及び本件製品の使用後に本件使用者の唇周辺に黒い色素が沈着していたこと」を主張立証すれば足りるか。	①本件製品に本件使用者の主張する皮膚を傷付ける危険性のある固く粗い粒子の成分が含まれているという製造上の欠陥があるという主張は認められない。②前記①のように、本件製品に皮膚を傷付ける危険性のある固く粗い粒子の成分が含まれていると認められない以上、それを前提とする指示、警告上の欠陥があると認めることもできない。③本件製品に含まれる黒色の成分が、本件使用者の唇の周辺に侵入したということも、皮膚の表面に残存したということもできないため、本件製品に本件使用者の主張する使用後に黒く残存し落ちなくなる成分が含まれているという製造上の欠陥がある等という主張は認められない。④前記③のよほはできない。⑤前記③のよほはできない。⑥前記③のよほはできない。⑦前記③のよほはできない。⑧前記③のよほはできない。⑨製造物責任法3条が、製造物に欠陥があること及びその欠陥と損害との間に因果関係があることについての立証責任を被害者に負担させていることは明らかである。本件においても、本件使用者は、事実経過として本件製品の使用後に黒い色素が沈着して「本件製品を通常の使用方法によって使用して」こと及び本件製品の使用後に本件使用者の唇周辺に黒い色素が沈着していたこと」を主張立証すれば足りるか。	7,270,700	請求棄却	平成28年3月4日		0	ウエストロー・ジャパン(2016WLJPCA03048006)	
388	東京地裁	平26(ワ)27301号		折りたたみ式テーブル倒壊事件	テーブルを使用中に負傷した者	テーブルの製造会社	屋外で折りたたみ式テーブルを組み立てて使用していた男性が、本件テーブルが欠陥のためチェア部の脚の部分から折れ曲がるように倒壊した結果、第1腰椎圧迫骨折の傷害を負ったとして、本件テーブルの製造会社に対して、製造物責任等に基づき損害賠償を求めた事案。	本件テーブルに欠陥があったか否か。	本件テーブルが倒壊したのは、脚支持部ストッパーが固定されていなかったことが原因であると推定することができ、この推定を覆すに足りる証拠はなく、本件テーブルに欠陥があったとは認められない。	7,589,546	請求棄却	平成28年3月25日		0	ウエストロー・ジャパン(2016WLJPCA03258090)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
389	東京地裁	平26(ワ)2187号・平26(ワ)6693号		自動車ブレーキ等故障事件	甲事件(平26(ワ)第2187号)原告: 自動車の賃借人及び本件自動車を運転した会社及び自働車の賃借人の子 乙事件(平26(ワ)第6693号)原告: オートリース契約を賃貸した会社	甲事件被告: 自動車販売した会社、オートリース契約により自動車を買った会社 乙事件被告: 自動車賃借人	甲事件: 自動車の賃借人が、オートリース契約の契約内容につき虚偽の説明があり、本件契約は本件車両の運転者(本件賃借人の子)の無権代理ないし詐欺取消しにより無効であった本件自動車販売会社らには契約締結上の過失があり、また本件車両にはブレーキ等に重大な瑕疵があり修理が不可能であるなどとして、本件契約の無効確認を求めるとともに、本件契約の解除、瑕疵担保責任ないし不法行為責任、製造物責任に基づき、損害賠償を求め等した事案。 乙事件: オートリース契約により本件車両を買った会社が、リース料の不払いを理由に本件契約を解除したとして、本件賃借人に対し、本件車両の引渡しを求めるとともに、未払リース料の支払いを求めた事案。	甲事件: ①本件無効確認の合法性。 ②本件契約の瑕疵。 ③本件車両の瑕疵。 ④法定車検費用の請求の可否。 乙事件: 本件契約の瑕疵(有効性)	甲事件: ①本件契約書及び本件各確認書の無効確認を求める訴えを提起しているが、同訴えは確認の利益がないといわざるを得ない。 ②本件契約は、有効に成立したことが認められ、無権代理等により不成立ないし無効となるものとは認められない。本契約にあつては本件自動車販売会社らに説明義務違反や虚偽説明があつたと認められないから、本件契約が無効、取消原因は認められず、契約締結上の過失も認められない。 ③本件車両には本件賃借人らが主張する瑕疵の存在を認めるに足りる確かな証拠はない。 ④金銭の支払を求める訴えにおいては、その金額を特定して支払を求める範囲を明示することを要するといふべきところ、本件請求は請求金額の特定がないから、同訴えは不合法といわざるを得ない。 乙事件: オートリース契約により自動車を買った会社による本件契約の解除は有効であり、本件賃借人は、本件車両の返還義務、本件契約に基づく未払リース料等の支払義務を負う。	甲事件: 3,789,555 乙事件: 総額8,882,790 及び自動車の引渡し	甲事件: 一部却下、一部棄却 乙事件: 認容	平成28年5月23日		甲事件: 0 乙事件: 2 総額8,882,790 及び自動車の引渡し PCA0523 8006	ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA0523 8006)	
390	東京地裁	平24(ワ)10344号		自動車販売機火災店舗等焼失事件	店舗側に自動車販売機を設置していた会社	自動車販売機を製造した会社及び自動車販売機を設置した会社	店舗を賃借して事業を営み、同店舗側に自販機を設置していた者が、本件自販機内部からの出火により火災が発生したところ、上記店舗等を焼失して損害が発生したとして、本件自販機を製造した会社に対して製造物責任に基づき、本件自販機を設置した会社に対して設置協定に基づく安全配慮義務違反の過失による不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件火災の出火源が本件自販機内部によるものか否か(欠陥及び因果関係の有無)。 ②本件自動車販売機を設置した会社の安全配慮義務違反の有無。	①本件における製造物が多数の部品から構成される科学的・技術的に高度で複雑な構造を有する自販機であることから判断すると、「欠陥」の存在についての主張立証は、本件自販機内部からの出火したことの主張立証で足り、それ以上に本件自販機中の欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的因果関係を示すべきものではないと解すべきである以上を前提に検討したところ、本件では、本件火災が本件自販機外部からの放火等による合理的な疑いを排除できている以上、本件自販機内部から出火したと認めることはできない。 ②は判断せず。	63,366,446	請求棄却	平成28年8月5日		0 PCA0805 8002	ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA0805 8002)	
391	仙台地裁	平26(ワ)1273号		椅子破損右膝後遺障害事件	椅子を使用中に受傷した者	椅子を製造販売した会社	椅子を購入した者が、使用中に同椅子が破損した結果右膝関節捻挫等の傷害を負い後遺障害が残存したとして、同椅子の製造販売会社に対し、製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	製造物責任法第3条に基づく責任が成立することは争いなし。後遺障害の内容程度等が争点となった。	証拠の検討によって、自動車損害賠償保障法施行令別表第2の後遺障害等級12級7号に相当する後遺障害が残存したことが認められた。	21,662,764	一部認容	平成28年9月9日		5,755,745	ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA0909 6007)	
392	東京地裁	平24(ワ)33332号、平25(ワ)5879号	本訴(平24(ワ)33332号): 平成24年11月22日 反訴(平25(ワ)5879号): 平成25年3月8日	バイクエンジンストップ事件	バイクの購入者及びそれを運転していた者(バイク購入者の夫)	バイクを購入した会社及びバイクを販売した会社	本訴: 本件バイクに乗車して走行中に交通事故が発生して傷害を負ったところ、その原因は本件バイクの欠陥によるものであるとして、バイクの輸入会社に対しては製造物責任に基づき、バイクの販売会社に対しては不法行為責任及び債務不履行責任に基づき損害賠償を求めた事案。 反訴: 本件運転者の情報提供により、本件輸入会社が本件バイクの欠陥を知りながら本件バイクを販売した旨の記事を雑誌に掲載され、名誉毀損された等として、不法行為責任に基づき損害賠償及び本件雑誌への謝罪広告の掲載を求めた事案。	①本件輸入会社は本件バイクに係る製造物責任を負うか。 ②本件販売会社は、本件バイクに係る債務不履行責任及び不法行為責任を負うか。 ③拡張された請求に消滅時効が成立するか。 ④本件反訴は適法か。 ⑤本件運転者は、本件記事に関して不法行為責任を負うか。	①本件バイクが突然のエンジンストップを引き起こすという本件不具合は、自動二輪車が通常すべき安全性を欠いているものといふべきであり、本件輸入会社は輸入業者として製造物責任を負う。 ②本件販売会社は、債務不履行責任及び不法行為責任を負う。 ③拡張された請求は、同一訴訟物に属する範囲のものであり、消滅時効は完成していない。 ④本件反訴は、審し訴訟手続を遅滞させることとなつたとはいえず、反訴の要件を満たす。 ⑤不法行為責任は認められない。	本訴: 総額31,834,795 反訴: 1,000,000及び謝罪広告の掲載	本訴: 一部認容、 反訴: 請求棄却	平成28年9月28日	控訴	総額11,846,491	判例タイムズ1440号213頁 ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA0928 8030)	
393	東京地裁	平26(ワ)26281号		人工呼吸器チューブ脱落事件	人工呼吸器使用中に死亡した者の母及び姉	人工呼吸器の輸入会社、人工呼吸器を保守点検し、人工呼吸器のチューブを輸入した会社及び病院を運営する機構	自宅で人工呼吸器を使用していたところ、本件機器に接続していたチューブが脱落した(本件脱落)にもかかわらず、アラームが作動せずその発音が遅れたため、本件機器を使用していた者が呼吸不全により死亡したとして、本件事故で死亡した者の母及び姉が、本件機器の輸入会社に対して製造物責任に基づき、本件機器を保守点検した本件チューブを輸入した会社に対して不法行為責任又は製造物責任に基づき、人工呼吸器使用中に死亡した者の自宅療養を指導していた医師が所属する病院を運営する機構に対して債務不履行責任又は不法行為責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	本件脱落があつたがアラームが鳴らなかつたとの事実の有無。	本件事故時において、本件機器のアラーム機能は正常に作動していたことが強く推認され、本件接続部分の形状等に照らし、容易に脱落が生ずることは考え難い上、本件に関する本件事故で死亡した者の母の供述等には不自然、不可解な点が多々見られることなどの事情に照らせば、本件脱落があつたが、その際、本件機器のアラームが鳴らなかつた旨の供述等は採用することができず、他に上記事実を認めるに足りる確かな証拠はない。	総額10,000,000	請求棄却	平成28年11月25日		0	ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA1125 8004)	
394	東京地裁	平26(ワ)4699号		フード付きダウンジャケットストッパーによる外傷事件	ダウンジャケットを使用した者	ダウンジャケットの製造会社	フード付きダウンジャケットを使用した際、フードのゴム紐がフードの中に入り込むことを防ぐためのストッパーが、胸等に引っ掛かりゴム紐が引っ張られた後その引っ掛かりが外れ、ストッパーが本件使用者の左眼に直撃して外傷性白内障を負つたとして、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件製品の欠陥の有無。 ②本件製造会社が本件製品に欠陥があることを認識できなかったといえるか。 ③本件使用者は本件製品の欠陥により本件傷害を負つたといえるか。 ④過失相殺の可否。	①本件製品には、本件使用者が本件製品を購入した時点において、本件ゴム紐が長く、伸縮性のある素材であり、かつ、先端に本件ストッパーが付いているという点で、着用者が意図せず顔や眼を負傷するおそれのあるものであること等からすれば、本件製品は、通常すべき安全性を欠くものといえ、構造上の欠陥があると認められる。 ②本件使用者が本件製品を購入した平成22年末頃においては、ゴム製き紐の止め具の眼縁への衝突事故に関する報告が記載された論文や、子供衣類の設計に関する安全対策ガイドラインが存在していたことから、本件製造会社が、本件製品が通常すべき安全性を欠くことを認識できなかったとは認められない。 ③本件ストッパーが本件使用者の左眼に当たつた結果、本件傷害が生じたものと認められる。 ④本件ゴム紐が本件製品のポケット付近まで垂れていたことは、通常の使用を超えて本件ゴム紐が長く垂れていたものと認められるから、本件使用者には、本件事故の発生につき過失があり、過失割合は4割が相当である。	104,542,478	一部認容	平成28年12月2日		40,524,380	ウエストロー・ジャパン (2016WLJ PCA1202 8005)	

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
395	札幌地裁	平23(ワ)1238号、平23(ワ)3333号、平24(ワ)1208号、平25(ワ)2371号、平26(ワ)1822号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患患者北海道事件	石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことに伴って石綿肺等により石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者又はその相続人ら	国及び石綿含有建材を製造又は販売した企業ら	本件被災者らが建築作業に従事した際、石綿粉じんに曝露したことにより石綿肺等により石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者又はその相続人らに対しては、国家賠償責任に基づき、石綿含有建材を製造又は販売した企業らに対して共同不法行為責任又は製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①国による労働関係法令に基づく規制権限の不行使の違法の有無。 ②国による建築関係法令に基づく規制権限の不行使の違法の有無。 ③本件企業らの共同不法行為責任又は製造物責任の有無。	①国が昭和56年1月1日から平成16年9月30日までの期間において、労働関係法令に基づく規制権限を適時にかつ適切に行っていないことは、本件被災者らのうち上記期間に労働者として石綿曝露建築作業に従事した者との関係では、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となり、そうでない者との関係では同項の適用上違法とはならない。 ②国による建築関係法令に基づく規制権限の不行使は、国家賠償法第1条第1項の適用上違法としない。 ③本件企業らの各人が製造し又は販売した石綿含有建材がそれぞれ本件被災者らの各人の下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じんに曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発生させた事実は認められる。また、本件企業らのうちのいずれかの者が製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの各人の下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じんに曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発生させた事実は認められる。また、本件企業らの各人が製造し又は販売した石綿含有建材が本件被災者らの各人の下に到達し、当該建材に由来する石綿粉じんに曝露することによって本件被災者らの各人がそれぞれ石綿関連疾患を発生させた事実は認められる。以上ことから、その余の点について検討するまでもなく、本件企業らに民法第719条第1項に基づく共同不法行為責任があるとはいえない。したがって、また、製造物責任法第3条に基づく本件企業らの責任も認められない。	総額：962,500,000円 被災者1人当たり：38,500,000円 (被災者の相続人には、各自の相続分に相当する金額)	一部認容	平成29年2月14日	一部控訴、一部確定	総額：176,000,000円 原告A：9,900,000円 原告D：1,531,441円 原告E1及びF1：各11,000,000円 原告G：8,910,000円 原告H：6,600,000円 原告J1：1,910,000円 原告K：8,910,000円 原告及びN：9,900,000円 原告O：8,910,000円 原告P：7,040,000円 原告Q1：5,500,000円 原告Q2及びQ3：各2,750,000円 原告R1及びR2：各4,950,000円 原告S：5,500,000円 原告T：8,800,000円 原告U：7,920,000円 原告V1：5,500,000円 原告V2～V5：各1,375,000円 原告W及びX：各8,910,000円 原告Y1及びY2：各4,950,000円	裁判所ウェブサイト判例タイムズ1441号153頁判例時報2347号18頁ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0214 8001)	
396	東京地裁	平27(ワ)22249号		免震ゴム欠陥事件	共同住宅の販売を行った会社	共同住宅販売会社	共同住宅販売会社が、同社販売に係る共同住宅の免震ゴムの欠陥のために、共同住宅に関する顧客との契約解除等を余儀なくされたなどとして、免震ゴム製造会社に対して、不法行為責任又は製造物責任に基づき、免震ゴム製造会社の完全親会社に対して、製造業者等として表示されているとして製造物責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①免震ゴム製造会社に関して、一般不法行為責任の成否。 ②免震ゴム製造会社及びその完全親会社に関して、製造物責任の成否。	①本件共同住宅販売会社が販売していた共同住宅の目玉の一つとなっていた免震構造が行政法規に適合しないという重大な問題が生じたこと、これは本件免震ゴム製造会社内部におけるデータの改ざんが原因であり、本件免震ゴム製造会社が故意又は過失により本件共同住宅販売会社の法律上の利益を侵害したことは明らかである。 ②本件免震ゴム製造会社には上記①で一般不法行為責任が成立するので、判断を要しない。本件免震ゴム製造会社の完全親会社については、本件免震ゴムに製造業者等として表示されていた事実を認めることはできない。	本件完全親会社及び本件免震ゴム製造会社に対して302,844,854円	一部認容	平成29年2月27日		本件免震ゴム製造会社に対して302,844,854円	ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0227 6001)	
397	東京地裁	平27(ワ)34929号	平成27年12月9日	灯油容器灯油漏れ事件	ポリエチレン製灯油容器からの灯油漏れ事故の被害者	ポリエチレン製灯油容器の製造、加工及び販売等を目的とする会社	灯油漏れ事故の被害者が、ポリエチレン製灯油容器には溶着不良があり、給油をした際灯油が漏れて店舗の洗面所前に灯油が染み込み跡が残り、さらに、本件灯油容器の運搬に用いた上で同容器を一時保管しておいた自動車内に、多量の灯油が漏れたことにより損害を被ったと主張し、製造物責任又は債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件事故の発生の有無。 ②本件会社の債務不履行責任の有無。 ③消滅時効の成否及び製造物責任に基づく損害賠償請求の可否。	①本件灯油容器には溶着不良による亀裂があり、本件店舗の洗面所前及び本件自動車内に灯油が漏れたという本件事故が発生したものと認められる。 ②本件会社は本件被害者に対して本件事故の原因とする製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を承認したものと認められるが、これを超えて債務承認契約等の契約が締結されたとは認められない。 ③本件会社の破産手続において本件被害者が債権届出を申しなかったのは、破産管財人から、本件会社の破産財団は乏しく債権届出をしたとしても到底配当の見込みはないといわれたからであり、また、本件被害者は、時効完成前に被告補助参加人(保険会社)を相手方として訴訟を提起している等ことから、時効完成前にとるべき手段はとったとも評価し得るところである。加えて、本件事故の損害賠償は、保険契約に基づく被告補助参加人からの保険金により賄われ本件会社で実質的な出損はないと考えられ、以上のことからすれば、本件会社による本件被害者の請求に対する消滅時効の援用は、信義則(民法1条2項)に反して許されない。したがって、本件被害者による、本件会社に対する製造物責任法3条に基づく損害賠償請求は認められる。	9,443,950円	一部認容	平成29年3月16日		980,933円	ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0316 6012)	訴訟リストNo.398の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
398	東京高裁	平29(ホ)1841号		灯油容器灯油漏れ事件(控訴審)	ポリエチレンの製造、加工及び販売等を目的とする会社(第一被告)	ポリエチレン製灯油容器から灯油漏れ事故の被害者(第一原告)	灯油漏れ事故の被害者が、ポリエチレン製灯油容器には溶着不良があり、給油をした際灯油が漏れて店舗の洗面所前に灯油の染み込み跡が残し、さらに、本件灯油容器の運搬に用いた上で同容器を一時保管しておいた自動車内に、多量の灯油が漏れたことにより損害を被ったと主張し、製造物責任又は債務不履行責任に基づき、損害賠償を求めた事案につき、請求が一部認容された第一審に対する控訴審の事案。本件会社の消滅時効の援用が信義則違反により認められないとの点を争った。	本件被害者の請求に対する本件会社の消滅時効の援用は、信義則違反により認められないか。	本件会社の破産管財人の発言は、事実をそのとおり述べたにすぎず、本件被害者が本件破産管財人から権利行使を妨害されたこともうかがえない。また、控訴人補助参加人(保険会社)に対する訴訟は、本件会社に対する時効の中断事由としての請求であると評価することはできない。さらに、本件損害賠償請求が認められても保険金で賄われることから本件会社に実質的出損がないことは、本件会社があらかじめ保険料を負担して保険契約を締結していた効果の帰結であって、これをもって消滅時効の援用が許されないとする事情とみることは相当でない。本件会社は破産したとはいえず、債務者が破産した場合にはこれに応じた債権者の権利行使の手段が存在することに照らすと、本件会社による消滅時効の援用が信義則実の原則に反するとはいえず、他にこれを認めるに足りる事情はない。	(第一審請求額9,443,950)	原判決一部取消	平成29年9月14日		0	ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0914 6006)	訴訟リストNo.397の控訴審。
399	東京地裁	平26(ワ)31484号		丸のご切断機指切断事件	丸のご切断機を使用する作業に従事していた男性	丸のご切断機の製造販売会社	工作機械を使用して角材を切断する作業中、切断が終了した材料を取り出すとして左手を機械内に挿入した際に回転中の丸のこ刃に触れて左手中指を切断するなどの傷害を負った者が、本件機械を製造販売した会社に対し、製造物責任法3条又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件機械における製造物責任法上の欠陥の有無。 ②不法行為責任の成否。	①自動運転であれ手動操作であれ、本件機械を使用して材料を切断する場合、少なくとも最後の端材を取り出す際には丸のこ刃付近に手を挿入して端材を取り出す工程が不可避的に存在し、作業者が丸のこ刃に手を触れる危険性がある。一方、本件機械が製造された平成16年当時、機械による労働災害を防止するため、機械操作による労働災害の危険の大きさに鑑み、機械の危険源が運動しているときに人が身体を危険源に近づけることがないような装置を備えることが、厚生労働省の「機械の包括的な安全基準に関する指針」などにおいて求められていた。そのオプション装置としての価格を合わせ考慮しても、このような安全装置を標準装備することに困難はない。したがって、こうした安全防護装置を備えないことは、通常有すべき安全性を欠いているといえ、本件機械には製造物責任法3条にいう欠陥がある。 ②本件機械の製造販売会社には製造物責任法3条に基づく責任が認められ、不法行為に基づく損害賠償請求によっても、すでに示した損害額を超える損害を認めることはできないから、不法行為に基づく損害賠償請求の責任原因について検討するまでもない。	32,075,275	一部認容	平成29年1月24日	6,501,165	判例タイムズ1453号211頁ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0124 8010)		
400	東京地裁	平26(ワ)30212号		長ねぎO148食中毒事件	食中毒が発生した給食施設に保険金を支払った保険会社	長ねぎなどの青果物の加工販売業者	複数の給食施設において発生した食中毒事故は、加工された長ねぎに毒素原性大腸菌O148が付着していたという製造物責任法3条の欠陥があったことによるものであり、また本件加工販売業者が長ねぎを加工するに当たり適切な洗浄や消毒を行わなかった過失によるものであるとして、給食施設に保険金を支払った保険会社が長ねぎを加工して納品した業者に対して製造物責任法3条及び民法709条に基づく損害賠償請求権を有すると主張し、保険法26条1項に基づく代位請求を行ったという事案。	①食中毒事故の発生原因。 ②本件食材の引渡時における欠陥の有無(製造物責任の成否)。 ③加工販売業者の結果回避義務違反の有無(不法行為責任の成否)。	①本件食中毒事故の発生原因は、料理として提供された時点で本件食中毒食材に発症菌量に達したO148が付着していたことによるものである。 ②本件加工販売業者が本件食材を給食施設事業者へに納品する場合には、調理の上で消費者に対し提供を行う給食施設事業者においてO148の増殖を予防する策をとることが想定されているということができ、本件加工販売業者が引き渡した時点で食中毒発症菌量に至らないO148が付着していたとしても、本件食材に法2条2項のいう欠陥があったと評価することはできない。また、引き渡し時に本件食材に発症菌量のO148が付着していた事実は推認できない。よって引渡時において本件食材に欠陥があったとはいえない。 ③被告の加工施設において塩素浸漬濃度の低下や浸漬時間の短縮は認められず、本件加工販売業者において殺菌を適切に行わなかったとの結果回避義務違反があったとは認められない。その他に本件食中毒事故の発生が本件加工業者による殺菌方法等の不備によるものと認めるに足りる事情がない。	41,349,851	請求棄却	平成29年9月5日	0	ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0905 8005)		

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
401	横浜地裁	平成26(ワ)1898号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患(2)	石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことに伴い石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者又はその相続人	国及び石綿含有建材を製造・販売した企業ら	建築作業等の従事者又はその相続人らが、建築現場で使用された石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露したことで石綿関連疾患に罹患したとして、石綿含有建材の使用についての規制権限を有していた国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、石綿含有建材を製造・販売した建材メーカーらに対しては民法719条1項及び製造物責任法3条に基づき、損害賠償を求めた事案。	①国の公務員の規制権限不行使の違法性(労働関係法令に基づく規制権限の不行使) ②国の公務員の規制権限不行使の違法性(一人親方や個人事業主である建築作業従事者らの旧労働基準法・労働安全衛生法上の保護対象性) ③国の公務員の規制権限不行使の違法性(労働基準法に基づく規制権限の不行使) ④国の公務員の規制権限不行使の違法性(労働者災害補償保険法に基づく規制権限の不行使(一人親方等関係)) ⑤石綿含有建材を製造・販売していた企業らの警告義務違反・石綿不使用義務違反・石綿含有建材に関する欠陥の有無 ⑥石綿含有建材を製造・販売していた企業らの共同不法行為の成否。	①労働大臣が労働安全衛生法27条1項、22条1号の委任に基づく規制権限を適切に行使して、事業者に対し、罰則を伴形式で、明示的に、労働者による呼吸用保護具の使用を義務付けるべきであったにもかかわらずこれを怠ったこと、及び、労働安全衛生法57条及び同法27条1項の委任に基づく規制権限を適切に行使して、石綿含有建材の外装、包装等への警告表示及び建築作業場における石綿の取扱い上の注意事項等の掲示を義務付けるべきであったにもかかわらずこれを怠ったことは、著しく合理性を欠き、国家賠償法の適用上違法であった。 ②労働安全衛生法は、いわば姉妹法の関係にある労働基準法9条所定の「労働者」を保護対象とすることを前提としている。当該「労働者」に該当しない一人親方等に関する内閣又は労働大臣の規制権限の不行使が違法と評価されることはない。 ③建築基準法は、建築物の不燃化を促進することによって火災を防止し、これにより国民の生命、健康及び財産を保護することを目的とするものであり、建築物の建築等の作業に従事する者の石綿粉じん曝露による健康障害までを防止する趣旨で規定されたものと解することは困難である。よって、建築基準法に基づく規制権限の不行使に関する主張は採用することができない。 ④労働者災害補償保険法は、労働災害が発生した後、事後的にその補償等を行うことを目的とした法律であり、労働安全衛生法務違反・石綿不使用義務違反等の労働安全衛生と連関する事項について想定し得るものとは考えられない。国が、一人親方等との関係において、労働者災害補償保険法に基づき、規制権限を行使しないことが、国家賠償法上違法と評価されることはない。 ⑤石綿含有建材を製造・販売した企業らには、遅くとも昭和51年1月1日以降、各建材を製造・販売するに当たり、使用者が石綿に起因する粉じんに曝露し、石綿関連疾患に罹患することを防止するため、外装・包装等に、含有する石綿に起因する石綿関連疾患に罹患する危険がある旨、および当該危険を防止するため、当該建材の取扱いに際しては呼吸用保護具の着用が必要である旨を明示して、これらを警告すべき義務を負っていたが、これを怠り、不法行為法上の過失があった。平成18年までの間、国による規制の内容を超えて、石綿を使用しない義務を負っていたと認めることはできない。石綿を含有することは、欠陥と評することはできない。また、指示書上の欠陥については、不法行為上の警告義務違反と同内容を指すものと評価でき、かつ、本件において、不法行為責任の方が適用期間の観点においてより広範であって製造物責任法に基づく責任を包摂するものといえるから、検討しない。 ⑥石綿含有建材を製造・販売する企業の製造・販売行為が、石綿関連疾患を発生させる石綿粉じんへの曝露の蓄積に寄与したことが認められる場合には、当該行為の寄与の程度が不明であったも、被害者の立証の困難を軽減し、被害者を救済するにいう観点から、民法719条1項後段を類推適用し、当該行為者に損害賠償責任を認めるのが相当である。	建築作業従事者1人当たり38,500,000円 (原告がその承継人である場合は、上記金額に当該原告の相続分を乗じた額)	一部認容	平成29年10月24日		総額368,236,000円 原告のうち、国への請求が認められた者について、建築作業従事者1人当たり9,800,000円、企業らへの請求が認められた者について、建築作業従事者1人当たり9,240,000円～13,305,600円	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2017WLJ PCA1024 6001)	
402	東京高裁	平成24(ネ)4631号		石綿(アスベスト)粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患(1)事件(控訴審)	石綿粉じん曝露により生ずる疾患に罹患したと主張する元建築作業従事者又はその相続人	国、石綿含有建材を製造・販売していた企業ら	主として神奈川県内で建設作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことに伴い、疾患に罹患したと主張する元建築作業従事者又はその相続人が、国及び石綿含有建材を製造・販売していた企業らに対して、損害賠償を求めた事案につき、国、石綿含有建材を製造・販売していた企業らの責任を認めず請求を棄却した第一審に対する控訴審。	①石綿関連疾患に関する医学的知見の形成状況 ②国の労働関係法令に基づく規制権限不行使の違法性の有無 ③国の建築基準法令に基づく指定・認定行為の違法性の有無 ④国の建築基準法令に基づく権限行使の違法性の有無 ⑤石綿含有建材を製造・販売していた企業らの共同不法行為の成否 ⑥石綿含有建材を製造・販売していた企業らに対するXの請求権の消滅時効の成否 ⑦国と石綿含有建材を製造・販売していた企業との共同不法行為の成否。	①一部補正のほか、原判決のとおり。 ②国は、遅くとも昭和56年1月の時点で、昭和50年改正時の構想を見直し、その実効性を確保するために、規制・監督権限を行使しなかつたことは、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであったと認められる。 ③建設大臣が昭和47年以降、石綿含有建材を指定・認定した行為が直ちに不合理なことはいえない。 ④昭和45年12月15日以降の各時点において、国が吹付け石綿の耐火構造への指定を取り消さなかつたことに権限不行使の違法性は認められない。建築作業従事者に対する石綿粉じん曝露防止措置を義務付けなかつたことに権限不行使の違法性は認められない。 ⑤被災者の全体的な曝露量との関係で、主要曝露建材を製造・販売した企業らの集团的寄与度を定め、これに応じた割合的責任の範囲内で、民法719条1項後段を適用して、連帯責任を負担させるのが相当である。 ⑥国交省データベースが公開されていたことと石綿粉じん曝露により生ずる疾患に罹患したと主張する元建築作業従事者らが労災認定等を受けたことから直ちに、労災認定等を受けた時点で「損害及び加害者を知った」と認めることはできず、消滅時効の主張は認められない。 ⑦監督官庁である国の規制・監督権限の不行使と規制・監督対象者たる石綿含有建材を製造・販売していた企業らの行為とは、共同して他人に損害を生じさせるような一体性があるとはいえず、国と石綿含有建材を製造・販売していた企業らとの間に共同不法行為責任は成立しない。	本件元建設作業従事者1人当たり38,500,000円	一部認容	平成29年10月27日		不明	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2017WLJ PCA1027 6001)	訴訟リストNo.195の控訴審。
403	東京高裁	平成28(ネ)5884号		原発メーカ一損害賠償請求事件	原発事故及びその報道等によって精神的苦痛を被ったと主張する者	原発事故を起こした原子炉を製造した会社(原発メーカ)3社	東北地方太平洋沖地震を契機として発生した原子力発電所における事故及びその報道等によって精神的苦痛を被ったとして、原発メーカ3社に対して、損害賠償請求権に基づき、又は、電力会社が同3社に対して有する求償権若しくは損害賠償請求権を代位行使して、損害(慰謝料)の一部として連帯支払を求めたことにつき、請求を却下しない棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①原賠法の責任集中制度の違憲性 ②責任集中制度を主張する者の権利の濫用該当性 ③債権者代位権に係る訴えの適法性 ④その他。	①ノー・ニュース権侵害、憲法29条違反、同14条違反、同32条違反、適用違憲、立法事実の消滅といった主張はいずれも採用することができます。原子力損害の賠償に関する法律について責任集中制度は憲法に違反しない。 ②責任集中制度は原発メーカからの主張の有無を問わず、控訴人らの請求原因としての主張自体から当然に適用になり、原発メーカらが権利行使したわけでも抗弁を提出したわけでもないから、権利の濫用に当たると判断される余地はない。 ③債権者代位権に係る訴えは、債務者の無資力要件を欠くから、不適法である。 ④その他の請求も認められない。	訴訟代理人弁護士に委任している原告ら各100万円 選定当事者ら：選定者1人当たり1,000,000円	控訴棄却	平成29年12月8日		0	裁判所ウェブサイト ウエストロー・ジャパン (2018WLJ PCA1208 9001)	訴訟リストNo.382の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
404	東京地裁	平28(ワ)36711号		折り畳み自転車シートポスト破断事件	自転車を運転していた男性	自転車の販売業者 自転車の輸入業者	本件自転車で走行中、シートポストが破断したことにより路上に転倒し、左足関節内果外果脱臼骨折の傷害を負った者が、本件自転車の販売業者および輸入業者に対し、シートポストに必要な耐久性を備えていない、またはシートポスト上の刻印が強度を低下させ破断につながったという設計上の欠陥があり、破断の危険性について指示・警告上の欠陥があったとし、製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めた事案。	①本件自転車における欠陥の有無。 ②自転車販売業者の表示製造業者該当性。	①本件自転車のシートポストは、自転車材料に広く使用される適切な部材を使用し、JISの定める所定の基準を満たすものであって、その設計強度に全く問題はなく、必要な耐久性を備えていた。また、刻印の存在やその位置が原因となって強度が低下し破断したという設計上の欠陥があったと評価することもできない。通常の使用者であれば、標準乗員体重を大きく上回る者が本件自転車を使用する場合、固定位置に関する指示を遵守しなければシートポストに過大な負荷がかかって破断し、死亡または負傷する危険性が高いことを十分理解し得たので、指示・警告上の欠陥があったとはいえない。 ②は判断せず。	100,000,000	請求棄却	平成30年2月16日	控訴	0	金融・商事判例1552号39頁 ウエストロー・ジャパン(2018WLJPCA02168004)	訴訟リストNo.407の第一審。
405	東京地裁	平27(ワ)37137号		人工呼吸器の動作停止による死亡事件	死亡した人工呼吸器の使用者の妻および子	人工呼吸器等及びこれらの関連機器の輸入、製造・販売を行っている会社	人工呼吸器が動作を停止したことで使用者が死亡したのは、人工呼吸器のAC電源コードが通常予見される方法で使用されていたにもかかわらず断線したことが原因であり、当該人工呼吸器には欠陥があったとして、死亡した使用者の相続人が本件製品を輸入した会社に対し、製造物責任法3条に基づき、損害賠償の相續分及び各固有の損害賠償を求めた事案。	①本件製品の製造物責任法上の欠陥の有無。 ②本件製品の欠陥と損害との間の因果関係の有無。	①医療従事者の支援が常時受けられるわけではないという在宅療養の性質上、本件製品は、患者、その家族及び介護者等の本件製品の使用者が、当該機器が生命維持装置であり患者の生命・身体に安全に直結するものであることを十分に理解した上で、医師の処方及び指導・取扱説明書に従って自ら使用することが当然想定されている。電力供給状態に関してアラームが発生した場合には、使用者としては、バッテリー残量等の表示やアラーム機能により提供される情報を確認し、内部バッテリーが消耗してしまいう前に、アラーム対応表に従ってバッテリー交換等の適切な対応を行い、それによってアラームの原因が解消されるか(アラームが発生しなくなるか)を確認し、原因が解消されない場合には更に被告の床やマットを受け取る等の適切な措置をとることが本件製品の通常予見される使用形態であるといふべきであり、このように解したとしても患者の家族等の本件製品の使用者に過度の負担を課すことにはならない。患者の家族等は、本件機器のAC電源コードが断線した後、アラーム対応表に従った対応をとっていない。一方で、AC電源コードが断線した後も、本件製品は、着脱式バッテリー及び内部バッテリーにより約8時間半にわたり動作しており、バックアップ電源は想定されているとおり機能している。よって、本件事故は、使用者が通常の使用方法に従って使用していたにもかかわらず電源が消失し、動作を停止したことによるものとはいえず、その他に本件製品及びそのAC電源コードに欠陥が存在し、これによって本件事故が生じたと認めるに足りる証拠もない。 ②は判断せず。	総額 56,020,715 原告X1: 26,519,135 原告X2～X5: 7,375,395	請求棄却	平成30年2月27日	0	ウエストロー・ジャパン(2018WLJPCA02276006)		
406	長崎地裁	平28(ワ)123号		火災事故遺族PTSD事件	加湿器を原因とする火災によって死亡したグループホーム入居者の子	グループホームの運営会社 加湿器の製造業者	グループホーム内に設置された加湿器の発火を原因とする火災で母親が死亡したことによりPTSD(心的外傷後ストレス障害)に罹患し後遺障害を負ったと主張する者が、グループホーム運営会社に対しては民法709条に基づき、加湿器の製造業者に対しては製造物責任法3条に基づき、損害賠償を求めた事案。	①本件加湿器の製造業者の責任原因等。 ②被告らの行為と被害者の遺族の精神疾患との相因果関係の有無。	①は判断せず。 ②本件被害者の遺族が本件事故において母が死亡したことによりストレス等を受け、それにより精神疾患に罹患した可能性が考えられるとしても、直接の被害者と同程度のような事情があったとは認めがたい。本件被害者の遺族が精神疾患に罹患して治療費等の損害を被ったものとしても、その損害は本件加湿器の欠陥及びグループホーム運営会社の過失との関係において間接的なものといわざるを得ず、相当因果関係のある損害と評価することはできない。	20,362,155	請求棄却	平成30年6月8日	0	ウエストロー・ジャパン(2018WLJPCA06086001)		
407	東京高裁	平30(ネ)1278号		折り畳み自転車シートポスト破断事件(控訴審)	自転車を運転していた男性	自転車の販売業者 自転車の輸入業者	本件自転車で走行中、サドル下のシートポストの破断により転倒負傷した者が、本件自転車には製造物責任法上の欠陥があったとして、本件自転車の輸入業者および本件自転車に自らの商標を表示していた者に対し、損害賠償を求めた事案。	本件自転車の欠陥の有無。	本件シートポストの破断は、本件自転車を、自転車の通常の使用方法に従い、取扱説明書の記載に違反することなく使用してきたにもかかわらず発生したものであって、本件シートポストには、何らかの製造上の欠陥があり、シートポストとして必要なだけの耐久性を備えていなかったものと認定すべきである。すなわち、大量生産される工業製品の中に不可避免的に発生する規格や仕様から逸脱する不良品(アウズライザー)であったものと推認するのが相当である。したがって、本件自転車には製造物責任法2条に規定する欠陥がある。	100,000,000 (第一審請求額 100,000,000)	原判決取消、差戻	平成30年7月25日	差戻	0	金融・商事判例1552号34頁 ウエストロー・ジャパン(2018WLJPCA07256003)	訴訟リストNo.404の控訴審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
408	大阪高裁	平28(ネ)863号		アスベスト粉じん曝露(ばくろ)石綿関連疾患(控訴審)	石綿(アスベスト)粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患に罹患した大阪事件(控訴審)	国及び石綿含有建材を製造・販売した企業	建築作業等の従事者又はその相続人らが、建築作業現場で使用された石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露したことによる石綿関連疾患に罹患したことを、石綿含有建材の使用についての規制権限を有していた国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、石綿含有建材を製造・販売した建材メーカーから22社に対しては民法719条1項及び製造物責任法3条に基づき、損害賠償を求めたことにつき、国に対する請求を一部認容し、企業等に対する請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①労働関係法令(旧労働基準法、労働安全衛生法)に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ②労働者災害補償保険法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ③建築基準法に基づく規制権限不行使の違法性の有無。 ④一人親方等の保護に関する立法行為の違法性の有無。 ⑤民法719条1項に基づく共同不法行為責任の成否。 ⑥製造物責任法3条に基づく責任。	①石綿粉じんについては昭和33年3月31日頃、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚については昭和47年頃、石綿粉じん曝露により発症するとの医学的知見が確立した。また、国は、遅くとも昭和50年時点において、少なくとも、建築現場における屋内作業場での石綿含有建材の切断、せんれ、研磨、破砕、解体、混合又は粉状の石綿等を容器から出し入れする作業及び屋内外における石綿含有建材(石綿粉じん曝露作業)に従事することにより、建築作業従事者(石綿含有建材)に曝露する危険性により生ずる危険性を具体的に認識することができた。それを踏まえ、防じんマスクの着用、建築現場における警告表示(作業現場掲示)、石綿含有建材への警告表示の各義務付けについては、国の規制権限不行使は違法であった。さらに、平成3年末には、石綿含有建材の製造等を禁止する規制権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠き、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。一方、労働関係法令の保護対象に一人親方等が含まれるかについては、労働安全衛生法22条、23条、27条1項、55条及び57条の直接の保護対象に一人親方等は含まれない。しかし、労働安全衛生法55条及び57条の規定は、作業者に健康障害を生じさせるような物質が作業現場に持ち込まれないよう、持ち込まれた場合においてもその有害性を直ちに認識できるよう配慮した規定であり、その効果は、作業者が労働者と評価される者であるかどうかに関わらない。労働者に対する規制権限の不行使があった場合の国家賠償の保護範囲としては、労働者とは評価できない時期がある又は労働者とは評価できない一人親方等にも及ぼすのが相当である。 ②労働者災害補償保険法に基づく規制権限不行使の違法性は認められない。 ③製造等を禁止すべき規制権限の不行使の違法性を認めたとし、建築基準法2条7号から9号までの権限不行使については検討の要をみない。また、建築基準法90条に基づく規制権限不行使の違法性は認められない。 ④保護すべき法益が生命健康である以外に十分な主張立証がされておらず、これのみでは労働安全衛生法の改正まじないことが憲法の規定に違反するものであることが明白であると認められない。 ⑤マーケットシェアなどに照らし、被災者ごとに特定された各主要原因企業のグループは、建築作業従事者の石綿関連疾患発症を予見しながら、適切な警告表示を行っていない。昭和50年1月1日以降、多数回、主要原因建材に当たった石綿含有建材を製造販売して流通に置き、それが建築現場に到達し、建築作業の過程で石綿粉じんが発生し、被災者らが石綿関連疾患を発症したと認められる。各主要原因企業のグループは、石綿含有建材の製造販売という点では、石綿関連疾患発症を引き起こす危険性のある行為をしたものであり、その累積により被災者らの疾患が発症した。また、石綿含有建材を製造する企業としては、他企業の存在、建築現場への石綿含有建材の累積を認識していた。したがって、各主要原因企業のグループは、被災者に対し、民法719条1項後段類推適用に基づき、連帯して損害賠償責任を負う。 ⑥設計上の欠陥については、特段の立証が認められる余地がない。警告上の欠陥については、警告表示義務違反の共同不法行為責任と重なるため、判断せず。	建築作業従事者1人当たり各38,500,000(相続人又は受遺者による請求の場合には、相続した割合等に相当する金額) 建築作業従事者1人当たり各38,500,000	一部認容	平成30年9月20日		総額:218,047,500 建築作業従事者1人当たり7,425,000 ~14,850,000	裁判所 ウェブサイ ト 「エスト ロー」 ジャー ナル (2018)WLJ PCA020 9009 判例時報 2404号 240頁	訴訟リストNo.381の控訴審。
409	静岡地裁	平14(ワ)43号		木材加工用機械指切断事件	木材切断加工作業に従事していた者	国及び本件機械の製造販売業者	本件機械を使用する作業に従事中、右手第2指から第5指までを丸の回転刃で切断した者が、国に対して選択的に国家賠償法1条1項、2条1項及び民法715条1項に基づく損害賠償を請求し、本件機械の製造業者に対して製造物責任法又は民法709条に基づく損害賠償を請求した事案。	①本件事故の態様 ②国の国家賠償法1条1項の過失の有無 ③国の国家賠償法2条1項の設置、管理の瑕疵の有無 ④国の民法715条に基づく責任の有無 ⑤国による適正な治療を受ける権利の侵害及び拡大の有無 ⑥本件機械の製造販売業者の製造物責任法又は民法709条の責任の有無 ⑦過失相殺の有無	①本件事故は、本件作業従事者が木材の切断面を再加工しようとして丸の回転刃昇降部を押し入れ、木材を引き戻そうとした際に起きたものである。本件作業従事者以外の作業従事者が切断面に不具合のある木材をコンパレーに集めて逆差し、被害者がこれを受け取るために丸の回転刃昇降部に手を差し入れたことで起きたものではない。 ②国の過失を認める前提となる事実とは認められない。 ③営造物が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、本件機械の設置、管理に瑕疵はない。 ④民法715条の責任が発生する前提となる、被害者以外の作業従事者による木材の逆差という事実が認められない。 ⑤本件作業従事者が収容されていた刑務所の医師及び職員に過失はない。 ⑥本件機械の構造、機能及び操作方法に照らせば、操作者が相応な注意をもって通常の操作手順で本件機械を操作するとき、両手で左右のスイッチを同時に押さなければ丸の刃が上昇せず、操作者の手が丸の刃に接触することはない。このような安全な機構を備えた本件機械は、人の生命・身体に危害を及ぼす危険性はなく、この種の機械が通常有すべき安全性に欠けることはない。設計上の欠陥については、本件機械は、左右二つのスイッチを両手の親指で同時に押し機械を起動させることを前提にして設計され、その安全性が追求されている。左手で左側のスイッチを押したまま右手を丸の回転刃昇降部に差し入れるという一般的に予測できない操作方法までを想定して危険防止措置を講ずる設計をする必要はなく、スイッチの構造、設置位置に欠陥は認められない。機械の作動を知らせる警告灯は設置されていないが、両手で同時にスイッチを押さなければ作動しない構造になっている上、丸の刃の切断位置をレーザー光線で常時照射し、手指が切断位置にかかれば、手指にレーザー光線が照射され、手指が危険な場所まで伸びていることが分かるような安全機能が備えられており、危険防止措置としては十分である。機械を操作している者の手指が丸の回転刃昇降部に当たることを防止するための塩化ビニール製の構造、強度についても、操作者がこれを切断することまで想定して機械の安全設計をする必要はない。また、ハンドルにぎりキヤップに関する説明義務についても、これらがなくとも通常の使用において特に危険な状態が生じるものではないから、取扱説明書において販売店に取替えを依頼するよう指示がなされていることで十分といえる。したがって、本件機械の製造販売業者に製造物責任法又は民法709条の責任は認められない。 ⑦判断せず。	20,000,000	請求棄却	平成18年1月20日	控訴	0	ウェブサイ ト 「エスト ロー」 ジャー ナル (2006)WLJ PCA0120 6008	訴訟リストNo.410の第一審。

NO	裁判所	事件番号	提訴(控訴等)年月日	事件名	原告・控訴人	被告・被控訴人	提訴(控訴等)の内容	争点	判決内容	請求額(円)	判決結果	判決(和解)年月日	確定控訴等	認容額(円)(和解額)	出典	備考
410	東京高裁	平18(ホ)1170号		木材加工用機械指切断事件(控訴審)	木材切断加工作業に従事していた者	国及び本件機械の製造販売業者	本件機械を使用する作業に従事中、右手第2指から第5指までを丸のこ回転刃で切断した者が、国に対して選択的に国家賠償法1条1項、2条1項及び民法715条1項に基づく損害賠償を請求し、本件機械の製造業者に対して製造物責任法又は民法709条に基づく損害賠償を請求したことにつき、請求を棄却した第一審に対する控訴審の事案。	①本件事故の態様 ②国の国家賠償法1条1項の過失の有無	①本件作業従事者の主張は原判決の認定を左右しない。 ②本件作業従事者の主張は国の国家賠償法1条1項に定める損害賠償責任を基礎付けるには足りない。	20,000,000	控訴棄却	平成18年6月21日		0	ウエストロー・ジャパン(2006WLJ PCA0621 6002)	訴訟リストNo.409の控訴審。
411	東京地裁	平27(ワ)2997号		耐食樹脂メタノール溶液白濁事件	メタノール溶液貯蔵タンクの内壁加工に耐食樹脂を使用した施工業者	耐食樹脂の製造業者及び耐食樹脂の販売業者	貯蔵タンクの内容物であるメタノール溶液が白濁したのは、タンク内面に使用した耐食樹脂が製造業者の作成文書で表示されている耐食性能を有していないためだと、貯蔵タンクの施工業者が主位的には、耐食樹脂の製造業者及び販売業者に対し不法行為責任に基づき、予備的には、本件製造業者に対し製造物責任等に基づく損害賠償を求めた事案。	①本件耐食樹脂が本件製造業者作成の文書に表示された性能を有するか否か ②本件製造業者及び販売業者の共同不法行為に基づく責任の有無 ③本件製造業者の製造物責任法3条に基づく責任の有無 ④本件製造業者の表明保証に基づく責任の有無	①一般に、耐食樹脂の耐食性能とは、専ら当該耐食樹脂を使用して成型された耐食FRPないしこれにより被覆された材料が腐食などにより劣化することを防止する性能のことを意味する。本件施工業者が主張する、メタノール100%の溶液に樹脂を浸漬させた場合に液の浸透しない濡りを生じさせないという意味で用いられているような事情はつかげられない。製造業者作成の文書についても耐食性能を本件施工業者が主張する意味で用いられている事情をうかがわせる証拠はなく、また、そうした耐食性能を保証する趣旨の文書であるとは解されない。本件耐食樹脂が本件各文書に表示された性能を有しない旨の本件施工業者の主張は、その前提を欠く。 ②①のとおり、本件耐食樹脂が本件各文書に表示された性能を有しないとは認められず、またメタノール溶液の白濁化現象の原因が本件耐食樹脂でないから流出した物質であるとは特定できない。本件製造業者及び販売業者の共同不法行為に基づく責任は認められない。 ③本件耐食樹脂が本件各文書に表示された性能を有しないことを前提に、本件耐食樹脂及び本件手引について、製造物責任法2条2項にいう欠陥があるとの主張は、①のとおりその前提を欠く。 ④本件耐食樹脂が本件各文書に表示された性能を有しないことを前提に、本件製造業者が、表明保証に基づく損害賠償義務を負うとの主張は、①のとおりその前提を欠く。	50,831,660	請求棄却	平成29年6月16日		0	ウエストロー・ジャパン(2017WLJ PCA0616 8011)	
412	東京地裁	平29(ワ)20930号		冷蔵庫発火事件	冷蔵庫を火元とする発火が発生した住居の居住者	冷蔵庫の輸入販売業者及び本件居住者との間で家財保険契約を締結していた損害保険会社	本件冷蔵庫を火元とする発火に遭った居住者が、本件冷蔵庫の輸入販売業者に対し、民法709条又は製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めるとともに、家財保険契約を締結していた損害保険会社に対し、保険金の支払と民法709条に基づく損害賠償を求めた事案。なお、本件冷蔵庫はリコールの対象となっていたものであり、発火の原因が本件冷蔵庫の欠陥にあることは当事者間で争いはない。また、訴訟に先立って、本件冷蔵庫の輸入販売業者より、本件居住者に対し、一定額の損害賠償金が支払われており、損害賠償及び説明に誤りがあったことによる精神的損害等について争った事案。	争点の前提となる損害額のほか、 ①本件冷蔵庫の輸入販売業者からの交渉態度に関する不法行為の成否 ②保険金請求に関する遅延損害金の起算日 ③製造物責任法3条1項の期間制限の成否 ④本件輸入販売業者の本件発火発生についての過失の成否	①本件冷蔵庫の輸入販売業者からの説明に本件居住者が主張するような虚偽は認められず、その交渉態度に関して本件居住者に対する不法行為は成立するとは認めない。 ②からみまでについては判断せず(本件輸入販売業者及び保険金支払義務は全部履行済みであると認められたため)。	本件輸入販売業者に対し、5,035,874 本件損害保険会社に対し、4,510,515	請求棄却	平成30年8月28日		0	ウエストロー・ジャパン(2018WLJ PCA0828 8008)	本件損害保険会社に対し、
413	東京地裁	平26(ワ)29176号		エアコン室外機発火事件	火災の起きた建物の本拠地ないし居住地としていた者ら	エアコン室外機の製造業者	本件建物を本拠地ないし居住地としていた者らが、本件建物の2階ベランダに設置していたエアコン室外機の発火に起因する火災により損害を被ったとして、エアコン室外機の製造業者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を求めた事案。	本件火災の発火源が本件室外機であるか否か	本件建物2階部分の焼損等の状況及び本件建物の居住者らの供述の状況からすれば、火災場所は2階ベランダであるというべきである。そして、2階ベランダ内において、本件室外機の外部に発火源が存在したことを具体的に想定し難く、本件室外機以外に発火源となり得るものは想定することができない一方、本件室外機内部が発火源となった蓋然性を示す事情は、これを認めることができる。したがって、本件火災の発火源は本件室外機であるものと認められる。本件室外機が2階ベランダに設置されたから本件火災が発生するまでの期間が1年10か月程度にすぎないことや、本件における全ての証拠を検討しても、居住者ら側において本件室外機を通常と異なる方法により使用したような事情は認め難いことと照らせば、本件火災は、本件製造業者の製品である本件室外機の欠陥により生じたものと推認することができる。したがって、本件製造業者は、居住者らに対し、製造物責任法3条により、本件火災によって生じた損害を賠償すべき責任を負うものというべきである。	総額：50,745,409 原告団体：17,914,059 原告X2：5,906,687 原告X3：4,000,000 原告X4：14,812,663 原告X5：3,112,000 原告X6：3,000,000 原告X7：2,000,000	一部認容	平成30年9月19日	控訴	総額：4,968,407 原告X2：3,066,317 原告X3：200,000 原告X4：3,182,094 原告X5：480,000 原告X6：400,000 原告X7：400,000	判例タイムズ1462号204頁 判例時報2418号20頁 消費者法ニュース118号253頁 ウエストロー・ジャパン(2018WLJ PCA0919 8001)	
414	福島地裁	平30(ワ)37号		カーナビルート案内自動車損傷事件	カーナビのルート案内に従って自動車運転していた所有者	カーナビの製造販売業者及び地図データベースの作成販売業者	本件自動車の所有者が本件カーナビが表示したルート案内に従って本件自動車を運転していたところ、案内された道路が狭い上に草木がせり出していたため本件自動車に擦過損が発生したとして、カーナビの製造業者及びカーナビに収録された地図データの作成販売業者に対し、製造物責任法3条又は民法709条に基づく、自動車の修理費用などの損害賠償を求めた事案。	①カーナビにおける製造物責任法上の製造物の欠陥の有無 ②地図データベースの作成販売業者の過失の有無 ③本件カーナビのルート案内と本件車両に生じた擦過損との相当因果関係の有無	①及び②については判断せず。 ③カーナビは、一定の地図情報等に基づき車両の走行が可能と考えられる道路を表示することで、運転者の判断を補助するものに過ぎず、ルート案内された道路を走行するか否かは、車両の運転者が実際の道路状況や車両の車種・形態等の事情を踏まえて判断すべきのもであり、カーナビが表示したルート案内は運転者の判断資料の一つにすぎない。本件カーナビが本件道路を含むルートを表示すること自体が必ずしも不合理でない上、本件運転者は本件カーナビのルート案内に依存せず、自らの判断に基づき本件道路を走行しなければならぬところ、あえて本件道路の走行を選択したものであり、仮にその際に本件車両に擦過損が生じたとしても、それは本件カーナビのルート案内によって生じたものとは認められず、したがって、本件カーナビと本件車両との間に相当因果関係は認められない。	カーナビの製造販売業者に対し、437,219 地図データベースの作成販売業者に対し、カーナビの製造販売業者と連帯して399,500	請求棄却	平成30年12月4日	確定	0	判例時報2411号78頁	